

**論文**

- 生物多様性の主流化のための地方公共団体の役割に関する一考察  
—沖縄県による生物多様性地域戦略の策定を例に— 雨野 統 1

- ヴァーン・スナイダーの小説『八月十五夜の茶屋』  
—米国占領軍政府に見捨てられた警句・教訓— 渡久山幸功 17

**研究ノート**

- 沖縄の貧困に関する一試論  
—戦後沖縄における生活保護と「オルタナティブな近代」— 渡久山和史 35

- 風疹による聴覚障がい学生の追跡調査  
—沖縄大学での学生生活を中心に— 橋山 正見 43

- 沖縄の企業文化と再生への課題 仲宗根京子 53

- 中国農村集団土地所有関係の研究動向について（2） 小川 竹一 63

**調査報告**

- フィリピン・ビサヤ海におけるタイワンガザミ漁業 鹿熊信一郎 75

- 種子島・西之表市安納・沖ヶ浜田の人と自然の関係  
—持田三男さんのお話から— 盛口 満 87

- 久米島・仲地における植物利用についての聞き書きの記録 盛口 満 95

**共同研究班報告**

- 沖縄における団塊世代男性の地域活動への参加と生きがい  
—高齢期に移行する時期からの地域生活への支援のあり方を考える— 玉木千賀子 101

屋嘉比和枝  
島村 枝美  
國吉 和子  
村田 真弓  
上地 武昭

**実践研究報告**

- 公民館と大学による防災福祉コミュニティづくりの取り組み  
—「炊き出し」社会実験から— 稲垣 晓 119

『地域研究』投稿規定・執筆要項



2013年3月

## 生物多様性の主流化のための地方公共団体の役割に関する一考察

— 沖縄県による生物多様性地域戦略の策定を例に —

雨野 統\*

An examination of the role of local government for mainstreaming biodiversity  
— Focusing on the development of local biodiversity strategy by Okinawa prefecture —

AMENO Nori

### 要 旨

生物多様性に関する問題は、各地域の個別事情に即した取組みが必要で、地方公共団体も関与主体として主要な役割を担う。本稿では、生物多様性の主流化のために地方公共団体が果たす役割を考察することで、生物多様性条約の地域社会への浸透（国際法の受容・履行状況）について考察することを目的とする。

### 要 約

経済・開発活動、人間の自然に対する関心・働きかけの減少等を要因とする生物多様性の減少が、地球・国家・地域規模で問題となっている。国際平面では、生物多様性条約が締結され、生物多様性の保全と持続可能な利用の両立が条約の目的とされた。また、生物多様性条約締約国会議で生物多様性の損失を防ぐための具体策が議論、決定されてきている。また、国内平面では、同条約6条に基づき各締約国は、国家戦略を策定し条約を履行することが求められる。日本も5次に亘り生物多様性国家戦略を策定し、さらに生物多様性基本法を制定し、同条約の国内履行を推進している。生物多様性基本法では同条約の国内履行を進めるため、地方公共団体が生物多様性地域戦略を策定することが規定される。このような取組みは、生物多様性の保全とその持続可能な利用という考えを身近な市民生活レベルでの社会経済活動に組み込み、条約目的を実現するための活動を多様な主体により推進する「生物多様性の主流化」を実現するための一手段である。本稿は、地域の多様な主体による「生物多様性の主流化」を実現するため、地方公共団体がどのような取組みを講じているかについて、沖縄県による「生物多様性地域戦略」の策定過程を考察することで明らかにすることを目的とする。本稿では、海洋環境の保全に着目し、国内法制への「統合沿岸域管理」概念の受容と沿岸域の統合的管理に関する地方公共団体の役割について概観した上で、この点に関する沖縄県による取組みについても考察する。

### Summary

The loss of biodiversity has become one of the major problems at the global, national and at the local level due to various factors including; habitat change, overexploitation, pollution, invasive alien species and climate change. At the international level the Convention on Biological Diversity was adopted in 1992 to combine conservation of biodiversity with sustainable use of biodiversity. On the other hand, each contracting party shall, in accordance with its particular conditions and capabilities, develop the national biodiversity strategies, plans or programmes for the conservation and sustainable use of biodiversity or adapt for this purpose existing

\*沖縄大学地域研究所特別研究員、中央大学法学部兼任講師 n-ameno@muf.biglobe.ne.jp

strategies, plans or programmes (Article6). Since 1995, the Japanese government has attempted on five occasions to develop a national biodiversity strategy. The government has established the Basic Act on Biodiversity with the aim of clarifying the fundamental principles for conservation and sustainable use of biodiversity and thereby indicating the direction thereof and promoting related policies in a comprehensive and planned manner in 2008. This act imposes the local government to develop local biodiversity strategy for the promoting the implementation of this convention at the local level. Such is one of the measures on mainstreaming biodiversity in our society and our life. This article focuses on the role of local government for mainstreaming biodiversity; in particular, the development process of local biodiversity strategy by the Okinawa prefectural government. This article also examines the implementation of international law by local governments.

キーワード：生物多様性条約、生物多様性の主流化、生物多様性地域戦略、統合沿岸域管理

## 1. 問題の所在

「地球規模生物多様性概況3版 (Global Biodiversity Outlook3)」によれば、生物多様性の損失が指摘される。例えば、沿岸・海洋生態系ではマングローブ林、藻場、湿地等の沿岸の生息地の規模が縮小し、大気中から二酸化炭素を取除く等の生態系サービスの機能が脅かされている。このように沿岸の生息地では開発による圧力や海面上昇を要因とする「沿岸への圧迫」とも呼べる現象が起きていると指摘される<sup>1</sup>。このような生物多様性の損失の原因として、「4つの危機」が挙げられる<sup>2</sup>。生物多様性の急速な損失を食い止めるため、生物多様性条約第6回締約国会議では2010年目標を定め、生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させるとした<sup>3</sup>。しかし、「地球規模生物多様性概況3版」では2010年目標は、達成されなかつたと結論づけられ<sup>4</sup>、2010年に開催された第10回締約国会議では新たに戦略計画2012—2020（愛知目標）が採択された<sup>5</sup>。

生物多様性の損失は地球規模で生じている現象だが、その損失を防止するためには、生物多様性条約の各締約国が、自身の管轄権内の生物多様性の保全に実効的な措置を講じる必要性がある。この点、生物多様性条約6条は、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国家的な戦略、計画の作成や既存の戦略、計画を

調整することを締約国に求める。日本政府も1995年に生物多様性国家戦略を策定して以来、3次に亘り（2002年、2007年、2010年）見直しを行い、2012年9月に生物多様性国家戦略2012—2020を新たに策定した。また、2008年には生物多様性基本法が制定された<sup>6</sup>。日本政府は、自身の管轄権内の生物の多様性の保全のために実効的な措置を講じるため、短期目標として「生物多様性の主流化」を掲げている。これは、生物多様性条約の目的である生物多様性の保全とその持続可能な利用という考えを身近な市民生活レベルでの社会経済活動の中に組み込み、多様な主体により新たな活動が実践されることを指す<sup>7</sup>。そして、このために、地方公共団体、企業、NGO、住民等の地域の多様な主体が地域の固有性に即した取組みを促進するための制度の検討（生物多様性地域戦略の策定の支援）や地域が主体となった生物多様性の保全・再生活動が定められた<sup>8</sup>。このように日本政府も生物多様性の保全のため、国際的な取組みの推進とともに、生物多様性の保全活動の国内社会への浸透、とりわけ地域の現場レベルで主要な役割を果たす多様な主体の生物多様性の保全活動への参加の促進・強化を図ろうとしている。

本稿では、地域の多様な主体による生物多様性の主流化を実現するため、地方公共団体が、どのような取組みを講じているかについて沖縄県による生物多様性

地域戦略の策定過程を通じて考察する。このような考察を通じて、地方公共団体による国際法の履行過程について実証的に考察することが本稿の目的である。

また、上述の通り、沿岸の生態系の悪化が進行しているが、沖縄県でも赤土の流出、レジャー利用、サンゴ礁のイノーの里山的利用の減少等によるサンゴ礁の消失、埋立て・土砂流入による沿岸環境の悪化等海洋環境の悪化が進行している。本稿では、沖縄県が生物多様性地域戦略の策定を通じて沿岸の海洋環境保全に関してどのような施策を講じようとしているのかについても考察する。

## 2. 沿岸域の海洋環境の保全と地方公共団体の役割

本章では、まず、沿岸の海洋環境保全に関して中心概念となる「統合沿岸域管理」概念の日本の国内法制への受容と同概念に基づいて整備された海洋の保全と持続的な利用を両立させる法制度について概観する。次に、生物多様性の主流化に関する地方公共団体の責務・役割について概観した上で、生物多様性条約の目的を実現し、地域レベルで生物多様性の主流化を進めるための法制度の整備が法律レベルで如何に進展しているかにつき考察する。

### (1) 統合沿岸域管理の国内法制への受容

統合沿岸域管理に基づく沿岸の海洋環境保全は、アメリカで制定された沿岸域管理法が嚆矢で、その後、国連環境開発会議で採択された環境と開発に関するリオ宣言（原則4）、アジェンダ21（17章）や持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）で採択された実施計画を通して沿岸域管理手法の国際標準となった<sup>9</sup>。

日本で沿岸域が国土空間として最初に認識されたのは、1977年に閣議決定された第3次全国総合開発計画である。同計画では統合沿岸域管理は、高度経済成長期の海域・海岸の利用の急速な拡大と自然海岸・干潟の保全の両立に対応するために「海岸線をはさむ陸域と海域を沿岸陸海域（沿岸域）として一体的にとらえ、多面的な利用が可能な空間としての

特色を十分に生かしつつ、沿岸域の自然的特性、地域的特性、生態環境に応じて、保全と利用の間で適切な調整を行なう<sup>10</sup>」ものとして示された。その後、第4次全国総合開発計画では「自然環境の保全については、海域、都市から農林業地域、山岳森林地域までを連続した自然の系として認識し、多様な生態系の維持を基調としつつ、優れた自然風景等の自然環境の特性に応じて体系的な保全を図ることと、「多面的利用可能性を積極的に引き出し、その総合的・広域的な利用」を図ることを目的とした総合的な利用・管理のための計画策定の必要性が示された<sup>11</sup>。このような沿岸域圏を自然の系として陸域と海域を一体的に認識し、良好な環境の形成・保全と多面的な沿岸域の利用の両立を図るというアプローチは、その後の国土総合開発計画にも引き継がれた<sup>12</sup>。21世紀の国土のグランドデザインの策定を受けて、沿岸域圏総合管理計画策定のための指針が2000年に作成されたが、この指針はほぼ実施されることとはなかった<sup>13</sup>。

近年の日本周辺海域で生じている海洋問題や海洋政策に関連する国際的な潮流<sup>14</sup>を受けて、海洋政策の転換を図るため2007年に制定された海洋基本法でも統合沿岸域管理が採用された。同法は、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図るために、海洋に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民等多様な主体によって、海洋に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的とする。同法では、6条で「海洋の総合的管理」が基本理念として掲げられ、多様な問題が相互に関連する海洋問題を全体として検討し、総合的な施策が実施されることを規定する。また、25条で沿岸域の統合的管理が基本的施策として挙げられるが、これは国土総合開発計画で示されたアプローチと同様のものである<sup>15</sup>。

海洋基本計画では、海洋環境の保全との関連で第3次生物多様性国家戦略に基づく海洋における生物多様性の確保等の必要性が指摘され、両者は相互関

連性を有するが、生物多様性国家戦略2012－2020の中で統合沿岸域概念が如何に定められているかにつき検討する。同戦略では、国土のグランドデザインの中で海洋環境の保全は、沿岸域と海洋域に二分して言及される。その中で沿岸域は、自然の系として陸域と海域が一体的に認識される場、人間の活動と深い関わりをもつ場、豊かな生物多様性を有する場であるとされる。沿岸域の環境保全に関する基本戦略（森・里・川・海のつながりを確保する）として、統合沿岸域管理に基づく里海の管理、生物多様性の保全と持続可能な利用の両立を図る農林水産業の推進や海洋基本法及び海洋基本計画や海洋生物多様性保全戦略を考慮した海洋環境の総合的な保全と管理のための施策の検討が挙げられる<sup>16</sup>。

海洋環境の保全については、生物多様性国家戦略とは別に、生物多様性国家戦略2010に基づき、2011年3月に海洋生物多様性保全戦略が策定された。同戦略は、海洋基本法や海洋基本計画の内容も踏まえ策定された。同戦略では、基本的視点として、生物多様性国家戦略2010で示された基本的視点に加えて、5つの視点が示されたが<sup>17</sup>、「海洋の総合的管理」の中で、海洋基本計画で定められた海洋の総合的管理を踏まえ、統合的な視点から海洋の生物多様性の保全とその持続可能な利用を推進することを定める。そして、沿岸域については、「沿岸域における陸域とのつながりの重要性」が指摘され、広域的な視点で「陸と海とのつながりを考慮しながら流域を一体のものとして捉える取組も含めた沿岸域の総合的管理」を推進するものとされる<sup>18</sup>。

以上のように、日本でも統合沿岸域管理が採用され、沿岸の海洋環境の保全と持続可能な利用を両立させる法制度が発展してきている。とりわけ海洋基本法の制定は、「従前より海洋に係る諸問題が個別目的の実定法のもとで扱われてきたことから、海洋を総合的に管理するための政策枠組みや法的根拠が欠如<sup>19</sup>」していると指摘された日本の縦割りの海洋政策を克服しようとするもので、目的、理念、施策

面において、従来の縦割り行政、個別法制に基づく管理から統合的な管理へ移行することを宣言したものと評価される<sup>20</sup>。統合沿岸域管理は、海洋問題の連関性を前提に、①沿岸域概念を採用し、陸と海を一体して認識すること、②法の理念・目標で海洋の統合管理概念を採用し、総合的な海洋政策を実施すること、③既存の個別法制に基づく管理や縦割り行政の限界を改善すること、④統合的な施策を実施するため、実施主体の連携・協働を図ることを含むものである。そして、海洋環境保全に関する国内法には、海洋の統合的管理という概念のもとに相互作用が見られる。

しかし、海洋の統合的管理には、多様な利用主体の利害調整や従来の海洋管理の技術、方法、知識が分野ごとに縦割りの組織の中に蓄積されていること等困難が伴う<sup>21</sup>。ゆえに、各分野で海洋の統合管理概念を踏まえつつ、既存の法制度を精査し、地方公共団体、住民等の利害関係者の意思形成を図ることで、全体としての海洋管理の合意形成を図っていくことが、これら困難の克服につながり、実効的な海洋環境の保全につながるであろう<sup>22</sup>。このように海洋基本法を始めとする国内法制へ統合沿岸域管理概念を受容し、沿岸域の環境保全と持続可能な利用の両立を図る施策は、生物多様性条約の目的・内容を国内法レベルで実効的に実現させる方法の一環と言えよう。また、地方公共団体、住民等の利害関係者の意思形成を図りながら沿岸域の海洋環境の保全を図っていくボトムアップのアプローチは、生物多様性地域戦略の策定と関連する点で、次節以降で検討する生物多様性の主流化とも関連する。

## (2) 生物多様性の主流化と地方公共団体の責務

本節では、まず、生物多様性の主流化と地方公共団体の責務の関係について国際平面でどのような議論が行なわれているかについて検討する。その上で、生物多様性の主流化と地方公共団体の責務に関する国際的な議論が国内平面へ如何に受容されているか

につき検討する。具体的には、生物多様性基本法の目的や位置づけ、生物多様性国家戦略の目的や基本的視点について確認した上で、同法や国家戦略等で規定された生物多様性の主流化に関する地方公共団体の責務や生物多様性条約を地域レベルで履行させるための手段である生物多様性地域戦略の目的・意義や問題点について考察する。

地方公共団体等により生物多様性の主流化を図ることの重要性は、国際平面において認識されてきた。例えば、生物多様性条約第9回締約国会議（2008年）では地方公共団体が生物多様性の保全とその持続可能な利用に直接的な影響を及ぼすことが認識され、締約国は地方公共団体の役割を認識し、生物多様性地域戦略の策定の支援を促進することが確認された<sup>23</sup>。また、第10回締約国会議（2010年）では都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画が承認され、地方公共団体が生物多様性条約の実施で果たすべき役割が規定された<sup>24</sup>。締約国会議以外では、アジェンダ21の中で「アジェンダ21の支持における地方自治体のイニシアチブ」（第28章）として、地方公共団体の役割が言及された。つまり、アジェンダ21で指摘された問題の多くが地域に根差した問題であるため、地方公共団体の参加・協力が重要とされ、地方公共団体による環境政策・規制の確立や国家の環境政策の支援等が規定された<sup>25</sup>。そして、地方公共団体が、市民、地域組織、民間企業と協議に入り、ローカルアジェンダ21を採択することが規定された。また、2007年にブラジルのクリチバで開催された都市と生物多様性に関する国際会議では都市と生物多様性に関する問題への地方公共団体の参画の重要性が確認された<sup>26</sup>。国連持続可能な開発会議（リオ+20）でも生物の多様性・生態系に関する問題の地域の固有性や地域のコミュニティーの役割について改めて認識された<sup>27</sup>。

以上のような生物多様性条約の締約国会議における議論は、国内平面でどのように反映されているの

であろうか。以下、生物多様性基本法の制定、生物多様性国家戦略の策定を取り上げ、この点につき考察する。

生物多様性基本法の目的は、環境基本法の理念に則り、生物多様性の保全及びその持続可能な利用について基本原則を定め、生物多様性国家戦略等で策定された基本的施策を国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体を通じて総合的かつ計画的に推進することで、生物多様性の保全や自然共生型社会を実現することにある。このように同法は、環境基本法の下位法として、環境基本法の理念に則り、生物多様性の保全及びその持続可能な利用について基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務や施策の基本となる事項を定める。一方、同法は、生物多様性保全に関する既存の個別法の上位法として、個別法に共通する理念、基本事項、施策を定める枠組み法の役割を有する<sup>28</sup>。また、同法の制定により生物多様性国家戦略は、法定計画として位置づけられるが、国家戦略は環境基本計画に基づいて策定される一方、その他の国の計画は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、国家戦略を基本とするものとされた（12条1項、2項）。

各地域の固有性に応じて地域の生物多様性を確保していくために、生物多様性基本法では地方公共団体の責務・役割を規定する。これに関連する規定は、5条（地方公共団体の責務）、13条（生物多様性地域戦略）、14条（地域の生物の多様性の保全）、21条（多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等）、27条（地方公共団体の施策）である。とくに、13条では「都道府県及び市町村は、国家戦略を基本として、単独で又は協働して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定され、都道府県、市町村に国家戦略に基づいて当該区域内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して生物多様性地域戦略を策定するよう努力義務が課されている<sup>29</sup>。

このように地方公共団体は、地域戦略の策定等を通じて地域に即した活動を推進するための関与主体の一つとして位置づけられ、生物多様性の主流化を推進する重要な主体となる。

愛知目標を実現するための日本のロードマップとして策定された生物多様性国家戦略2012—2020では、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて生物多様性の状態を現状以上に豊かにすることと生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現を2050年までの長期目標として定め、生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けた日本の国別目標の達成のため、効果的かつ緊急な行動を実施することを2020年までの短期目標として定めた<sup>30</sup>。同戦略では、100年先を見据えた自然共生社会における国土のグランドデザインを描いた上で、長期・短期の目標の実現のために基本戦略と行動計画を定めた。基本戦略の前提として7つの基本的視点が示されたが、本節との関係では、生物多様性の保全とその持続可能な利用のためには、単に国家戦略を策定、実施するだけでなく、各地域の生物多様性の保全を担うコミュニティーの存在や現場の活動を重視した「地域に即した取組み」や地域に即した取組みを実現するために必要な多様な主体間の「連携と協働」という視点が関連する。これらの視点は、「生物多様性を社会に浸透させる」という基本戦略と関連づけられる。そして、生物多様性地域戦略の策定等の地域に即した取組みが、国家戦略と地域の活動をつなぎ多様な主体の連携を図ることで生物多様性を社会に浸透させる戦略的具体策として挙げられる<sup>31</sup>。地域戦略の例としては、①策定の計画段階から住民、事業者、専門家等の多様な主体と協働しながら策定されるもの、②地域の特性に応じた具体的な施策を提示しているもの、③ロードマップの作成や数値目標を導入しているものがある<sup>32</sup>。

地域戦略策定推進の背景には、生物多様性の問題は地球規模から全国・地域規模までの様々な階層性とつながりを意識しながら広域的な視点から各地域

における個別・具体的な課題の解決に向けて国内外で取組みを推進することが重要であるという認識がある<sup>33</sup>。また、地域戦略策定の重要性については、「国家戦略や基本法により地域固有の生態系の保全が科学的に重要とされても、各地域における生物多様性保全政策が、必ずしも変化進展しているわけではない」ため、「地域における政策や活動の転換が必要<sup>34</sup>」であること、「国家戦略で書かれている以上の中身を地域住民主導でデザインするための道具<sup>35</sup>」となることが指摘される。つまり、生物多様性に関する自然環境の条件や問題は地域ごとに多様であるため、多様な主体が地域の固有性を踏まえながら社会経済活動と自然が調和する魅力ある地域作りをすることが必要であり、地域戦略の策定は、これらに資し地域社会を豊かにすることにつながると認識されるためである<sup>36</sup>。

環境省によれば、2012年3月現在、18の都道府県と14市1町1区が生物多様性地域戦略を策定している<sup>37</sup>。しかし、地域戦略の策定は、都道府県や政令指定都市といった大規模自治体で策定が進む一方、中核市、特例市、その他市町村では取組みが遅れていると指摘される<sup>38</sup>。その要因としては、①地域戦略策定の努力義務規定が、小規模自治体ではほとんど認知されていないこと、②環境基本計画など従来の環境関連の行政計画と地域戦略との差異や位置づけが不明であること、③地域戦略の策定の必要性やメリット（効果）が不明であることが挙げられる<sup>39</sup>。また、④自治体が地域の生態系や生物多様性の実態を把握できていないこと、⑤生物多様性保全の問題が幅広い領域に関連するため、予算折衝や府内の合意形成に困難を伴うことなどを理由に、地域戦略の努力義務規定を認識しているにもかかわらず、策定の意向がない地方公共団体も存在する<sup>40</sup>。積極的に地域戦略の策定に取り組んでいる地方公共団体も多く存在するが、生物多様性を主流化し、地域に即した取組みに基づいて生物多様性条約の目的を地域レベルで実効的に実現させためには、このような課

題を改善していく必要があろう。

以上のように、生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略では沿岸域の統合的管理を含め生物多様性の保全とその持続的な利用に関する地方公共団体の役割が定められ、生物多様性の主流化を図る戦略や施策が定められたが、沿岸域の海洋環境の保全に関する地方公共団体の責務について関連する他の法政策についても確認しておく。

全国総合開発計画では沿岸域における環境の保全と多面的な利用を図るために施策を進める主体として、国以外に、地方公共団体が挙げられた。地方公共団体の役割として、「沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する『沿岸域圏管理』に取り組む」ことが挙げられ、沿岸域圏が広域に亘る場合には、関係する地方公共団体の連携が求められ、国は、計画策定指針を作成し、このような地方公共団体の取組みを支援するものとされた<sup>41</sup>。このように沿岸域圏の環境の保全について「広域的な視点から沿岸域を捉え、長期的な目標を掲げ、段階的な計画により環境の復元、創造を行なう」ために、「多様な主体による個別の事業と計画との整合を図るとともに、管理者間の連携の取組を計画で位置づけ、その総合的な推進を図る<sup>42</sup>」アプローチは、「連携と協働」という点で、生物多様性国家戦略で示された多様な主体による生物多様性の主流化とも一致するものであろう。しかし、沿岸域圏総合管理計画策定のための指針が実効的に実施されていないことは既に言及した通りである。海洋基本法では9条で地方公共団体の責務が規定され、12条で関係者間の連携・協力が規定された。9条では国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し実施する責務を有すると規定された。また、海洋基本計画では沿岸域の統合的管理の主体として、地方公共団体を主体とする関係者が挙げられ、各沿岸域の状況、個別関係者の活動や様々な事象等の情報を共有する体制作りを推進することが定めら

れた。そして、沿岸域の特性に応じた管理のあり方について地域の実情を踏まえた検討を行い、管理の内容を明確にした上で、合意の形成を図り適切な措置をとることとされる（第2部9(3)）。

ここまで考察で、国際・国内両平面において生物多様性の主流化を推進するために地方公共団体の役割が重視されていることが明らかとなった。生物多様性条約の国内法制への受容の方法としては、生物多様性基本法が既存の関連法の限界を克服し、環境基本法の理念や生物多様性の確保と持続的な利用の両立という条約の目的を効果的に履行するための枠組み法として制定され、同法に基づき策定される生物多様性国家戦略がより具体的な戦略・施策を提示するという方法が採られている。このような基本的枠組みの中で、地域の固有性を踏まえ、多様な主体間の連携と協働を図りながら総合的な施策を推進するという基本戦略を通じて、生物多様性条約の目的の社会への浸透が図られている。そして、生物多様性の主流化を推進するため、地方公共団体の役割が重視される。上述の通り、必ずしも全ての地方公共団体が地域戦略の策定に取組み、生物多様性条約の履行に関与しているわけではないが、地方分権一括法の施行の結果、地方分権型の環境行政の重要性は増している。地方公共団体がその責務を果たすためには、国と地方公共団体が協力・対等な関係の下で役割分担を明確にし、あらゆる主体が参加できる環境保全に関する決定・実施枠組みを構築する必要がある<sup>43</sup>。また、住民が主体的に環境保全活動を実施できる制度作りを地方公共団体は進める必要がある<sup>44</sup>。

### 3. 地方公共団体による生物多様性条約の履行過程

#### (1) 沖縄県生物多様性地域戦略の策定過程

前章においては、法律レベルでの生物多様性条約の受容について考察したが、本章では、地方公共団体が生物多様性条約を如何に受容し、生物多様性の主流化を如何に推進しているかについて沖縄県の生

物多様性地域戦略の策定過程を中心に考察する。

上述の通り、地方公共団体に生物多様性地域戦略の策定の努力義務を課し、生物多様性国家戦略2010では「2012年までにすべての都道府県が生物多様性地域戦略の策定に着手していること<sup>45</sup>」が目標とされた。沖縄県も県環境生活部自然保護課を中心として生物多様性地域戦略の策定に着手し、施策の方向性および取組みの検討を行なうため、沖縄県生物多様性地域戦略(仮称)<sup>46</sup>(以下、地域戦略)策定検討委員会(以下、委員会)を設置し、2011年9月から2012年11月現在までに4回の委員会を開催している<sup>47</sup>。地域戦略の策定のために行政、学識経験者、関連団体からなる委員会による検討と同時に、地域住民の関心を喚起し、意見を聴取するため、各地でワークショップも開催されている<sup>48</sup>。また、関連団体へのヒアリングも開催されている。このような策定手続きは、多様な利害関係者の意見を反映しながら、生物の多様性を保全し、持続可能な開発・利用を実現するものである。

沖縄21世紀ビジョンに掲げられる「『沖縄らしい自然と歴史、文化を大切にする島』を実現するためには、多様な主体と連携した取組を進める基本的計画が必要」であり、「沖縄県における生物多様性に関する課題を踏まえ、生物多様性を保全、維持、再生して次世代に繋げ、自然との『つながり』と自然からの『恵み』を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本計画として沖縄県生物多様性地域戦略(仮称)を策定する<sup>49</sup>」と地域戦略策定の目的が掲げられる。そして、このような地域戦略の策定は、上述の生物多様性基本法における地方公共団体としての責務を果たすこととなる<sup>50</sup>。

このような地域戦略は、既存の国内法や沖縄県の計画との関係でどのように位置づけられるだろうか。沖縄21世紀ビジョン、沖縄21世紀ビジョン基本計画との関係は上述の通りである。地域戦略は、生物多様性基本法に基づくもので、生物多様性国家戦略に方向づけられるものと位置づけられる。とくに生物

多様性基本法で掲げられる「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」に位置づけられる<sup>51</sup>。このように地域戦略は、生物多様性基本法制定の結果、法定戦略として位置づけられ、行政計画の一種とされる<sup>52</sup>。また、環境基本法との関係では沖縄県環境基本条例に基づき策定される新沖縄環境基本計画(仮称)と整合するものとされ、改定後の基本計画の中で地域戦略の位置づけが明らかにされる予定である<sup>53</sup>。地域戦略は、沖縄県環境基本計画の中で目標とされる「人と自然が共生する潤いのある地域づくり」を達成するために必要な施策に位置づけられる<sup>54</sup>。

地域戦略の内容について概観する。地域戦略では、まず、沖縄県全体と5つの圏域の生物多様性の現状と課題について具体的に分析した上で、グランドデザインとして目指すべき将来像と望ましい地域のイメージを示す<sup>55</sup>。県全体の課題としては、「経済活動によること」、「自然に対する関心・働きかけが減ること」、「外来種によること」、「地球温暖化によること」、「基地の存在によること」が挙げられる。前4者は、生物多様性国家戦略でも示される「4つの危機」に対応するものであるが、5つ目の課題は沖縄の人々が味わってきた経験を踏まえたものである。県全体の目指すべき将来像として、「自然を大切にすること」と「自然を大切にすること」が掲げられる。これは、持続的な生物多様性の確保や自然と共生する社会の実現、生物多様性の主流化を実現するものである<sup>56</sup>。また、目標については、中長期目標(2030年)と短期目標(2022年)が示され、前者では「人と自然が共生する豊かな社会を目指し、島々の生物多様性を育む」ことが掲げられ、後者では①「生物多様性を保全・再生し、生物多様性の恵みを持続的に享受する」、②「生物多様性に関する理解を社会的に浸透させる」ことが掲げられる<sup>57</sup>。これら中長期目標や短期目標を達成するための戦略として①「生物多様性の損失を止める」、②「生物多様性を保全・維持し、再生する」、③「自然

からの恵みを賢明に利用する」、④「生物多様性に対する認識を向上させる」、⑤「生物多様性保全に関する取組に県民の参加を促す」という5つが示される<sup>58</sup>。また、施策を実施するための基本視点として①科学的認識と予防的順応的態度、②島・圏域ごとの特性と、人と自然のつながりや生態系のつながりの重視、③社会経済的な仕組みの考慮、④各主体の積極的な参加による戦略の実効性の確保、⑤地球温暖化防止計画との連携が示される<sup>59</sup>。

これらの目標、戦略を実現するための行動計画については、第3稿までの案では具体性に欠けるものであったが、新たに策定された第4稿では、上述の5つの基本戦略と対応させ、3章で示された課題ごとに施策の方向性、事業・取組や担当課を示して具体化を図っている。海洋環境の保全の関連では、例えば、第1の戦略との関係で自然公園区域や自然環境保全地域等の保護区の拡大が示され、具体的な事業取組として糸満市、八重瀬庁南部を海域公園地区として検討することや県指定鳥獣保護区の新規指定の推進が挙げられる<sup>60</sup>。また、世界遺産登録の推進の中で、西表石垣公園の拡大や鳥獣保護区の国への移管が挙げられる。また、第2の戦略との関係では、沖縄県総合沿岸域管理計画（仮称）を策定し、サンゴ礁生態系保全、干潟の保全、陸域からの水質汚濁負荷の軽減、赤土等流出対策等を実施することで沿岸域を総合的に保全することが示される<sup>61</sup>。

地域戦略は、上述の通り、生物多様性基本法、生物多様性国家戦略や環境基本法等との整合性が図られているが、どの程度これらを具体化するものかについて検討する。生物多様性国家戦略で示された目標、基本的視点や基本戦略と地域戦略で示された目標、基本的視点や基本戦略は基本的に合致する内容であり、地域戦略の全体構成も生物多様性国家戦略に類似している。生物多様性地域戦略策定の手引きでは、生物多様性地域戦略の構成として、「現状と課題の整理」、「対象区域、目標の設定」、「施策の立案・体系化」、「推進体制の検討」、「進行管理の仕組

みの検討」が挙げられるが、以下、これらを基準にして、より具体的に地域戦略の策定内容について検討する。

「現状と課題の整理」については、生物多様性の定義、沖縄県における生物多様性・生態系サービスの特徴（4つの機能）、沖縄県の生物多様性の現状と課題に関して分析されている。これらについては、沖縄の生態系がもたらす恵み、生態系の現状や上述の5つの課題を要因とする各圏域の生態系が受けている影響について具体例を挙げて分析され、文書の内容が固まりつつある。ただし、地域における生物多様性の現状を把握するためには、「生物の分布等に関する情報（自然的条件）と土地利用等に関する情報（社会的条件）が必要である」ため<sup>62</sup>、適宜、生物多様性の保全に必要な基礎的データを整備していくべきであろう。

目標、戦略は、上述の通りであるが、この点、第2稿の案では抽象的な表現で具体性に欠けた内容であるため、目標、戦略設定の前提となるグランドデザインの提示、各地域の生物多様性の特色や土地の利用や開発の度合いを踏まえた目標・戦略の設定、目標を実現するための具体的な工程表の作成が必要ではないかという意見があったが<sup>63</sup>、第4稿の案ではグランドデザインとして、県全体と各圏域の目指すべき将来像について、理念が示された上で、望ましい地域イメージが具体的に示されている。生物多様性地域戦略の記述の方法には、定量的記述中心型と定性的記述中心型があるが<sup>64</sup>、沖縄県が策定する地域戦略は、後者に分類できよう。そのため、目標・戦略については、2030年までの中長期目標と2022年までの短期目標や基本戦略が定性的に示されるのみで、具体的な数値目標、工程表は示されていない。ただ、より実効的に地域の事情に則して生物の多様性を保全していくためには、より具体的な数値目標、工程表を設定することも必要であろう。

「施策の立案・体系化」についてみる。現状を把握し、課題を抽出し、対象区域に関係する目標を設

定すると、現状と目標の時間的・内容的ギャップが明確となり、このようなギャップをどのくらいの期間でどのような手法を用いて埋めるかという計画が必要であり、戦略策定に関しては、新規施策の立ち上げと既存施策へ生物多様性の視点を反映させることが求められる<sup>65</sup>。第3稿までの案では施策の例示に止まっていたが、第4稿では上述の通り、戦略と行動計画の関係性が明確化され、施策の方向性、事業・取組や担当部署が明記され、どのような手法で目標、戦略を実施するかが具体化され、生物多様性の保全とその持続的な利用に関する基本的な視点が反映されたものとなっている。海洋環境の保全との関係では、第1、2の戦略との関係で具体的な施策が示された。具体的な施策は、上述の通りであるが、第3稿までに示されていた「総合沿岸域管理の導入」、「海洋保護区の設定」という項目は第4稿では削除されている<sup>66</sup>。ただし、統合沿岸域管理については、海岸の保全・維持のために沖縄県総合沿岸域管理計画を策定し、沿岸域を総合的に管理することが示された。沿岸域という概念を用いて陸域からの水質汚染負荷の軽減への言及がなされたり、赤土対策とサンゴ礁の保全が関連づけられたりすることから陸域と海域を一体的に捉えて沿岸域の環境や生物多様性の保全を推進するものと推測される。沖縄県が策定する計画に基づき、地域に即した海洋環境の保全活動に多様な主体が参加する枠組みが構築されれば、沿岸域の生物多様性保全に関して、生物多様性の主流化が実現するものと考えられる。ただし、地域戦略では、海洋基本法、国土総合開発計画のような国内法制の中で定着している統合沿岸域管理概念への言及がないため、これら国内法制との関係性は不明である。また、沖縄県総合沿岸域管理計画を策定し、沿岸域でのサンゴ礁生態系の保全を推進するとあるが、そのための管理方法についてもどのような手法を用いるのか（規制的手法なのか非規制的手法なのか）不明である。さらに、国との間で、役割、権限、財源をどのように分担するのかも不明である。第3

稿までの案と比較すると、具体的な行動計画となりつつあるが、より具体的な管理体制、管理手法を示す必要がある。一方、海洋環境の保全のためには海洋法保護区の設定という施策も考えられる。海洋保護区の設定については、第3稿までの案と異なり、第4稿では行動計画として正面から取り上げられていないが、糸満市、八重瀬庁南部の海域公園地区の検討、西表石垣公園の拡大、鳥獣保護区の指定等が行動計画で示される。海洋保護区については、海に何らかの保護区を設定する行為自体は新しいものではなく、古くから設定されてきており、実際には、当該海域における保護の目的や利用の形態などに応じて多種多様な保護区が存在し、統一的な目的や規格に沿って発展してきたわけではないと指摘される<sup>67</sup>。日本では広範囲な面積を海洋保護区として設定する例はないが、改正自然公園法に基づく「海域公園地区」、自然環境保全法に基づく「海域特別地区」、鳥獣保護法に基づく「鳥獣保護区特別保護地区」、都道府県の漁業調整規則に基づく「禁漁区域」、漁業法の枠内で漁業者が自主的に設定する「禁漁区域」のように、独自の手法で100年以上にわたり沿岸環境を保全してきており、海洋保護区とみなせる例は数多く存在していると指摘される<sup>68</sup>。地域戦略で示された行動計画からは、海洋生物多様性保全戦略で示されたような地域における慣習等の法律以外の手法も含めた目的に照らした柔軟な措置を想定した日本独自の海洋保護区の設定<sup>69</sup>が考えられていると思われる。今後、海洋保護区を設定する場合、持続可能な水産業の推進、環境共生型観光地作りの推進との関係からは、行政機関と住民、利用者、海域に影響を及ぼす可能性のある活動を行なう者の間での対話を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用を両立させる管理体制の構築、ルール作りが必要となろう。また、生物多様性国家戦略等では重要海域を抽出し、海洋保護区の設定を推進することが行動計画として示されるが、国の計画との整合性も図る必要があろう。

「推進体制の検討」については、施策の実施に関して、誰がどのような分担をするのか、つまり、人、モノ、資金、情報を誰が拠出するのかが問題となる。このような問題解決のためには、様々な主体間の協働を戦略策定に関して考慮する必要があるとされるが<sup>70</sup>、第4稿では行動計画の担当部署が示されたが、未だ具体的な体制は示されていない<sup>71</sup>。

「進行管理の仕組みの検討」では、施策の進捗状況や目標の達成状況を定期的に点検、評価する仕組みを検討しておく必要があるとされるが<sup>72</sup>、地域戦略では進捗状況の管理を自然保護課内に設置する予定が示されるのみである<sup>73</sup>。

## (2) 沖縄県生物多様性地域戦略による生物多様性条約の履行

生物多様性条約の目的を実現するためには、単に国際平面で議論し、決定すれば足るわけではなく、地方公共団体、住民、利害関係者等が地域の固有性を踏まえた取組み（生物多様性の主流化）を効果的に実施しなければならない。本稿では、生物多様性条約の国内履行について、まず法律レベルにおける生物多様性の主流化推進の過程について考察した上で、次に生物多様性の主流化で中心的な役割を果たす地方公共団体による生物多様性条約の実施過程について、沖縄県による地域戦略の策定を具体例として考察した。

本節では生物多様性条約がどの程度、地域戦略の中に受容され、沖縄県による生物多様性条約の履行が進んでいるかについて考察する。沖縄県による地域戦略策定の背景には生物多様性条約の採択や第10回締約国会議の開催があり、生物多様性条約と地域戦略の関係性については、委員会の議論でも生物多様性に関する問題の国際的動向や国家戦略策定から地域戦略策定への流れが生じていることを踏まえた議論を行なわないと、議論が宙に浮いたものになるという発言がある<sup>74</sup>。この点から地域戦略は、生物多様性条約を地域の実情に即した形で実施するため

の計画として位置づけられよう。また、地域戦略のグランドデザインとして「自然を大切にするちむぐくるといきものとのゆいまーるを育む島々」が掲げられたが、これは、生物多様性条約の目的や愛知目標を実現しようとするものである。地域戦略策定の目的について、従来、開発と保全は、開発か保全かという二者択一の対立軸の上でしか議論されず、今後も直面するこの難問に対し、新しい合意形成の仕組みを創造していくことはできないかと問題提起されており<sup>75</sup>、地域戦略の策定が生物多様性の保全と開発の両立を実現するための枠組み作りを志向していることは明らかであろう。目標について、愛知目標では、「自然と人間の共生社会の実現」や「生物多様性の保全・回復や賢明な利用に基づく生態系サービスの保持」、「普遍的な恩恵の享受」が長期目標とされたが、これは地域戦略の中長期目標と同趣旨である。また、地域戦略で示された2つの短期目標のうち、第1の短期目標が愛知目標の短期目標と対応し、第2の短期目標も愛知目標の戦略Aと対応する。さらに、生態系の位置づけ方、計画期間、目標について締約国会議の成果と地域戦略のつながりを明確にした上で議論すべきという意見が出されている<sup>76</sup>。以上の点から、沖縄県が策定する地域戦略は、条約の目的・理念や国際的な議論の動向を共有しながら、生物多様性条約を地域レベルで履行することを目的とするものと考えられる。また、目標や基本的戦略という点でも締約国会議の決定の内容を履行するものである。しかし、前節で考察したように、条約の目的を具体的に履行していくための施策の立案や体制構築という点では、徐々に具体化されてきているが、未だその内容は不十分であり、生物多様性条約を地域レベルで履行するためには課題が残されていると言えよう。

## 4. むすび

生物多様性の主流化に関して、委員会では、そもそも生物多様性という概念が県民の生活にとってなじみ

がないのではないかということが問題となった。そのため、まず生物多様性に関する問題を身近な問題として如何に県民に知ってもらうべきかが重要であり、その上で如何に主体的に問題を取り組んでもらうかが課題とされた<sup>77</sup>。地域戦略の中でも生物多様性の主流化は、基本戦略や行動計画として示されている<sup>78</sup>。しかし、社会の中で生物多様性の保全と持続的な利用について合意形成されなければ、生物多様性条約の目的が真に実現されることにはならないであろう。生物多様性条約の目的を住民に身近な場面で実現するためには、地方公共団体、住民、企業等が他の主体との協議を通じ、他の主体から学び、互いに意思形成を図ることで地域戦略を策定し、協働しながら施策を実施していく必要があろう。従来、条約の国内履行は、国家を中心に行なわれてきたが、生物多様性の保全のように地球規模の問題と地域規模の問題が密接に関連する問題解決のためには、今後、地方公共団体、私人のような非国家主体の関与を踏まえた実行が必要となってくるであろう。

## 注

<sup>1</sup> 『地球規模生物多様性概況3版（日本語版 監修：香坂玲）』（環境省、2010年）46–50頁（<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/> 最終アクセス日：2012年11月18日）。英語版は、<http://gbo3.cbd.int> より入手可能。

<sup>2</sup> 『生物多様性国家戦略2010』（環境省、2010年）16–19頁。

<sup>3</sup> VI/26 Strategic Plan for the Convention on Biological Diversity (UNEP/CBD/COP/DEC/6/20 (27 May 2002)).

<sup>4</sup> 前掲注（1）83–84頁。

<sup>5</sup> X/2. The Strategic Plan for Biodiversity 2011–2020 and the Aichi Biodiversity Targets (UNEP/CBD/COP/DEC/X2 (29 October 2010)).

<sup>6</sup> 既存の個別法の制定主体・制定時期の違いから生じる法目的・保護対象の不一致、管理手法の古さ、地

域の固有性を活かした保全の必要性、市民参加の確保を理由に、既存法の限界を克服し、生物多様性の確保を効果的に実現するための包括的な法として生物多様性基本法が制定された（「自然と共生する社会の実現を目指して 生物多様性基本法」『時の法令』（1821号、平成20年 11/15）7頁、畠山武道「生物多様性基本法の制定」『ジュリスト』（No.1363、2008.9.15）52–53頁）。

<sup>7</sup> 前掲注（2）45頁。

<sup>8</sup> 同上、64–65頁。

<sup>9</sup> 『海洋白書 2011』（海洋政策研究財団、2011年）18–20頁。1999年の海岸法改正で「海洋環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」が追加されたが、対象範囲、主体が限定的で国際的な標準と比べ不十分であったと指摘される（同上、20頁）。

<sup>10</sup> 『第3次全国総合開発計画』（国土庁、1977年）47頁（[http://www.kokudokeikaku.go.jp/document\\_archives/ayumi/24.pdf](http://www.kokudokeikaku.go.jp/document_archives/ayumi/24.pdf) 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>11</sup> 『第4次全国総合開発計画』（国土庁、1987年）38–40頁（[http://www.kokudokeikaku.go.jp/document\\_archives/ayumi/25.pdf](http://www.kokudokeikaku.go.jp/document_archives/ayumi/25.pdf) 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>12</sup> 『21世紀の国土のグランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造—』（国土庁、1998年）46頁（[http://www.kokudokeikaku.go.jp/document\\_archives/ayumi/26.pdf](http://www.kokudokeikaku.go.jp/document_archives/ayumi/26.pdf) 最終アクセス日：2012年11月18日）。全国総合開発計画は、国土総合開発法に基づいて策定してきたが、同法は、2005年に国土形成計画法として改正された。国土形成計画法ではWSSD実施計画を踏まえて、海域の利用及び保全に関する事項が加えられた（川上泰司「新しい国土計画と海洋・沿岸域」『OPRFニュースレター』130号、2006年）（[http://www.sof.or.jp/jp/news/101-150/130\\_4.php](http://www.sof.or.jp/jp/news/101-150/130_4.php) 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>13</sup> 実施されなかった要因については、前掲注（9）20–21頁。

<sup>14</sup> 国連海洋法条約の採択、生物多様性条約の採択、アジェンダ21で示された「海洋環境保護」の新たなアプローチ（海洋の統合的管理、持続可能な開発）、WSSDで採択された実施計画、各国の海洋政策の進展が挙げられる。日本国内では、海洋政策研究財団の「海洋・沿岸域研究委員会」が提言した『21世紀の海洋政策への提言』が海洋基本法制定の契機となり、「海洋基本法研究会」に参加した自民、民主、公明3党が主導して法案が成立した（『海洋白書2008』（海洋政策研究財団、2008年）23—29頁）。

<sup>15</sup> 海洋基本法に基づき2008年3月に閣議決定された「海洋基本計画」でも統合沿岸域管理が採用され、沿岸域における利用調整、沿岸域管理に関する連携体制の構築も定められる（第2部9）。

<sup>16</sup> 『生物多様性国家戦略2012—2020』（環境省、2012年）66—67頁、90—92頁（[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=20763&hou\\_id=15758](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20763&hou_id=15758) 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>17</sup> 『海洋生物多様性保全戦略』（環境省、2011年）19—30頁。

<sup>18</sup> 同上、20頁。

<sup>19</sup> 前掲注（14）10頁。

<sup>20</sup> 寺島紘士「海洋基本法の制定の背景、経緯、論点」『ジュリスト』（No.1365、2008.10.15）8—10頁。しかし、海洋基本法は、統合的管理という概念を用いているが、海洋の生態系的一体性に基づく海洋の相互管理という考え方方が貫かれていているわけではなく、統合的管理を議論することは時期早尚という指摘もある（奥脇直也「海洋基本法制定の意義と課題」『ジュリスト』（No.1365、2008.10.15）14頁）。

<sup>21</sup> 奥脇直也「海洋立国と海洋の総合管理」『OPRFニュースレター』（179号、2008年）（[http://www.sof.or.jp/jp/news/151-200/179\\_1.php](http://www.sof.or.jp/jp/news/151-200/179_1.php) 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>22</sup> 前掲注（20、奥脇）14頁、来生新「海洋基本法・基本計画下での国内法政策の今後の課題」『ジュリスト』（No.1365、2008.10.15）25頁。

<sup>23</sup> IX/28 Promoting engagement of cities and local authorities (UNEP/CBD/COP/DEC/IX/28 (9 October 2008)). 締約国会議と並行して開催された「都市と生物多様性市長会議」では、「行動のためのボン宣言(Cities and Biodiversity Call for Action)」が採択された。

<sup>24</sup> PLAN OF ACTION ON SUBNATIONAL GOVERNMENTS, CITIES, AND OTHER LOCAL AUTHORITIES FOR BIODIVERSITY (2012-2020) (UNEP/CBD/COP/DEC/X/22, Annex (29 October 2010)). 締約国会議と並行して開催された「生物多様性国際自治体会議」では、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」（<http://www.cbd.int/doc/meetings/city/cbs-2010/official/cbs-2010-declaration-en.pdf> 最終アクセス日：2012年11月18日）が採択され、国家戦略との整合性を維持しながら地域戦略を策定、実施すること等、地方公共団体が地域レベルで国家による生物多様性条約の実施を支援することを誓約した。

<sup>25</sup> しかし、アジェンダ21はソフト・ローで法的拘束力を有しないため、実効的な実施は締約国や締約国の地方公共団体の戦略、政策、計画に依存せざるを得ず、影響力は限定されると指摘される（Anél du Plessis, "Local Agenda 21: a rights-based approach to local environment governance", J. Benidickson, B.Boer, A.H.Benjamin, K. Morrow(eds), *Environment Law and Sustainability after Rio*, Edward Elgar Publishing,2011, p. 47.）。

<sup>26</sup> "Curitiba Declaration on Cities and Biodiversity" (UNEP/CBD/Cities/1/33 (28 March 2007)) (<http://www.cbd.int/doc/meetings/city/mayors-01/official/mayors-01-03-en.pdf>. 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>27</sup> A/CONF.216/L.1 (22 June 2012).

<sup>28</sup> 前掲注（6、畠山）54頁。日本では、生物多様性条約6条に基づき、行政計画として策定されてきた生物多様性国家戦略が「アンブレラ法的な機能」を果

たし、予算措置や新たな措置の根拠となったり、個別法の未整備領域を示したりする役割を担ってきたが、生物多様性基本法が「アンブレラ法」の役割を担うようになった（及川敬貴『生物多様性というロジック 環境法の静かな革命』（勁草書房、2010年）34–41頁）。

<sup>29</sup> 生物多様性基本法の制定過程では、計画を「定めることができる」という、任意計画とする案が与党側から示されたが、民主党・環境保護団体が義務化を主張し、努力義務規定となったと指摘される（草刈秀紀「市民立法による生物多様性基本法の成立と今後の課題」『環境と公害』（第38号（2）、2008年）63頁）、前掲注（6、畠山）56頁。

<sup>30</sup> 前掲注（16）56頁。

<sup>31</sup> 同上、70—77頁、99—100頁。海洋生物多様性保全戦略でも生物多様性地域戦略の策定の推進が言及された（前掲注（17）37、141—42頁）。

<sup>32</sup> 前掲注（16）76—77頁。

<sup>33</sup> 同上、71—73頁。

<sup>34</sup> 友延栄一「生物多様性保全政策の動向と課題—岡山市における希少淡水魚保全政策を事例として—」『同志社政策科学研究』（第11巻第1号、2009年7月）184頁。

<sup>35</sup> 前掲注（28、及川）145頁。

<sup>36</sup> 『生物多様性地域戦略策定の手引き』（環境省、2010年）5—6頁（<http://www.bas.ynu.ac.jp/data2011/tebiki/tebiki-jp.pdf> 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>37</sup> [http://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/local\\_gov/local/files/biodiversity\\_local\\_strategy\\_formulation\\_status\\_simple.pdf](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/local_gov/local/files/biodiversity_local_strategy_formulation_status_simple.pdf) （最終アクセス日：2012年11月18日）。また、生物多様性地域戦略の策定に関して、「生物多様性に関する具体的取組みの状況」、「地域戦略の努力義務規定に関する認知度」、「地域戦略の策定状況」、「地域戦略策定における課題」、「地域戦略策定のメリット」、「地域戦略策定・実施時に関わる主体」という視点から調査したもの

に、千葉知世・西田貴明・清谷康平・阿部剛志・永井克治「生物多様性地域戦略策定の現状と課題—地方自治体を対象とした意識調査の結果から—」『保全生態学研究（Japanese Journal of Conservation Ecology）』（17号、2012年）39—45頁がある。

<sup>38</sup> 同上、45—46頁。

<sup>39</sup> 同上。

<sup>40</sup> 同上、46頁。

<sup>41</sup> 前掲注（11）39頁、前掲注（12）20頁。

<sup>42</sup> 同上、46頁。

<sup>43</sup> 宇都宮深志『環境行政の理念と実践 環境文明社会の実現をめざして』（東海大学出版会、2006年）134—137頁。

<sup>44</sup> 同上、113—115頁、大塚直『環境法（第3版）』（有斐閣、2010年）71頁、北村喜宣『環境法』（弘文堂、2011年）185—186頁。

<sup>45</sup> 前掲注（2）234頁。

<sup>46</sup> 策定検討委員会が公表している骨子（第4稿）では、案1として、「沖縄県生物多様性地域戦略」、案2として、「生物多様性地域戦略おきなわ」、案3として、「生物多様性おきなわ戦略」という3つの名称案が示され、今のところ、骨子では、この3つの名称案が併記される。

<sup>47</sup> 2012年10月12日に第5回策定検討委員会が開催予定。

<sup>48</sup> 各地で開催されたワークショップの内容は、沖縄県環境生活部自然保護課のホームページ（[http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizenhogo/hogo/bd\\_ws.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizenhogo/hogo/bd_ws.html) 最終アクセス日：2012年11月18日）を参照。

<sup>49</sup> 『沖縄県生物多様性地域戦略 骨子（たたき台）第4稿（案）』（沖縄県環境生活部自然保護課、平成24年8月30日）5、33頁（<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizenhogo/hogo/documents/no1kossitatakidai4.pdf> 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>50</sup> 同上、5頁。

<sup>51</sup> 同上、33—34頁。但し、生物多様性基本法13条の

「国家戦略を基本として」という文言からは国家戦略と地域戦略の関係性は不明瞭であるが、一方で、日本の地域戦略の策定が自由に行なわれる可能性があると指摘される（前掲注（28、及川）142-145頁）。

<sup>52</sup> 同上、135-136頁。

<sup>53</sup> 前掲注（49）33-34頁。

<sup>54</sup> 同上、33頁。

<sup>55</sup> 同上、13-32頁、35-40頁。

<sup>56</sup> 同上、35頁。

<sup>57</sup> 同上、41頁。

<sup>58</sup> 同上、43頁。

<sup>59</sup> 同上、42頁。

<sup>60</sup> 同上、44-45頁。

<sup>61</sup> 同上、47、49、52、58-65頁。

<sup>62</sup> 増原直樹「自治体環境行政と生物多様性保全」『自治体法務研究』（No.23、2010年・冬）12頁。

<sup>63</sup> 『第2回策定検討委員会議事録』16、24頁（<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizenhogo/hogo/documents/gijiroku.pdf> 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>64</sup> 前掲注（28、及川）146-147頁。

<sup>65</sup> 前掲注（62）13頁。

<sup>66</sup> 海洋保護区の設定については、第3稿までの検討で施策案として例示され、環境基本計画の中で示された保護区設定の数値目標と関連づけて客観的に評価可能な行動計画を策定すると事務局から発言があったが、具体的な議論は行なわれなかつた（『第3回策定検討委員会議事録』10頁（<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizenhogo/hogo/documents/giji.pdf> 最終アクセス日：2012年11月18日）。

<sup>67</sup> 加々美康彦「第6章 海洋保護区—場所本位の海洋管理—」秋山昌廣・栗林忠男（編著）『海の国際秩序と海洋政策（海洋政策研究叢書1）』（東信堂、2006年）187-188頁、田中則夫「国際法における海洋保護区の意義」中川淳司・寺谷広司（編）『国際法学の地平 歴史、理論、実証（大沼保昭先生記念論文集）』（東信堂、2008年）634-635頁。海洋保護区の定義

として引用されるものとして、国際自然保護連合（IUCN）による定義や生物多様性条約第7回締約国会議で示された定義がある。また、日本では、「海洋生物多様性保全戦略」で日本初となる海洋保護区の定義が示された。

<sup>68</sup> 前掲注（9）53頁、前掲注（17）29-30頁。日本の海洋保護区の例については、加々美康彦「海洋保護区」白山義久・桜井泰憲・古谷研・中原裕幸・松田裕之・加々美康彦（編）『海洋保全生態学』（講談社、2012年）246頁、前掲注（9）54頁、前掲注（17）30頁を参照。

<sup>69</sup> 同上、29頁。

<sup>70</sup> 前掲注（62）13頁。

<sup>71</sup> 前掲注（49）67頁。

<sup>72</sup> 前掲注（62）13頁。

<sup>73</sup> 前掲注（49）67頁。

<sup>74</sup> 前掲注（63）7頁、前掲注（49）4頁。

<sup>75</sup> 同上、2頁。

<sup>76</sup> 前掲注（63）11頁。地域戦略では、具体例を挙げて生物多様性の定義づけを行い、沖縄の生物多様性・生態系サービスの特徴、価値を示している（前掲注（49）6-12頁）。

<sup>77</sup> 前掲注（63）6、9、13、14、25頁。

<sup>78</sup> 前掲注（49）55-57頁。

## ヴァーン・スナイダーの小説『八月十五夜の茶屋』

－米国占領軍政府に見捨てられた警句・教訓－

渡久山 幸功\*

Vern Sneider's *The Teahouse of the August Moon*

— A Lesson Disregarded by the U.S. Military Government —

TOKUYAMA Yukinori

## 要 旨

この小論は、戦後間もない沖縄を舞台にしたアメリカ小説『八月十五夜の茶屋』の分析である。作者であるヴァーン・スナイダーは1945年4月から9月まで米軍将校として沖縄に滞在していたが、その時の自伝的体験を基に創作した原作の研究はほとんど進んでいない。戦後間もない米軍沖縄占領政策を理解するうえで、この原作の重要性を解明する。

## 要 約

ヴァーン・スナイダーが書いた沖縄を舞台にした小説『八月十五夜の茶屋』(1951年)は、ベストセラーになり、その後、戯作家ジョン・パトリックによって舞台化され、3年を超える超ロングランを記録し、後に映画化され大ヒットした。小論では、数少ない先行研究の概観、原作と翻案の比較、その当時の作品と関連する様々な文献（新聞記事、書評、作者自身のインタビュー等）を調査しながら、本作品の解説を試みた。

この作品は映画のヒットによって、沖縄の人々の記憶に残っているが、この映画版と原作の小説には大きく異なる点がある。特に、主要人物の芸者（沖縄のジュリ）や沖縄人通訳者の扱い方である。スナイダーの原作では、主人公のアメリカ人将校に現地沖縄人からのプレゼントとして芸者を二人用意しているが、これは映画とは異なり、アメリカ人将校と芸者との恋愛関係を描いておらず、芸者のイメージの脱セクシャリティ化を企図している。つまり、沖縄文化や沖縄人の等身大の描写を心がけ、ステレオタイプ的な描写を極力抑えられているところに特徴がある。また、軍事植民地沖縄に対するアメリカ軍政府への提言として、東洋人の住民の幸福は欧米的なものではないことを認識することが重要であり、彼らの異文化・習慣を尊重し、アメリカ文化や価値観を温情的に押し付けることがないように示唆している。しかし、それは、単にクリスマスのサンタクロースの様にプレゼントを与えるだけではなく、現地民の自立を促し、眞の意味での民主化を提言しているため、在沖米軍（占領政府）にとっては、容認できない「危険な」テキストになっている、と指摘した。

キーワード：ヴァーン・スナイダー、小説『八月十五夜の茶屋』、現地化・原住民化、異文化変容・適応、芸者の脱セクシャリティ化

## Abstract

This paper explores Vern Sneider's best seller novel, *The Teahouse of the August Moon* (1951), dealing

\*沖縄大学地域研究所特別研究員、沖縄大学非常勤講師 yukinoritokuyama@gmail.com

with a community called a fictitious Tobiki village on Okinawa island during World War II. It was later adapted into the long-run play in Broadway from 1953-1955 and smash-hit Hollywood film under the same title by a playwright John Patrick. Whereas many elderly Okinawans remember the comedy film primarily because a famous American actor, Marlon Brando, plays a "yellowface" role of a young Okinawan interpreter who, with Okinawan wisdom, coaxes American officers into building a teahouse for geisha girls instead of a Pentagon-shaped school building, the original novel has drawn very scant attention as a serious literary work until recently mainly because of the less serious, fantasy play/film version. I would argue that the original novel is worth perusing since it possesses the potential of threatening the U.S. military occupation policy ironically by implying that it is crucial to exert as "true" American democracy as it is believed to be.

In comparing the original novel and the adapted play/film, I will indicate major differences between two versions in order to demonstrate the very fact that the novel is much more serious and political than one can imagine. Furthermore, Sneider intended to desexualize stereotypical images of geisha girls by reinforcing their highly skilled performing arts for customers who visit their teahouse in order to warn American soldiers and American public by large against exploiting Asian women sexually. My main argument is that Sneider tried to show his enormous respect for Okinawans and their culture and implicitly demanded that American military personnel and occupation government not impose the American culture and values on the native people against their will. Orientalism is hardly found or at least found far less in the original novel than in Patrick's adaptation which is designed to satirically and even parodistically criticize the U.S. military organization. In the former, Captain Jeff Fisby and the author himself apparently suggest that it is a key to provide the native people with what they truly need for the sake of the cordial relationship between the U.S. and Okinawa and of peaceful rule on the foreign countries/regions like Okinawa Islands. For non-western people such as Okinawans, their ultimate happiness is possibly never the same as that of Americans.

**Key words :** Vern Sneider, the novel *The Teahouse of the August Moon*, going native, acculturation/transculturation, desexualization of geisha girls

## はじめに

ハリウッド・スターであったマーロン・ブランド (Marlon Brando 1924-2005) が沖縄人を演じた稀有名なコメディ映画として有名な『八月十五夜の茶屋』 (*The Teahouse of the August Moon*) の同名タイトルの原作小説が昨年『八月十五夜の茶屋 沖縄占領統治1945』として新訳された<sup>1</sup>。オリジナルの英文小説は、原作者ヴァーン・スナイダー (Vern Sneider, 1917-81) が、米軍民政員として沖縄戦に参加した実体験をベースにストーリーを書き上げ、1951年にアメ

リカでベストセラーになった。これまで内村直也訳で1956年に翻訳が出版されていたが、長い間入手困難になっていたため新訳として刊行されたことは、大変意義深い。この新訳によって、アメリカ文学に沖縄と沖縄戦がどのような影響を与えたかを知ることができるであろう。この作品は、後に、戯曲家のジョン・パトリック (John Patrick 1905-1999) によって翻案され、1953年にブロードウェイで舞台化された戯曲は原作以上に大ヒットし、多くの国々で上演され、好評を博した。この作品では批評家からも高い評価を受け、パト

リックは、ピューリツア賞など数々の賞を受賞している。その後ハリウッドによって映画化が計画され、マーラン・ブランドやグレン・フォード (Glenn Ford 1916-2006) などアメリカ人映画スターと共に京マチコなどの日本人役者が多数出演した。奈良およびハリウッドの映画撮影スタジオで収録されたこの映画は、1956年から57年にかけてアメリカや日本で大ヒットしている。

これまで、戯曲や映画に関する学術的研究は多数あるが、原作小説の研究は、ほとんどないといつても過言ではない。小論では、まず、あまり知られていない原作者スナイダーの経歴を紹介し、数少ない原作小説の先行研究を概観した後、原作と翻案の比較考察を行い、その当時の作品と関連する様々な種類の文献（新聞記事、書評、インタビューや作者自身のエッセイ等）を駆使しながら、スナイダーの創作の意図や小説に内包する政治性を解明し、オリジナル作品の再評価を試みるものである。

### ヴァーン・スナイダーの経歴と小説『八月十五夜の茶屋』の先行研究：

ヴァーン・スナイダーは、1916年の10月にミシガン州のモンロー市で生まれた。高校時代テニスや陸上競技を行うスポーツマンである一方、放課後の課外活動として小説創作のクラスを受講していた。1935年に地元の高校を卒業後、インディアナ州にあるカトリック系の大学ノートル・ダム大学 (Norte Dame University) に進学し、哲学を専攻した。大学在学中、大学新聞や年鑑に原稿を寄稿したり、ラジオ台本創作クラブの部長を務めた。1940年に大学を卒業すると、翌年米国陸軍に兵卒として入隊し、しばらくヨーロッパ戦線にいたが、1944年の秋に帰国を命じられると、軍政府に配属され、ニュー・ジャージー州のプリンストン市にある軍政府学校 (Military Government School) に通った。半年後の1945年4月には、中尉（軍政府の民政員）として沖縄に上陸している。沖縄では教育部に配置され、現沖縄市の桃原地区の監督官

を任せられた。その仕事ぶりに対して「青銅星章」(Bronze Star) を贈られている。同年9月にスナイダーは韓国に転属され、そこでは首都ソウル近辺の地域で550の学校を再開校させた。本国アメリカに帰国後、数多くのテレビ・ドラマの脚本や *the Saturday Evening Post* や *the New York Times Book Review* のような多くの定期刊行雑誌に書評、エッセイ、短編小説などを寄稿している。

沖縄滞在は、半年足らずという短い期間であったが、その時の実体験を基に書かれたのが、『八月十五夜の茶屋』で、スナイダーが34歳の1951年7月に出版された。出版当時、この作品はベストセラーとなり、スナイダーは、アメリカ中西部の若手の作家に送られる「アメリカ作家の友賞」(Friends of American Writers' Award) を受賞している。その後、スナイダーは、台湾を舞台にした政治色の濃い長編 *A Pail of Oyster* を1953年に出版し、また、韓国滞在の体験をいくつかの短編として出版していたものを編集した短編コレクション *A Long Way from Home, and Other Stories* を1956年に出版している。1960年には、再び沖縄を舞台にした *The King from Ashtabula* を出版し、1971年には最後の長編小説 *West of the North Star* という青少年向けの作品を出版している。Harvey Breitによれば、スナイダーは、アイルランドとスコットランドに関する長編小説を計画したり、地元ミシガン州の1890年から1954年までの経済的、社会的变化を扱った戯曲を執筆中であったようだが、いずれも未完に終わっている (Breit BR8)。生涯故郷のモンロー市に住居を構えていたスナイダーは、1981年に64歳の人生を閉じている<sup>2</sup>。

小説『八月十五夜の茶屋』の日本語翻訳版は、1956年に内村直也（本名 管原実）によって翻訳され、早川書房から出版されていたが、あまり知られていない。ブロードウェイでロングランを記録した戯曲やマーラン・ブランドが、イエローフェイス（白人が東洋人の役を演じること）で出演した映画版に関する研究は、近年盛んになっているが、小説の研究はほとんど見当

たらない。しかし、2006年には、Mariko Yagi（屋宜真理子）が、琉球大学大学院で『八月十五夜の茶屋』をスナイダーの原作とパトリックの翻案の比較分析しながら、特に、ポストコロニアル理論を援用した論考を修士論文として提出している。また、与那覇晶子が2008年に小説版と演劇版の比較を通してジュリと辻文化を分析した論考を出しておらず、また、映画研究者の名嘉山リサも小説版と映画版の比較研究を2011年に出版している。さらに名嘉山のオリジナルの小説を単独で扱った論文が沖縄外国文学会機関誌 *Southern Review* No.27 (2012年) に掲載されている。この論文では、ポストコロニアル理論のほかに、ミハエル・バフチンの「カーニヴァル理論」やホーミ・バーバの「ミミクリー理論」を援用しながら論じている。これらの先行研究成果を踏まえながら、次章以降に、小説とパトリック翻案の演劇・映画との差異を説明し、その比較から、オリジナル小説の分析を行い、戯曲・映画版とは異なるオリジナル原作の意義を検討していく<sup>3</sup>。

#### スナイダーの原作とパトリックの翻案の差異：芸者のイメージの脱セクシャリティ化

映画では1946年の沖縄が舞台となっているが、小説では、まだ戦争中の1945年の6月に設定されている。彼の伝記的な背景から、小説の主人公フィズビー大尉 (Captain Jeff Fisby) は、スナイダー自身の投影だと考えられる(名嘉山「ティーハウス」141)<sup>4</sup>。小説ではフィズビーは、オハイオ州ナポレオンでドラッグ・ストアを経営している設定になっており、一方、映画では、大学の人文学科の准教授であったという点で、異なる点もあるが、基本的には同じ人物造形となっており、心が優しく、非軍人的な要素が強いキャラクター

である。吉村いづみは、映画版『八月十五夜の茶屋』のフィズビーのキャラクターに関して次のように述べている。

フィズビーは、アメリカ軍の正義に従って生きてはいるが、本当は自分が兵士に向かないと悟っている。だが、彼の心情は軍には理解されない。何故なら彼のような優しさや繊細さ、言い換えれば女性性ともいえる部分を兵士に認めてしまえば、戦争という侵略行為は成り立たないのであり、国民の戦争参加を基本として政策を進めてきた国家の理念が揺らいでしまう。(吉村 34)

吉村の見解は、小説のフィズビー大尉にも当てはまるだろう。民政員と実際の戦闘を行う兵士との差異は、極めて重要であり、女性的な（非男性的な）性格のフィズビー大尉という設定が『八月十五夜の茶屋』におけるアメリカ人の「現地化 (going native)」を可能にしていることは、議論の余地がない<sup>5</sup>。また、スナイダーの小説における沖縄文化の表象は、正確とはいえないが、パトリックの翻案の劇と比較すれば、沖縄文化ができるだけ丁寧に描こうとした意志が伝わってくる。ステレオタイプ的な人物像がないわけではないが（沖縄人は眠ってばかりいるとかホッカイドウ・ヤマグチは子供のように目に涙を浮かべてばかりいるなど）、エドワード・サイードが理論化したオリエンタリズムは抑えられている。これは、スナイダーの沖縄の人々やアジアの人々に対する姿勢の反映であり、米軍批判のパロディだけでなく、他文化受容・理解の重要さを強調している。

小説と翻案の差異は以下のように大まかにまとめられるであろう。

スナイダーのオリジナル小説とパトリックによる翻案の相違点

スナイダーのオリジナル小説	パトリックによる翻案（戯曲・映画脚本）
まだ日本本土戦争中の1945年6月	終戦翌年 1946年 梅雨の後
主人公：フィズビー大尉	主人公：沖縄人通訳サキニ、フィズビー大尉、芸者 Lotus Blossom の三人
フィズビーの体格は小柄で、太り気味。アメリカではドラッグ・ストア経営	身体の描写はほとんどなし。アメリカの大学の准教授

沖縄人通訳者サキニは、22歳以下、丁寧な通訳・説明を心がける	沖縄人通訳者サキニは30～60歳、意図的な誤訳や、わざと通訳しないなど道化的な役割
フィズビー大尉への芸者プレゼント：First Flower と Lotus Blossom の二人	フィズビー大尉への芸者プレゼント：Lotus Blossom の一人
フィズビーは、First Flower とセイコーとの結婚の「仲人」としての媒体的役割であり、フィズビーと Lotus Blossom との間に恋愛関係は見られない。	フィズビーと Lotus Blossom の恋愛関係がほのめかされ、セイコーとの三角関係の構図（フィズビーは、物語の最後に蓮の花から結婚の申し込みを受ける）
辻遊郭の詳細な説明がある（第七章）	辻遊郭の説明が皆無
農業や泡盛の他に、様々な職業（三味線製作所、大豆製造会社、畳製造所、美容院、洋裁店、風呂屋など）が有機的に機能	有機農業生産の他にブランデー（泡盛）を村の特産物としてGHQに販売し、大成功を収める
	破壊されたと思われていた茶屋が劇的に復活するどんぐり返し（大団円）の展開

トビキ村の監督官、フィズビーに送られるプレゼントに二人の芸者が送られるという設定が、アメリカ人にとって東洋的なエキゾチックなエピソードであり、物語の中心として展開されていく重要な点となっている。映画では芸者は京マチ子演じるロータス・ブロッサム（蓮の花）となっているが、オリジナルの小説では、First Flower（一の花）と Lotus Blossom（蓮の花）の二人が登場し、一の花を一流の芸者、蓮の花を二流の芸者として設定している。この芸者のモデルは、『辻の華・戦後篇 上下』（1989）を書いた上原栄子であるというのが定説になっている<sup>6</sup>。実際、上原は演劇版の『八月十五夜の茶屋』のNYのブロードウェイ公演に招待されて、観劇している。宮城信行とのインタビューの中で、上原は、米軍に対して、「辻の再興が沖縄戦で生き残った者の使命だと公言して」いたとして、彼女は「軍政府の総務部にいましたが、スナイダーさんは教育部にいたんです。そんなに親しいという間柄でもないのに、私に興味をもつたらしくいつの間にかモデルにされてしまって」と生前発言している（上原・宮城 57）。しかし、スナイダー自身が上原を小説の芸者のモデルにしたと明記した資料はまだ見つかっていない。私の推測では、そのような資料はないと思われるが、それはスナイダーが上原をモデルに小説の芸者を描いていないからだろう。Hervey Breitは、数年前に行われたスナイダーとのインタビューを振り返り、「彼の村にはフィズビーはいたが、芸者は

いなかった」というスナイダー自身の発言をメモにとっていたとあるエッセイに書いている ("He [Sneider] said fondly that there had been a Fisby . . . in his village, but he said wistfully that there had been no Geishas" Breit BR8)。おそらく、上原の米軍接待所としての辻遊郭の再興の要請は（上原110–119）、スナイダーにとっては、異文化接触の物語の着想（インスピレーション）に過ぎず、小説に登場する芸者 First Flower や Lotus Blossom 像は、上原がモデルというよりも、むしろスナイダー自身の脚色が大きく占めているように感じられる<sup>7</sup>。

重要なことは、演劇や映画に描写されている芸者は、明らかに日本本土の芸者であって、沖縄の辻のジュリ（尾類）ではない。映画の京マチコが歌う「さくらさくら」や彼女が舞う時の身体性は、芸者そのものを映し出していて、沖縄らしさは削除されており、多くの沖縄人はそのリアリティの欠如に違和感を持たずにはおれない（与那覇 15）。一方小説では、那覇の辻地区を説明する箇所があり、沖縄の辻遊郭・ジュリ文化を丹念に紹介していて興味深いが、ジュリという名称は一切出てこない。おそらくジュリといつても、アメリカの読者が分からないので、当時既に英語にもなっていた「芸者」を採用したのであろう。その言葉が持つセクシャリティのイメージを利用することがスナイダーのアイデアだったと思われる<sup>8</sup>。

しかし、スナイダーは、芸者の「セックス・ワーカー」

としての影の部分を排除し、芸の部分を強調している。(沖縄にはほとんどなかった歌舞伎などの芸の部分が前面に出ている。) 映画では、その負の部分が戯曲や映画全体に暗示されているためアジア的なミステリアスな雰囲気を保っている。Alexandra Chung Suhは、フィズビー大尉とLotus Blossomの恋愛関係を暗示する映画版は、性のイメージがこの物語の中心的な核として機能していると指摘する。

[I]n *Teahouse*, prostitutes and prostitution are central to development in Okinawa. In this manner, Asia is distinguished from other parts of the Third World, and development in Okinawa takes on gendered and racial dimensions specific to the region . . . . Lotus Blossom, her relationship with Captain Fisby, and the question of her link to prostitute are at the crux of the narrative; the issue of prostitution impels nearly every significant development. *Teahouse* demonstrates that U.S. servicemen stationed in Asia just cannot escape military prostitutes, despite their earnest efforts to avoid them. (Suh 178)

Suhの指摘が示唆的なところは、アジアにおける米軍駐留には現地女性の娼婦としてのステレオタイプ的なイメージが、アメリカ人の潜在意識にアピールしたため『八月十五夜の茶屋』の大ヒットにつながった可能性があるというアメリカ人のオリエンタリズムを看破していることである。彼女は、"Through *Teahouse*, another Asian icon, the Lotus Blossom geisha, became a permanent entry in the American popular cultural lexicon." (Suh 178) であると映画『八月十五夜の茶屋』の芸者のイメージのアメリカ文化への影響を指摘している。

一方、小説では、フィズビー大尉と芸者間の恋愛関係はなく、「芸者＝売春婦」としての暗示は、ほとん

どないと言つていいだろう。小説では、フィズビー大尉は、First Flowerとセイコーとの結婚の手助けをする「仲人」としての役割を担っており、また、Lotus Blossomとの間に恋愛関係が芽生えるわけでもなく、芸者との関係では一歩退いて、淡々と傍観者としての態度を貫いている。端的に言えば、小説では芸者二人のセクシャリティがほとんど削除され、アメリカによる占領地アジア女性の性搾取（実らないロマンティックな関係）という構図が転倒されているのである。小説のこの点が最もファンタジー的要素の一つとなっている。つまり、芸者の脱セクシャリティ化である。スナイダーは芸者を文化の核として美化することで、アメリカの兵士によるアジア女性の性の搾取に対する批判を、暗にほのめかしている。それは非占領国としての日本（沖縄）を女性化すべきではないことを警告として機能するメッセージである。軍の売春システムは、被支配者を占領植民地の従属的地位に固定し、ジェンダー化する欲望の縮図であることをスナイダーは見抜いていたのではないだろうか。そのためには、まずステレオタイプ化されている日本の「芸者ガール」のイメージを払拭しなければならなかつた。「芸者」は「売春婦」ではないと描写する必要があったのである。

また、もう一つのファンタジー的な側面として、トビキ村の復興が挙げられる。マクリーン医師 (Doc McLean) が率いる農業生産やブランデー（焼酎・泡盛）生産だけでなく、様々な職業（大豆製造会社、畳製造会社、美容院、洋裁店、風呂屋など）が有機的に関連し合い、村の経済が、茶屋経営を中心として物々交換の原始的な経済から軍票を基にした貨幣システムへとほとんど自然発的に移行していく様子が描写されている。特に、最終章において、フィズビーの仕事ぶりを偵察に来たパーティ一大佐に村の様子を詳細に説明するとき、村の経済的復興が順調なので、頑固なパーティ一大佐も、フィズビーの説明を徐々に受け入れて行く方向に向かう。映画のエンディングのどんでん返しのような破壊されたと思われていた茶屋が劇的

に復活するような展開は、小説にはない。しかし、このような短期間のうちに物事がたやすく進行する状況は、スナイダーの強い願望・理想が反映されており、戦禍に見舞われ焦土と化した沖縄がこのように速く復興を成し遂げることは非現実的である<sup>9</sup>。このようなアメリカの楽観主義的な面も、この小説がファンタジー的であると見なされた所以であろう。しかし、そのようにこの物語をファンタジーとしてとらえる見方に対しスナイダーは違和感を覚えていたようで、小説で描写されていることの多くは実際に起こったことである、と発言している ("The military government administration followed the pattern of "A Bell for Adano" . . . It bothers me when my book is called a fantasy . . . because most of the things in it happened just as they did in real life." [Buther H7])。小説と戯曲・映画の脚本を比較すると、両者には大きな差異があると考えた方が良いのではないだろうか。

#### 原住民化するアメリカ兵：スナイダーの隠された意図

スナイダーは、ブロードウェイ上演が成功した際に、The New York Times の掲載した "Below the Teahouse" というタイトルのエッセイの中で、『八月十五夜の茶屋』には表面的な物語と隠れている物語が同時進行している、と語っている。

At the risk of sounding presumptuous, I would like to mention that the under story of the "Teahouse" was also intended as a guide for those who someday might be engaged in military Government work. I remember back in those days of 1944 when the United States Army began to find itself in the Military government business, many of us, assigned to such work, were at a complete loss. . . . Consequently, should the occasion arise (and I hope that it doesn't), still,

perhaps the "Teahouse of the August Moon" might be benefit to some United States Military Government officer, somewhere, sometimes. Perhaps it might show him that if he looks to the wants of the people under him, then tries to satisfy those wants, he will have very little need for barbed wire and guards armed with rifles. Perhaps it will show him, among other things, that what works in Pottawattamie, Iowa, often will not work in Tobiki village; that Plan "See" is much better than Plan B. The culture and way of life of an occupied country is often very old and, strangely enough, ideally suited to that country. And that there is more to be learned in this old world that will ever be taught in a pentagon-shaped schoolhouse. (Sneider "Below the Teahouse" XI)

このエッセイの中で、スナイダーは、人種が異なっていても人間の欲望や欲求は本質的には同質であることを認識することが重要であるとし、現地の人々の目線から占領政策・統治を行うことを小説の中で提案し、コミュニティーの復興には、アメリカ民主主義を押しつけるのではなく、現地住民が要求するものを提供することが大事であると示唆している。これは彼が軍政府学校時代に読んだ John Hersey の第二次世界大戦のイタリア占領を題材にした小説 *A Bell for Adano* (『アダノの鐘』 1944) のテーマに通底し、人々の欲求を満たすことによって平和が訪れ、保たれるという考え方である。アメリカ人が信じている自由・民主主義などの概念は、沖縄住民として、まだなじみがないもので、戦後復興計画では、そのような異文化の概念よりも住民が文化的に大切にしてきた習慣や伝統を求めるのは極めて自然なことであろう。

戦争の敵国であった敗戦国の占領下にある住民の希望を優先して取り入れることをアメリカ人読者に納得

させるためには、どうすれば良いのだろうか。スナイダーがとった方法は、沖縄住民が、アメリカ人のように、合理的で、仕事熱心な民族であると描写する代わりに、読者に、アメリカ軍がいかに不合理なほど愚かな輩であることを提示することであった。小説の第一章では、主人公のフィズビーや沖縄人通訳者のサキニは登場せず、本国アメリカにいるパーディー夫人に頭があがらないパーディー大佐 (Colonel Wainright Purdy III) のエピソードで占められている。大佐は、本国では製紙会社を経営する二代目社長で、彼の体型は典型的な軍人らしい風貌を持っているとして描かれている。夫人から将軍に昇格することを期待されている大佐は、そのためだけに軍政府の仕事をしており、低俗な雑誌『アドベンチャー』を購読する利己的で、現実感覚のないアメリカ人であるとして描かれている。スナイダーは、彼の上司であった Brig. Gen. William E. Crist をモデルにパーディー大佐像を創りだした。小説の中で、指令書に沖縄住民を「敵国住民」であると書かれているが (Sneider *Teahouse* 6)、この表現は、クリスト准将が、日系アメリカ人の通訳者の目の前で、日本人の知性や信頼性に関して「彼ら(日本人)を信用するな」("Don't trust these people.") と言った人種差別的なエピソードを想起させる (Sarantakes 29)。

この小説で重要なのは寓意的な象徴性である。トビキ村の復興計画にアメリカ民主主義を浸透させる目的で学校建設を計画しているが、この学校の建物の形が、ペンタゴン型というのが修辞的なシンボリズムとして、アメリカ及びアメリカ軍を暗示していることは明らかであろう。しかし、トビキ村の人はそのシンボリズムをやんわりと拒否し、その代わりに、沖縄の文化・社会を象徴する「茶屋」を建設することを要求する。テッサ・モーリスースズキは、小説『八月十五夜の茶屋』に言及して、沖縄住民は「デモクラシーなど欲しくなくて、その代わりに蓮が咲く池がある芸者お茶屋に象徴される「伝統」を維持したい」のであると指摘している (吉見・テッサ 121)。新しい概念の民主主義よ

りもよりなじみのある沖縄の文化や伝統の方が地元住民にとって意義のあるものであり、占領者に対する沖縄へのソフトな抵抗を示唆していることは注目に値する。

小説に沖縄の声を反映するという意味で、映画でマーロン・ブランドが演じた沖縄人通訳者サキニ (Sakini) は、スナイダーにとって重要なキャラクターである。この物語の核心は、戦勝国アメリカ人フィズビーが、文明が劣っていると思われている側への原住民化 ("Going native") にあるが、沖縄の文化や伝統に無知な日系アメリカ人通訳では成立しない。映画では、サキニは、都合の悪いことを通訳しなかったり、あるいは、故意に誤訳したりするが、小説のサキニは、そのようなことは全くなく、沖縄の文化や習慣などを丁寧に通訳して、説明している<sup>10</sup>。特に、第七章における那覇の辻遊郭の説明は、フィズビー大尉が茶屋の建設を承認する際の重要な場面となっている。トラベル・ライティング (旅行記) 的な要素があふれるこれらの異文化の詳細な記述は、Mariko Yagiが指摘するように、スナイダーが沖縄の伝統文化に敬意を払っていた証拠であろう ("Patrick . . . does away with the deeper message by deleting the introspection and stresses the satirical humor . . . On the other hand, in Sneider's novel, there are many detailed descriptions of Japanese culture like gardens, tea ceremony, and sumo. From this, we can see that Sneider pays respect to other culture." [Yagi 38])。

沖縄の読者の多くは、スナイダーのトビキ村の描写が、戦火の様子が全くなく、あまりにも牧歌的過ぎて、また、沖縄文化と日本文化の無理解からくる混同が顕著な演劇や映画に翻案された『八月十五夜の茶屋』の印象が強烈すぎて（小説を読むことなく）原作の小説を軽視、あるいは無視してきたのではないだろうか。学校の代わりに、芸者のために茶屋を建設することを沖縄が切望するという設定が、沖縄への侮辱にあたると判断してしまった映像の影響はあまりにも大きすぎ

たと思われる。このような状況を端的に示す評価は、米須興文による見解である。

ヴァーン・スナイダーは、異文化接触における当事者間の願望と要求のすれ違いをよく認識していました。そして、『八月十五夜の茶屋』でこの擦れ違いを取り上げ楽しい文学的表現を与えました。しかし、彼は、肝心の沖縄人を充分に観察もしなければ、理解もしませんでした。この作品がアメリカと沖縄の間に起きた稀有の異文化接触の意味を本質的な次元でとらえるに至ってないのはそのためです。取り上げられた文化摩擦が、学校の建設か（教育の娯楽の二者択一）をめぐってのいざこざという、実際に在りもしなかつたし、在りうるはずもなかつた出来事だったことは作品にリアリティを失わせ、読者に訴える力をおおいに弱めています。（米須 347-48 下線部強調筆者）

スナイダーが沖縄人を充分にとらえていないと断言する米須の分析は、温情的なアメリカ文化・価値観の押しつけよりも、沖縄文化に敬意を払っているフィズビーアー大尉の行動の真意を見落としているといわざるを得ない。例えば、小説におけるフィズビーアー大尉の異文化への敬意を端的に示すのは次の引用である。

Miss Higa Jiga was before them now, and he gave them a walking bow. "Ohayo gozaimas," she said.

Fisby tipped his helmet-liner and smiled. "Ohio."

Colonel Purdy regarded him. "What's this Ohio business?"

"Ohio means 'good morning' in Japanese, sir." "It does? Well, why don't you teach them some English?"

"They speak a few words, sir. They are learning. And I am learning a little of their

language." (Sneider Teahouse 264)

日本語の挨拶「おはよう」と「オハイオ」州の発音の類似を利用したさりげないコミカルな会話となっているが、沖縄人でも "Good morning" のような簡単な言葉は覚えられるはずで、英語の挨拶でも十分に問題はないのに、現地人の言葉を覚えようとするフィズビーの姿勢は現地の文化に敬意を払っていることを示している。パトリックの翻案とは異なり、原作では、「学校建設」と「茶屋建設」をめぐる争いは、ほとんど見られず、逆に茶屋は地域復興の原動力として活用され、それから派生する様々な産業やビジネスが誕生しており、小説の終盤にかけて、フィズビーアー大尉は、沖縄人の主食であり、村の復興には欠かせない大事な「米」の確保に奔走する様子が描かれている。米須の分析は、ストーリー全体に横たわる「学校」と「茶屋」建設のいざこざをメイン・モチーフにしたパトリックによる翻案・映画に関する分析にほかならず、トビキ村の復興のプロセスを描いたスナイダーの原作には当てはまらない<sup>11</sup>。

小説の軍隊への風刺的な要素からも明らかのように、スナイダーは、アメリカの温情主義的な占領政策に対し、批判的であるが、これは、沖縄の復興にアメリカの介入がなくても良いということを意味しない。「鉄の暴風」のあと焦土となってしまった戦場をどうにか復興させるという任務を任せられたとき、住民にとって自らが「侵略者」の立場であることを忘れることなく ("Now, for the first time, he [Fisby] realized that he, too, was an invader placed over them" [Sneider Teahouse 168])、黒人奴隸を解放したリンカーン大統領のような偉大な存在ではないが、眞の「解放者」として振舞うべきであると考えている (Sneider Teahouse 232)。つまり、フィズビーアー大尉は、「アメリカの良心」あるいは「解放者」であると同時に、米軍政府が軍事占領のために沖縄住民の土地を奪い取った「侵略者」でもあるという二重のアイデンティティの事実をしっかりと受け止めている ("It was the

people who lost their land and the people who were just shoved in to the village, because of invasion, that bothered him. He'd have to find some way for them to make a living." [Sneider *Teahouse* 225])。スナイダーは、占領者は住民を未開の民族・非文明的な民族と見做して占領側の価値観を温情的にあるいは恩着せがましく押し付けるのではなく、現地住民の望むもの、必要とするものを与えるべきである、とする教訓をフィズビー大尉に投影し、自らの実体験をメッセージ化しているのである<sup>12</sup>。

第二章の描写で、彼の体型が軍人としてではなく、サンタクロースとして最もふさわしいと描写されている箇所は、この小説の伏線となっており、被占領住民に対し、見返りを求めるないサンタクロースの役割がフィズビー大尉には投影されている<sup>13</sup>。しかし、同時に物を与えるだけのサンタクロースでは、不十分であるということをスナイダーは、フィズビーの声を通して語らせる。

And his mind was on the Japanese military rations hidden in the caves. While he appreciated this windfall, still it worried him. For they remained him of the Christmas baskets passed out to the needy during the Yale season. For one day the hungry feasted, but after Christmas what? He glanced out at the Pacific, just beyond. The sea would always be there, supplying its proteins. Yet the land, too, ought to produce the grains and vegetables in variety to help relieve the monotonous diet of sweet potatoes and soy beans. (Sneider *Teahouse* 113)

スナイダーは、戦後復興には、持続可能な経済体制を確立させることが、重要であるということを熟知していたのであろう ("I [Sneider] think that just as that [Tobiki] village was built up, Asia must be

built up" [Butcher H7])。

### 無視されたスナイダーの願い：占領政策にとって危険なテキスト

第二次世界大戦へのアメリカの参戦は、「ホーム」を守るために戦っているという気持ちを兵士たちに抱かせることによって正当化されていった。そのため「アメリカの生活様式」(American Way of Life) を守るためにこの戦争は必要なのだと米国戦時情報局 (OWI) は定義していた。米国国防総省映画局 (the Bureau of Motion Pictures) はハリウッド映画の内容を決定し、広告協議会 (the Advertising Council) は、戦争債の宣伝や戦争中の食糧不足を補うための家庭菜園などの銃後支援 (home front support) を动员させ、メディアの戦時情報規制と検閲はアメリカ全土に拡がっていく (O'Brien 244-45)<sup>14</sup>。このようなアメリカ国民のコンセンサスの下、スナイダーが描いた占領下の『八月十五夜の茶屋』の牧歌的な非文明化的原住民の社会が、アメリカの民主化政策を逸脱して復興していく様子は、どのように受け止められたのだろうか。当時の書評に目を通すと、好意的な書評が多く、そのほとんどが、米軍への風刺を巧妙に描いた上質のコメディとして評価が高い。しかし、スナイダーが自身のエッセイに書いた「隠れたメッセージ」を読み取っていないことが分かる。Mariko Yagiは、その理由としてアメリカ国民が人種差別や植民地主義を認識できず、コメディとして理解されたため、深い分析が行われていないため ("One reason for looking this moral side to the novel is that the American public did not recognize its post-colonialism and racism. As a result, the novel was described as a comedy, rather than as didactic work the way Sneider envisioned it, thereby no further analysis was required" [Yagi 16] ) とコメントしているが、その中で例外的なのは、*The Washington Post* (3 June 1951) に掲載された Starling North による書評である。

There seem to be at least three morals to this philosophical tale, none of them actually mentioned by the author.

1. There is more to be learned in this world than will usually be taught in a pentagon-shaped schoolhouse.

2. Americans may finally discover that some of the ancient cultures they view with patronage contain traditions and techniques of lasting value.

3. The way to get human beings to work is to offer them satisfaction they understand, even if such satisfactions turn out to be the drinking of tea with geisha girls, the arranging of the flowers and the painting of porcelain.

This charmingly written and amusing novel may be enjoyed as an evening's light entertainment. But it also carries a serious and significant undertone of penetrating criticism which should not be missed or misunderstood by future American advisers and administrations in our new and unaccustomed international role. If the Pax Americana is to succeed, we will need hundreds of thousands of Fisbys and very few Purdys. (North Washington Post B7)

(1) この世の中にはペンタゴン型の学校で学ぶよりも多くの学ぶべきことがある。(2) この小説からアメリカ人は、永続する価値のある伝統や技術が古風な文化に含まれていることをようやく発見できるかもしれない。(3) 人を働かせるためにはまず、その人たちが満足感を得られるものを提供しなければならない(たとえそれが、芸者と一緒にお茶を飲むこと、生け花、お皿に絵を描くことであったとしても)。ノースは、パクス・アメリカーナ(「アメリカ支配による平

和」)が続くには、軍事的な支配ではなく、フィズビーのような異文化を理解し、尊重する人物が必要であると小説のメッセージを的確に捉えている。しかし、現実には、軍事優先の軍政府の沖縄統治では、スナイダーの小説の教訓が生かされてこなかった。それどころか、小説のメッセージは無視され、プロパガンダ的に利用される危険性を生みだした。スナイダーの故郷モンロー市に近いデトロイト市の新聞(*The Detroit Free Press*)には、ブロードウェイ演劇版の大ヒットを受けて次のように書かれていた。

What Vern Sneider has done is to tell a story that should be propagandized through every medium at our command, which is the true story of what America, and Americans, have been trying to do since the second war ended. The bumbling Capt. Fisby was eventually able to give the little town a stable economy, a farm trade balance, a sound currency system, good government, and a shared pride in achievement. He did this with simple American small-town know-how, where you traded what you had for what you wanted, and encouraged the people around you to compete. He restored hope and industry to the old, and was able to keep the young in line. He listened to complaints, and went ahead to accomplish one thing at a time. (Ruark, qtd in "Sneider, Vern" *Current Biography* 589)

引用部分の後半にあたるRuarkによるフィズビーの行動に関する説明は正確であるが、スナイダーのフィクションの世界は、アメリカが第二次世界大戦後に推進した民主化政策の真実のストーリーではない。確かに、スナイダーは、沖縄滞在中に小説にててくるエピソードを実践し、その実体験を下敷きにして、小説を執筆

したことは疑いがない。しかし、それはアメリカの占領政策の典型ではなく、逆に例外的な事例だった。つまり、アメリカ軍政府は、スナイダーの教訓や示唆を無視しているにもかかわらず、ルアークが提案したように、実体のない『八月十五夜の茶屋』の世界を米軍占領支配のプロパガンダとして利用（悪用）したのである。その現実とのギャップは、「暗黒時代」<sup>15</sup>といわれた沖縄社会に住む当事者の住民にとっては許しがたいことだったであろう。「アメリカが『八月十五夜の茶屋』の教訓を生かしていたら、米軍車両が七十台余も焼かれた一九七〇年の「コザ暴動」は発生しなかつ筈です」（米須 346-47）と指摘する米須の見解に同意せざるを得ない。

小説『八月十五夜の茶屋』は、異文化を扱った心温まるやさしいテキストである一方、アメリカ占領政府にとっては、アメリカの理念や占領統治の軍事的目的を崩壊しかねない非常に危険なテキストでもあった。そのように考えると、現実的な描写がありつつも現実離れしている矛盾にも似た特質をもつポストコロニアル的な小説『八月十五夜の茶屋』は、精読に値するテキストであり、名嘉山が戦後の沖縄表象が非現実的であると無視するのではなく、「理想的な民主主義の概念」を読み返す意義があるのではないかと指摘しているように（名嘉山「ティーハウス」152）、ファンタジー的な物語の空間に隠された著者スナイダーのメッセージを読み抜く努力は意義があると強調したい。

### 結語にかえて：

中秋の名月は、秋の月であり、First Flower を悲しませる、という。何故なら、秋の月は、これから冬に向かって年が死んでいき、人々もその土地も死んでゆく運命であることを教えているからである、とサキニは通訳している（Sneider *Teahouse* 230-31）。人生は、哀しみにあふれている。特に、戦争がもたらす悲しみは、いっそう悲哀を帯びている。しかし、人生をあきらめるわけにはいかない。そのような現実（人生）の暗い負の部分を十分に理解しつつ、その悲しみや苦

しみを心に秘める孤独な人々を癒す空間としての茶屋が「中秋の名月の茶屋」なのだろう。タイトルの『八月十五夜の茶屋』は、上原栄子が推察するように単に音の響きが良かったからではなく（上原・宮城 58）、中秋の名月の美の中に潜む冷たい死にゆく運命を忘れる束の間の瞑想を意味しているのではないだろうか。また、この日本語のネーミングは、新暦の終戦記念日の8月15日を連想させるものであるが、スナイダーがタイトルに中秋の名月の旧暦8月15日と終戦日の新暦8月15日と重ね、暗示させているとすれば、彼の平和への祈りが込められていることも推測できるだろう<sup>16</sup>。

スナイダーは1950年代前半にインタビューされた際、毎日小説を書いている、と答えてインタビューアーを驚かせた。彼の小説は、異文化を扱ったものが多く、彼の実体験が基になっているのは間違いないが、単なるトラベル・ライティング的な書き物の枠を超えて、彼の文学的想像力を駆使することが重要であった。それはスナイダーにとって、自分自身の実体験をフィクション化するという作家の醍醐味だけでなく、人生哲学を反映させる・表現するという創作の真髄を意味している。また、同時に、スナイダーはノンフィクションでは描ききれない、読者の心に訴えかけるフィクションの可能性を信じていたようだ。中国国民党支配下の台湾を舞台にした第二作目の *A Pail of Oyster* (1953年) について *Okinawa: the History of an Island People* (1958) の歴史書を執筆した台湾研究家 George H. Kerr へ宛てた手紙で、彼は次のように書いている。

In this novel on Formosa [Taiwan], I hope to lay bare the entire situation. The situation there lends itself well to fiction. And I think fiction, in this case, can do something which no work of fact can do-namely, fiction allows for that thing called emotional pull, and a writer can reach the feelings of the reader, along with an appeal to the mind. (Sneider, qtd in Benda 52)

同時期に書かれた『八月十五夜の茶屋』においてもスナイダーは、米軍の海外外交（占領）政策に対する彼の政治哲学をテキストに託したと考えるのはあながち間違いではなく、彼の小説には政治的な側面があることを看過するべきではないだろう。そのような観点からスナイダーの原作の再評価は必要性があるが、特に次の点は重要であろう。（1）基本的にオリジナルの小説と翻案されたパトリックの脚本（映画）は、「似て非なるもの」であるので、同一視するべきではない。（2）この作品をコメディタッチな非現実的フィクションとして切り捨てるのではなく、原作は、米軍への批判となる風刺よりも沖縄住民への救済政策及び占領者としての態度に重点があり、米軍の方針とは相容れない軍内部批判の側面を持つ政治的なストーリーとして再読する価値のある作品である（ポストコロニアル批評・ジェンダーバイブルなどが有効になるだろう）。（3）南国の占領地域であればどこでもいいようなパトリックの脚本とは違い、実際に沖縄滞在経験のあるスナイダーの作品を精読し、沖縄人・沖縄文化の独自性を解明すべきである。（4）本来はノンフィクションのジャンルの一部であるトラベル・ライティングとして分析することは重要となるだろう。なぜならスナイダーの『八月十五夜の茶屋』には、これまで「帝国の修辞」("a rhetoric of empire" Spurr 1993)として植民地拡大に利用されてきた、あるいは加担してきた従来の西洋の旅行記に一石を投じるような新しい種類のトラベル・ライティングの可能性を秘めているからである<sup>17</sup>。

小説『八月十五夜の茶屋』の今後の研究課題としては、スナイダーの沖縄滞在で出会った人々が小説化の過程でどのように利用されていたのか、を解明できればさらなる研究が進むだろう。小説が捧げられているイニシャル M.H.も今後の研究に重要になるかもしれない。また、スナイダーが沖縄に対してどのような視座を持っていたかを知るために、沖縄を舞台にしたもう一つの長編小説 *The King from Ashtabula* (1960) も分析対象に加えていかなければならぬだろう。こ

の作品においても、米軍政府が沖縄を統治しており、アメリカ民主主義を浸透させようと試みるが、選挙（住民投票）によって、日本併合以前の君主制に復帰したいという地元住民の民主的選択が軍政府高官を大いに悩ませるというプロットである。この小説にも沖縄住民とアメリカ軍に関する『八月の十五夜の茶屋』と同様なスナイダーの政治スタンスが反映されている<sup>18</sup>。

スナイダーは、あるインタビューで、「沖縄とそこに住む人々への生涯変わらぬ愛着があり、いつの日か必ず沖縄への再訪を強く希望」 ([Sneider] "declared his everlasting affection for the people and the place, as well as his resolution to return." Breit BP8) していた。私のリサーチでは、スナイダーが、1946年以降、沖縄に戻ってきたという確かな情報はないが、彼が沖縄を再訪していたという資料が発見されれば、さらなる深化された研究が期待できるであろう<sup>19</sup>。

## 注

<sup>1</sup> 訳者は、沖縄在住の梓澤登で、彩流社から出版されている。巻末にはヴァーン・スナイダーが『ニューヨーク・タイムズ』に執筆したエッセイ「茶屋の下にながれるもの」が和訳されている。新訳の特徴としては、現代語訳になって読みやすくなっている以外に、各章に原作にはないタイトルが付けられており、さらに内村訳では「一の花」と「蓮の花」となっていた二人の芸者の名前が、それぞれ「初花」と「蓮華」に変更されている。

<sup>2</sup> スナイダーの経歴・伝記的情報は、Popp, Breit, *Contemporary Authors Online Gale Library Databases*等を参考にした。

<sup>3</sup> 小説に関する書評として作家の大城貞俊は「沖縄の終戦直後の人々や世相を描いた作品で興味深かった。しかし、小説としては面白いとは言いがたかった。(中略) なるほど、郷に入れば郷に従えで、占領地区の文化や歴史を理解しようという姿勢には共感できる。しかし、それではこの作品が沖縄の習慣や民衆の価値観をも表しているかとなると大いに疑問が

残る。この作品をこの視点から判断するには明らかにもう一つの尺度が必要となるだろう」と評している（大城 11）。「もう一つの尺度」が具体的に何を指しているのかこの書評からはわからないが、大城の評価からこの作品が実際に沖縄に6か月滞在したスナイダーによるアメリカ人としてのトラベル・ライティングの可能性があることがわかる。

<sup>4</sup> 川平朝申によれば、フィズビー大尉のモデルは、1954年の米国総領事であったマーフィン氏であるという（川平 375）。

<sup>5</sup> Going native（原住民化・現地化）は、基本的には文明の進んだ西洋人が植民地など南の遅れた原始的な、未開の文化や習慣に同化することによって「退化」することを意味する。特に（1）原住民の女性との異人種間の性的接触が白人の血統の神聖さを汚すという植民者側の恐怖と（2）原住民の儀式や慣習（衣食住や余興を含む）に参加することを指す（Ashcroft, Gareth and Tiffin 115）。『八月十五夜の茶屋』の現地化は、後者のケースである。特に小説の前半を通して、フィズビーはコーヒーが飲みたいと、言い続けるのだが、物語が進行するにつれてコーヒーを求めなくなり、沖縄のお茶を飲むのを楽しむようになる。そのような変化も顕著な現地化の例であろう。第10章でフィズビーが将校クラブの若い少尉に将校クラブの内装として畳を敷いたり、竹製の板すだれをかけるという現地式（native style）を提案する時、少尉は、「素晴らしい雰囲気になりそうですね。フィズビーさん、ほとんど現地風ですね」("It would make a splendid atmosphere, Mr. Fisby. Almost like going native" [97]) と返答する。実際にフィズビー以外にも物語が進行するにつれて、軍医のマクリーン(Doc McLean)やパーディー大佐なども次第に現地化していく様子が描写されている。

<sup>6</sup> 上原栄子の『辻の華 戦後篇 下』には、次のようなエピソードが紹介されている。辻の再建に奮闘していた上原に、ルイス准将が「君は、ティーハウスを建設中だというけれど、いまアメリカでは、米軍の

沖縄行政を主題にした『八月十五夜の茶屋』という本が、ベストセラーになっている。君も知っているだろうが、軍政府に働いていたミスター・スナイダーが、長い間軍政府の中で暴れ回っていたお前をモデルに書いたのだと僕も聞いたが、この名を君の料亭につけたらどうだ」と提案している。上原は料亭の名を古くから由緒ある「松乃下」を採用したが、英語名としてアメリカ人が発音しやすいように Teahouse August Moon と名付けている（上原 84）。

<sup>7</sup> 与那覇晶子は、上原栄子のライフストリーの記述やインタビューを根拠に、スナイダーの作品が辻遊郭出身の上原をモデルにし、彼女と米軍当局との辻再興や米軍接待所に関するやり取りが小説の原案であり、「スナイダーが、辻再興に夢を求めていた異質な美しい上原栄子のエネルギーに魅了されたことが『八月十五夜の茶屋』を生み出した大きな契機であったことは疑いようがない」（与那覇 15）と強調して、原作へのジュリ上原の影響をみている。

<sup>8</sup> 江戸幕府が初めて参加した1867年のパリ万博において、パビリオンに芸者が働く「茶屋」を出展したことと、フランスを中心に「ジャポニズム」ブームが起きたのをきっかけに、geishaは日本の代表的なイメージの一つとなった。The Oxford English Dictionary Vol. VI (2nd Editioion)によれば、英文文書におけるgeishaの初出は、1891年であり、20世紀に初頭には英語の単語として定着したようだ。ちなみに、1896年 The Geisha, a story of tea house (Hall & Greenbank作) というミュージカルがロンドンで上演されており、1910年のイギリスの百科事典では、geishaは、"...strictly the name of the professional dancing and singing girls of Japan. The word, however, often loosely used for the girls and women inhabiting Shin Yoshiwara, the prostitutes' quarter of Tokyo" (OED 419) と定義されており、売春婦のイメージも紹介されている。

<sup>9</sup> 宮城悦二郎は、映画版を評して「フィズビーやマッ

クリーン大尉のような人間は、グック・ラバー (Gook lover) として軍政府から追放されていたであろう。その意味では、米軍の「自らそうありたいと思う理想的な姿」を描いたということもできる」と評し、米軍統治の実態とはほど遠い、非現実的な作品であると指摘している（宮城悦二郎 340）。Orville Prescott はこの小説を「偶然に創造されたユートピアの架空の話」("tale of accidentally created utopia" [Prescott 21]) と評している。

<sup>10</sup> スナイダーの創作のモデルとなったと言われている上原栄子の娘、保坂アイヴァーは、『八月十五夜の茶屋』の占領軍の沖縄人通訳を佐々木 (Sasaki) と言及しているが、これは、単に勘違いなのか、それとも実在した沖縄人通訳のモデルとなった佐々木という人物なのか大いに興味をそそられる。サキニ (Sakini) とササキ (Sasaki) は、発音が確かに似ている（保坂 3）。

<sup>11</sup> ペンタゴン型の学校建設の代わりに茶屋の建設が設定されているのは、茶屋に売春宿のイメージが付与されており、それはもっともアメリカ政府権力の対極にあるもの、つまり反体制的であるからだと、山里勝己琉球大学教授は指摘している。「上映会 & シンポジウム『八月十五夜の茶屋』の変遷—小説から演劇・映画の受容まで—」(2011年9月10日、於沖縄県立博物館・美術館講堂) における発言。

<sup>12</sup> C. ダグラス・ラミスの定義によれば、「未開発」は「野蛮人」言い換えた表現という。「未開発」とは単純に西洋・アメリカと「同じ物を持っていない」という範疇に属する国々のことであり、ヨーロッパ・アメリカの経済圏に組み込まれていない国や地域は全て「未開発」のグループに範疇化されているという（ラミス 92-94）。パーディー大佐が、沖縄をアメリカ化しようとするのに対し、フィズビーがそのような考えを持っていないことからもわかるように、彼が沖縄人の考え方や価値観を理解し、尊重していることは明らかであり、典型的な白人中心主義的なアメリカ人ではない。

<sup>13</sup> スナイダーは、『八月十五夜の茶屋』が出版された同年12月に "How Ladies of Okinawa Met Holiday" というとても短いストーリーを *Chicago Daily Tribune* (December 9, 1951) に寄稿している。そのエピソードでは小説内のキャラクターが登場し、終戦後の沖縄でクリスマスの準備をしているが、フィズビーは、ぼっしゃりした顔つきで、彼の出身のオハイオ州の町 Napoleon 周辺ではフィズビーがこれまでのサンタクロースの中で最高である、と常に評判になっていたことを思い出す、という描写がある。

<sup>14</sup> 映画のサキニを演じたマーロン・ブランドは、1956年に『八月十五夜の茶屋』と『サヨナラ』(1957年)という終戦後の日本を舞台にした映画に立て続けに出演したが、その映画撮影の前にアジアを旅して、そこで目にしたアメリカ軍の態度を激しく批判している。アメリカ人駐留部隊は、現地人と交流することもなく、アメリカ式生活スタイルを続け、現地人のために人道的な財政支援をしているとは到底思えない、とブランドは回想している (Brando with Lindsey 234-35)。

<sup>15</sup> 中原俊明は、米軍統治時代の高等弁務官時代、つまり憲法が適用されない時代を「暗黒時代」と定義している。「沖縄では、人権を守る憲法が存在せず、いわば、憲法の空白地帯に放置されたまま、戦後二十七年間もの間米国の統治下におかれた。専門家は、これを「暗黒時代」と呼ぶ・・・。憲法不在の暗黒時代に何が起こったか、民主主義のチャンピオンをもって任ずる米国は為政者としてその名に恥じることなかったのか、沖縄の住民はその歴史の目撃証人となった」(中原 48)。『新聞三十年 沖縄タイムスが生きた沖縄戦後史』には、「一九五四年は米軍が徹底的に沖縄統治で弾圧政策を強行した年であった。このころを「沖縄の暗黒時代」とする見方がある」(沖縄タイムス編集委員会 48) と書かれている。

<sup>16</sup> 川満達也は、タイトルが終戦記念日8月15日を想起させると指摘している（川満 111）。しかし、英文

のオリジナルタイトルには、15という数字はないので、スナイダーが太平洋戦争の終戦記念日を暗示するため意図的な選択をしたのか、現時点で判断は難しい。

<sup>17</sup> ヨーロッパには『ドン・キホーテ』(カバンテス・セルバンテス1605-15年)、『ロビンソン・クルーソー』(ダニエル・デフォー1719年)、『ガリバー旅行記』(ジョナサン・スイフト 1726年)などフィクション系の旅行記の歴史は古いが、私が依拠するトラベル・ライティングは、旅行記の成立や目的は帝国主義の植民地政策と不可分な関係性があったという1990年代以降のポストコロニアル批評による研究成果である。例えば、Douglas Ivionによれば、旅行記は、帝国主義の文化的副産物で、その著者たちは探検家、兵士、行政官、宣教師、ジャーナリストであり、旅行を続けるために帝国主義体制の支援に頼っていた、と指摘している ("The genre of travel writing... was cultural by-product of imperialism, often written by those actively involved in the expansion or maintenance of empire (explores, soldiers, administrators missionaries, journalists), and dependent upon the support of the institutions of imperialism in order to facilitate the writers' travels." [Ivion 200-201])。トラベル・ライティングとは、遠く離れた異国の地を西洋中心の「帝国主義の眼」がフィルターとなって記述される言説であると指摘する Mary Louise Pratt の *Imperial Eyes: Travel Writing and Transculturation* (1992年、第2版2008年) は、とりわけ重要な研究成果である。紙幅の都合で追求できなかつたが、スナイダーの小説が内包するトラベル・ライティングの新たな地平の可能性は今後の研究課題としたい。

<sup>18</sup> Herbert Kupferberg は *New York Herald Tribune Book Review*. (November 6, 1960) の書評において *The King from Ashtabula* では、"Sneider reserves most of his affection for the islanders (Okinawans) and most of his satirical jabs for

the military men" (*Contemporary Authors Online Gale Library Databases Accessed 05/11/2011*)と述べており、スナイダーの沖縄の人々への愛情と軍人への諷刺が読み取れるこの作品と『八月十五夜の茶屋』の類似性は明白であろう。

<sup>19</sup> 川平朝申著『終戦後の沖縄文化行政史』には、1947年2月14日の米国の国会議員と新聞記者団の歓迎演芸会の演目を上原栄子が演じたが、彼女の演技をスナイダーが観劇していたと記されている。「その将校のなかに、東洋人が花を女の名にすることに興味をもった文学将校がいた。のちにニューヨークのブロードウェイで上演して成功した『八月十五夜の茶屋』の原作を書いたシュナイダー少佐 [原文のママ] である。登場する女性に桜、梅、花、藤、菊、百合、すみれなどをつけていたが、[スナイダーが] 女主人公には「ロータス（蓮）」と名付けているのは、この日のカメちゃん [上原栄子] の舞台姿にヒントを得たらしい。」(川平 90) これが事実であれば、1945年9月に沖縄から韓国に派遣された後、スナイダーは、沖縄に再訪問したということになり、その滞在を機に沖縄の文化事情を丁寧に調査した可能性があるだろう。

## 引用文献

- Ashcroft, Bill, Gareth Griffiths and Helen Tiffin. *Post-Colonial Studies: The Key Concepts*. New York: Routledge, 2000.
- Benda, Jonathan. "Empathy and Its Others: The Voice of Asia, A Pail of Oysters, and the Empathetic Writing of Formosa" *Concentric: Literary and Cultural Studies* 33.2 (September 2007) 35-60.
- Brando, Marlon with Robert Lindsey. *Brando: Songs My Mother Taught Me*. Toronto: Random House of Canada, 1995.
- Breit, Harvey. "In and Out of Books." *New York Times* 18 July 1954: BR8.

- Butcher, Fanny. "The Literary Spotlight." *Chicago Daily Tribune* 6 Apr. 1952: H7.
- 保坂アイヴァー 「序文」ゴードン・ワーナー『沖縄復帰物語：平和・戦争・占領・返還 1945-1972』(エグゼカティブ・リンク訳) 1997年 3.
- Ivison, Douglas. "Travel Writing as the End of Empire: A Pom Named Bruce and the Mad White Giant" *English Studies in Canada* 29 (3-4). 200-201.
- 川平朝申 『終戦後の沖縄文化行政史』那覇：月刊沖縄社、1997年
- 川満達也 「敗北への肯定観に潜む卑屈と『八月十五夜の茶屋』』『英米文学』68 (立教大学英文学会、2008年) 99-129.
- 米須興文 『文学作品の誕生—その文化的プロセスとしての意味』那覇：沖縄タイムス社、1998年
- Kupferberg, Herbert. "The King from Ashtabula" *New York Herald Tribune Book Review*. (November 6, 1960) (*Contemporary Authors Online Gale Library Databases Accessed* 05/11/2011)
- ラミス、C.ダグラス 『経済成長がなければ私たちは豊かになれないのだろうか』東京：平凡社、2005年。
- 宮城悦二郎 『占領者の眼—アメリカ人は<沖縄>をどう見たか』那覇：那覇出版社、1982年
- 中原俊明 「米国統治最後の10年」沖縄人権協会 編著『戦後沖縄の人権史—沖縄人権協会半世紀の歩み』高文研、2012年. 48-54.
- 名嘉山リサ 「ティーハウス・デモクラシー：ヴァーン・スナイダーの『八月十五夜の茶屋』における民主化」*Southern Review* No.27 (沖縄外国文学会機関誌 2012年) 141-157.
- North, Sterling. "Okinawa Tale Snickers At Yankee Paternalism." *The Washington Post* June 3, 1951:87.
- O'Brien, Kenneth P. "The United States, War, and the Twentieth Century" in Christopher Bigsby ed. *The Cambridge Companion to Modern American Culture*. Cambridge: Cambridge UP, 2006. 235-255.
- 大城貞俊 「文芸時評：八月十五夜の茶屋」『沖縄タイムス』2012年10月30日 11.
- Popp, Lilian M. "Vern Sneider" in Lilian M. Popp ed. *Four Complete Modern Novels*. New York: Globe Book Company, 1961. 14-17.
- Pratt, Mary Louise. *Imperial Eyes: Travel Writing and Transculturation* (2nd edition). New York: Routledge, 2008.
- Prescott, Orville. "Books of The Time." *New York Times* 29 May 1951:21.
- Ruark, Robert. *The Detroit Free Press* (January 7, 1954) in "Sneider, Vern" *Current Biography* (1956) 589.
- Sarantakes, Nicholas Evan. *Keystone: The American Occupation of Okinawa and U.S.-Japanese Relation*. College Station: Texas A&M UP, 2000.
- Simpson, J.A. and E.S.C. Weiner. *The Oxford English Dictionary* Vol. VI. (2nd Edition). Oxford: Clarendon Press, 1989.
- Sneider, Vern. *The Teahouse of the August Moon*. New York: G.P. Putnam's Sons, 1951.
- Sneider, Vern. "How Ladies of Okinawa Met Holiday." *Chicago Daily Tribune* 9 Dec. 1951: (part 4 page 8).
- Sneider, Vern. "Below 'The Teahouse.'" *New York Times* 11 Oct. 1953: X1.
- Spurr, David. *The Rhetoric of Empire: Colonial Discourse in Journalism, Travel Writing and Imperial Administration*. Durham, NC: Duke UP, 1993.
- Suh, Alexandra Chung. "Movie in My Mind": *American Culture and Military Prostitution in Asia*. Diss. Columbia U, 2001. Ann Arbor:

UMI, 2001. 3005807.

上原栄子 『辻の華 戦後篇上・下』時事通信社、1989年  
上原栄子・宮城信之 「対談「八月十五夜の茶屋」」  
『脈』45号（1992）56-62。

Yagi, Mariko. *Gazing the Other: A Post-colonial Reading of The Teahouse of the August Moon.* (琉球大学 人文社会科学研究科・国際言語文化・欧米文化 修士論文 2006年)

与那覇晶子 「『八月十五夜の茶屋』の原風景—ジュリと辻文化と沖縄のアイデンティティー」『世界の中の『沖縄』演劇—女優の表象を中心とした考察』 研究代表者 鈴木雅恵（平成18年度～平成19年度科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書）11-19。

吉見俊哉・テッサ・モーリスースズキ 『天皇とアメリカ』 集英社、2010年

吉村いづみ 『映画に描かれた性と民族の父権的支配構造—大陸三部作と『八月十五夜の茶屋』、『サヨナラ』の比較分析を通して—』（名古屋大学 国際開発研究科・国際コミュニケーション専攻 修士論文 1996年）

## 謝辞

科研費（22520289）助成研究成果の一部である小論は、「上映会 & シンポジウム—『八月十五夜の茶屋』の変遷—小説から演劇・映画の受容まで—」（2011年9月10日、於沖縄県立博物館・美術館講堂）で発表した原稿に加筆・修正を施したものである。資料提供していただいた共同研究者の名嘉山リサ氏及び与那覇晶子氏、およびシンポジウムの司会・コーディネーターを務め、示唆的な提言を与えてくれた琉球大学の山里勝己氏に深く感謝の意を表したい。

## 沖縄の貧困に関する一試論 — 戦後沖縄における生活保護と「オルタナティブな近代」 —

渡久山 和史\*

An Essay on the Poverty in Okinawa

— Welfare Aided Society and "Alternative Modernities" in Postwar Okinawa —

TOKUYAMA Kazufumi

### 要 旨

本稿の問いは、沖縄県においてなぜ那覇市に生活保護受給者が多い／増加しているのか、である。この問い合わせ軸に、そこから見えてくる現在の沖縄の姿（の一面）を描写する。戦後沖縄は、「復帰前の基地依存から復帰後の行政依存へ。そして、その帰結としての生活世界の空洞化と構造的貧困」という歴史を辿った。我々は今後、生活世界を堅持したオルタナティブな沖縄を構想するべきである。

キーワード：貧困、生活保護、ネイション、生活世界、オルタナティブな近代

### 1. はじめに

「生活保護1万人超／那覇市 30人に1人 県で突出」

これは2010年8月18日付『沖縄タイムス』紙一面の見出しだある。同記事によると、那覇市における生活保護受給者が、7月末時点で1万28人と、初めて1万人台を突破したという。また、人口1000人あたりの受給者の割合を示す保護率は31.75%を記録し、県全体の19.90%を大きく上回っていると伝えている。

筆者は当時、那覇市保護課の職員としてケースワーカーをしていたが、その時の衝撃を今でも覚えている。単純計算でほぼ30人に1人が受給者となるわけだが、一方で現場経験を通じて、現在の受給者はあくまで冰山の一角であり、今後増えることはあっても減ることはないだろうと予期した。

なぜそのように予期したのか。あるいは予期せざる

を得なかつたのか。これがこの小論の出発点である。しかし、ここで急いで付け加えなければならないのは、この予期が善悪や道徳の価値判断をともなうものではないということである。あくまで社会構造的にそういうらざるを得ないと感じられたのだ。

上記出発点から本稿の問いは次のように導かれる。それは、沖縄県においてなぜ那覇市に保護受給者が多い／増加しているのか、である。この問い合わせ軸に本論を展開し、同時にそこから見えてくる現在の沖縄の姿（の一面）を描写しようと思う。

具体的には、戦後沖縄の公的扶助、産業／就業構造、労働政策、沖縄振興開発計画、リゾート法などの歴史を辿り、上記の問い合わせに対する考察を深めていく。研究対象は、主に新聞、官公文書、統計データなどの一次資料および各先行研究、参考文献・論文などの二次資料に依拠する。研究対象時期は基本的に戦後から現在までとする。なお、管見の範囲では筆者の問題意識に

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員、那覇市役所 kazoo23bb@yahoo.co.jp

直結した先行研究は見当たらない。

もとより小論にすぎない本稿において、このような大きなテーマの設定／展開がきめの粗い巨視的素描に終始するのは致し方ない。本稿に価値があるとすれば、不十分ながらも現段階での暫定的な結論を提示することで、今後さらに論を精緻化していくための呼び水を用意したという点にある。

## 2. 「民族の連帯」としての生活保護

沖縄戦で多くの者が死んだ。辛うじて戦禍をくぐり抜けてきた者も、生活の基盤を根底から覆され、生活破綻はその極をついた。住民は文字通り着のみ着のままの状態であったが、救済制度は敗戦とともに崩壊し、政府に何らなす術はなかった<sup>(1)</sup>。

このような状況の中、1945年4月、米軍は上陸地において早くも軍政府を開庁し、戦争難民の救出と援護業務に着手した。そして、戦線とともに前進しながら、専ら住民の救護にあたったのである。

上記の米軍政府による救済は、住民に占領政策を理解させ人心を掌握し、安定化させる「平和宣撫工作」としての意義を持った。したがって、それは住民に対して公平な無償配給を本旨とする「島ぐるみ救済」であった。

その後島ぐるみ救済は、1945年8月、米軍政府の諮問機関として発足した沖縄諮詢会に移管された。しかし、その内容に本質的な差異を来さなかった。

1946年4月、米軍政府の指令により沖縄民政府が設立され、沖縄諮詢会は発展的に解消した<sup>(2)</sup>。これにともない、社会事業の所掌は民政府に吸収され、その業務が引き継がれた。

時を同じくして打ち出された米軍政府の貨幣経済政策により、翌5月から賃金制度が実施された。従来の無償配給は有償制度に変わり、公的救済はそれまでの「島ぐるみ救済」から「購買力欠如者を対象とした救済」に移行することになった。

1947年3月、米軍政府の指令により徵税制度が整備され、1949会計年度からは民政府の財政として予算編成が行われた。これを契機に、軍政府による従来の救

済費全額負担は8割に軽減された。1949年以降はさらに6割負担となり、民政府財政を圧迫した。

このように救済機構は確立されたものの、財源の逼迫はいよいよ著しく、民政府は親族や知人、隣人などによる扶養や相互扶助に一縷の望みを託し、救済人員削減を継続的に強行せざるを得なかつた。結果、「救済事業」の名のもとに、その実、「救済削減政策」を進めることとなってしまった。

1950年8月、民政府に代わり群島政府が設置され、従来の社会事業の所掌業務は各群島政府に引き継がれた。同年12月には、従来の米国琉球軍政本部は琉球列島米国民政府に変更され、1951年4月、臨時中央政府が群島政府と並んで臨設された。しかし、これによって直ちに全琉的に統一された施策が行われたわけではなく、社会事業関係は依然として各群島政府のもとで応急的に対処されていた。

確かに、上述したように戦後沖縄社会は多難な歩みを経たが、この頃から住民生活も徐々に安定し始め、政治経済の基盤は着実に整備されていった。それにともない、米軍の援助方式も大幅に変更され、1952会計年度予算から従来の6対4の救済費分担金が一挙に全額民負担となった。

1952年4月、臨時中央政府に代わり「琉球政府」が創設されると同時に、各群島への民生事務所の設置や扶助費の拡充などが図られた。このように戦後沖縄の公的扶助に進展が見られたとはいえ、依然として法的根拠もなく、現状としては各群島の財政状況に応じて独自の制度が敷かれているだけであった。そのため、統合新政府の発足を契機として統一的な公的扶助制度が希求された。

こうして1953年10月、議員発議により本土法に準拠した「生活保護法」が公布された。沖縄の公的扶助はここに初めて法的根拠を確立した。当時、議員立法に携わった政治家の佐久本嗣矩は生活保護法の提案理由をこのように主張している<sup>(3)</sup>。

琉球には終戦後八年、今日なお、立ち上ることのできない貧困生活水準の人が3%おります。これらの

中には、家族を皆失った老人老婆あり、あるいは夫を失って子供を多数抱えて働くにも働きずその日その日を送る事の出来ない未亡人もあります。あるいは両親を失った孤児もあります。病気によって生計を支えることのできない多数の人々があります。

これらの困窮の原因は大体戦争によるものでありまして、かかる不可抗力によって生活が維持できないものの生活を保障することはお互い民族の連帯責任であると思うのです。

ここで「民族」とは、日本ではなく明らかに沖縄を指している。戦後沖縄における生活保護の出発点は、<沖縄>のネイションに根差したものであった。しかし、その後祖国復帰運動の機運が高まるなか、後述するように上記理念は忘却されていくことになる。

とは言え、こうして独特な歩みを続けてきた沖縄の公的扶助も、ここにようやく専門化と近代化への制度的基盤を整えるに至った。その後、沖縄の生活保護法は1972年の日本復帰までに9回にわたる改正を経て本土法に収束されていった。

### 3. 産業／就業構造と都市化

沖縄戦後史において、最初の転換期は冷戦の激化とともに訪れた。1949年の中華人民共和国の成立と1950年の朝鮮戦争の開始は、アメリカの沖縄掌握の意志を強めた。この頃から、現在まで続く沖縄の恒久的な軍事基地建設が始まった。

この冷戦の本格化によって、基地建設のための莫大なドルが沖縄に投入されていった。そしてこの巨額な基地建設投資によって、従来の沖縄の産業構造やそれにともなう就業構造は大きく変化していった<sup>(4)</sup>。

例えば、戦前（1934～36年平均）と1953年時点について、沖縄の産業／就業構造を比較した数値を見てみよう<sup>(5)</sup>。

まず、第一次産業の就業者であるが、戦前は全就業者数の73.1%を占めていたが、1953年では既に51.0%にまで激減している。実数でいうと、この期間に4万

7650人が同産業を離れたことになる。

次に、第二次産業の就業者であるが、戦前は全就業者数の12.4%を占めていたが、1953年では9.9%となっている。実数でいうとこの期間に4068人減少しているが、建設業だけを取り出してみると、同期間に1万7732人も増加し、構成比の上でも1.2%から6.6%へと急増している。これは、農業就労者が基地建設労働へ流れたものと考えられる。第二次産業の内部自体が大きく変容していることが読み取れる。

最後に、第三次産業の就業者であるが、戦前は全就業者数の14.5%を占めていたが、1953年では39.1%と急増している。実数でいうとこの期間に8万3733人の増加があり、この頃から既に第三次産業肥大化の様相が示されている。

この第三次産業への傾斜の規定的要因としては、やはり基地依存の経済システムが形成されたことによる面が大きい。基地建設過程における大量のドルの流入は、生活必需品に関しドル支払いによる輸入の比較優位性を確立し、沖縄内における製造業の不振を招いた。その結果、商品の輸入や販売を行う卸小売業と、それに付随するサービス業を中心に第三次産業が著しく肥大化していったのである。

以上、昭和戦前期から1953年の間における沖縄の産業／就業構造について簡単に説明したが、第一次産業の減少、第二次産業の停滞（一方でその中における建設業の増加）、第三次産業の増加という傾向は、沖縄が本土に復帰するまで一貫して継続した。なかでも1960年代の沖縄の内需に支えられた高度経済成長は、産業／就業構造を一変させた<sup>(6)</sup>。

特に戦前の沖縄で、総所得、総就業人口の半分以上を占めていた第一次産業の割合は、戦後加速度的に低下し、復帰直前の1971年には総所得の7.6%、総就業人口の24.1%にまで落ち込んだ<sup>(7)</sup>。この数値は、同期間に農村からの人口流出がどれだけ激しいものであったかを物語っている。

それでは、農村から流出した農業就業人口はどこに吸収されたのだろうか。戦前であれば海外移民や本土

出稼ぎというかたちで労働力が流出していったのであるが、戦後になると、農村から流出した人口の大部分は第三次産業の発展した那覇都市圏や基地の街コザへと集中した。

そして、それと呼応するかのように、1950年代から60年代後半にかけて生活保護率は全体的に低下した(1956年32.2%→1968年22.7%)<sup>(8)</sup>。また、同時期の完全失業率についても概ね1%台あるいはそれを切つており、ほぼ完全雇用に近い状況を実現していた<sup>(9)</sup>。

ところで、敗戦から本土復帰までの間に産業／就業構造が大きく変化してきたことは先述した通りであるが、この期間に就業人口それ自体が大幅に膨張してきたことも見落としてはならない点である。1940年に26万2000人だった就業人口は、1970年では39万人となっている<sup>(10)</sup>。この就業人口の増加は、戦後急増した沖縄の人口、それが労働力人口となって労働市場に参入してきたことに因っている。そして、その人口増加がどこに吸収されたかというと、繰り返しになるが、特に那覇を中心とする都市であった。

「失業なき経済社会」を築いていた当時、急増する新たな労働力にどのように就労先を与えるかは、戦後沖縄の行政にとって喫緊の課題であった<sup>(11)</sup>。確かに、戦後の沖縄は基地経済への依存のなかで建設業や第三次産業を肥大化させたが、激増する労働力人口を全て沖縄の労働市場でまかなう余力はなかった。結果、琉球政府がとった政策は何であったか。それは、以下に見る新規学卒者の本土への集団就職であった。

#### 4. 雇用移民と祖国復帰運動

沖縄戦と終戦の混乱期を経て、戦後における沖縄から本土への労働力移動は1957年12月に再開された。当初の本土就職は、大阪の沖縄県人会、大阪府下の製パン・製麺組合の事業主、沖縄地元メディアの在阪記者らによるインフォーマルな運動として始まった。第一回目の集団就職は、人数こそ122人と少なかったが、その後すぐに琉球政府労働局の正式なプロジェクトとして継承されていった<sup>(12)</sup>。

前節で説明したように、1950年代から60年代の沖縄では急増する労働力人口を域内労働市場で吸収するほどの余地がなく、この本土への就職は労働局の失業対策の切り札として大きな期待が寄せられた。当時労働局職業安定課長だった白川英男は、本土就職について以下のようなことを述べている<sup>(13)</sup>。

本土への就職は、人口問題の解決策としては、多額の資金を伴う海外移民と比べて"金のかからない移民"あるいは"雇用移民"といわれる程大きく期待がかけられている……。

青少年の本土就職により、労働力人口の絶対数を減らしてゆけば失業者の数が少くなり政府が行う失業対策<sup>ママ</sup>率業にも予算をかける必要もなくなり、政府の予算によつて救済を受ける人達の数も少なくなり政府の財政負担を少なくすることもできる。

労働局の統計によると、1957年に122人から始まった本土就職は、わずか3年後に1000人を超え、1967年には4000人、1970年には1万人を突破した<sup>(14)</sup>。沖縄からの公的な職安ルートを通じた本土就職は、1960年代半ばには「制度化」されていたと言える<sup>(15)</sup>。

当時の本土就職の特徴として、大きく二つのことが挙げられよう<sup>(16)</sup>。第一に、琉球政府、教育機関、受け入れ先企業および地元メディアなどが一体となって取り組んでいたこと。第二に、こうした「送り出しシステム」のもとで、新規学卒者たちが本土企業に低賃金の正規雇用労働者として採用されていった、ということである。

琉球政府文教局の統計によると、中学卒業者の就職者に占める本土就職者の割合は、1963年の6.98%から1971年には43.9%にまで上昇している。また、高校卒業者においては、1963年の9.43%から1971年には61.88%へと急増している<sup>(17)</sup>。このように、新卒者のなかの就職者のかなり多くが本土へ移動していった。

しかし、筆者にはここで一つの疑問が残る。それは、戦後沖縄において失業率が低く、年率10%を超える高度経済成長を遂げていた時期に、なぜ大量の本土移動

が発生したのかということである<sup>(18)</sup>。

確かに、繰り返し述べてきたように、激増する労働力人口を迎えるほどの市場が沖縄に育っていないかったという面もあるだろう。だが、上記の白川の発言を見られるように、そもそも沖縄内で産業を振興し、余剰労働力を吸収しようという意志が琉球政府に希薄であったことも看過できない。

その理由を詳述することはできないが、一つの解釈の枠組みとして「祖国復帰運動」を挙げることができる<sup>(19)</sup>。1956年のプライス勧告を契機にして起こった超党派の「島ぐるみ闘争」とその後の復帰運動の盛り上がりは、本土就職にそれだけに止まらない意味を与えたのではないだろうか。

つまり、琉球政府にとって本土就職とは、純粋な経済的侧面とは別に、日本との一体化を推進するまでの重要な政治的戦略という面も併せ持っていた。言うなれば、本土就職とはその名を借りた復帰運動だったのである。

一方、沖縄の本土復帰の波は、それと呼応して生活保護法にも現れた。「(沖縄) 民族の連帯」として出発した生活保護の予算に、1966年度より初めて日本政府の財政援助が導入されたのである。その後、援助額は毎年増加し、保護費総額に占める割合も1966年度の15%から1972年度には75.8%にまで達した<sup>(20)</sup>。

1969年11月、佐藤首相とニクソン大統領の共同声明により、1972年の本土復帰が公表された。その時代変化を受けて開かれた社会保障関係者の座談会において、労働局労働調査課長の喜舎場信方は、「[社会福祉]の制度面では、われわれは当初から日本人だという考え方で、本土の法律、制度にならって進めてきたわけです」と、1953年当時を述懐した<sup>(21)</sup>。

確かに、沖縄の生活保護法は本土法に準拠して作成されたわけだが、復帰運動の盛り上がりのなか、「民族の連帯」という記憶は忘却されていった。

## 5. 「本土並み」化と生活世界の空洞化

1972年5月15日、戦後27年におよぶ米国の沖縄統治

に終止符が打たれ、沖縄は日本に復帰した。日本政府は、沖縄振興開発特別措置法に基づき沖縄振興開発計画（以下「沖振計」）を策定し、本土との間に生じた「著しい格差の是正」や「自立的発展の基礎条件の整備」を早急に進めた<sup>(22)</sup>。

沖振計を支える知の根幹は、新全国総合開発計画（二全総）であった。二全総の特徴は、1960年代の高度経済成長を前提とした強い開発志向にあった。しかし、計画期間中の1973年にオイル・ショックが発生し、日本を含め先進各国は低成長時代へと突入していく。二全総も当然見直しを迫られることになった<sup>(23)</sup>。

そのような世界的な経済不況のなか、沖縄ではある現象が注目され始めていた。それは、本土就職組のUターンである。世界的不況に加え復帰とともに軍雇用者の解雇などにより、復帰後沖縄の失業率は大幅に上昇した。県内の雇用情勢が一段と厳しくなっていく状況下において、Uターンはさらなる失業者を生み出す要因になると、「社会問題」化されていった<sup>(24)</sup>。

実にUターン者の8割は、10代後半から20代前半の若年層であった。しかもUターン者の多くは、那覇都市圏に還流してきた。その中でも特に那覇市については、本土で離職したUターン者が、出身地に帰らず那覇に滞留するというJターンが多数存在した。その後、(半)失業した彼ら／彼女らがとった行動とは何であったか。それは、本土への「出稼ぎ」であった。

1980年代半ば以降、新規学卒者の県内志向の高まり、本土経済のインフォーマル化やサービス化による柔軟性の増大、本土移動の常態化あるいは制度化によるリピーター率の上昇などが重なって起つた。これら様々な要因により、本土就職から次第に新卒者と正規雇用が減少し、代わって一般出稼ぎがその大多数を占めるようになっていった。

本土就職者総数に占める中学・高校新規学卒者を除いた「一般」（大学卒・短大卒を含む）の比率は、1967年の58%から1985年には77%に増加している。1985年には「一般」のうち出稼ぎが本土就職者総数の68%を占め、沖縄からの本土就職は本格的に出稼ぎ中心へと

シフトしていった<sup>(25)</sup>。

若年層を中心とした出稼ぎの増加に対し、当時指摘されていた問題点は少なくとも二つあった<sup>(26)</sup>。第一に、外需対応型の出稼ぎ労働の不安定さである。1985年のプラザ合意以降、大幅な円高を契機に日本企業の海外直接投資が激増し、国内産業の空洞化は避けられない趨勢となつた。この場合、真っ先にリストラの対象となつたのが出稼ぎ労働者であり、それは県内に潜在あるいは顕在失業者を滞留させることになった。また、このことが県内賃金格差を一層広げ、さらには本土との格差に繋がるとも懸念された。

第二に、将来の年金格差の問題である。これは二つの側面を持った。一つは、リピーターらの就業と無業の繰り返しによる年金加入期間の不連続により生じる格差。二つには、潜在失業者の低賃金による将来受け取る年金の相対的低額である。また、正規雇用に比べ早期に訪れる定年後の再就職の問題等も指摘された。

果せるかな、上記問題点はその後現実のものとなつていった。第一の点は、貧富の差を示すジニ係数が全国ワーストとなり、東京や大阪などの大都市を凌ぐ格差社会を露呈させた<sup>(27)</sup>。第二の点は、後述するように、将来の無年金者や低額年金者を生み出し、全国平均を上回る保護率の上昇へと繋がっていくのである。

一方、国内において1987年より第四次全国総合開発計画（四全総）が開始された。復帰後の沖縄に大きく関係してくるのは、同年国土政策の一つの柱として公布されたリゾート法（総合保養地域整備法）である。

沖縄県は1990年、第二次沖振計と四全総で示された方向性に沿って、「リゾート沖縄マスターplan」を策定した。これに基づき、リゾート法の指定を受けるための「沖縄トロピカルリゾート構想」を同年政府に申請した。その後周知のように、沖縄は観光を県内の基幹産業と位置付け、国民の「癒しの島」としての役割を担っていくことになる<sup>(28)</sup>。

インフラ整備をともなう開発ラッシュによる経済成長を遂げるなか、沖縄では環境問題が大きくクローズアップされた。景勝地は本土復帰前後の土地ブームの

頃に本土資本によってあらかた買い占められたため、後発企業はいきおい海か山に向かって行くしかなかった。海とは海岸の埋め立てによる用地造成のことである。安上がりな方法で開発したいと考えた資本は、一举に干潟を埋め立てていった。

その後バブルがはじけて未曾有の金融不安、倒産が相次いで起こったのは説明するまでもないだろう。その余波は当然沖縄をも襲い、島の海岸線は不良債権の山と化した。結果、沖縄では「本土並み」の生活を手に入れることと引き換えに、開発をめぐる地元民同士の対立、赤土流出を始めとした公害汚染、地価急騰等による第一次産業の衰退や過疎化など生活世界の空洞化を招いたのである。

## 6. オルタナティブな近代へ

バブル崩壊以降、1990年代に入って沖縄からの出稼ぎは大きく変化した。出稼ぎ先行者からの呼び込みや、本土企業の意を受けたプローカーによる募集活動よりも、さらに組織的に本土へ労働力を移出するシステムが機能し始めた。業務請負業である<sup>(29)</sup>。

沖縄における同システムの最大の特徴は、県内失業率の低下政策という了解のもと、官民が一体化して業務請負業の沖縄進出に取り組んでいるところである。このことは当時全国で唯一ハローワークが、業務請負業にハローワーク内での募集活動を認めていたことに典型的に示されている。

沖縄の失業における最大のポイントは、それが若者の失業というところにある。失業率について確認すると、復帰以降1990年代前半まで5%前後の水準で推移し、1990年代後半以降は8%前後とより上方にシフトしている。しかし、1990年代以降のデータをさらに細かく年齢毎に見ていくと、20代前半は10%台、10代後半に及んでは20%台と非常に高い水準で現在に至っている<sup>(30)</sup>。

そして注目すべきは、現代の出稼ぎの人集めというものが、都市部からの募集によりウェイトが置かれてきている点である。既述したように、第三次産業の割

合が高いところに沖縄経済の特色があるが、その第三次産業の最も発達した那覇市こそが出稼ぎ労働の最大の貯水池となっているのである。

さて、復帰後における沖縄県の生活保護の動向を保護率で見てみると、復帰直後の30.93%を上限に全体的な趨勢として低下傾向にあった。しかし、1996年度に底を突いて以降上昇傾向で推移している。ちなみに、沖縄県の2006年度から2010年度までの5年間の動向を保護率で確認すると、16.02%から20.53%へと4.51ポイント上昇している。全国平均は、11.8%から15.2%へと3.4ポイントの上昇である<sup>(31)</sup>。

このように、沖縄県の生活保護の状況は全国平均に比較しても高い状況にあるわけだが、こと那覇市にいたっては、27.02%から32.20%へと5.18ポイントも上昇し、さらにそれを上回っているのである<sup>(32)</sup>。

沖縄県、那覇市ともに全保護受給世帯の約半数を占め、前年度比伸び率が高いのは高齢者世帯である。そしてその大多数が、受給年金額が最低生活費に満たない場合か、無年金者である。それは、筆者に限らず現場を経験しているケースワーカーなら誰でも気づいているはずだ。

なぜこのような状況になってしまったのか。それは、これまでの記述から明らかなように、戦後沖縄が歩んできた歴史的背景の理解なしには説明できない。建設業や第三次産業など不安定就労者が大量に生み出され、社会保障制度に満足に包摂されない人々が戦後そのまま見過ごされてきた。そして、彼らが老齢に達し生活保護に流れできている。しかも、出稼ぎ労働を始めその再生産構造は現在もほとんど手つかずのままなのだ。

2012年5月15日、沖縄県は第五次沖振計に相当する「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を決定した。初めて県が自前で策定した計画である。本土復帰後、沖縄に投下された国の振興予算は約10兆円に上る。沖振計が当初掲げていた目標の一つ「本土との格差是正」は大方達成されてきているが、もう一つの目標「自立型経済」までの道のりはほど遠い。

復帰前の基地依存から復帰後の行政依存へ。そして、

その帰結としての生活世界の空洞化と構造的貧困。このような歴史を経てきたとも言える現在、我々は今後どのような沖縄を描いていきたいのか。答えは自ずと明らかだろう。生活世界を堅持したオルタナティブな近代あるいは沖縄を構想する。これしかないのでないか。

先進各国は、これから人口縮小という人類が未だかつて経験したことのない時代に突入していく。拡大するパイ／利益を分配する社会から、リスク／不利益を分配する縮小社会へ——。沖縄もその中にいる。我々には、叡知の結集が求められている。

## 注

<sup>(1)</sup>終戦直後から本土復帰までの沖縄の公的扶助史については、琉球政府厚生局民生課編集『社会福祉事業十年の歩み』(琉球政府厚生局、1964年)、琉球政府厚生局民生部民生課編集・発行『沖縄の社会福祉15年のあゆみ』(1969年)、具志堅宗精編集『沖縄の社会福祉25年—沖社協創立20周年記念誌—』(沖縄社会福祉協議会、1971年)、竹内和三郎編集『沖縄の社会福祉40年—沖社協創立35周年記念誌—』(沖縄県社会福祉協議会、1986年)、我喜屋良一『沖縄における社会福祉の形成と展開』(沖縄県社会福祉協議会、1994年)および中野育男『米国統治下沖縄の社会と法』(専修大学出版局、2005年)などを参照。

<sup>(2)</sup>奄美群島では、1946年10月、臨時北部南西諸島政府が作られた。また、宮古、八重山の各群島では、1947年3月、それぞれ宮古、八重山民政府が設立された。米軍政府は、対日講和条約締結の頃まで群島別統治を基本としていた(中野好夫、新崎盛暉『沖縄戦後史』岩波書店、1976年、20頁)。

<sup>(3)</sup>前掲『沖縄の社会福祉25年』76頁。

<sup>(4)</sup>戦前期から本土復帰までの沖縄の産業／就業構造と都市化の歴史については、山本英治、高橋明善、蓮見音彦編『沖縄の都市と農村』(東京大学出版会、1995年)、岸政彦「自己言及と差別：高度成長期における沖縄人の本土移動体験」(『人権問題研究』第

- 1号、2001年) および同「戦後沖縄における人口移動と経済成長—過剰移動と過剰都市化—」(『那覇都市圏の過剰都市化に関する社会学的研究』、2011年)などを参照。
- (5) 戸谷修「産業構造と就業構造の変動」(『沖縄の都市と農村』、1995年) 61-62頁。
- (6) 岸前掲「戦後沖縄における人口移動と経済成長—過剰移動と過剰都市化—」180-184頁。
- (7) 戸谷前掲「産業構造と就業構造の変動」63頁。
- (8) 前掲『沖縄の社会福祉25年』107頁。
- (9) 琉球銀行調査部編集『戦後沖縄経済史』(琉球銀行、1984年) 1306-1307頁。
- (10) 戸谷前掲「産業構造と就業構造の変動」69頁。
- (11) 前掲『戦後沖縄経済史』1231頁。
- (12) 1950年代から本土復帰までの労働政策と復帰運動の相関性(史)については、岸政彦「戦後沖縄の労働力流出と経済的要因—過剰移動論へのアプローチー」(『都市文化研究』第3号、2004年)、同「過剰移動—戦後沖縄の労働力移動における政治的要因—」(『龍谷大学社会学部紀要』第36号、2010年) および同前掲「戦後沖縄における人口移動と経済成長—過剰移動と過剰都市化—」などを参照。
- (13) 白川英男「本土就職の現況と今後の課題」(『琉球労働』第六巻二号、1959年) 2-3頁。
- (14) 宮平琳光「本土就職についての一考察」(『琉球労働』第七巻五号、1961年) 15頁、琉球政府企画局統計庁『琉球統計年鑑』および同『沖縄統計年鑑』を参照。
- (15) 岸前掲「戦後沖縄の労働力流出と経済的要因—過剰移動論へのアプローチー」121頁。
- (16) 同上書124頁。
- (17) 琉球政府文教局『学校基本調査報告書』より算出。
- (18) 本土就職の政治的側面に関する考察は、岸前掲「過剰移動—戦後沖縄の労働力移動における政治的要因—」に多くを拠っている。
- (19) 復帰運動の思想や世界観を分析した実証的研究として、小熊英二『〈日本人〉の境界 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』(新曜社、1998年) を参照。
- (20) 前掲『沖縄の社会福祉25年』116頁。
- (21) 宮城常敏、平安常実、喜舎場信方、我喜屋良一、渡真利源吉、親川富蔵、当山全一「祖国復帰と沖縄の社会福祉」(『季刊 沖縄の福祉』第20号、1970年) 3頁。
- (22) 復帰後における沖縄の振興開発について、前掲『沖縄の都市と農村』、喜久川宏『沖縄経済振興論—回顧と展望—』(人文沖縄社、1999年) および百瀬恵夫、前泊博盛『検証「沖縄問題」』(東洋経済新報社、2002年)などを参照。
- (23) 戦後日本の国土計画について、本間義人『国土計画を考える』(中央公論新社、1999年)などを参照。
- (24) 仕事がない状態であるにも関わらず、那覇都市圏に大量のUターン者が滞留し、人口集中を引き起こしていったメカニズムについて、谷富夫『過剰都市化社会の移動世代—沖縄生活史研究—』(溪水社、1989年) を参照。
- (25) 喜屋武臣市「出稼ぎ：東北型と沖縄型」(『リーディングズ 労働市場論 沖縄を中心に』、1990年) 103頁。
- (26) 同上書117頁。
- (27) [http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.  
do?tocd=00200564](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200564)
- (28) 沖縄のリゾート開発について、三木健『リゾート開発』(三一書房、1990年)などを参照。
- (29) 1990年代以降における沖縄から本土への出稼ぎについて、丹野清人「沖縄からの現代出稼ぎ事情—沖縄化する本土の労働市場と期間工送出システム—」(『けい風』第40号、2003年) および同「沖縄からの現代出稼ぎ事情(2) —外国人労働者との競争—」(『けい風』第41号、2003年) を参照。
- (30) [http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/long-term/  
long-term-top.html#2](http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/long-term/long-term-top.html#2)
- (31) 復帰後の沖縄県および全国の生活保護の状況について、沖縄県福祉保健部福祉・援護課編集・発行『平成23年度版 沖縄県の生活保護』を参照。
- (32) 那覇市の生活保護の状況について、那覇市役所編集・発行『那覇市統計書』を参照。

## 風疹による聴覚障がい学生の追跡調査

— 沖縄大学での学生生活を中心に —

横山 正見\*

Follow up survey of the deaf students by congenital rubella syndrome

— Focus on students' lives of Okinawa university —

YOKOYAMA Masami

### 要 旨

風疹による聴覚障がい児（以下、風疹児・風疹学生）に対する医療や教育における取り組みは、高校卒業で途切れたりその後の記録も殆ど残されていない。本稿は沖縄大学に在籍した風疹学生へのインタビューと資料により、当時の大学生活を明らかにするものである。この試みは風疹学生への取り組みを再評価するものであり、その後の聴覚障がい学生支援に通じるものであることが分かった。

キーワード：風疹の流行、風疹児・風疹学生、聴覚障がい、当事者の語り

### 1. はじめに

1964年から1965年にかけて沖縄で大規模な風疹の流行があり1376名が罹患している<sup>i</sup>。その影響で約400名の聴覚障がい児が確認された<sup>ii</sup>。当時の琉球政府は日本本土の支援を受け、医療や教育における取り組みを行うこととなる。

各地の小学校、中学校には「風疹学級」が併設され、中学校、高等学校においては、1学年のみのろう学校「北城ろう学校」も設置された。また、那覇市においては親の会の要請を受け沖縄高等学校（1983年より沖縄尚学高等学校に校名変更）に「風疹学級」が設置された。高校卒業後、少なくとも10名の風疹児が県内大学に進学し、そのうち9名が沖縄大学に在籍したこと分かっている<sup>iii</sup>。

これまで、風疹児の幼少期、義務教育課程、高等学校における記録は残されているが、大学生活における記録は殆んど残されてこなかった。

本稿は今まで顧みられることのなかった風疹学生の大学生活にスポットを当て、風疹学生や関係者へのインタビュー、及び文献資料を基に当時の状況を記録し再評価を目指すものである。

### 2. 風疹の流行と教育における取り組み

アメリカ統治下の沖縄では日本本土に比べ公衆衛生等の整備が遅れていた。加えて、ベトナム戦争激化の影響により沖縄の米軍基地は重要度が増し、アメリカから人や物資の往来が盛んであった。更に、1964年から1965年にかけてアメリカで風疹の大流行が確認されている<sup>iv</sup>。こうした社会状況の中、1964年後半から1965年前半にかけて沖縄で風疹が大流行する。

大流行の原因は、はっきり証明されていない。しかし、日本本土では同時期に風疹の大流行が確認されていないことや、アメリカと沖縄の関係など当時の社会状況を考慮すると、アメリカで流行した風疹が米軍基

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 yokoyama@okinawa-u.ac.jp

地を通じて沖縄に広まったのではないか、と考えられている<sup>v</sup>。

未曾有の風疹の大流行のため、琉球政府だけでは十分な対応ができず、日本政府の支援を受け大規模な検診が実施される。その結果、約400名が聴覚障がい児であることが分かる。

風疹児が学齢期に達する以前の1969年ころからは、日本本土の支援を受けながら、教育における取り組みがなされるようになる。沖縄に聴覚障がいを専門とする教員が不足していたため、一般の教員が日本本土へ短期・長期の研修に赴くことや、日本本土から聴覚障がい教育を専門とする講師を招き、研修を行うことにより風疹児の教育に携わる教員を養成した。

学校の不足については、地域の小学校に「風疹学級」<sup>vi</sup>を併設することになる。また、中学校からは地域の学校に併設される「風疹学級」の他に、1学年だけの「北城ろう学校」が建設される<sup>vii</sup>。

那覇市においては、小学校から高等学校まで「風疹学級」が設置された。中学校、高等学校における「風疹学級」設置については、風疹児親の会が小学校と同じように地域の学校での教育を強く要望したために実現したものである<sup>viii</sup>。

高等学校における難聴学級設置については、親の会が沖縄県教育委員会、沖縄県議会へ県立高等学校に「風疹学級」を設置するよう要請したが実現されなかつた。そのため、那覇市長や那覇市議会に私立高等学校への難聴学級設置と財政援助を要請し、沖縄高等学校に「風疹学級」が設置されたのである<sup>ix</sup>。

### 3. 風疹学生の沖縄大学入学以前、以後

高等学校を卒業すると風疹児は就職や進学などそれぞれの道を歩むことになる。そのため、高校在学中の早い時期から進路について検討がなされ、1982年6月には沖縄大学への受け入れ要請が行われる。その後、1983年6月に「沖縄尚学高等学校聴障先雇用促進協議会」が結成され、職業訓練校、職業安定所、身障者雇用促進協議会等への働きかけが行われる<sup>x</sup>。

一方、沖縄大学では、1981年6月24日の第41回土曜教養講座にて、当時沖縄高等学校教諭であった名嘉山英子氏<sup>xi</sup>が「ふうしんによる難聴児の教育について—障害児教育の可能性を探る—」というタイトルで講演し、風疹児の教育について議論がなされている。

風疹児受け入れの議論は「沖縄大学50年史基礎年表①、②」(2008)に詳しい。まず、1983年11月10日の教授会において「難聴児受け入れについて」という報告がなされている<sup>xii</sup>。

内容は、沖縄尚学高等学校と「沖縄尚学高等学校聴障生親の会」から風疹児18名の受け入れ要請があり、大学は面接で特別な配慮<sup>xiii</sup>は行うが特別枠は設けず、風疹児のための非常勤講師採用などについては必要に応じて対応する、というものであった。この報告について教授会は了承している。

続けて、同年12月15日の教授会においては、「推薦入学の面接などについて」という報告がなされた。その中で風疹学生の受け入れについて議論されている<sup>xiv</sup>。

議論の内容は、体制が整っていない状況での受け入れへの異議であった。学長は、沖縄尚学高等学校のように特別の教室<sup>xv</sup>を準備し、特別の教え方は出来ないことを保護者に伝えており、合格通知とともに改めて説明する、と返答している。受け入れ体制についての議論は続いたが、風疹学生の受け入れについて教授会も了承している。

こうした動きを経て、1984年に5名、1985年に4名の風疹学生が沖縄大学に入学する<sup>xvi</sup>。その後、風疹学生が2年生になった際の1985年4月26日の理事会において、「風疹児の動向についての説明」という議題で報告がなされているが、報告内容の詳細は不明である。

当時の学長であった新崎盛暉氏（現沖縄大学名誉教授）へのインタビューによると、「地域と共に生きる」という理念による大学運営を行っており、沖縄地域に風疹児の問題があれば、大学として取り組む姿勢があったという<sup>xvii</sup>。

また、教員として中心的な役割を担った谷口正厚氏（現沖縄大学教授）へのインタビューによると、試行錯

誤で風疹学生への教育を行ったが、数名の教員や名嘉山英子氏等の個人的な対応に留まり、大学全体の組織的な取り組みにならなかつたという。しかし、後年のユニバーサルデザインの校舎建設や、聴覚障がい学生の受け入れに風疹学生受け入れの経験が生かされたという<sup>xviii</sup>。

「沖縄大学広報」では、1985年6月に風疹学生のゼ

ミでの様子が取り上げられ、1988年2月には、「大学を卒業する『風疹学生』」というタイトルで特集が組まれ、在学中のエピソードなどが記録されている。

風疹児に関する新聞記事では、大学入学時と卒業時の記事<sup>xix</sup>を確認できるが、高校以前に比べ取り組みが見られなくなり、記録も少なくなる。

風疹児に関わる各分野の取り組みに関する年表

	学校・親の会	日本本土からの派遣、県内研修実施回数	日本本土への派遣、研修実施回数	日本本土からの医療検診団、検診数	社会情勢
1960年					ベトナム戦争開始
1961年					
1962年					
1963年					
1964年					アメリカで風疹の流行
1965年					沖縄で風疹の流行
1966年				2	沖縄で風疹の流行
1967年				3	
1968年	親の会発足（那覇）			4	
1969年	親の会発足（八重山、宮古）	8	1	8	
1970年		7	3		
1971年	幼稚園入園	6	3	6	
1972年	小学校入学	2			日本への復帰
1973年				2	
1974年		2			
1975年		1	1	4	ベトナム戦争終結
1976年		1		2	
1977年		2		1	
1978年	中学校入学	4	1		
1979年		3	2	2	
1980年		1	1	2	
1981年	高校入学			1	
1982年		2	1		
1983年		1			
1984年	大学入学				
1985年					
1986年					
1987年					
1988年	大学卒業				

\*研修回数は長期・短期研修を含む。

沖縄県内での研修について、同一期間に複数ヶ所で実施した場合は複数回カウントしている。

「風疹児教育のあゆみ」沖縄風疹聴覚障害児教育研究会 1973年、1976年

「風疹難聴児の歩み－音声の世界を求めて・その記録－小学校課程修了記念誌」石垣市立平真小学校 風疹難聴学級・親の会 1979年

「風疹聴覚障害教育終了記念誌」北城ろう学校記念誌編集委員 1984年

「那覇市における風疹聴覚障害教育」那覇市教育委員会 1986年

「中学校3ヵ年の歩み－共同教育を通して－卒業記念誌」沖縄県立北城ろう学校八重山分校 1980年

#### 4、風疹学生の学生生活

##### 4-1 大学入学以前

2012年11月、12月に、かつて沖縄大学で学んだ風

疹学生のAさんにインタビューを行った<sup>xx</sup>。インタビュー内容と過去の資料を基に当時の状況を振り返る。

Aさんは、現在、公務員として働き結婚し子どもが

いる。那覇市に生まれ、母親が妊娠中に風疹に罹患したため、聴覚障がい児であることが分かる。ろう学校の幼稚部で言葉の訓練を受けたあと、「風疹学級」が設置されていない自宅近くの小学校に入学する。

小学校において風疹児はAさんのみであった。学校からの特別な配慮はなく、巡回教師が訪問することがあった。

中学、高校も「風疹学級」が設置されていない地域の学校に進学する。こちらでも小学校と同様に特別な配慮はなく、友達からノートを見せてもらうことや巡回教師のサポートなどで学び、高校2年の頃には「NHK青年の主張コンクール」にて、風疹児としての経験と意見を発表し最優秀賞を受賞する。この経験はとても大きなものであり、Aさんが教員を目指すきっかけとなった。

高校卒業後は教員養成課程のある大学を目指したが不合格であった。周囲の勧めもあり二次募集で沖縄大学を受験し、合格する。

同じ年に沖縄尚学高等学校から4名の風疹学生も入学し、Aさんも含め5名の風疹学生が在籍することとなつた。

#### 4-2 授業・講義における困難と大学のサポート

これまで地域の学校で学んできたAさんだったが、大学の環境には戸惑いがあった。特に授業・講義がまったく分からなかつたという。

「先生の口が早い、その上専門用語も言うので口を読み取るのも難しくて、口がパクパクしていてさっぱり分からぬ、ちんぶんかんぶんで。黒板もきちんと書かないんですよ。（略）じゃあ、この講義の基になる本を読めばいいんだと思って読んで覚えたんですけど、話す内容は本の通りでないから、もう単位取るのに必死でした。」

「あとは、一緒に授業を受けた友達に『ノートを見てくれる』って自分から言つたら協力してくれる方もいたので、そんな感じでしたよ。」

授業における情報保障のサポートは行われなかつた。自分自身の努力と友人や教員の個人的好意に頼りながらの勉学であった。

一方、大学では長年風疹児教育に携わってきた名嘉山英子氏を風疹学生のカウンセラーとして迎えた。風疹学生にとっては心強いものであり、数学の授業に名嘉山英子氏が同席することがあった。

Aさんは、ゆっくり話して口を読みやすくする、板書を丁寧に書く、など講義における配慮の要望を学生部や教員に伝えた。要望に対しては教職員も協力的であったというが、最後まで解決されなかつた。話していることを理解するため、教員に手話を使って欲しかったという考えもあったという。

「もっと積極的に動いていればよかったという気持ちはありますね。理解しないまま、教科書を閉じて、家に帰って勉強をすることが多かつたんですよ。この部分は大学生活の心残りです。」

「本当は手話をやって欲しかったんですね。でも先生方というのは、手話をやるというのあまりいないでしょうね。出来る人と出来ない人といいますので、そう簡単にはいかなかつたので」

授業の改善がうまく出来なかつたことについて、Aさんは卒業時に以下のようにコメントを残している。

「大学1年の時、大学側から私たちの教育対策について話し合いがあり、自分自身の甘えで、最終的には解決することができず、放置してしまつた。もっと自分たちから積極的に行動すれば、私たちの教育は伸びていたのではないかと後悔しています。」（沖縄大学広報1988）

そんな中でも、英語の教員が事前に資料を作成し授業後も教室に残り質問に応えるなど、懇切丁寧な対応もあり、分かりやすく興味深い授業であった。

この教員のホームパーティーに誘われることもあり、親しく楽しい付き合いであった。

また、Aさんにとっては、教育実習が大きな経験となった。教員になりたいという漠然とした目標がはっきりしたという。

「教育実習は楽しかったですよ。2週間だったかな、あれは貴重な時間でしたよ」

他にも、簿記の資格取得のため夜間に専門学校へ通うなど、勉強には人一倍打ち込んだ。そして、ゼミでは「沖縄における風疹児教育」という論文を書き、沖大経済学会の最優秀論文に選ばれている。また、他の風疹学生はジャズダンスに取り組むことや、地域の手話サークルに通うなどがあったという。

#### 4-3 課外活動や一般学生との関係

課外活動においては、手話やボランティア活動に興味があり社会福祉関係のサークルに所属する。障がい者施設や作業所訪問などは新鮮な経験であったが、政治活動にも積極的なサークルであったため馴染むことが出来ずに長続きしなかった。サークルで手話の勉強もしたいと提案したことあったが、実現しなかったという。

風疹学生、一般学生ともにボーリングやコンパ、ビーチで遊ぶなど楽しい交流があった。しかし、一方で風疹学生と一般学生の間に壁を感じたという。

「私たちのときは風疹学生がこっちにいて、（一般学生が）離れてしまうんですね。（略）理解者が少なかったかな、今は理解者が増えているんですね。だから、お互い心も通じあうと思います。私たちの当時は、心通じあうっていうことは少なかったんですよ。私たちも積極的にやっていましたんですよ。みんな頑張っていましたよ。」

一般学生とのコミュニケーション方法は口話<sup>xxi</sup>で

あり、聞き間違えることもあったという。風疹学生同士においても口話が主なコミュニケーション方法であり、手話は挨拶など簡単なもののみであったという。一般学生が手話を使うことや、通訳を介してコミュニケーションを取ることはなかった。

「手話を分かる人はいなかつたんですよ、今は積極的に手話を学ぶ人がいますでしょ、やっぱり時代の流れでしょうね。私が全部聞こえていると思っている人もいたみたい。」

普段から付き合いのある学生は、もちろんAさんのことを知っていた。しかし、沖縄大学の大部分の学生は、風疹学生が在籍していることを知らなかつたのではないか、という。

#### 4-4 大学卒業後

Aさんは沖縄大学卒業後、夢であった教員を目指し、教員採用試験の勉強に打ち込みながら小学校、中学校、高等学校で非正規の教員として働いた。7回目の受験で一次試験に合格したが、二次試験で不合格になってしまう。当時は教員採用試験に障害者枠はなかつたため、非常に狭き門であったという。同時期に沖縄県職員の採用に障害者枠が設けられ採用される。

その後、教員採用試験に障害者枠が設けられた時には、年齢制限を超えていたため、とても残念であった。しかし、今後何らかの形で子どもや教育について関わっていきたいと考えている。

そのような経験があるので、現在聴覚障がい者で教員として活躍している後輩やこれからの中輩たちには自分の分まで応援したい気持ちがあるという。

「時代が遅かったなあーって思いますね。厳しかつた部分はありますけど、（略）私たちの動きがあつたから、今（制度やサポート）があるんじゃないですか、（略）後悔はあります。もっと積極的に

いけばよかったですなっていうのはあります。(略)  
だから、(後輩には)頑張って欲しいなあってい  
う気持ちもありますよ。」

卒業時、Aさんは後輩の学生へメッセージを残し  
ている。

「私達のあとから入学する障害者たちには、話し合  
いをして便宜をはかってほしいと思います。どん  
な障害者も受け入れられるような大学になら  
うたい。」(沖縄大学広報 1988)

#### 4-5 これからの夢

先日、Aさんは風疹児に深くかかわった教員のご  
家族から風疹児に関する資料を頂いた。風疹の流行  
から半世紀近くが経ち、風疹児のことを詳しく知る  
人が少なくなっている。風疹児に関わった教員の中  
には亡くなる方も少なくないという。

このような状況を感じつつ、いつになるか分から  
ないが、時間が取れ落ち着いた時に風疹児のことを  
後世に伝えるための本を作りたい、という夢を持っ  
ている。

「先生たちは残していないから伝える人がいなくて、  
もったいないなあって気が付いたんですよ。(略)  
こういうことがあったってことを残しておきたい。  
先生方も亡くなっていて、先立たれて、伝える人  
がいなくなるから。だから落ち着いた時にちょっ  
と時間かけて思っています。」

#### 4-6 他の風疹学生の学生生活

Aさん以外の風疹学生が、授業、一般学生との関  
係、課外活動について指摘している文章やコメント  
を紹介する。

「こういった環境での勉強は難しいこともあります、居  
眠りをせざるを得ない人がいたり、大学を去るこ

とになった人もいた。『先生の口の形の読み取り  
にとても苦労し、勉強にとても辛い経験をした。  
そのため勉強が嫌になった。』『大学を早く卒業し  
たいと思ったし、大学を卒業した時にもう大学で  
勉強しなくていいんだと思った』(横山2007)

「今でも戸惑うことは、出欠を取る際に呼ばれる瞬  
間です。初めから講師の口形を目ばたきもせずに  
呼ばれるまでじっと待っています。私の名前に似  
た口形に間違って返事をしたドジもあり、正しく  
返事としても、先生の耳に届かないで欠席だとつ  
けられそうになることもあります。」(沖縄大学広  
報1988)

教員の口の読み取りの困難、板書を分かりやすく  
書いてほしいこと、出席の際の難しさ、この3点に  
ついては、風疹学生の多くが悩みとして挙げている。  
一般学生との関係についての記述も紹介する。

「4年間の中で、健聴者との想い出はあまり多くは  
ありません。やっぱり、私の積極さが足りませんでした。(略) あーもったいないことをしたなあと後悔しています。(略) 反対につらかったことはたくさんありました。その中で、特に『人間関  
係』ですね。」(沖縄大学広報1988)

課外活動や習い事などの趣味、学生生活全般につ  
いての記述も紹介する。

「音楽が流れるとき自然に体がリズムに乗って動き出  
します。これは音楽やジャズダンスに慣れてきた  
兆しだと喜んでいます。」「コンパで交流したことは大学で味わった楽しみの  
ひとつです。」

「沖大で4年間学ぶ事が出来たのは、これからの人  
生にとって大きなプラスになると思います。社会  
に出ると今よりももっと厳しい試練にぶつかるか

も知れません。」（沖縄大学広報1988）

授業や一般学生との関係など、聴覚障がい学生としての困難と趣味の世界やコンパなど学生生活の楽しさがある。Aさん以外の風疹学生の学生生活は、Aさんのインタビュー内容に通じるものである。また、厳しい大学生活であったが、これから的人生の糧になるのではないか、とのコメントもあった。

## 5. 結果

風疹の流行を確認し、医療と教育における取り組みがなされたことが分かった。沖縄だけでは取り組めなかつたものであり、特に初期の頃においては日本本土の支援があつたことも確認した。

教育においては、学校の整備や「風疹学級」の設置と風疹児教育のための教員の養成配置がなされたことを確認した。特に地域の学校における風疹児教育の取り組みは、親の会の働きかけに行政や学校が応えたものであることも分かった。高等学校における障がい児学級の設置は全国的にも特別な事例であると考えられる。そして、少なくとも10名の聴覚障がい学生が県内大学に在籍し、9名が沖縄大学に在籍したことも分かった。

しかし、社会や関係者の取り組みと、風疹児、風疹学生の視点からみる教育の実態は異なるものであった。特に授業・講義における困難、人間関係における難しさが確認された。

学生生活においては、学生教職員ともに個人的な働きかけはあったが、組織的な取り組みがなされなかつたことが分かった。ノートテイクや手話通訳など情報保障のサポートではなく、コミュニケーションは口話がメインであったことも確認できた。

一方で、課外活動や習い事など楽しい学生生活もあり、特にAさんにとって教育実習が大きな経験になつたことも分かった。また、風疹学生を受け入れたことが現在の聴覚障がい学生支援活動の遠因となつていることも確認できた。

## 6. まとめ

これまで風疹児に関する記録は医療、教育関係者や保護者によるものが多く、時代も高等学校までのものである。高等学校以後の記録と風疹児本人の視点で記録されたものは殆ど見られなかった。この度、風疹児本人の視点を踏まえ大学生活を中心振り返ることで、新たな一面をうかがい知ることができた。

一つ目は、学生生活に困難を感じていたことである。これは、個人の性格や積極性の問題ではなく、コミュニケーションにおける問題が主たる原因であると考える。口話のみのコミュニケーションの限界と手話やノートテイクなどの第3者による情報保障が存在しなかつたことによるものである。口話中心の教育がなされていたことや、支援技術や通訳制度が脆弱であったという時代の問題でもある。

また、大学における問題としては、支援も課題も組織的に対応する、という体制がなく、現在の「学生生活支援委員会」<sup>xxii</sup>などの支援組織や「障がい学生支援コーディネーター」<sup>xxiii</sup>のような支援を全体的に調整する第3者がいなかつたことが考えられる。

風疹学生も個人で支援者を探さなければならず、教員も個人的に対応するに留まり、また一般学生はサポートをしたい気持ちがあったとしても機会を得られなかつたのではないだろうか。

しかし、一方で大学が風疹児に門戸を広げたことは価値のあることである。1980年代に少なくとも9名の聴覚障がい学生を地方の小規模大学が受け入れたことは、稀有な例であると考えられる。風疹児の学生生活の質においては課題が多いものだが、その後の人生において、大学での経験が貴重なものになった場合もあつただろう。

以上のように、評価できる点も出来ない点もあるが、過去の取り組みを現在の視点で評価することは難しいものである。しかし、時間が経つことで新たな側面が見えるものである。風疹の流行から半世紀弱、風疹学生の卒業から四半世紀近く経ち、ようやく評価が出来るようになったと考える。

その際に、今まで語られることの少なかった風疹学生本人の視点で語られたことは大きな意義がある。保護者や教員が語り記録する時代から、本人が語り記録する時代へ。それが実現する時、風疹児をめぐる諸相が更に明らかになるのではないだろうか。その意味でもAさんの今後の取り組みを応援したい。

また、本稿の課題は風疹学生の卒業後、社会人生活や仕事の問題については取り上げることが出来なかつたことである。学生生活以上に厳しい状況が想像されるが考察することができなかつた。

今後の展望としては、風疹学生の経験を現在やこれから障がい学生支援に活かすことである。そのためには、過去の反省を活かすとともに、現在の学生と過去の学生が知り合い、お互いの経験を交換し合う機会が求められる。本稿がその一助になれば幸いである。

末筆になったがインタビューに快く応じて下さったAさん、新崎盛暉先生、谷口正厚先生に感謝申し上げる。

#### 引用文献、資料

- 「1964年衛生統計年報」琉球政府厚生局 1965年
- 「1965年衛生統計年報」琉球政府厚生局 1966年
- 「風疹難聴児のあゆみ」沖縄風疹聴覚障害児教育研究会 1973年
- 「風疹難聴児のあゆみ」沖縄風疹聴覚障害児教育研究会 1976年
- 「沖縄県における先天性風疹症候群難聴児の学力に関する研究」平田永哲ら 1977年 琉球大学教育学部紀要 第21集
- 「風疹難聴児の歩み—音声の世界を求めて・その記録—小学校課程修了記念誌」石垣市立平真小学校 風疹難聴学級・親の会 1979年
- 「中学部3カ年の歩み—共同教育を通して—卒業記念誌」沖縄県立北城ろう学校八重山分校 1980年
- 「昭和55年衛生統計年報」沖縄県環境保健部 1982年
- 「風疹聴覚障害教育修了記念誌」北城ろう学校記念誌編集委員会 1984年
- 「那覇市における風疹聴覚障害教育」那覇市教育委員会 1986年

2005年3月22日 朝日新聞記事

「沖縄における聴覚障がい学生の現状と課題」横山正見 2006年度沖縄大学福祉文化学科卒業論文 2007

「沖縄大学50年史基礎年表①、②」沖縄大学50年史編集委員会 2008年

「ろうを生きる難聴を生きる」NHK 2012年9月2日、9日放送

#### 注

<sup>i</sup> 罹患者数の内訳は1964年74名、1965年1302名（沖縄県環境保健部 1982）であり、1965年に大きな流行がある。男女比は男性630名、女性762名（琉球政府厚生局 1965、1966）であり、女性の方が多い。世代別では、20歳未満が1004名、20歳以上40歳未満が360名、40歳以上が28名（琉球政府厚生局 1965、1966）であり、若年の罹患者が多い。

<sup>ii</sup> 小学校在籍数（1977年2月）に基づく風疹児の人数は407名である。在籍学校地域別の内訳は北部31名、中部82名、那覇174名、南部28名、宮古64名、八重山26名（平田ら1977）。風疹児の人数については資料により異なる。

<sup>iii</sup> 「沖縄大学50年史基礎年表②」（2008）349頁、Aさんへのインタビュー、「沖縄大学広報」（1988）のインタビュー記事による。

<sup>iv</sup> 1964年から1965年にアメリカで史上まれにみる大流行となり、約1250万人が風疹に罹患し、約11600人の聴覚障がい児、約3580人の視覚障がい児が確認されている。（朝日新聞記事 2005）

<sup>v</sup> 横山（2007）13～23頁、「ろうを生きる難聴を生きる」（2012）等。

<sup>vi</sup> 北部から宮古八重山地区まで「風疹学級」が設置された学校は、小学校では13校（名護市立名護小学校、伊江村立伊江小学校、コザ市立中の町小学校、那覇市立開南小学校・壺屋小学校・大道小学校、糸満市立糸満南小学校、平良市立北小学校、城辺町立西城小学校、伊良部町立伊良部小学校、石垣市立平真小

学校）である。中学校では3校（浦添市立仲西中学校、那覇市立神原中学校、伊良部町立伊良部中学校）に8学級であり、高等学校では1校3学級（私立沖縄高等学校）である。（沖縄県教育委員会1983）

<sup>vii</sup> 宮古島、石垣島の養護学校内に分校も作られる。「北城ろう学校」の野球部はろう学校で初めて全国高校野球大会に参加し、映画、漫画、ノンフィクションの作品となっている。

<sup>viii</sup> 那覇市教育委員会（1986）542～544頁

<sup>ix</sup> 沖縄高等学校では、話し合いを重ね「地域に開かれた学校として、難聴教育を受け入れ、（略）教育の原点にかえり、（略）この教育が重要な意義を有するものであるとの認識に立とう」（那覇市教育委員会1986 339頁）と学校の教育観や姿勢を踏まえ、「風疹学級」3学級設置し風疹児36名の受け入れを決定した。

<sup>x</sup> 那覇市教育委員会（1986）544～545頁

<sup>xi</sup> 元々一般の教員であったが、風疹児教育のための巡回教員等を担い、風疹児の高校進学にあたり沖縄高等学校の風疹学級の教員となり退職する。退職後は沖縄大学の風疹学生のカウンセラーとなるなど、一貫して風疹児・学生に関わる。

<sup>xii</sup> 「沖縄大学50年史基礎年表①」（2008）325頁

<sup>xiii</sup> 面接重視の入試であったため、担当教員で協議し個々の学生に応じた面接を行った。具体的な配慮の中身は定かでないが、通訳など聴覚障がいに特化した支援という意味ではない。（新崎氏、谷口氏へのインタビューによる）

<sup>xiv</sup> 「沖縄大学50年史基礎年表①」（2008）329頁

<sup>xv</sup> 沖縄高等学校においては、教室改造、備品準備、指導担当教諭（名嘉山英子氏）の配置、等を行った。那覇市はこれらに係る費用を補助した。（那覇市教育委員会1986 337頁）

<sup>xvi</sup> 「沖縄大学50年史基礎年表②」（2008）349頁

<sup>xvii</sup> 2013年1月28日に1時間のインタビューを実施。

<sup>xviii</sup> 2012年12月10日に2時間のインタビューを実施。

<sup>xix</sup> 1984年2月19日琉球新報記事では、沖縄尚学高等学

校に在籍する風疹児4名が沖縄大学に合格したことが紹介され、1988年3月13日琉球新報記事には4名が沖縄大学を卒業し3名が在学中であることが書かれている。

<sup>xx</sup> 2012年11月17日、2012年12月16日にインタビューを実施、両日共に2～3時間。後日、引用部分と内容を確認してもらい、本稿を作成する。

<sup>xxi</sup> 音声言語を使用するコミュニケーション方法である。幼少期に訓練を受け、発音、読話（読唇）を習得することで可能となる。聴覚障がい者が口話のみで完全にコミュニケーションをとることは限界がある。

<sup>xxii</sup> 障がい学生支援に関するこをはじめ、学生生活における課題を議論する委員会。全学的に組織される。

<sup>xxiii</sup> 障がい学生支援を持続的、安定的に行うための役割を担う職員。支援者とは異なる。具体的な業務は支援学生募集と配置、教職員の連絡調整、障がい学生の相談対応など障がい学生支援における個別、全体の調整を担う。コミュニケーション能力や障がい理解が求められる。

## 沖縄の企業文化と再生への課題

仲宗根 京子\*

An analysis of Okinawan commercial enterprises

KYOKO Nakasone

### 要 旨

東日本大震災の影響と世界的不況の中、離島県で製造業に向かう基地経済や公共工事への依存度が高い沖縄県には一層の自助努力が望まれている。本稿では、沖縄の産業構造や社会文化的・歴史的背景から見えてくる沖縄企業の特質および倒産状況について素描し、その特質が顕著な業種の事業再生について、現行の会社法の視点を中心として若干の考察を試みたい。

キーワード：沖縄企業論、沖縄の企業文化、事業再生

### 1. 沖縄県の概要、産業構造、社会文化的・歴史的背景からくる沖縄企業の特質とそれらの問題点

#### (1) 人口・土地・雇用情勢

沖縄県の人口は、現在約139万8111人（平成23年6月1日現在推計人口）であり、復帰当時の約97万人（昭和47年）と比較して（44%）増加しており、全国平均の増加率19%（平成22年国税調査人口）を大きく上回っている。県内人口の配分は、商工業・金融機関などの都市機能が集中する中部と南部に83.2%が集中し、とりわけ那覇市は県人口の22.6%が集中する過密都市となっている<sup>(注1)</sup>。

沖縄県の就業者と完全失業者を合わせた労働力人口は、平成22年平均の66万3千人で、昭和47年の復帰時より79.5%の増加となっている。つまり、人口増加率43.7%を上回る速度で、労働力人口が増加していることになる。

沖縄県の年平均の就業者数は、復帰後38年間で25万8千人も増加し、平成22年は62万2千人となっている。同じ年の産業別就業者数は、第1次産業で全体の5.6%

で、その内の大部分を占める農林業は、昭和47年の就業者比率からは12ポイントも減少している。

第2次産業では全就業者の15.4%で内訳は建設で4万3千人から2万2千人増加した6万5千人だが、就業者比率は1.3ポイント減少している。製造業では3万3千人から就業者比率は4.1ポイント減少している<sup>(注2)</sup>。

失業率が高い背景には、人口増加や産業の不足という根本的な理由の他、県外就職が事実上困難で能力があっても地元指向の傾向が強い、あるいは狭い枠に対して公務員・教員指向が強い、総じて賃金体系が低いため条件が合わずに就職を見送る、あるいは早々に離職する（サービス業が多いため、特別な技術を要することが少なく再就職率も比較的高い）、という労働者自身の選択によるところも大きい。このような要因からすると、若年失業者の割合が高いこともよく理解できる。

従って、専門的な技術の集積が得られる人材育成型の産業振興によって、高賃金の雇用を創出する工夫が求められると解される。

\*沖縄大学地域研究所特別研究員 kyoko@okinawa-u.ac.jp

## (2) 産業構造の特質

### ① 産業毎のウエイト

第3次産業は、従来からウエイトが高く、平成22年度で全就業者の78.3%を占め48万7千人となって、昭和47年の22万2千人から119.4%増加している。

産業別就業者数からみた沖縄の産業構造は、全国平均の第3次産業の割合が30%であるのに対し70.3%と際立って高く、反面第2次産業の製造業の割合が低い事が特徴となっていて、その傾向は復帰後さらに強まっているといえる<sup>(注3)</sup>。

また、生産額をみても、沖縄県の産業構造は、全国（産業別総生産名目の構成比が26.4%）に比べて第2次産業のウエイトが低く（12%）、第3次産業のウエイトが全国比（74.7%）にたいし79.9%と高いことが特徴であり、この傾向は、本土復帰（昭和47年）以降全く変わっていない。更に、第3次産業の中でも、政府サービス生産者（公的な電気・ガス・水道業や公務などの経済活動）の、国内総生産（名目）に占める割合が高い点も、復帰以降続いている特徴である（昭和47年度時点で、全国は7%であるのに対し沖縄県は14.3%、平成20年度には、全国が9.5%であるのに対し、沖縄県は17.2%である）<sup>(注4)</sup>。

第3次産業、中でも小売商業偏重の構造は、戦後の統治者の基本政策として、県民はすべからく軍事関連業務に参加して生活の糧をえればよく、第1次産業や第2次産業（軍事関連工事を除く）については消極的であった姿勢が影響している、との見方もある<sup>(注5)</sup>。

### ② 経営組織の規模

中小企業が9割以上を占める日本の中でも、沖縄県の企業は総売上高でも就業人数の点でも極めて零細な企業が多いという状況にある。

2012年度版中小企業白書によると、沖縄県の中企業は53658社で全体の99.9%を占め、更にそのうちの88%が小規模企業社である<sup>(注6)</sup>。失業率離職率も高く、地方銀行の金利は借り手のリスクを反

映し、競争も激しくないため全国平均より高いものとなっている<sup>(注7)</sup>。

反面、親戚知人からの援助が比較的得られやすいため確かな事業計画もなく安易に開業し早々に廃業する<sup>(注8)</sup>。

それでは技術やノウハウの集積も、貯蓄も困難になる、という悪循環をくりかえす事になる。

## (3) 社会文化的・歴史的背景

① 沖縄県の企業経営には、独自の文化的背景である一げ一主義やなんくるないさの精神、そしてユイマールなどの相互扶助の精神、といった独特な文化的精神的背景がもたらす甘えやもたれ合いの企业文化が影響していると考える。自己資本比率の低さ（借り入れ利足分のコスト）や離島故のコスト高に加えて、技術やノウハウを鍛え上げた人材も不足する、そのようなもたれ合いのヨコ社会においては甘えがはびこり、技術の集積・人材の育成が停滞し、結果として競争力ある本土企業や外資に買収される虞も生じる。

② 一方で、従業員数や売上高の規模からすれば十分上場可能でも、それを好まず同族経営を選ぶ企業が比較的多いのも事実である。

「同族会社」<sup>(注9)</sup>は、日本企業の特質とも言うべきもので全国的に見られるが、家産家業の承継に重点がある、いわばタテ社会の本土の同族会社と比較すると、沖縄の同族企業は、門中（ムンチュウ）という血縁集団などによるヨコ社会の繋がりが極めて強い同族会社といえるであろう。

「門中」とは、権利主体ではないが、民事訴訟法上の当事者能力が認められた、いわゆる権利能力なき団体をいう。これを認めた最高裁判例によると、「門中」とは、①始祖と同じくする父系血族を構成員とし、構成員の婚姻や死亡による脱退、構成員の子の誕生、養子縁組などによる構成員の入れ替えにもかかわらず存続し、②明治以降は、代表機関、意思決定機関、業務執行機関などが備

わっており、③団体固有の財産があり、またそれによる事業（祖先の祭祀、門中模合、学事奨励やその他の相互扶助事業）を営み、④組織、運営については不文の慣行が確定している団体である。<sup>(注10)</sup>

さらに、沖縄の「同族性」は、以下の観点からも、日本本土のそれとは、多少ニュアンスが異なると思われる。つまり、沖縄がヨコ社会であるという点は、先に見た門中に示された血縁関係のみならず、「シマ」という言葉に表され地縁関係による昔ながらの知人友人をも含む、かなり拡大した意味での概念と捉えられるのではないだろうか？地縁関係の絆の深さは、沖縄では郷友会活動が活発で、しばしば人材登用において同じ「シマ」の人間を優先する慣行が認められることからも、よく推察されるであろう。

従って、沖縄特有の「同族」企業とは、血縁・地縁を広く含む概念といえるのではないだろうか？更に、沖縄では同族企業が系列化により、多角経営を展開していく場合も比較的多い。同族化によるメリット（信頼関係の強い絆などによる機動性や後継者の早期教育など）を活かしつつ発展していくば問題は少ない。

しかしながら、同族経営においては、所有者の息のかかった会社役員が経営にあたるため、専門経営者が育ちにくく、時として経営上は最も適切な判断が下されない危険があり、従業員の士気も落ちる。経営者の行き過ぎを株主の適切なガバナンスによりコントロールする機能が期待できなくなる虞も高い。

また、本来、所有者と経営の専門家が分離していることを想定した株式会社のモデルにおいては、株主配当や残余財産分配請求権を有する株主が、自らの権利を擁護するべく、経営者の放漫経営などにより会社財産が無用に流出しないよう監視することで、間接的に会社債権者の引当て財産である会社財産を守る、というガバナンス機能が期待されることがあるが、同族経営の会社に於いては、

同族の利益を優先した経営を行ったり、会社財産を私的に流用することもあり得る。つまり、経営者に対する所有者の牽制という意味でのガバナンス機能は期待できないといえる。所有者経営者が会社財産保護をないがしろに行動したり、株主によるガバナンス機能が期待しにくいのは、親子会社においてもあてはまるが、その企業系列が同族から成り立っている場合には（親会社自身も同族会社である場合には）、更にガバナンス機能を期待し難い状況になると考える。

#### （4）ザル経済・依存経済

また、沖縄経済の特質として、投資や消費をしても地元の外へ逆流していく点（波及効果の小さい経済）が指摘され、製造業の競争力の低さからくる移輸出入のアンバランス（赤字）に起因していると解されている。また、イニシアチブの欠如した依存経済が指摘される。旧くは寄留商人にイニシアチブを握られ、資源、資本、技術の乏しい地元の人々の経済活動は片隅へ追いやられた歴史があり、第二次世界大戦後は基地依存型経済に始まり（1950年代の基地関連受け取りは所得全体の50%以上を占めた）、やがて入れ替わる形で、財政依存経済へシフトしたとみられている<sup>(注11)</sup>。

財政依存の中核にあるのが、公共投資事業である。普天間基地や那覇空港の移転、那覇空港の沖合展開や石垣空港の移転など、大型プロジェクトが続く間は、全国的に見ると、工事量に恵まれているといえる。しかしながら、過剰雇用、低い技術力により元請けになれば下請に甘んじなければならない、といった問題の他、受注のAランク維持のために、資格保有者を削減できないジレンマなど、企業の収益力改善の課題は山積みである。

## (5) 沖縄の企業倒産の傾向

東京商工リサーチ資料によると、建設業倒産割合が、件数・負債総額ともに高い推移を示している（表1参照）。これは、公共工事依存度が高いうえに、下請・建設資材などの製造業・電気設備などの販売というように関連業者の裾野が広いため、連鎖倒産のリスクが高いことが原因になっていると考える。

次に倒産原因について全体的な流れをみると、以下の状況がわかる（表2参照）。まず沖縄に特徴的な過小資本の企業が、不況に持ちこたえられず（販売不振や横のつながりの強い企業同士の連鎖倒産などで）倒産し、次に、全国の不況の余波がゆっくりと訪れ不況型倒産が全国規模に近づく。そして、これらの不況の影響とは一線を画すかのように、放漫経営による倒産は、不況の前後を問わずほぼ同じ水準（全体の10～15%前後）で続く。

(表1)

主因 区分	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
	件数	負債総額								
農・林・魚 水産養殖・鉱業	3	1,738	1	20	2	1,990	4	301	—	—
建設業	53	11,446	38	6,412	49	11,153	30	5,395	26	4,457
製造業	4	2,080	6	1,140	2	2,300	2	54	4	902
卸売業	11	1,650	8	570	6	750	13	2,723	4	147
小売業	2	40	5	250	13	632	7	278	7	417
金融・保険業	—	—	2	352	1	48,500	2	1,430	—	—
不動産業	1	3,072	4	677	4	6,320	2	1,550	1	3,957
運輸業	—	—	2	180	—	—	3	3,940	—	—
情報通信業	—	—	3	210	2	93	2	7,920	2	100
サービス業	9	28,224	9	799	19	863	10	1,479	5	1,068
合計	83	48,250	78	10,610	98	72,601	75	25,070	49	11,048

資料：株東京商工リサーチ「沖縄県下企業整理倒産状況」

(表2)

主因 区分	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
	件数	負債総額								
放漫経営	7	1,320	4	400	9	345	10	1,916	2	91
過小資本	16	6,482	10	642	12	5,950	13	3,421	7	1,175
他社倒産の余波	9	2,475	7	1,685	14	7,688	3	733	3	450
赤字累積	6	27,093	4	540	2	129	7	5,986	7	4,587
販売不振	36	8,390	41	5,213	54	54,819	37	11,864	26	3,466
売掛金回収難	2	346	4	200	—	—	—	—	1	19
設備投資过大	—	—	1	850	2	3,350	1	700	1	360
その他	7	2,144	7	1,080	5	320	4	450	2	900
合計	83	48,250	78	10,610	98	72,601	75	25,070	49	11,048

資料：株東京商工リサーチ「沖縄県下企業整理倒産状況」

## 2. 主として商法・会社法の観点からの対応策

1. で明らかになった沖縄企業の特質及び問題点について、事業を再生もしくは活力ある事業を形成するには、主として商法・会社法からどのような対応策が考えられるだろうか？課題が最も顕著な業種について、以下みていくことにする。

### (1) 建設業について

① 沖縄県の建設業は、復帰後、3次にわたる沖縄振興開発計画や、現行の沖縄振興計画に基づく社会資本整備事業、更には、観光事業の増加によるホテルや、ビル・マンション・住宅建設等の活発な民間投資に支えられて、順調に成長してきたものの、平成11年度以降、公共事業費が減少傾向にあることから、経営環境は厳しくなってきている。県内総生産に占める建設業の割合は、昭和47年度～平成12年度までは10%を超えていたが、平成13年度からは10%を割り込み、低下傾向にある<sup>(注12)</sup>。

沖縄県内の建設業者数は、平成22年3月末で4926業者であるが、これを経営組織別に見ると、個人が全体の27.5%、法人は72.5%となり、復帰時に比べ法人化が着実に進んでいる。また、資本金階層別に見ると、法人のうち資本金1千万円未満の企業が39.6%、1億円未満の企業は99%を占め、

経営基盤が脆弱な中小零細企業が多く、景気変動に左右されやすい不安定なものになっている（表3参照）。

② 公共投資減少、談合の取締強化による落札価格の低下、談合による違約金等の傷も癒えない状況において、熾烈な競争で生き抜くためには、経営の合理化や機動力強化が肝要となってくる。実際に、そのような環境の中にあっても企業努力を怠らずに、経営の合理化や強化統合に事業再編スキームを上手く使いこなしている成功事例もある。従って、競争力を向上させて企業倒産を回避するには、技術力・生産性の向上を図り、企業再編行為を駆使して事業統合やコスト削減を図ることが望ましい。例えば、他社との業務提携や合弁で市場競争力を強化したり、開発費などのコストを抑えたい場合には、合併や、会社分割などが考えられる。企業グループであれば、完全子会社を介して、自社株のみを用い、他社を傘下に収めるといった再編も可能となった。

③ また、公共工事の受注機会が一社単位で行われるので、合併で法人格が1つになったためにその機会を損なうことを懸念するのであれば、株式移転（会社法2条32号）による持ち株会社化により法人格は複数維持しつつ企業系列化する方法が有効であろう。

(表3)

区分	総 計	個 人	平成18年		平成20年		平成21年		平成22年		
			計	2百万円未満	2百万円万円未満	5百万円万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	
沖縄県	昭和47年	2,282 (100.0)	2,036 (89.2)	246 (10.8)	30 (1.3)	61 (2.7)	56 (2.5)	84 (3.7)	10 (0.4)	5 (0.2)	0 (0.0)
	平成22年	4,926 (100.0)	1,353 (27.5)	3,573 (72.5)	42 (0.9)	658 (13.4)	716 (14.5)	2,055 (41.7)	67 (1.4)	29 (0.6)	6 (0.1)
全国	平成22年	513,196 (100.0)	107,920 (21.0)	405,276 (79.0)	4,624 (0.9)	124,178 (24.2)	66,657 (13.0)	192,633 (37.5)	11,296 (2.2)	4,418 (0.9)	1,470 (0.3)

(注) : 1. ( )書きは、構成比(%)である。(小数点以下第2位を四捨五入して表示)

2. 昭和47年、平成22年とも3月末現在である。

資料：沖縄県「土木建築部要覧」、国土交通省「建設業許可業者の現況」

④ また、不採算部門とはいえ、初期投資等でかなりの施設設備が残っているのが通常なので、これらの資産を毀損せずにより高く売って対価を得たい場合には、事業譲渡や会社分割の方法が考えられる。そのうち、権利義務を個別に選定して移転させたければ、特定承継である営業譲渡の方法を、逆にそれでは個別に債権者の同意を得る手続などが煩わしい場合には、包括承継たる会社分割や合併の方法を選択することになる。

#### ⑤ 会社分割を用いた事例

2007年3月、大米建設は、多角経営で悪化していた不採算部門を切り離して収益力ある本業の建設部門のみに集中して事業再生を図るために、会社分割（吸収分割）を行った。（2007年2月）。

この事例では、正に、前述した会社分割の経済的效果である経営の効率化・合理化、競争力強化が図られた。すなわち、収益性の高い事業を切り離して別の会社に移す事で、不採算部門に流出していた経営資源を中核事業に集中させて、事業再生を可能にしたのである。商号も社長も引き継いで営業の実態は極力残しながら、新経営陣により経営の刷新を図ったといえる。

この他、会社分割は、不採算部門、新製品開発部門や多角経営で身動きがとりにくい事業部門等の独立や、複数の会社の同じ部門どうして合弁事業を作る、等の手段としても利用されることが考えられる。

公共工事依存度が高いとされる沖縄県の建設業界は、公共投資減少のあおりで競争が激化すると共に、談合の取締強化による落札価格の低下が見込まれるので、このような組織再編行為などによる機動力強化は、今後益々、事業再生の鍵となるであろう。

## （2）ホテル業

#### ① 株式交換の事例

近年、外資を含めたリゾート開発合戦が沖縄県

内で加熱しており、都市型ホテルの「沖縄都ホテル」も、厳しい競争の波にもまれていた。同ホテルを経営する沖縄観光開発は、従来から株主の大半が近畿日本鉄道（大阪市）の関連会社であったところ、更なる資金調達力強化、経営基盤の安定化のため株式交換の手法により、近畿日本鉄道の100%子会社となった（2006年7月26日付け、同9月30日付け琉球新報）。これにより、経営基盤の強化およびチェーン・メリットの活用により、更なる競争力強化が期待されるところである。このような、比較的経営基盤がしっかりとしている早期の段階で、企業系列化して事業を活性化する場合にも、株式交換は有効な手段となる。

#### ② 営業譲渡の事例

累積赤字に悩んでいたかりゆしグループ（那覇市）がマリオットリゾート・かりゆシビーチ（名護市）を、アメリカの投資会社ローンスター系列の会社に営業譲渡した（2006年3月15日付、琉球新報）。

相手方（ローンスター系列のソラーレホテルアンドリゾーツの子会社ラグーンリゾート名護）とかりゆしが50%ずつ出資して、かりゆしSHRオペレーションズというホテル運営会社を設立し、かりゆしグループの社長が会長、相手方からは社長が就任し、従業員180名も新会社へ出向という形で雇用承継された。

買い手の側は、すでに築かれた他社の営業基盤を譲り受け効率的に事業を開始することによって、コストパフォーマンスの高い新事業を展開でき、他方、売り手の側も、債務超過会社が破産手続前に経済的価値が高い営業部分を有利な価格で譲渡して債権者（従業員なども含む）に再分配でき、雇用の継続やマリオットというブランドへのレベルアップも果たしつつ、再生を図った営業譲渡手法の好事例といえるだろう。

### (3) 小売業

確かに、小売業には小資本・少人数で家内営業的に開業できるという手軽さがあり、ヨコ社会の沖縄には「マチヤーグアー」が乱立しやすい、ということは地元の人間としてよくわかる。しかし、車社会となって、駐車場のある大型ショッピングモールやスーパーに太刀打ちできず、販売不振で断ち消えてゆく業者も多い（表2参照）。

また、原材料の輸送コストも含めた流通コストの高さは（県産品でない限り）、特に小売業には足かせである。

労働力の提供という面から見ると、専門技能をあまり必要としない小売業は、若者を中心に、賃金に不満さえなければ手軽に就職できる職種であるが、過小資本・収益性の低さ・流行に左右される不安定さから倒産の危険も高く、安定的な雇用の点からは問題がある。従って、企業者には、安易に開業せず、流通コストや持続的な販売可能性のルートといった収益性につながる要素を見極めた開業を期待したいものである。そうすることで、競争力ある小売店だけが残って（乱立防止）、労働力・資金力という社会の資本を有効活用する方向に向かうことを願う。

### (4) 製造業

事業所の規模自体は、資本・就業者数ともに小さくても、ヒット商品やニッチを開拓した、収益性の高い優良企業も存在する（ぴりんぱらんやスッパイマンなどの食品産業など）。持続可能な収益力という観点からすれば、企業の規模は、事業目的や生産性・販売コストとの適合性の方が大切である。安易に飛びつかず、採算性のあるニッチ産業を開拓することが成功に繋がるということである。

また、離島県で資源に乏しい（一部の食料などを除く）以上、コスト高はいわば宿命ともいえそうだが、アジア近隣諸国との連携によるならばかえって競争力が生まれる可能性もある。ANAの貨物輸送ハブ空港化やLCCの算入により、それらの可能性はかなり広

がったと考える。後は、それを活かす企業力であり、ターゲットと生産・流通ラインを的確に捉えた事業計画であるだろう。

### (5) 公共交通機関

#### 営業譲渡の事例（旧琉球バス株式会社の事例）

経営破綻した当初（1995年）は法的会社整理<sup>(注13)</sup>による再建が目指されたが、労組債権者などからの同意を得ることが困難で、10年あまりの後、民事再生法（1999年制定）による再生手続に切り替えた上で、最終的に第一交通産業の100%子会社である琉球バス交通への営業譲渡（現在は、会社法21条の「事業譲渡」）が、那覇地裁により許可された。

累積赤字が110億円余りもあり、従業員986人（当時の県総人口の約0.07%）の雇用の継続や（退職）従業員への支払い確保が懸念されたが、従業員全員解雇後に希望者を再雇用、独立行政法人労働者健康福祉機構の未払い賃金立替払制度の利用がなされた<sup>(注14)</sup>。

債務は承継せずに、財産的価値のある営業財産のみを、企業価値が目減りし費用もかさむ破産前に、より高額かつ機動的に換価できた。債務超過の譲渡会社による営業譲渡場面では、利害関係人の調整も、平常時とは異なる。会社は配当財源から破産管財人の報酬分がひかれず、会社債権者にも利益であるし、譲渡会社株主としても、破産してしまってからでは残余財産がなく分配がもらえない以上、反対する機会の保障はさして重要ではない。このようなことから、株主総会決議（会社法467条1項2号）に代わる裁判所の許可（民事再生法42条1項）の運用としても、その営業譲渡が「事業の再生に必要である」（債権者の為により高率で早期の弁済に資しひいては会社の再生につながる）のであれば、殆ど許可しているようである。すなわち、裁判所関与の手続き下では、事業再生の利便性が加速されているとみることができるであろう<sup>(注15)</sup>。

その他、琉球バスにおいては、先に述べたように経営陣がしばらく続投していたため、経営陣の刷新等を巡り、労使間対立が非常に激しかった。バスの差押え

訴訟、破産後の否認など、後々まで火種が残り問題が循環することを考えると、早期に経営陣の刷新を図りながら債権者の同意をとりつけ事業を再生する、あるいは、場合によっては譲渡会社債権者の方で会社法22条1項（旧商法16条1項）の主張を試みる余地もあったのではないか、と感じる<sup>(注16)</sup>。

### 3. 人的保証について

現在、民法（債権法）改正に関連して、個人保証のあり方が議論されている<sup>(注17)</sup>。

確かに、根保証に代表されるような過酷な人的保証が債務者の親族・友人らに事実上強いられ、保証人等の人生まで破綻してしまう、といった悲劇が散見された状況に鑑みると<sup>(注18)</sup>、原則として個人保証は禁止の方向で改正すべきように思われる。

しかしながら、こと経営者保証に関しては、経営者自身のニーズ・社会的効用を考えると、より慎重な検討が必要である。すなわち、企業金融における経営者保証には①②の観点から以下のような必要性・合理性が認められるからである。

#### ① 会社債権者に対する担保的機能

経営者自身の個人資産を債権の引き当てにでき、企業の資産を経営者個人に移転するような侵害行為に対しても、詐害行為取消権や通謀虚偽表示の要件立証を待たずに追求できる。また、職務懈怠を立証しなければいけない会社法429条の損害賠償請求に依らずとも請求できる<sup>(注19)</sup>。

#### ② 経営・財務管理における規律付けの意義

証券取引所に上場されている会社ならば、監査が入り、資本市場による規律もうけるが、監査が義務づけられていく、専ら税務申告の為だけに財務諸表を作成する中小企業や、オーナー企業でワンマン経営ができる企業が与信を獲得する上で、監査を受けるよりも取引コストが安い手法として必要性がある<sup>(注20)</sup>。

#### 沖縄の企業へのこれらの規律の適用について

##### ① ユイマールの習慣が根強い沖縄においては、ビ

ジネス上の相互依存関係にあるような、ビジネスパートナーや取引相手よりも、知人縁者による個人保証が比較的多く見られる。従って、いわれなき負担から個人生活を守るためにも、個人保証の原則禁止という改正の動向は歓迎すべきように思われる。

- ② 他方、元来、個人企業に極めて近い小規模零細企業が多い傾向からすると、経営・財務管理における規律付けを期待して、経営者保証は存続を認める方が実態に沿うと考える。
- ③ あるいは、前述(1)の(3)②の、沖縄企業の強固な「同族性」が、規模の大きな（社会経済的影響力が大きい）企業活動において、ワンマン経営や放漫経営となり歯止めが利かなくなるようないに、という意味に於いても、経営者保証は存続を認める方が企業自身にとっても、企業のステークホルダーにとっても、良いのではないかと考える。

以上

#### 脚注

(注1) 沖縄県企画部「推計人口」（平成23年6月）、国土交通省国土地理院「平成22年全国都道府県市市区町村別面積調」

(注2) 沖縄県企画部「労働力調査」平成22年度

(注3) 総務省統計局「労働力調査年報」沖縄県企画部「労働力調査」平成22年度

(注4) 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」及び「県民経済計算」平成20年度

(注5) 参考文献9、p23

(注6) 中小企業基本法における中小企業者の定義（平成11年12月3日改定）によると、製造業その他においては資本金3億円以下又は従業員300人以下をいい、卸売業では資本金1億円以下又は従業員100人以下、小売業では資本金5千万円以下又は従業員50人以下、サービス業では資本金5千万円以下又は従業員100人以下の企業をいう。また、その中でも、製造業で資本金1億円以下又は従業員300人以下、

卸売業で資本金3千万円以下又は従業員100人以下、小売・サービス業では資本金1千万円以下又は従業員50人以下の企業者を、小規模企業者という。

(注7) 参考文献1、p83

(注8) 沖縄県企画部企画調整課編、「1000の指標からみた沖縄県の姿」、統計協会、平成19年によると、事業所の開業率・廃業率ともに沖縄は全国1位である。

(注9) 同族会社とは、特定の者及びその血縁地縁などによる一族が、実質上会社を支配できる資本を所有して経営を牛耳っている会社をいう（例えばトヨタのような大会社では、全株式の5%を超える程度を一族が所有している）。

(注10) 最高裁二判昭和55年2月8日民衆34巻2号138頁。また、山口龍之2005年、「門中と当時者能力」、新城他編『法学沖縄法律事情』、琉球新報社、166頁)

(注11) 富川盛武著『沖縄の発展とソフトパワー』沖縄タイムス社 2009年 p21

(注12) 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」及び「県民経済計算」平成22年度より。

(注13) 会社整理は、破産と違い清算ではなく再建を目指すもので、担保権の行使は禁止されるが、全債権者の同意が必要、会社更生法と違い管財人は立てず経営者（但し管理人に管理権が移ることもある）が再建にあたる、という特性を持っていた。

(注14) 詳しい経過については、拙稿 2008年「琉球バスと営業譲渡」新城他編『法学沖縄法律事情Ⅲ』、琉球新報社、p210～212

(注15) 同上、p212

(注16) 同上、p215

(注17) 座談会 民法(債権関係)改正と金融実務～保証を中心に～金融法務事情 No.1954 p6～37

(注18) 同上 p8～9、千葉、中井発言

(注19) 同 p11、15 中村発言、p17三上発言。

(注20) 中村廉平『中小企業金融における経営者保証の経営者交代時の取り扱いに関する一考察』

## 参考文献

1. 内田真人「現代沖縄経済論 復帰30年を迎えた沖縄への提言」沖縄タイムス社、2002年
2. 宮平進『戦後沖縄の企業経営』経営学論集53、p194～200、日本私法学会、1983年
3. 江頭憲治郎「株式会社法」、有斐閣、2007年
4. 加美和照「新訂会社法（第8版）」、創文書房、2003年
5. 富川盛武著「沖縄の発展とソフトパワー」沖縄タイムス社、2009年
6. 沖縄県企画部企画調整課編、2007年「1000の指標からみた沖縄県の姿」、統計協会
7. 大城郁寛他編 2007年「図説沖縄の経済」東洋企画
8. 吉川博也「交易型産業立件への挑戦21世紀 沖縄の企業・産業戦略 大交易時代の再来を」サザンプレス、1993年
9. 上間隆則「ローカル企業活性化論－経営理念との相関」、森山書店、2000年
10. 上間隆則「沖縄企業活性化論」、森山書店、2003年

## 中国農村集団土地所有関係の研究動向について(2)

小川 竹一\*

A Survey of recent studies on the rural land ownership of China (2)

OGAWA Takekazu

### 要 旨

集団的土地所有権の所有形態を総有であることを明らかにするため、川島武宜総有論と対比しながら中国の総有論を検討した。

### 要 約

集団的土地所有権に対する日本の中国法学者による批判論を手掛かりにして、批判の論点に答えることにより、総有論により集団的土地所有権の法学的構造をより明確にすることを試みた。併せて中国の農村の実際の状況に依拠する共同体重視の論者の論理との接合を試みた。

キーワード：集団的土地所有権、総有、双層経営体制、農村土地請負経営権、村改居

### はじめに

中国農村土地をめぐる動きは、沿海部農村では急激な変化を示して、様々な新しい土地利用方式が現れている。内陸部では、耕地の貸借が行われていたが、農業税廃止後は、貸し手が農地の返還を求めて紛争が生じるが、村民委員会が土地調整権能を発揮できないような制度になっていることにより、耕地利用をめぐる不満を解決できない状況が生じている。

また、政府の主導する様々な政策、新農村建設、村改居、城郷建設用地掛釣政策などが、農村集団土地をめぐって展開されていて、複雑な問題状況を生じさせている。

このような複雑で多様な問題が生じている現状を分析するためには、農村土地所有関係が、出発点においてどのような規範の構造を持っていたのかを明らかにした上で、将来の動向の展望を持つことが必要な状況にある。

農村土地制度の中核をなす土地所有関係を客観的に分析する理論的な枠組みを持って、新たな政策等の規範的位置づけを行なわなければならない。

### 1. 日本の現代中国法研究と集団的土地所有権

#### 1-1 集団的土地所有権に対する評価

(1) 木間正道—鈴木賢一高見沢磨—宇田川幸則「現代中国法入門（5版）」（2009年）

物権法における集団的土地所有権について次のように記述している。

「農村部の土地は農民の集団所有に（59-60条）、それぞれ帰属し、私的所有は認められない。・・・本法には集団所有権の主体たる『集団』の構成員・・・について、それを定義したり範囲を確定したりする規あたらない。」（147p）

「農地所有権の主体である集団の構成員たる農民は、世帯を単位として、集団との間で請負経営

\*沖縄大学地域研究所特別研究員、愛媛大学法文学部教授 takekazu595@yahoo.co.jp

契約を締結することにより、土地請負經營権を取得する（124条—127条）。農業經營を目的とする点で日本民法の永小作権に類似するが、理論上は、自己の所有権の上に自己のための永小作権を設定することになる。」（149p）<sup>\*注1</sup>

- (2) 小口彦太=田中信行『現代中国法（第2版）』（2012年）

小口は、歴史的な見地から、集団所有権の存在と機能について疑問を提起している。

「・・・家族を単位とする社会と皇帝を頂点とする国家の中間に介在する中間団体は、帝政中国を通じて絶えて存在しなかった。こうした中、中国で私的所有でもなければ、国家的所有でもない集団所有制というのは、「20世紀50年代に、合作化の方式を通じて、個体農業、工業、商業に対して社会主义的改造を行って作り上げられたものである」（馬俊駒）。毛沢東によって強権的に発動されたこの農村集団化政策がその後まもなく破綻したこととは歴史の示すところである。」（193p）

「共同所有の意識に裏打ちされることのない、実体のない、曖昧な集団所有制については、これを私有化あるいは国有化すべきとの議論もあったが、結局、物権法ではこの人民公社化の遺産をそのまま追認した。（小口=長友昭『中国物権法』訳と解説）（早法82巻4号、98p）<sup>\*注2</sup>

- (3) 田中信行「消える農村」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』60=1）

本論文は、中国のとる都市化政策の中で、農村が解消され、集団的土地所有権も消えていく事例を紹介し、農村部土地の国有地化への進行を展望している。

「村改居」と「城郷建設用地掛釣」とは、農村部の土地を都市に編入することによって、国有地とすることをもたらす政策手段であるとして、農民集団所有を解体する方向に作用するとしている。

#### ① 村改居（農村を都市行政区に改める）

中国の沿海農村を中心に農村の都市区域編入

を行う施策である「村改居」につき、山東省諸城市の事例を紹介、検討している。<sup>\*注3</sup>

諸城市は、市内のすべての村民委員会を廃止し、居民委員会を設置した。これにより土地所有形態は、国有にならなければならない。

田中は、このような改変が一般化して行われようになることを展望して、農村が消え、集団的土地所有権は国有地へと転化していく流れになると評価している。

#### ② 「城郷建設用地掛釣」

「村改居」以外にも、土地収用をとらずに、農村部の土地を、都市の土地にしてしまう手法として、「城郷建設用地掛釣」を紹介している。これは、国務院が2004年に発布した「关于深化改革开放严格土地管理的决定」において、都市部の建設用地の増加を農村部の建設用地の減少で釣りあわせようというものである。

田中は、「要するに農村の土地を都市の土地とすることによって国有化し、そのうえで土地市場に提供しようとするものであったし、「この政策の卓越した部分は、収用手続きを回避しているところである。」（80p）と指摘する。農民の土地を摩擦なく奪う手段としての意味を強調しているのであろうか。

### 1-2 日本中国法研究者が提起している課題

日本の中国法研究者は、歴史を俯瞰する見地から集団所有制の没落を見通し、中国の都市農村二元体制の解消を目指している現実の政策動向からも、所有制の区分が意味がなくなり、集団所有制も消滅していくと考えている。

次のような問題が提起されている。

第1に、人民公社体制と集団所有一家庭請負制とは本質を同じくして、同じように中国社会の構造に適合していないという問題である。

第2に、都市農村二元体制において、農村の都市編入が進み、国有地となったり、戸籍区分が廃止され農

民戸籍が消滅したりしたときに、集団所有権は消滅するであろうという予測をすることは可能であろうか。

第3に、集団所有権はあいまいであり、これを解消するためには、革命後に成立したように個人的所有権を回復することが、必要なのでろうか。

### 1-3 課題の検討

#### (1) 人民公社体制から集団所有制への転換の意義

この転換は、集団所有制として同じ範疇で捉えられるものなのでろうか。

私見では、人民公社所有制は、人民公社が行政的政治的行政的な権能を有する公法人のような存在であり、公社員としての農民は、公社の生産関係の中に完全に組み込まれているので、社会主義的公有制として捉えなければならない。

内部においては、公社員の大会で意思決定を行うなど形式的には、民主的な手続きがとられていたとすると、原初的総目的な関係であったであろう。

それでは、人民公社の解体消滅によって生まれた集団所有制は、どうであろうか。移行時には、村民小組レベルの集団が多数であった。この範囲内に属する農民の全員が主体である。公法人ではなく、自治組織である村民小組においては、農民は互いに独立して平等な存在であり、全員が参加する集会において、請負地の配分方法が決められる。農民は、個別に家庭ごとに農業経営を営み収穫物の所有権を取得する。このような所有形態は、

生産の自由と産物取得の権利を有するところから、私的性質を有すると評価できる、ただ、処分の自由が社会主義体制的理由から制約されていると評価すべきと考える。

(2) 都市化の進展により農村の土地が都市地域に組み込まれることにより集団所有が消滅するのか。二つの面から、検討すべきであろう。

一つは、「城郷建設用地掛釣」（都市農村間の建設用地のバランス）や村改居によって、農村の土地を都市へ取り込まれた場合、現在の集団所有制がただちに解体するのかという問題である。

二つは、将来的に、戸籍制度の廃止、都市農村一体化政策により、都市農村二元体制を解消することにより、農村集団所有制も解消するのかではないかという問題である。

(1) 「城郷建設用地掛釣」政策については、田中論文とは別の面から高く評価する見解がある<sup>\*注4</sup>

土地利用総合計画で、農地面積を1億8千畝を守ることが絶対的要件となっているため、農地転用が抑制されている。都市部の建設用地需要のため、都市部内の農地転用が土地利用計画の開発面積総量規制に抵触するとき、農村部で農地開発を行うことにより、農地の増減のバランスを取ることで、機制をクリアーするものである。

このため、都市区域と農村区域にまたがる一定の実施区域を定め、農村の農民住宅地、郷企業の用地などを整理し、農地開発（非転農）を

表1 人民公社—村民集団所有制比較表

	人民公社	三級所有制*	農民集団所有制
土地所有形態	公社一元的所有制 (社会主義的公有制)	公社内での生産隊所有制 (社会主義的公有制)	農民集団所有 (社会主義的私有制)
生産様式	集団統一生産	地縁集団生産	家族生産
所有の性質	総有?	総有（共用占用）	総有（共通占有）
土地に対する成員の権利と義務	集団労働に参加する義務	労働義務を前提とした使用権+個別収益権（自留地）	耕作地の個別配分権と農業税負担
生産物の取得・配分	生産物公社取得・形式的平等分配	生産物の生産隊取得、労働報酬、自己生産物の自己利益（自留地）	生産物自己取得

\*人民公社後期に、極度の生産不振に陥ったために、所有制を生産隊を基礎とする三級所有制に改めた。

し、例えば、2万畝の建設用地を整理して1万畝にし、残りの面積を農地開発し、これを都市の開発可能面積の指標とする。都市部での建設を希望する者がこの指標を手に入れれば、年建設許可面積の枠外で、農地を転用して建設用地とする（農転非）ことができる。<sup>\*注5</sup> 直接的には、農村の土地を都市用地としない場合である。

#### (2) 村改居は、中国全農村に及ぶものであろうか。

村改居が行われている地域は、沿海部経済発達地域と内陸部での中心都市地域であるので、内陸部の経済未発達地域では、実施する基礎を欠いている。村改居は、村民大会で村民委員会の廃止を承認し、居民（都市住民）委員会が設立され、農業戸籍者は、都市戸籍者となる。

村改居が行われる条件は、一定程度都市化率が進んだ地域であるが、地方政府は、過去には、相当恣意的な村改居を行い、集団所有地を国有地に転化することにより、開発利益を取得しようとした事例があり、国民院の通達が禁じることになった。<sup>\*注6</sup>

村改居後も、村の債務が返済されないために村民委員会が解散できない事例もあるという。

内陸部の純農村地帯などでは、農村（村民委員会）が消えることは考えらなく集団所有権は残るであろう。

また、二元的戸籍制度の廃止により、農業戸籍が廃止されたとしても、新戸籍を得た農民が都市住民と同じ、社会保障を得ることができるかは困難な問題である。

#### (3) 農民の権利が侵害されているのは、集団所有制のあいまいさの故であるのか。

集団所有権は、革命によって生まれた私的所有のなれの果てと評価されたり、（鈴木賢・高見澤麿『中国にとって法とは何か』2011年）であったり、不可解な権利であるという評価は、結局、農民の権利を守ることのできない権利形式であるとの批判から生じるものであろう。

つまり、①集団所有権の権利主体である集団の実体が不明確で機能もしていないこと、②実質的に村民委員会幹部所有権行使を行っていること、③土地収用に対して村民委員会幹部が十分な交渉力を有していないこと、④農民の土地請負権の処分に制約があること（譲渡、担保設定）、に対する批判である。

これらの問題は、集団所有権という権利形式に内在するものではない。

陳小君は、このような批判に対して以下のよき反批判をしている。<sup>\*注7</sup>

集団所有権の権利主体の実態が無いのではなく、権利主体の実体を組織化する理論と方法とが欠けているだけであり、土地収用は、地方政府を抑制する制度の不備である。

農村土地請負經營権（以下、請負権）に対する制約（譲渡、担保設定）については、集団成員全体の利益をいかに考えるかによって理解が異なる。

後で、検討する中国の研究者の中で「共同体派」と呼ばれる人々は、各構成員の家族数の変動に応じた、土地調整を行うことが大変重要なことであり、農地請負権の強化・固定化が、農民全体の権利保障にならないことを主張しそれを制限している政策文件や規定については、批判をしている。

#### (4) 小括

強力な統制力を持つ「共同体」が不在であるので、総有制を論じることはできないのか。私は、総有的規範関係を分析枠組とし適合すれば総有であると評価する。ただし、これは、前記の「共同体」が存在するということを主張するわけではない。

## 2. 集団的土地所有を重視する農村土地問題研究

### 2-1 共同体派の主張

農民の権利の保護を道筋として、農村土地請負権の私権性の強化を進めて個別農民の利益を図る方向と、

集団的土地所有権の枠組みを維持しながら、集団の機能を高めることで、農民全体の権利保護を目指す方向とがある。

一群の論者は、集団的所有権農地請負権について、土地収用にみられるごとく、極めて権力に対して弱く、自ら農地転用を行い土地開発を行うことができないし、土地を担保にして資金を獲得して都市に転進することができないことなどを批判し、個々の農民の権利の強化を土地開発や担保の自由を求めるために主張している。

このような私権的性格を強化することに反対し、集団の枠組みについて、耕作権の保持と請負権の社会保障機能の実現を図ろうとする論者が、温鉄軍、李昌平、賀雪峰らの共同体派と呼ばれている論者である。

温鉄軍は、三農問題の解決を先駆的に訴え、農業政策に大きな影響を与えた、農業経済学者である。

李昌平は、郷の幹部時代に、農村の疲弊、農民の悲惨、農村幹部の堕落を訴えた書簡を当時の首相（朱鎔基）に送った人物であり、辞職後は、実践的な研究者として多数の論稿を発表している。

賀雪峰は、華中科技大学中国郷村治理研究中心教授で、数多くの農村調査を行っている。

これらの論者は、集団的土地所有の枠組みを維持し、集団が土地の調整機能を保持することが、農民の利益を維持することにおいて不可欠であるとしている。

賀は、近年の土地所有制度に関して農地請負権の権利強化論者、私有化論者による集団所有制に対する批判を次のように行っている。私有化論者の見解は、農民の権利が弱いのは、所有権主体が集団という実態のないものにおかれ、実質的には、村民委員会の幹部が所有権行使を行い、農民の請負権が十分に保護されていないことや、土地収用においても私権の保護がなされていないからであるとする。

賀の反批判をいくつか抜き出してみよう。（同著『地权的逻辑』による。）

「中国の大学の最近20年の教育は、西方の教育を受け入れて、日々西方の言葉を理解するようになり、日々中国農民の言葉を理解できなくなってしまった。中国の大学の

教科書では農民集団所有と双層経営体制について、論述していない。多くの教師は、農民集団所有と双層経営体制とは、『怪胎』だと教えている。」(11p)

## 2-2 双層経営体制の意義とその実現の困難さ

中国の論者、特に経済学者においては、私有化までを展望するか否かは別として、このような私権の強化が必要であるとし、物権法制定後も、より一層、請負権の譲渡自由化や、担保設定の自由化を行うべきであるとする見解が優勢である。

賀は、これらの論調の誤りは、「双層経営体制」の意義を中国の国情の中で理解しようとしないことにあるとする。

賀は、集団所有制と双層経営体制の意義とを次のように捉えている。

双層経営体制とは、農家ごとの経営の分散と集団による公共サービスの統一的提供による体制である。

- ① 農民の平均耕地面積は少なく、地片が分散している。
- ② 個別経営農家が多く、公共事務を十分に行うことができない。生産の便宜のためには、個々の力を超えた集団の力量が必要である。
- ③ 個別の小農の力量を超えた集団の力量を実現するのは、土地所有者としての村社集団である。

中国農民の一人あたり平均耕地面積は、1畝3分で、一戸にすると、6畝ほどである（1畝は、6.67アール）。

絶対的に農地面積が不足する中で、集団の中において、必要に応じた配分を行うことが必要になってくる。

農地が、小面積ごとに分散しているので、どうしても土地の調整が必要になる。土地調整は、集団が農民に農業生産の便宜のために提供できる数少ない手段である。農民は内在的に土地調整を欲しているのである。これは、平均主義的な欲求ではなく、生産の便宜を求める欲求である。

一方で、集団が、調整機能を發揮することの困難さがあり、農民の中で、利益が対立する状況が生まれてしまっていることを、以下のように指摘する。

土地調整は、利益状態を変化させるので、完全に公平に行うことは不可能である。調整をして、これまでの耕地の一部を家族員の減少によって、集団に返還したり、公平のため耕地の一部の場所替えを行ったりする必要が生じる。これにより、自己の不利益が生じた農民は、これを国家の使用権安定政策に反するとして、中央政府に直接訴える上訪を行ったりする。

彼らの訴えの内容は、郷村幹部は、水準が低く、法律を破壊し、農民の土地権利を侵害しているというものである。

国家は、上訪を減少させるために、政策文件、法律を発布し、より強く農民の土地使用権の安定を命じ、土地調整の合法性を弱める。

一方で、農民間の土地調整の欲求は根強く、これを行わない村幹部の無為を強く非難することになる。そのような状況で、村幹部が決心をして土地調整を行うと、農民は、更に上訪をして、村幹部を批判することになる。(賀前掲書11p)

土地調整は、農村の公共道路、施設の整備にとっても必要である。たとえば、舗装された道路は、農業生産の効率化のために不可欠であるが、道路を設置し拡張するには、農地を潰したり、場所替えを行ったりすることが必要である。しかし、これも、災害による調整以外は認めていない現在の政策、法規定のもとにおいては、困難なことである。

土地調整をしないことで、農村の公共的インフラ施設が建設できることになって、それでは農民の利益が深刻に侵害されることになり、結果として、農民は多大な損失を被っている。

### 2-3 共同体派の問題提起のまとめ

人民公社解体による集団所有制の意義は、出発点において、均質的な農民らの耕作権を保障するために、実質的に公平な農地配分を行い、家族数の変動に応じて調整を行う機能を集団が保持するものであった。

しかしながら、集団幹部の専横などにより、土地配分や調整が不公平であり、短期の請負期間では地力の

収奪が行われるだけであるなどという論調により、請負期間を長期化し、期間内の調整を抑制する政策がとられてきた。

市場経済化の進展の中で、農民も、沿海地域の農民と内陸部農民との間に、大きな経済格差や営農形態の相違がみられ、同一集団内においても、有利な土地配分を受けた者とそうでない者との間で、経済的な力の相違が生じてきた。

沿海村では、非耕作的な土地収入が莫大になり、この権益を保持するために、権利の固定化が生じ、一般農業地区でも、有利な耕作条件を得ている者は、権利の調整を厭うという現象が生じ、これに対応して政府が集団の調整機能を奪うという政策をとってきたのであった。

このような中で、集団的土地所有と双層経営体制との関連の意義を再評価し、維持していくことが課題となる。そのためには、集団的土地所有関係の総有的構造を確立することも重要な役割を果たすであろう。総有論は、集団による土地の管理統制を通じて、集団の共同性の維持に寄与し、土地分割を防ぐからである。

### 3. 集団的土地所有権と総有論

#### 3-1 川島総有論の適用

川島武宜の総有論は、ゲルマン封建制の典型的な土地支配形態から、理念的に抽出された「総有」概念を、日本のムラ=部落（入会集団）の実態的な入会慣行に照らし合わせて構成された規範である。（川島武宜編「旧版注釈民法17巻」512p）<sup>\*注8</sup>

集団による土地の共同的支配が成立立つ条件は、相互に独立した平等な構成員（仲間）によって集団が構成されていることである。

中国においても、このような関係は見られたのだろうか。

人民公社解体の主原因は、自生的に発生した生産責任制が実行され、これは、農民が自主的に生産方式を取り決め、土地支配を行ったものであった。人民公社解体後の家庭請負制では、集団において各家庭の個別

生産経営耕地の割り当てを行い、家族単位の農業経営が行われたことによって、仲間的関係が確立したと見ることはできないであろうか。

### 3-2 総有論適用の問題

#### (1) 日本との問題状況の差

中国では、農村部の土地のすべてが、集団所有のもとにあり、集団の役割も全土地を対象とする点で大きな相違がある。このような相違点を表にしたのが、表2である。

#### (2) 総有の権利構成

総有制が成立する農民集団の共同性は、その永続性を保つために、共同体の構成員資格が定まっていて、構成員資格を有する各農家が単位となり、成員すべてが団体の意思決定に関与し、団体の管理統制のもとに、構成員は共同でや、個別で、土地を使用収益するような関係の有無によって判断される。

入会権と集団的土地位所有との共同性を対比して見ると、共通点も多い。

表2 日本と中国との総有制の相違

	入会権	集団的土地位所有
歴史的起源	江戸時代	1880年代後半
共同性	明治町村制制定によって自治的組織への転化によっても土地管理権能は失われなかつた。	代々土地に依存し、生活の交流によりアイデンティティを一つにする関係 <sup>112 p *注15</sup>
範囲	私有（農地）+入会（山林原野）	全土地
主体	自然集落（住民）世帯	自然集落（農業戸籍住民）・行政村（農業戸籍住民）
構成員資格	継承（長男）+加入（分家、入婿、移住者）	継承（男子全兄弟）+加入（入婿・移住者）
資格制限	非定住者は除外	農業戸籍者のみ
土地管理処分の決定	全員一致	小組・村民大会の特別決議 村民委員会・村民大会・村民会議の特別決議
利用形態	山林原野の利用が主。 古典的利用 分割的利用 直轄的利用 契約的利用	耕地・分割的利用が原則 荒地・契約的利用 宅地・分割的利用 建設用地・直轄的・契約的利用
構成員への利用権の設定	分割的利用の場合で、造林については、地上権の設定する場合がある。	耕地・農家請負権 荒地・その他請負権 宅地・宅地利用権
法令による規制	慣習にほぼ依拠	土地管理法、農村土地請負法、物権法、政策文件による規制が強い。

表3 集団所有権と入会権との規範の比較表

	日本入会権	中国集団土地所有（村民小組所有の場合）
権利の主体	ムラの構成員の総体 (家を単位とする)	村民小組の構成員の総体 (戸を単位とする)
権利の客体	ムラの範囲に属する土地	村民委員会、村民小組の範囲に属する土地（耕地、荒地・宅地等非耕地水面。林野）
構成員	地域に居住し、一家をなして集団から資格を認められたもの	居住者で、村に農業戸籍を有するもの、出稼ぎ等による不在では資格喪失しない
構成員の決定	慣習、集団の決定	慣習、集団決定
構成員の権利	利用、管理・処分への関与権能	利用、管理・処分への関与権能（処分は限定的）

相続	相続できない	相続できない（具体的持分がない）*注 <sup>16</sup>
構成員の利用権能に変更を及ぼす行為	全員の同意による	村民会議の3分2以上の同意事項か？ (村民小組の場合、全員一致とする余地がある。)
団体そのものの権利	観念しえない。総員の権利と一致（団体の行為はすべて総員の意思によるものであるから）	同左
利用形態	古典的利用、直轄的利用 分割的利用、契約的利用	分割的利用、直轄的利用、契約的利用
法令による規制	慣習にほぼ依拠	土地管理法、農村土地請負法、物権法、政策文 件による規制が強い。

（古典的利用は、構成員が集団の統制のもとに、総有地を自由に使用収益するもの、直轄的利用は、集団として使用収益を行うもの、分割的利用は土地のを構成員に割り当てで一定期間排他的に使用収益させるもの、契約的利用は第三者に対価と引き換えに使用収益させるもの）

### 3-3 集団的所有権の総有論に基づく構造的把握

#### (1) 中国の総有論の代表的学説

韓俊は、集団的土地所有権を総有論に基づいて「総同共有」として主張する論者である。韓松が物権法の集団的土地所有権規定に沿って、総有論を展開した論稿を紹介しよう。韓松・姜戰軍・張翔『物権法所有権編』((中国人民大学出版社、2007)) を引用する。

#### (2) 韓総有論の要点

韓=総同共有論は、以下のように整理することができます。

- ① 一定範囲内の農民が、
- ② 平等、民主に照らして 多数決原則で、集団意志を形成する。
- ③ 占有、使用、収益、処分権は、成員の財産的な権利に帰属する。
- ④ 成員個人が集団財産に対して利益を享受する権利が受益権である。
- ⑤ 集団財産に対して現実的な持分を有さず、永久に分割請求できない、相続、持分譲渡はできない、持分はあるが、永遠に潜在的である、成員死亡時には持分を喪失し、相続、分割お問題は生じない。
- ⑥ 成員個人として、受益権を有するが、現実的な持分はなく分割請求は永遠にできないし、その持分を継承あるいは譲渡しても、持分は

永遠に潜在的であり、死亡あるいは脱退時には、権利を喪失し、持分の分割、譲渡、あるいは

以上の記述は、日本の総有概念と同じく、私有形態の一つとしての総有概念と共通するが、異なる点は、集団所有制を公有制の一形態として捉えていることである。

### 3-4 韓の総有論と農村土地請負権との関係

#### (1) 総有論の現実的適用

集団的土地所有権と農村土地請負権とは、総有の範疇内で総体的に捉えなければならない。だが、韓が農村土地請負権の規範の内容について触れてなく、両者の関係をとらえていない。

韓の総有論の現実の土地所有関係についての適用は、主として集団と構成員との関係を扱っている。

- ① 集団は、農村社区として、農村の一定範囲の土地および土地上の居民が構成する特定の社会単位である。(117p)
- ② 集団範囲内の成員は戸籍により確定される。第1次的な成員は、個々の住民が合作化、集団化運動によって結合し、集団組織に加入して組織を形成した住民である。その後の集団への加入は、出生、婚入、転入等の原因で生じる。

- ③ 集団成員になるためには村の戸籍を取得しなければならず、村に戸籍、転籍の申請をして成員資格を取得することができる。
- ④ 改革開放前は、戸籍所在地と居住地とが一致していたが、改革開放以後は経済活動の活性化や条件のよい集団組織への移住の希望により、人口移動が多くなり、戸籍所在地と生活する居住地域とが異なる場合が多くなってきた。

## (2) 構成員資格の解釈

成員資格問題は、集団の性格を明確にし、存続にかかわる重大な問題である。韓も詳細に検討している。(119p)

- ① 資格者、⑦成年の農民集団成員、①成年集団成員の子女、⑦成年集団成員の配偶者、以上の資格者については、集団は戸籍受け入りを拒絶できないとする。(119p)
- ② 集団の決議により成員として認められたもの。集団組織の規章の規定する条件と手続きにより加入条件に付合しているが確定する。
- ③ 集団成員の資格喪失、⑦死亡、①集団成員の身分が城鎮住民に変わり都市社会が提供する生活保障を受ける者。(農村土地請負法26条2、3項) ⑦別の社区集団組織に加入した者 集団構成資格が生まれた根拠は、成員が集団において土地とともに代々生存してきたという自然的関係と、倫理習慣、社区集団の生活関係とによって生まれたものである。  
成員の身分改変が無い限り、資格は喪失せず、集団は資格を剥奪できないし、資格条件を備えている者を拒絶することはできない。  
そうでないと生存条件の奪うことになる。
- ④ 成員資格取得の特殊問題、⑦胎児、新生児、⑦退職して農村に帰郷した都市人員で原籍は、本組織にあったたが、都市国家幹部など都市就業者が退職後戸籍を原農村社区に移す場合。

韓は、その者がすでに都市の社会保障を受けている場合には農村での社会保障を受けることはできず、土地使用権あるいは集団収益の配分を受けることはできない。ただ、移住した農村社区での、村民資格を受けることができ、村民自治やその他の権利を受けることができる。そうでなく退職者でも都市の社会保障を受けていないものは、農村土地を基本的な生存保障とするため、戸籍と成員資格を得ることができる。

## 3-5 韓総有論による集団の共同性の意義

韓の総有論の基調は、歴史的に形成してきた一定の区域の農民が、土地に生活を依存し、代々地域に生活する中で、交流が生まれ、一体的な同一性を感じる関係が生じ、このような共同性を基礎にして集団的土地所有権が成立していると捉えることにある。

農村社区集団の継続性と人格の安定性についての記述を引用しておく。

農村社区集団は各社区成員の集団であるが、成員の単純な総和ではなく、社区を範囲の土地の存在と成員の絶対多数の安定した存在および成員の継続存在をもってその安定性がある。例えば、ある集団組織、村民小組は200名の村民ではじまれば、村民小組の集団的主体性は200名の村民集団である。ただし、200名の村民の人格の簡単な加算ではなく、村民小組の人数が、成員の死亡により190名に減少し、出生、婚入等の原因で新成員の加入により、成員数が210名に増加したりしても、村民小組集団の人格は安定して存在し、集団は変化後の成員の人格をもって継続し、安定して存在する。

人数の減少による潜在的持分利益は、村民成員集団に属する。法律の規定する条件に符合し、あるいは村社習慣に合致して村民小組の新成員となった者は当然に集団所有権主体の人格に入る、……。

成員集団人格は成員の個体の全体構成であり、ただし最初の成員に固定されず、成員の人数に応じて変化

し、減少しても増加しても、集団の人格安定は失われず、当該範囲の土地が全部災害で失われ集団成員が全体で離散し、成員が絶対的に解体する場合を除いて、安定した存在である。これは自然人の集団成員をもつて成員集団が集団土地所有権を享有する特殊形式であり、この特殊性は当然に農村土地集団公有制に由来する。(18p)

公有制の意義について次のように述べる。

農村土地の集団公有制の本質は、土地を集団成員が世代の生存の基本生産資料を保持し集団成員の平等により分割を許さない占有をし、農民集団成員が自然に世代を重ねて繁栄するには、土地に依存して生存しなければならない。土地の希少性と再生産不可能性は、現有成員が土地を自己の私有財産に変えて、土地を少数者の手中にしてしまうと、その他の成員と後代の人の生存条件を奪うことになる。

このように、土地公有制は集団成員が集団所有の方式で共同占有地の生産手段の分割を許さないものである。

#### 4. 全員一致原則と民主的な多数決原則

##### 4-1 全員一致原則の持つ意味

集団所有地の管理・処分につき集団の意思決定は、村民委員会組織法に規定されているように、村民大会において3分の2以上の多数決をもって行われる。

日本の入会権において、全員一致原則は、本質的な規範内容である。入会集団と構成員全体とが、区別がなく、本来的に構成員の総体の他に、集団の存在を観念する必要がないのは、構成員の意思は全員一致によって形成されるからである。

「内部関係においては、団体としての入会集団は多数者構成員の相互関係にほかならず、その相互関係は彼らの集会（多くの土地で「よりあい」と呼ばれる）において現実に形成されるのであり、そしてその集会は、独立・平等な仲間的構成員全員の一致によって決定を行うのを原則とする。管理（略）が入会集団の

管理者によって行われ、全構成員（入会権者）はこれに従わねばならないのであるが、このことは、管理権能が入会権者の総体以外の「入会集団そのもの」に属することを意味するものではなく、総入会権者が管理者にこの管理事務を委託したことによるものである。」(513p)

「管理および処分——特に、処分のみならず、入会権者の総員の同意を要する、というのが徳川時代以来の慣習であり（中世ゲルマンの入会権においても全く同様であった…以下略）、そして、ギールケの言うように、究極において団体の構成員総員の意思によって決定されるということが、構成員の共同的権利以外に「団体そのもの」の権利を概念構成する必要がないゆえんなのである。（川島編前掲514p）

##### 4-2 全員一致原則と集団=構成員の同一性

集団の意思決定が多数決原則であるとすると、集団と構成員総体の同一性を観念することができないのであろうか。

村民委員会組織法で、村民大会で3分の2の多数決で決議されるのは、請負地の配分案である。反対少数者の意思と集団の意思の乖離が生じ、同一性を有しないのであろうか。

集団的土地位所有における究極的な同一性の根拠は、農民が集団の土地に依存しなければ生活ができないこと、そして農民は固有の権利として農地の配分を受ける権利を有していること、農民は集団の限られた土地を後の世代も配分を受ける依存的関係にある。一方で、集団の多数意思も個々の構成員の基本的な権利を奪うことができない。ここに集団と構成員の同一性をみることができる。

このような関係にあるとき、同一性を承認でき、さらに、完全に耕作地を失う場合には、全員一致原則が適用されるのではないかなど、検討を要する課題である。

注1 集団所有地上に構成員が請負権を設定する関係の法的説明は、拙著「中国物権法制定と農村土地所有関係」を参照。

注2 小口彦太「『中国農村慣習調査』をとおしてみた華北農民の規範意識像」（早法64=1）「・・・村の領域的觀念すら存在しない中国において村落共同体の実在を論証しようとなれば、単に事實上村落が存在するというだけでは不十分である。事實上存在する村落内部にあって、經濟的、司法的、行政的諸側面で村落構成員相互間に何らかの積極的な共同的・一体関係の存することが必要である。」50p

注3 山東諸市の村改居後も、三不变（農地請負権の不变等）の条件で村民委員会が解消された場合に、農地の所有主体が消滅するし、農地も国有地となるが、国は、農村土地請負権の締結権を有していないという状態になり、国有地建設使用権を設定するほかないのではないかとする。

ただし、土地管理法15条は、国有地につき、請負権の設定を認めているので、あえて国有地使用権を設定する必要はないのではないか。根本的な問題は、自治的機能を持つ村民委員会は消滅するが、農民集団の命運はどのようになるのであろうかということである。農民集団と村民委員会は実体的に構成員は重なりあっても、所有権主体とその代表機関という異なる存在である。したがって、村民委員会が消滅しても、農民集団は消滅することにはならない。国有地に変わっても、総有論からすれば、地役権的入会権のように、農民集団が総有的・包括的に請負権の設定を受けることが可能であろう。

注4 李昌平は「城郷掛釣」施策について、城鎮（都市区域）で、農地を建設用地（農転非）するとの引き換えに、農村の非効率な建設用地を農地開発する（非転農）とするものとして、三農問題解決の有効な政策措置として評価する。（「建設新農村」www.caogen./com）

李は、一方で、農民の都市住民化を図り、農村部の過剰就農人口を減少させ、他方では、過剰な建設

用地（郷鎮企業用地、宅地）を整理して、耕地として、農業經營規模の拡大を図ることができるとする。

注5 「國務院关于深化改革严格土地管理的決定」(2004年國務院発) の通知で定めた。村鎮（町）の建設用地管理を強化し、総量を抑制、配置を合理的に、用地を節約し、耕地を保護する原則に照らして、郷（鎮）土地総合計画、村庄・集鎮規制計画を編成し、小城鎮と農村の居民地区の数量、配置、規模を明確にする。農村建設用地の整理を奨励し、城鎮建設用地の増加と農村建設用地の減少との釣り合いをとらなければならない。

注6 國務院弁公序「关于严格执行有关农村集体建设用地法律和政策」(国弁發(2007) 71号)

農村集団建設用地は、土地利用総合計画に、村庄・集鎮規制計画に適合し、土地利用年度計画に組入れなければならず、すべての農用地の占用は、法に依る審査批准の手続に因らなければならない。ほしいままに「村改居」等の方式を行って、農民集団所有土地を国有土地に変更することを禁止する。

注7 陳小君（中南財經政法大学教授）は、民法学者で最もよく農村土地問題調査を行い、の調査報告に基づく研究書の編者となっている。

注8 集団は、「独立で相互に平等な・構成員（:すなわち「仲間」Genosse。家族ないし、その代表者）によって構成される。村落集団がこのような構成員によって構成されるということは、経済的には、主として家族員からなる經營体としての独立小生産者の成立を条件としている。このような構成員によって成り立つ村搭共同が一定地域の農耕地ならびに経済的に従属する林野水面等を支配し（ひろい意味で所有）(appropriieren) マックス・ウェーバーのいわゆる「占取し」、その農耕地:をその構成員が分割して個別的!こ所有しつつ、この林野水面等(Allmende) に対しては共同して一個別的でなく一所有する、という形態が、ゲルマン封建制の典型的な(idealtypischな) 土地支配形態であった。

## フィリピン・ビサヤ海におけるタイワンガザミ漁業

鹿熊 信一郎\*

Blue Crab Fisheries in Visayan Sea, Philippines

KAKUMA Shinichiro

### 要 旨

フィリピン・ビサヤ海におけるタイワンガザミ漁業は、この10年の間に大きく進展した。その理由は、輸出商材として、魚と比べて価格が高く維持されていることが大きい。しかし、漁獲物のサイズが小型化している等、今後、刺網や籠の網目規制など資源管理への取組が必要となると考えられる。

キーワード：タイワンガザミ、フィリピン、ビサヤ海、資源管理、網目規制

### 1. はじめに

フィリピン中央部のビサヤ海は、パナイ島、ネグロス島、セブ島、レイテ島、マスバテ島などに囲まれた内海である（図1）。水深は浅く砂泥の底質であり、底曳網など様々な漁業が営まれている。

タイワンガザミ *Portunus pelagicus*（以後ガザミ）はビサヤ海における重要な水産資源であり、最近はクラブミートに加工して海外にも輸出されている。

筆者は2002年より、パナイ島東岸のバナテやネグロス島北岸のカディスなど、ビサヤ海南西部の沿岸漁業を調査している（鹿熊 2003; 2004）。この間、ガザミ漁業は大きく進展しているが、これは、新規にこの漁業に参入する漁業者とともに、他の漁業から転換する漁業者も増えているためである。また、漁法は刺網から籠に主体が移ってきていている。

フィリピンでは、漁民は対象生物の資源状態だけではなく、経済的な理由や流通のネットワークの状況により、主要な漁業を転換することがある（赤嶺 2010）。バナテやカディスにおいて、相対的な魚価が上昇していることから、沿岸漁民はガザミ資源に大きく依存し

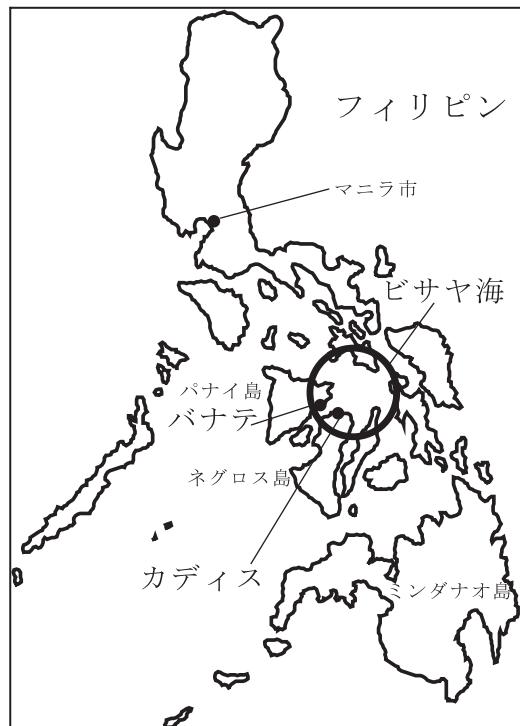


図1 フィリピンとビサヤ海

ている状態となっている。しかし、漁獲物のサイズが小さくなっていることが示すように、漁獲量の増大が資源に悪影響を及ぼしていることが懸念される。今後、この地域の漁村振興を考える上で、ガザミ資源

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員、沖縄県八重山農林水産振興センター kakumsh@pref.okinawa.lg.jp  
 (編集部注) 本稿は紀要9号（2012年3月）に掲載を予定していたものであり、2011年に投稿されたものであることをお断りいたします。

の管理は重要な課題になると考えられる。本報告では、ビサヤ海南西部におけるガザミ漁業の概要を整理するとともに、沖縄の事例も参考としながら資源管理の方向を検討する。

## 2. 調査方法

これまで筆者は、沿岸水産資源・生態系の共同管理<sup>(1)</sup>について、ビサヤ海のバナテ、カディス等を4回調査した。ガザミ漁業の調査は、これらの調査対象の1項目だった。調査方法は、漁業者や資源管理組織、地方政府からの聞き取りを中心とし、市場・水揚げ場調査、乗船調査、潜水調査も実施した。

第1回：2002年1月14日～1月19日、拠点大学方式  
学術交流事業「水・大気の循環と環境」  
(代表者：東京工業大学灘岡和夫)により、  
バナテを調査した。

第2回：2002年10月14日～10月23日、国際協力銀行  
のフィリピン漁港建設事業Ⅲ「漁業資源対  
策事前調査」により、バナテとカディスを  
調査した。

第3回：2007年8月25日～9月1日、科学研究費補  
助金「包括的沿岸環境負荷モニタリング・  
予測に基づくアジア太平洋沿岸生態系の保  
全支援展開」(代表者：灘岡和夫)により、  
バナテを調査した。

第4回：2010年9月23日～9月27日、JST/JICA  
地球規模課題対応国際科学技術協力事業  
「熱帯多島海域における沿岸生態系の多重  
環境変動適応策」(代表者：灘岡和夫)に  
より、バナテを調査した。

## 3. 調査結果

### 1) ガザミ生態の基礎情報

ガザミは、英語では Blue crab<sup>(2)</sup> または Blue swimming crab、現地では Kasag と呼ばれる。マングローブ域に生息するノコギリガザミ類 (*Scylla* 属) と同様、熱帯亜熱帯の砂泥域漁場における重要

水産資源であるが、その漁業や資源生態、資源管理、増養殖に関する情報は多くない。

沖縄でもガザミは、沖縄島東岸の中城湾・金武湾における重要資源であり、栽培漁業<sup>(3)</sup>も実施されている。「沖縄では、ガザミの幼生は2～3週間流れに乗って浮遊した後、干潟の潮間帶付近に着底して稚ガニはここで生息する。成長とともに生息域を広げ深場にも移動する。漁場は水深10m以浅の砂泥域である。主に貝類を餌料とする。成熟サイズは甲幅10cmで、産卵盛期は3～9月、雌の抱卵期間は7～11日である。成長は速く、3～5月に産卵されたものが7～9月に成熟サイズに達する。行動範囲はそれほど広くなく、せいぜい数kmだが、冬は越冬のため深場へ移動すると考えられる」(渡辺 1988)。

西オーストラリアでもガザミ漁業が行われており、この漁場における生態は沖縄とほぼ同様と考えられる。だが、フィリピンの緯度では、冬場の水温がより高いので、沖縄や西オーストラリアとは若干異なる生態をもつと考えられる。

### 2) 第1回調査

バナテ湾は、パナイ島東部に位置する半月形の湾で、北側に隣接するバロタックビエホ湾を含めると面積は約28,000ヘクタール、海岸線は約50km、沿海バランガイ(村)は30ある。沿岸世帯数は8,255で、漁業者数は1,469(うち専業887)である。エンジン付きパンカ(ダブルアウトリガーの漁船)が431隻、エンジン無しパンカが393隻ある。湾の水深は全般に浅く、岸には広大なマングローブ域と干潟が存在している。ここで、刺網、定置網、手釣、敷網、籠、地曳網など様々な漁業が営まれている(BBRMCI 2002)。バナテ地区の市場を調査したところ、砂泥域に生息する様々な魚介類が売られていた。図2にバナテ湾の概略図を示した。

第1回の調査は、バナテ湾で進行中の沿岸資源管理プロジェクトを調べることが主な目的だった。このプロジェクトは、湾を囲む4つの地方政府: LGU

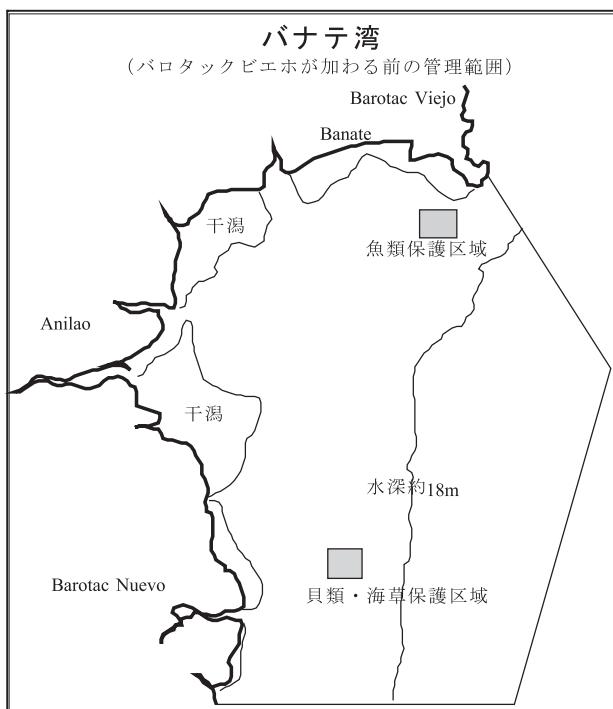


図2 バナテ湾と管理区域の概略図

(Local Government Unit) が共同でBanate Bay Resource Management Council Inc. (BBRMCI) を形成し、出資して活動している点に特徴がある。1996年にプロジェクトがスタートし、1998年にはフィリピンで年間に最も優れた活動を行った10のプロジェクトの一つとして賞を受けている。他の多くの沿岸資源共同管理プロジェクトと異なり、外部からの資金をほとんど受けていない。このため、運営資金は十分ではない。スタッフのための事務所はLGUの資金で整備されていた。

ガザミについては、市場での販売状況と漁場の簡易調査を実施した。市場では、甲幅（甲の左右にある棘の先端から先端まで）が15cm以上のものがほとんどだった。大きいものは110ペソ/kg、小さいものは50ペソ/kgだった（調査時点で1ペソは約2.5円）。

### 3) 第2回調査

ネグロス島北部のカディス市は22のバランガイで構成され、沿海バランガイは12ある。ここでは、ガザミは重要な漁業対象種となっていた。カディス市東部の漁村ティグラウィガンでは、エンジン付ガザ

ミ刺網船が120隻、約240人が従事していた。35人の漁業者は自分の漁船を所有しているが、他は乗組員として船主に雇われている。売り上げは直接経費を除いて船主と乗組員が2分の1ずつ分ける。

昼漁は、午前10時に出航して漁場へは1時間程度で着き、10時間操業する。網入れ後の待ち時間も、底曳網船により網を切断されないように監視しなければならない。網の両端にケロシンランプを付ける。帰港は午後10時頃になる。夜漁は、午前1~2時に出航する。漁船のスピードから考えて、漁場は岸から10km以内と考えられる。水深は約40mと言っていたが、海図から判断するともっと浅いと思われる。

刺網は高さ1m、長さは187mの網を16つなぐので約3,000mである。網目は4.5インチで他の地区より大きめである。これは、資源管理のためというより、「小型のカニは安いので効率が悪いため」と船主Aは言っていた。

カディスでは条例で抱卵ガニの漁獲は禁じられている。しかし、船主Aの事務所でサイズ・雌雄分けしているところを見た際は、抱卵ガニが相当混ざっていた。ティグラウィガンでは浜でカニを網からはずしていたので、抱卵ガニを海で放すのは実際には難しいと思われる。1隻1日約10-13kgの漁獲があるので、全体で1日1.2から1.5トンの漁獲量となる。大中小を甲幅5、4.5、4インチで分けていた。各々の甲幅を1セット調べた結果、大18cm、中13.5cm、小11cmだったので、1インチは2.5cmよりやや大きめで計算しているかもしれない。流通業者への売値はサイズ・雌（灰色）雄（青色）で異なり、キログラムあたり雄・大80ペソ（調査時点で1ペソは約2.5円）、中70ペソ、小40ペソ、雌・大90ペソ、中80ペソ、小50ペソだった。

西部の漁村ダガでもガザミ漁業は重要だった。魚類の魚価低迷が影響しているのか、同じ刺網でも魚類対象からガザミ対象に切り替えた漁業者が多いと聞いた。また、今後、若い漁業者が新規に漁船を所有する場合、あるいは資源管理の一環として底曳網

や巻網の規制により漁業の転換が必要になった場合も、ガザミ刺網は有力な候補である。このため、今後漁獲圧が上がることが予想され、資源管理策を検討しておく必要がある。

バナテやカディスでは、2002年は高水温のため、ガザミの漁獲量は少ないと言っていた。エルニーニョや地球温暖化のような地球規模の気候変動が関係している可能性がある。

カディス市の養殖専門家が、ダガのガザミ刺網漁業者の水揚記録をとっていた。2002年6月～8月のもので、これを図3に整理した。日平均漁獲量は5.3kgで、6月、7月、8月と平均漁獲量は増えていった。ほぼ毎日出漁している。日によって漁獲量は変動しているが、1種対象の漁業としては比較的安定しているほうであろう。

ガザミを大中小で分けており、大の比率は約70%だった。中小が重量で30%含まれることは問題である。数では大きな比率になるからである。区分けはティグラウイガンよりやや小さいと考えられるが、キログラムあたり大が60ペソ/kg、中小が20～40ペソだった。

8月に関しては燃料費も調べられていた。これをコストとすると、月水揚金額7,696ペソに対し、コストは2,606ペソ(34%)、利益は約5,000ペソであった。日本円で約12,500円となる。家族の収入は他にもあるのだろうが、この程度が平均よりやや上の小規模漁業者の状況なのだろう(藤本・山尾 2010; 山尾 2007)。

参考として、沖縄県水産試験場の漁獲統計から沖縄島東岸のある漁協のガザミ漁獲量を整理した。2000年の漁獲量は13.2トン、漁獲金額は7.9百万円(平均単価約600円/kg)だった。ガザミを1回でも水揚したことのある漁業者は44人、このうち年100kg以上水揚した人は11人だった。最も多かった人は2,650kg、6番目の人には1,360kg水揚した。沖縄では通常、沿岸漁業者はいくつかの漁業を複合的に営んでいるので、他の魚種の水揚もある。6番目に水揚

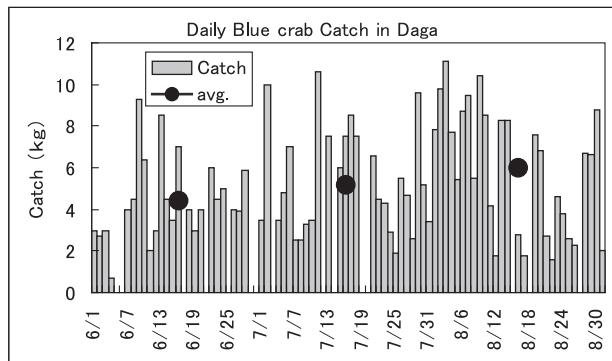


図3 ダガの漁業者の6～8月ガザミ漁獲量

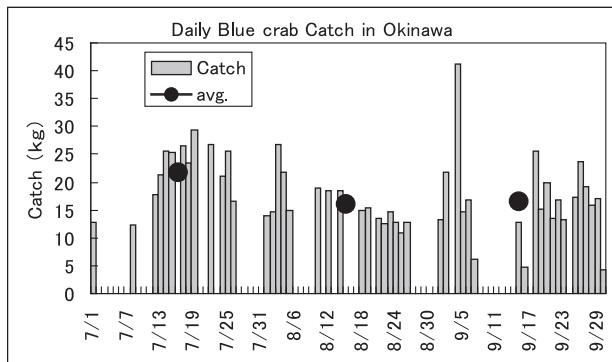


図4 沖縄の漁業者の7～9月ガザミ漁獲量

の多かった漁業者の7月～9月の日漁獲量を図4に示した。この期間の日平均漁獲量は17.8kg、月平均漁獲量は290kg、漁獲金額は約17万円だった。

#### 4) 第3回調査

バナテにおけるガザミ漁の漁法には、底刺網(Bottom gill net)と籠漁(Crab pod)がある。2002年では刺網が主であったが、2007年の調査では籠漁が主体となっていた。全体でも、魚を獲る漁からガザミ籠漁へ転換した漁業者が多いとのことだった。

刺網は現地でラハイと呼ばれ、網目4インチ程度の化繊の網を使う。聞き取りした漁業者は、高さ1m×長さ200mの網を、2人で2セット使用していた。マニラのBFAR(Bureau of Fisheries and Aquatic Resources: 漁業水産資源省)で入手した資料(Mandreza 2007)では、高さ0.5m×長さ1000m(65-75mのユニットをつなぐ)となっている。価格は1セット約11,000ペソ(調査時点では1ペソは約2.8円)である。

ガザミ用の籠は小型で、現地でブーコットやパン

ガルと呼ばれる。竹を細く割ったものを編んで製作する。ある漁業者は、1時間で5個作ると言っていた。1つ10ペソで売れるが、材料の竹は買わなければならない。別の人々は、漁業は行わず籠製作を専門にしており、通常サイズのものを9ペソ、少し大きなものを12ペソで売っていた。9ペソのものを図5に示す。

ある漁業者は、この籠を4～5m間隔で25個結び、両端に小さな発泡スチロールの浮きを付けたロープを付けて漁場に設置する。個々の籠に石の錘を2つ付ける。餌として、イワシ類の干物や雑魚を紙に包んで籠の内側に縛り付ける。イワシ類は巻刺網で獲る。雑魚は、スリップマウスと呼ばれる小型のヒラアジ類（約5ペソ/kg）が多い。これは主に敷網（Lift net）や定置網（Fish corral）で獲れる。

1セットに結ぶ籠の数は漁業者によって異なり、最大500個になる。どの漁業者の籠かを区別するのは、浮きの形とマークによる。漁具の盗難はたまにあるようだ。

聞き取りした漁業者は、毎朝5～6時に出漁し、漁場には30分程度で到着する。漁場は岸の近くで水深6m程度の場所である。その後、籠を1個ずつ取り上げる。ガザミが入っていたら1個体ずつ縛って収容し、餌がなくなっていたら交換して籠を海に戻す。この作業を10～11時まで繰り返し、終了したらコレクターの工場にガザミを運び、その後家に帰る。

台風が接近しても籠は回収しない。漁具を失うことはあるが、比較的安価なので再整備可能である。通常でも竹籠は1～2ヶ月しかもたない。

バナテ湾の北に位置するバロタックビエホ湾の漁村サンフランシスコでは、浜に200～400の籠が積まれた数隻の籠漁船（ポッドキャリアー）が置かれていた。これらの漁船の漁業者は、毎回籠を設置し、水揚げの際に回収する。

籠漁が増えた一番の要因は価格の上昇にある。そして、その価格の上昇は、ガザミコレクターが、市場とは別のルートで漁業者からガザミを高価格で買い取り始めたためである（Yamao 2006）。ガザミの買取価格はサイズで異なるが、数年前と比べて2倍程度の120～150ペソ/kgとのことだった。

コレクターBは、2004年には現金で購入したガザミを、パナイ島北部のエスタンシャにある工場に送っていた。加工されたクラブミートはセブ島に送られ、そこからアメリカやヨーロッパに輸出されていた。2007年の調査時点では、バナテに建設した加工場で加工し、直接セブに送っていた。ガザミの加工は、茹でてからミートを取りだし、容器に詰めて冷凍する作業となる。工場では100名の若い従業員が作業し、衛生管理はしっかりとていた。コレクターBは、300人の漁業者からガザミを買い集めていた。漁業者に資金的な支援も行っていて、刺網は網目4インチのものを漁業者に提供しているとのことだった。

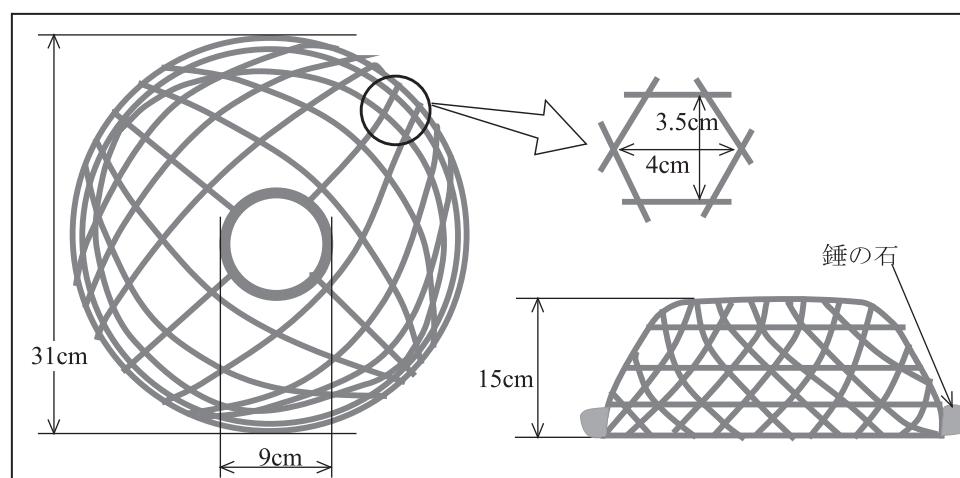


図5 バナテで使われていたガザミ用籠の構造

## 5) 第4回調査

2010年におけるバナテのガザミ資源は、3年前と比べて減少していると予想していたが、話を聞いた全ての人がそのように認識していなかった。考えられる理由として、ビサヤ海全体のガザミ資源が思ったより大きいこと、底曳網対策の強化により稚ガニの生息場（藻場等）が改善していること、漁獲サイズの縮小や漁獲圧の増大が問題として十分認識されていないこと、等が考えられる。

価格に関しても、サンフランシスコでは140ペソ/kg（調査時点では1ペソは約1.9円）、バナテのコレクターBは130～135ペソと言っていた。3年前と比べて大きな変化はない。魚の価格は3年前と比べて大きく下がったようだ。例えばサンフランシスコでは、イカの価格は120から70ペソに下がったとのことである。ガザミの値は変わらないので、ますますガザミ漁業への参入が増えていると考えられる。ただ、1つ11ペソの籠を数百とキャリアー（船）を準備するには、それなりの資本が必要となる。小型船は、3年前と同様に、毎回籠を運ぶのではなく漁場に設置したままで、ガザミ回収と餌交換だけを行っていた。

ガザミの買取価格はサイズに関係なく一律になっていた。このことは、小型カニへの漁獲圧増につながる。クラブミート加工への需要が増えたため、サイズによる価格差が小さくなつたのだろう。また、カニ買取の競争も激しくなつていた（山下 2009）。漁場や漁村での調査では、小型のカニばかりが目立つた（10cm程度）。

コレクターBは加工をやめていた。理由は世界的な不況で売値が下がり、カニを十分買い取れなくなつたからだそうだ。調査時点では1日200kg程度を3カ所で買い取り、2人でミートを取り出す作業だけを行い、エスタンシャの加工場に売っていた。300kg以上買えるようになったら、容器詰め・冷凍までの加工を再開すると言っていた。

## 4. 考察：ガザミ資源の管理

### 1) 成長乱獲

図6は、沖縄農林水産統計年報（沖縄総合事務局）による沖縄県全体のガザミ漁獲量の推移である。漁獲量は減少傾向にある。沖縄県は2009年にガザミの栽培漁業から撤退した。放流後の生残率の低さ等が理由である。今後は、資源管理によって漁獲量の増加を図るしかない。沖縄では、「甲幅10cmのガザミを獲らないで2ヶ月待てば、成長が速いので13cmに成長し、体重は約70gから2倍以上の155gになる。価格も2倍くらい違うので、同じ数のガザミを獲つても水揚金額は4倍になる」とされている（鹿熊 2004）。つまり、小型のガザミを漁獲していることは、非効率的な漁獲を行っていることになる。このように小型のうちに獲ってしまう乱獲を「成長乱獲」（Growth overfishing）という（Gulland 1983）。沖縄ではソディカ（*Thysanoteuthis rhombus*）の成長乱獲を防ぐため、7月～10月の禁漁期を海区漁業調整委員会の指示で実施しており、一定の効果をあげていると評価できる（鹿熊 2006）。

2002年時点のバナテやカディスのガザミ漁獲物と比べると、2007年、2010年の漁獲物は明らかに小型化していた。2007年にいくつかのガザミの甲幅を測つたところ、11cm台がほとんどだった。2002年では15cm以上が主体であったと考えられる。このことは資源水準の低下を示している可能性が高い。2002年に刺網を主体としていた漁業者は、2007年でも4.5インチの網目の刺網を使っていたが、これでは十分ガザミ

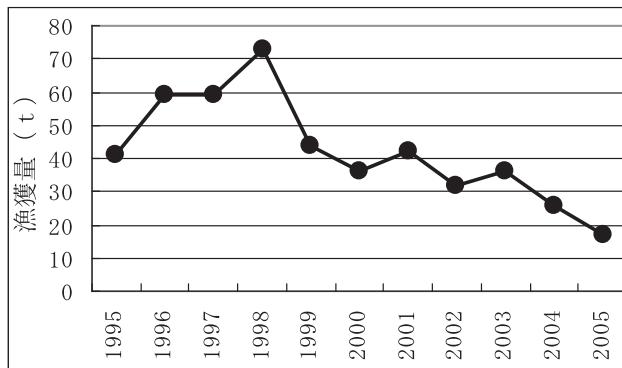


図6 沖縄県のガザミ漁獲量推移

が獲れないため、籠主体に切り替えたと言っていた。網目サイズは、網を十分引っ張った状態で測るので、4.5インチ（11.3cm）なら、網目が四角の状態で1辺が5～6cm、たるませると7～8cmの隙間ができる。籠の目は広いところで4cmしかなく、かなり小型のガザミもいったん入口から入ると外に出られなくなる。

## 2) 加入乱獲

ビサヤ海のガザミ漁は、成長乱獲よりも危険な「加入乱獲」（Recruitment overfishing）につながる恐れもある。加入（再生産）乱獲は、十分な親（卵）を残せないため、翌年の新規加入量が減ってしまい、最悪の場合、資源が崩壊してしまう現象である。

水産資源となる動物は、幼生期をプランクトンとして浮遊生活をすごすものが多く、漁場に加入するまでに、流れや水温、餌生物の量など外部環境の影響を受けやすい。このため、漁獲の程度に関係なく加入量が変動し、このことが水産資源管理を難しくしている要因の一つとなっている<sup>(4)</sup>。

図7に、親の量と子の量の関係を表す Beverton-Holt 型と Ricker 型の再生産曲線（King 1995）を示した。実際には、加入量は親の量以外の要因でも変動するので、実データは線にのらず大きくばらつくが、理論的には、ある程度親が残っていればそれ

なりの加入量が見込める。逆に言えば、ある程度を越えて親を獲りすぎると、加入乱獲となり資源が崩壊してしまう恐れがある。実際にこのような例が、多くの地域・魚種で確認されている（キュリー・ミズレー 2009）。

加入乱獲になるかどうかを判断するには、多くの科学的情報が必要である。まず、どのサイズから成熟するかを知る必要がある。ガザミの場合、沖縄では10cm程度だが、産卵量は体長に応じて指數関数的に多くなるので、少しでも大きい親を残す方が有利である。バナテのコレクターが受け付ける4インチ（10cm）は小さすぎると思う。

「系群」も知る必要がある。系群とは、同じ種である同一の産卵場（産卵期）を共有する群の単位である。生活史の一部で別々の海域に回遊したとしても、親は産卵場に戻ってきてある程度混ざりあう。逆に、ある時期同じ漁場にいた群でも、別々の産卵場（産卵期）をもつなら別の系群となる。同一系群内の親を獲りすぎると、その系群の子供の加入量は少なくなることになる。バナテで獲れるガザミは、カディスで獲れるガザミと同一系群だろうが、もっと広くビサヤ海全体で1つの系群を形成している可能性もある。だとすると、たとえバナテやカディスで乱獲したとしても、ビサヤ海の別の海域で生まれた幼生が、比較的長い2～3週間の浮遊期間の間に流れて来る可能性があることになる。しかし、セブ

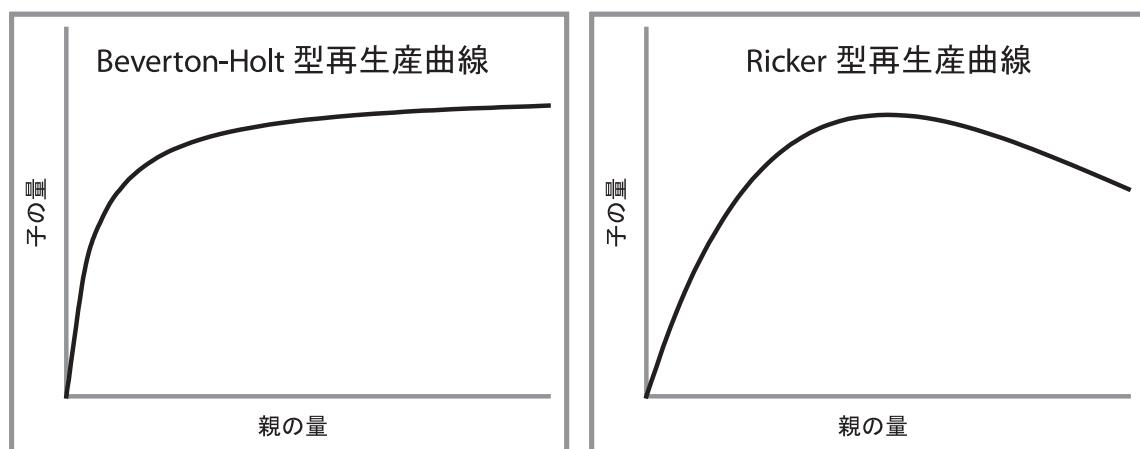


図7 Beverton-Holt型とRicker型の再生産曲線

からのガザミミートの輸出が拡大している様子からみて、ガザミ漁業はビサヤ海全体で拡大している可能性が高い。ここでは、予防原則<sup>(5)</sup>を適用して、できるだけ早めに対策をとる必要があるだろう。ただ、行き過ぎた予防原則の適用は問題であり、順応的管理<sup>(6)</sup>（Adaptive management）を組合せるべきである。

### 3) 管理ツール

ビサヤ海におけるガザミ資源の管理ツール（手段）として、①主産卵期がはっきりしているなら禁漁期も考えられる。8月に抱卵ガニが最も多いという意見もあった。しかし、熱帯域の水温推移から判断して、ここでは産卵期はあまり明瞭ではないだろう。②カディスの西のサガイ市で実施されていたように、抱卵ガニを数日畜養し、産卵後に出荷する方法も考えられる。③カディスの条例では抱卵ガニは禁漁となっているが、浜でカニを網からはずしていたので、刺網では実際には守るのが難しい規則である<sup>(7)</sup>。籠漁では海で抱卵ガニを放すことも可能であるが、漁業者の気持ちとして、一旦獲ったカニを海に戻すことは、なかなか難しいと思われる。④着底後のガザミは、しばらく浅い海域に生息するので、禁漁区などのゾーニングにより幼ガニを保護する方法も考えられる。しかし、手こぎボートで操業している漁業者にとって、地先の浅い海で操業できないことは厳しい規則となる。⑤現状では、刺網・籠の網目規制が最も現実的であると考えられる<sup>(8)</sup>。

### 4) 今後の課題

JICAは2007年～2010年に「イロイロ州地域活性化・LGU クラスター開発プロジェクト」を実施した。この一環として、バナテの統合沿岸管理計画・行動計画をまとめている（BBRMCI 2010）。また、JST/JICA 地球規模課題対応国際科学技術協力事業「熱帯多島海域における沿岸生態系の多重環境変動適応策」が2009～2013年計画で実施中である。こ

の事業の研究フィールドの一つにバナテも含まれている。これらの行動計画や共同研究を進める際、ビサヤ海のガザミ漁業に関しても、その資源管理について検討していく必要があるだろう。

### 注

<sup>(1)</sup> 共同管理とは、管理の権限と責任を地方政府と地域のコミュニティが分担する管理形態をさす（鹿熊2006）。

<sup>(2)</sup> 別種 *Callinectes sapidus* も Blue crab と呼ばれるので注意。

<sup>(3)</sup> 栽培漁業とは、陸上施設で人工種苗を大量生産し、これを海に放流して、大きく育ってから漁獲する漁業である。

<sup>(4)</sup> このため、沖縄のフエフキダイ類やソデイカの資源管理効果を数値モデルで評価する際は、加入量は一定として計算している（鹿熊2006）。

<sup>(5)</sup> 環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす仮説上の恐れがある場合、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも、規制措置を可能にする制度や考え方。

<sup>(6)</sup> 不確定要素が多い状況で、管理策と効果の仮説を立て、実行結果をモニタリングし管理策を改良していく方法。

<sup>(7)</sup> 操業の効率上、沖縄でも刺網からガザミを外す作業は浜で行うことが多い。

<sup>(8)</sup> 網目の規制が小型のカニの保護になるかどうか、漁獲物の甲幅を測定し、漁具選択性を調べる必要がある。漁具選択性とは、漁具が、対象種の特性（通常サイズ）のある部分を選択的に漁獲する機能のこと。資源管理上は選択性の高い漁具のほうが優れている。ビサヤ海で使われている1枚刺網は、沖縄で使われている3枚刺網より漁具選択性は高い。

### 文献

赤嶺淳, 2010, 『ナマコを歩く』新泉社.

Banate Bay Resource Management Council, Inc. (BBRMCI), 2002, Program brief of the Banate

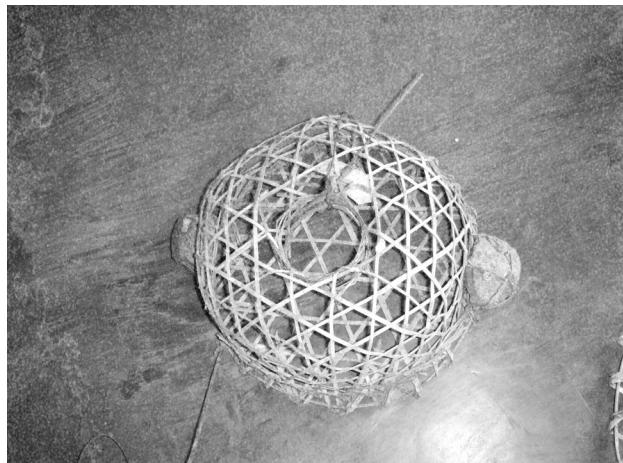
- Bay coastal resource management program. (unpublished report).
- Banate-Barotac Bay Resource Management Council, Inc. (BBBRMCI), 2010, Banate- Barotac Bay Integrated Coastal Management Plan and Three-year Action Plan for BBBRCMI 2011-2013.
- 藤本志保・山尾政博, 2010, 「東南アジアの沿岸海域における代替生計戦略とソーシャル・キャピタルについて—フィリピン・パナイ島バナテ地区での実証研究—」『地域漁業研究』50巻2号, 43-68.
- Gulland, J.A., 1983, *Fish Stock Assessment*, John Wiley & Sons.
- 鹿熊信一郎, 2003, 「フィリピンにおける沿岸水産資源・生態系の共同管理 バナテ湾を中心とした最近の状況と沖縄との比較」『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』 国立民族学博物館調査報告, 46, 247-264.
- 鹿熊信一郎, 2004, 「フィリピンにおける沿岸水産資源共同管理の課題と対策—パナイ島バナテ・ネグロス島カディス・ミンダナオ島スリガオの事例—」『地域漁業研究』45巻1号, 1-34.
- 鹿熊信一郎, 2006, 『アジア太平洋島嶼域における沿岸水産資源・生態系管理に関する研究—問題解決型アプローチによる共同管理・順応的管理にむけて—』 東京工業大学.
- King, M., 1995, *Fisheries Biology, Assessment and Management*. Fishing News Books.
- キュリー, F・ミズレー, I, 2009, 勝川俊雄・林昌雄 訳『魚のいない海』NTT出版.
- Mandreza, M.M., 2007, "Crab Gillnet" Travel Report dated May 2007. (unpublished report).
- 渡辺利明, 1988, 「タイワンガザミ」諸喜田茂充編著『サンゴ礁域の増養殖』緑書房, 190-197.
- Yamao, M. Ed., 2006, "Business of Crab Collector and Its Impact to Crab Fisheries in the Banate Bay", *Progress Report of the Survey in Banate Bay Area No.1, Multi-Functionality of Fishing Community and Ecosystem Based Co-management*, 134-139.
- 山尾政博 編, 2007, 『漁村の多面的機能とEcosystem Based Co-management～東南アジアにおける参加型の統合沿岸域資源管理の発展～ No.2フィリピンにおける沿岸資源の多元的利用戦略と漁村開発』.
- 山下東子, 2009, 『魚の経済学』日本評論社.



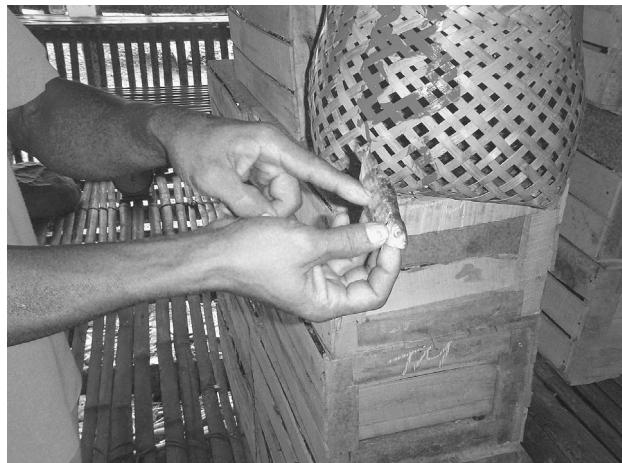
カディスの刺網（2002年）



バナテの籠船と刺網船（2007年）



バナテの籠（2007年）



籠に入れるイワシ類干物（2007年）



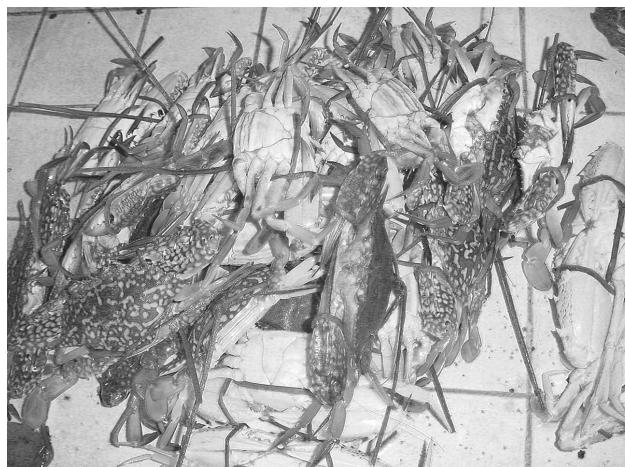
バナテの籠漁の操業状況（2007年）



バナテの籠漁の操業状況（2010年）



バナテの籠漁の操業状況（2010年）



バナテの市場（2002年）15cm以上



カディスのガザミ雄（2002年）15cm以上



バナテの選別状況（2007年）11cm程度



バナテの漁獲物（2010年）10cm程度



バナテの漁獲物（2010年）10cm程度

## 種子島・西之表市安納・沖ヶ浜田の人と自然の関係

—持田三男さんのお話から—

盛口 満\*

Interaction of Human and Environment

in Okigahamada, Anno, Nishinoomote-shi, Tanegashima Island,

Ryukyu Archipelago, Japan

— From Mr. Mitsuo Mochida's story —

MORIGUCHI Mituru

琉球列島は島またはシマと呼ばれる集落ごとによつても、自然利用の形態には違いがあり、それによつて、景観も異なつてゐた。現在、グローバル化の進行とともに、琉球列島の里の自然には大きな変化がみられるようになった。そうした中、現在もまだ昔ながらの製糖を続けてゐる集落である種子島・西之表市安納・沖ヶ浜田の人と自然の関係について、持田三男さんから聞き書きをおこなつた。

## 1. はじめに

琉球列島は、北は鹿児島沖の種子島から、南は与那国島に至る約1100kmの範囲にわたつて分布している島々である（黒田ほか 2002）。これらの島々のうち、屋久島、奄美大島、沖縄島のヤンバル、西表島等には、原生的な自然や固有の生物相がみられることがよく知られている。一方で、これらの島々には古くから人々が暮らし続けてきた歴史があり、本土で里地里山と言われるような、人間活動の影響を強く受けた自然も存在している。この琉球列島の里周辺の自然は、島ごとに異なり、または同じ島内でも「シマ」と呼ばれる集落ごとにも違いがみられる（盛口 2011）。

著者はこれまで琉球列島の里周辺の自然についての調査を行つてきただが、調査をすればするほど琉球列島の里周辺の自然の有様が極めて多様であることを認識するに至つた。そのため、全貌をつかむためには、なおも引き続き調査が必要であると考えている。その一方で、グローバル化の進行に伴い、里周辺の自然は大きく変化し、原状をとどめていない地域が少なくない。

したがつて、かつての里周辺の自然の有様を明らかにするためには、聞き取り調査から復元をするという調査方法が有効であると考えている。今回、種子島・西之表市安納・沖ヶ浜田の里周辺の自然に関し、聞き取りを行うことができた。琉球列島においては、古くからサトウキビの栽培がおこなわれ、現在も農業における基幹作物となつてゐる。その中にあって、沖ヶ浜田では、古くからの製糖をいまだに続けてゐる地域である。このような地域での聞き取りから、均一化されつつある琉球列島の里周辺の自然や自然利用について再考するヒントが見出しうるのではないかと考えた。

## 2. 調査の手法

聞き取りにあたつては、植物の利用を主軸としながら、自然の利用についての話を聞き取つた。琉球列島の島々において共通して聞き取つてゐるのは、「田んぼの緑肥の種類」である。また、植物の利用以外でも、その集落独自の自然利用が顕著となると思われた事項に関しては聞き取りを行つた。

\*沖縄大学こども文化学科 kamage@okinawa-u.ac.jp

聞き取りを行った種子島・西之表市安納・沖ヶ浜田には、現在も昔ながらの製法で黒糖を作り続けている砂糖小屋が二つある。そのうちの一つの砂糖小屋で棟梁をしているのが、持田三男さんである。持田さんは昭和4年生まれ。長年にわたり農業・漁業ともに続けてこられ、80歳を越えられても、海に潜り、黒糖作りでは棟梁をつとめている。沖ヶ浜田は行政区的には安納に属しているものの、隣の井関集落との人の関わりも深いということであった。なお、持田さんは、井関在住で、ヤクタネゴヨウ保全の会の活動を続けていた長野ひろみさんに紹介していただいた。聞き取りを行ったのは、2011年1月23日である。

### 3. 聞き取りの記録

#### 【あらゆる仕事をしてみた】

— 三男さんは、どのような暮らしをされてきましたか。  
9人兄妹の三男なので、三男です。昔は園芸作物もやっておった。キヌサヤエンドウとか作つたけれど、あれはきつかった。朝、5時までに出荷だから、収穫した後、選別するので、夜も寝ないでカマス5俵も6俵も出荷したよ。一番最初は、炭焼きもしたよ。3年ぐらいね。戦後すぐのこと。その後、タバコを作り始めて、タバコやめてから、3年ほど、東京に出稼ぎも行った。それから園芸作物を作つて、園芸やめたあとにはウシも飼いました。花卉にも手を出して、息子が高校生のときには花卉組合を自分らが作りました。それ以外に、サトウキビと田んぼを作っているからね。畑は9反だったのを、2町2反にまでひろげたよ。炭焼きから苦勞をして、あらゆる仕事をしてみたよ。

— 田んぼも作っていたということですが、昔は緑肥を使いませんでしたか？

茹り敷きといった。何でもいいから木の葉っぱを田んぼに入れて、腐らせて。レンゲやルーピンも使いました。

— 田んぼの周囲にはウナギとかいましたか？

いたけど、ウナギはあまり食べないです。川のものは、あまり食べない。タニシもおったけれど、これもあまり食べないです。

— 昔と今では、畑や田んぼ周りもずいぶんと変わってしまったと思うのですが、例えばシュロはまだありますか？

シュロも植えたら育つけれど、皮をはがさんと大きくならない。昔は、どうしてもシュロがないとだめだつたけれど、今はそういうことがないから、シュロは少なくなってしまった。

— 馬から耕運機になったのは、いつ頃のことですか？

昭和30年代じゃないかな。耕運機に代えたけれど、このあたりはぬかり田が多くてよ。耕運機の車輪を湿田用の車輪にして耕したよ。

#### 【砂糖作りの話】

— 砂糖作りの話を聞かせてください。

奄美大島も喜界島も行ったことがある。あっちには、サトウキビの圧搾機の整備が出来る人がいるから。加計呂麻島にも、製糖を見に行ったことがあるよ。島津は大島に砂糖を作らせたからね。種子島には、17世紀になって大島からキビが入ったというよ。自分が小さい頃には、まだ読谷山と呼ばれるキビの品種があったよ。まだ、小学生の時分やな。その後、大茎種に代わってね。大茎種は砂糖の含量、多いから。小さい頃は、まだ牛車や水車でキビを絞っていた。

— 製糖作業は、一年でどのくらいの日数するものですか？

30日くらいじゃないかな。1回、6トンくらいのサトウキビを製糖する。6トンのサトウキビから、600キログラムぐらいの砂糖が取れる。12月、1月は1割ぐらいしか取れないが、2月、3月になれば1割2分くらいになる。うちのキビ畑のうち、自分で製糖する

のは2反か2反6畝くらい。あの畑のキビは製糖会社にだしている。

——三男さんは棟梁をされているわけですが、砂糖作りで難しいところは、どんなポイントなのですか？

石灰の加減だな。畑によっても、違うもんやしな。それと石灰を入れるタイミング。よかふうにやらんと、砂糖になるのに時間がかかるてしまう。普通、一番目の釜は炊きあがるのに1時間かかる。2番目からは40分で炊きあがるようになる。一日だと、16、17釜、炊くことになるよ。3月になると、糖度があがっているから一日、18釜炊くこともある。今、息子たちに仕事を教えているところ。息子が取り上げるところで、甥っ子に石灰を入れる係りをさせている。製品にする責任があるわけだから、息子たちには魂を入れてやれと言っているよ。昔は、一つの砂糖小屋は4家族8人でやっていた。今は8組16人。だから少し人が余っているぐらい。それでも重労働だよ。だから、人を雇うと、賃金は高い。男だと一日9000円、女だと一日8000円だね。家内が病気になったから、女人を一人、雇わないといけなくなつて……。

——男の人と女の人が必ずペアになっているわけですね。  
そうそう。

——何歳ぐらいから棟梁をなされているのですか？

終戦後は砂糖小屋が5つぐらいあったけど、それが今は二つ。うちの使っている小屋は50年間くらいたつています。立てて週間して台風で倒れてまた建てたもの。うちの家の親父が棟梁をしていてね。自分が棟梁になったのは、45歳くらいからかな。砂糖作りは18歳から。青年のうちは、圧搾やバガス<sup>注1</sup>取り。それから小屋のほうの仕事に就くわけ。小屋の中で20年くらいは下働き。小屋にはサトウキビの汁を煮る釜は、下は鉄板でわきはスギの板でできている。元は松を使つたというけどな。釜は三連槽といって、3つのしきりがあるでしょう。それで、棟梁は、釜の中身が何度位

になっているのかを見極めるのが大切。一番目はアクを取ります。温度は105度くらいから106度くらいと低温です。二番目は110度くらい。3番目は117度くらいで、煮詰めていくかんじです。取り上げるときは124度から126度になっている。品質によっても、取り上げるときの温度は違うが。こうして一番目から二番目……と中身を移していくわけだから、うまく温度を見極められないと、後がつかえてしまう。それに棟梁と、火を炊く火夫<sup>かふ</sup>の気があわないといけん。しゃっちゅう声をかけあわんといけん。終戦前後は夜中の一時ごろから炊き出したものだけど、今は朝の6時から。昔は部落中がやっていたからそれでもよかったが、今は安眠妨害になると言われるからね。それで終わるのは夕方の6時。そうせんと、今度は残業代がかかるからね（笑）。

——砂糖を炊く薪には、何の木を使うのですか？

もとはマツ。マツは火力があるから。昔はマツしか使わんかった。最近はマツがないから、雑木や廃材を使っている。廃材は、釘なんかがあるから、チェンソーの刃がやられてしまう。だから廃材はいらないと言つても、もらってほしいと持ってくるんだよ。

砂糖は昔、貴重品だったから、着物や米と替えたり、何でも替えることのできるものだった。砂糖15斤で羽織一枚とか。だから、税務署の管理がやかましかった。警察よりもきびしかった。砂糖作りの最初と最後に申告をしないといけないし、毎日、糖度を計って報告をしないといけないのですが、これは毎日やりきらんから、毎日16度ということにしておきました。鍋を洗つたたわしでも家にもって帰つたら、しかられたぐらいです。

集落のキビ畑というのもありました。キビを作つて、それを売つて資金にしたわけです。自分が会長のときは売り上げが124万円ありました。朝起きて、共同作業で手入れをしてね。それが、今はみな、いそがしいからと、この畑を牧草地に貸しています。その売り上げが1町4反で14万円。それでお金ないというわけですよ。なんだか、もつたいない話です。

## 【植物利用の話】

——馬頭観音を祀られているということですが、その話も聞かせていただけますか？

この集落はもともと、塩炊きをやっていたんですよ。だから、塩炊き用の薪を探る山があった。塩は、種子島の殿様が作らせていたわけです。税として、年間75俵を収めなさいと。

ところが、塩を炊いても、そのころの技術だと、言われた分だけ塩が作れなかつたらしい。そのとき、うちの祖先の「もちだ」がやってきて、新しい塩の作り方をここの人々に伝授して、言われた分の塩を作れるようになったんだそうです。もともとは餅田といっていたようです。平家の落人とも言われています。塩が作れるようになったおかげと神社まで作ってくれたそうですが、今は沖山田神社と合祀されています。安納には士族が住んでいたので、その士族から餅という字を苗字に使うのはけしからんといわれて、持田になったとか。昔は士族だ平民だというのがありましたからね。この塩を炊くための薪を背負わせるのに、馬が必要でした。そのために牧(まき)があったんです<sup>注・2</sup>。ここには上の牧、下の牧と、二つの牧があって。塩炊きの薪運びだけではなくて、田んぼを耕すときも馬を使っていました。馬を追ってまわって、田んぼを踏んでもらって、土を碎いて耕した。そういう時代がありました。これをホイトウといいます。こうした馬を飼っていた牧に、馬頭観音の祈祷場があったわけです。6月に、そこで牧祈祷<sup>まきぎとう</sup>をします。米、塩、大豆にナガマキ<sup>注・3</sup>をお供えして。ナガマキは馬の耳にかけたりしてね。その後に子どもたちにくれりました。今は上の牧と下の牧とを一箇所にまとめたけれど、まだ続けています。

——ナガマキの話が出ましたが、同じようにもち米をダンチクの葉で巻いたツノマキも作りますか？

ツノマキは、ただ葉っぱを巻くだけじゃなくて、5つツノがでないといけない。ツノマキだからね。家内なんかはかっこよく巻きよったけど、嫁はまだそこまでいかん。

——国上の方にお話を聞いたとき、アクマキを作るとき、ネーバ（和名ホシダ）の葉を使って灰汁を濾すという話を聞きました。

ネーバではなくて、さらしを使っていますね。ネーバは牛が食べるけれど、あんまり好物ではないです<sup>注・4</sup>。ネーバはウラジロとは違います。ウラジロというと、正月15日の小正月には鍬とか農機具にカシワイチゴ（和名ホウロクイチゴ）の葉に飯をついであげるわけよ<sup>注・5</sup>。鍬はたばねておいてね。トラクターにもね。それで注連縄もして、ウラジロも下げる。

——山から採ってきて食べる植物について教えてください。

やっぱりツワ（和名ツワブキ）。ワラビはあまり食べない。タケノコは一年中あって、ニガタケ、カラダケ、ダイミョウ、トーチンチクがある。ダイミョウは美味しいよな。

——門松にはどのような植物を使うのですか？

シイとマテ（和名マテバシイ）と竹と松を使う。ただね、みんながシイの木の大きいのを切って家の四方に2本ずつ立てていたから、これはシイの木が大変だと。あまり切らんようにしようということになっている。

## 【サルやカッパのこと】

——昨年、種子島の子どもたちと一緒に屋久島に行きました。そのとき、子どもたちが雪とサルを見て喜んでいたのが、とても印象的でした。隣り合った島でも、自然環境が違うのだなあと。でも、昔は種子島にもサルがいたといいます。三男さんはサルの話を聞いたことがありますか？

昔は種子島にもサルがいたんですよ。見たことはないんですけどね。サルがツワの葉を帽子みたいにして頭にかぶって、巡査の真似をしていたよという話を聞いたことがあります。タヌキは見たことがあります。

— 伝説上の生き物ですが、種子島にはカッパの話もありますか？

じいちゃん、ばあちゃんの話で、カッパは尻をぬくという話を聞いたことがあります。

#### 【今でも海に潜ります】

— 海にも潜られていたのですよね。

今もまだ潜っているよ。この年で潜っている人はいないよ。ナガラメ（和名トコブシ）を探るのが主。若いころからずっと、ナガラメを探って出荷していたが、2、3年前に出荷量が落ちて、漁協の準組合員に落ちてしまったよ。ナガラメの漁期は5月1日から8月12日まで。昔は船の上からポンプで空気を送って潜っていたよ。そのころはナガラメも多かったから。そのときは朝の9時から昼飯を食べに船に上がるだけで、2時までずっと潜っていて、一日70キログラムもナガラメが採れた。あとは、魚獲り。35尋から40尋の深さで、アラの大きいやつ、19キログラムとか25キログラムとか、一度に4匹獲ったことがあるよ。ほかには、アカジョウやハナタカ、オナガ、ハチキといった魚も獲った。

— 種子島では、クロミナとかアカミナとかいった貝も食べますよね。

そういう貝は組合員以外が採るわけよ。カメノテなんかも、みんな、自由に採る。沖の深いところの砂の中にはモッチョーガイ（和名トウカムリ）がいるよ。この貝は内臓を取り除いたら、肉は食べられる。深いところにしかいない貝だよ。

#### 【戦争と平和】

世界は平和でなければいかん。

戦時中、このあたりも、空襲で家が焼けました。タバコの葉を乾燥させるときは、ずっと火を使います。それで、夜になって、その火が見えたんでしょう。爆撃の対象になってしまって。昭和19年のことです。家が燃えて、やられた人もおりました。

日本は戦争に負けてよかったです。戦争のときの

話を聞くと、日本の兵隊は中国でむちゃばかりしたと思う。それからすると、アメリカは文化的だったですよ。18歳のときに終戦です。ちょうど馬耕試験をしているときに、アメリカの兵隊が海岸に上陸して。そのときの消防団長が、女、子ども、逃げろーと叫んだんです。でも、ひどいことはされなかった。伊闘のカシミア号のときもそうです<sup>注・6</sup>。戦前、安納には高等科はありませんでしたが、カシミア号のおかげで、伊闘には高等科がありました。

— 今日はいろいろなお話、ありがとうございました。

今度、機会があったら、砂糖作りも見せていただけたらと思っています。

#### 4. まとめ

琉球列島において田んぼの緑肥についての聞き書きをまとめると、緑肥の利用は「導入」「ソテツ」「雑木」「クロヨナ」の4タイプに分けられる（盛口 2011）。

「雑木」タイプは里周辺の様々な木の葉を田んぼに踏み込むもので、このタイプが緑肥の原型であろうと考えられる。しかし、農業技術の発達、土地利用の集約化等の理由により、ほかの緑肥のタイプも見られるようになった。奄美大島を中心とした地域では、旧藩時代、サトウキビ栽培の集中化から、主食になるサツマイモの栽培にさえ事欠き、代用食としてのソテツ栽培が重視されるとともに、そのソテツを緑肥など食用以外でも多用するという文化を生み出した結果、「ソテツ」タイプの緑肥利用（ソテツの葉を田んぼに踏み込む）が生み出され広まったと考えられる。一方、琉球王朝の元にあった島々のうち、地形的に山がない石灰岩地域においては、雑木の利用のかわりにマメ科のクロヨナを緑肥として利用する文化が生まれ、広まった。さらに時代の移り変わりに従って、本土から伝わった技術として、田んぼにレンゲやルーピンなどのマメ科植物を栽培し、それを緑肥として利用したり、外来樹木であるマメ科のソウシジュを里に植栽し、その葉を緑肥として使用するといった、「導入」タイプも見

られるようになった。沖ヶ浜田においては、「雑木」→「導入」へと緑肥のタイプが変化したことが語られており、琉球列島内にある島とはいえども、種子島においては奄美や沖縄と異なり、「ソテツ」タイプや「クロヨナ」タイプは見られなかつたことがわかる。こうした例から、種子島には種子島独自の自然利用の文化があつたことがわかる。

このようにして、琉球列島の島々には、それぞれに固有の植物利用の文化があり、その文化が支える暮らしと、里の景観があり、それらはまた相互に関係をもつていていた。

その一方では、琉球列島の島々の里において、共通して語られることの多い事項もある。たとえばそれはサトウキビ栽培と製糖作業といったものである。かつては、琉球列島内のどの島においても、栽培されたサトウキビは集落ごとの製糖小屋において製糖されていた。製糖作業も里の景観を決定していた例を挙げると、沖縄島南部の集落の例が挙げられる。沖縄島南部は石灰岩地であり、山と呼べるような山はなかったのだが、里は、田畠に加え、緑肥を探るためのウカファ山（クロヨナを主とした林）、サーダムン山（製糖作業時の薪を探るためのヤブ山）で構成されていたという（当山ほか 2009）。

沖ヶ浜においてもサトウキビ栽培がおこなわれているのだが、琉球列島の他の集落においては「昔語り」としてしか語られない集落の人々自身による製糖作業が継承され続けていることが特筆に値する。効率からいえば、製糖工場に出荷すると言うのが当たり前になってしまっている現代において、古くからのスタイルもまた併存可能であることを示している点は、現代においても里の有様は多様でありうるのだと言うことを示している点で、今後の人と自然の関係を考え直していく上で、きわめて興味深い例であると言えるのではないだろうか。

## 注

<sup>注1</sup> サトウキビの搾りかすのこと。

<sup>注2</sup> 種子島には、以下のように、大まかに5つの種類の牧が存在していたという。

「塩屋牧」（塩を作る集落に与えられた薪を運ぶ牛馬のための牧）「直営牧」（島主直営の放牧場）「共同民間牧」（株制度によって共同で牛馬を飼育する牧）「自然発生的民間牧」（勝手に牛馬を放しているところ）「私有牧」（個人所有の牧）

「牧は、元和元年（1352年）～明治34（1901年）の間、およそ550年の間、種子島の集落と経済の中心を形成してきた」ともある（「農業・農具・牧について」門野伸『西之表市の民俗・民具 第1集』鹿児島県西之表市教育委員会）。

<sup>注3</sup> アオノクマタケランなどの葉でもち米の粉をつつみ、ミチシバと呼ばれる草の葉でまいて、水炊きして作るお菓子。ダンチクの葉でもち米をつつんだものがツノマキ、タケノコの皮でもち米をつつみ、アク汁で煮たものがアクマキ。

<sup>注4</sup> 実物を見てもらったところ、イシカグマのこともネーバというということだった（ホシダとは区別するものの、名前は一緒ということ）。一方、同じ西之表市の太田においては、ホシダをネーバと呼ぶが、イシカグマはとりたてて名前がついていないということだった。このように近隣の集落間でも植物利用や、利用植物の名前などには差異がある。

<sup>注5</sup> 種子島の小正月の行事には、ヤナギやエノキなどの枝に切った餅を下げる、家の要所要所に飾るゴーカナシと呼ばれる供え物も用意される。

<sup>注6</sup> 明治18年9月20日、アメリカの商船カシミア号が遭難し、乗員の5名の乗ったイカダが伊闊の海岸に漂着した。それを発見した伊闊の住民が手厚く保護をしたところ、のちにアメリカ議会から伊闊と隣集落の安城に感謝の意を込め5000ドルが贈与された。伊闊小学校の校門脇に建っている碑によると、戦後いち早く種子島第一号の鉄筋校舎を建築したのも、このとき贈られた資金が元であるという。また、毎年

9月20日は欠かすことなく紀徳祭を行っているともある。

### 参考文献

黒田登美雄・小澤智生・古川博恭：2002.「古生物からみた琉球弧の古環境」木村正昭編『琉球弧の成立と生物の渡来』沖縄タイムス社.85－102.

当山昌直・安渓遊地編：2009.『聞き書き・島の生活誌

① 野山がコンビニ 沖縄島のくらし』ボーダーインク.108 頁

盛口 満：「植物利用から見た琉球列島の里の自然」

安渓遊地・当山昌直編『奄美沖縄環境史資料集成』南方新社.335－362.

## 久米島・仲地における植物利用についての聞き書きの記録

盛口 満\*

Notes on an interview of useful plants in Nakachi, Kume Island

MORIGUCHI Mituru

## 要 旨

琉球列島の島々では島または集落ごとに多様な里山的自然が存在してきたが、聞き書きからかつての里山的自然の復元を試みている。その一環として、久米島・仲地においてかつての植物利用についての聞き書きを行った。特に田んぼ周辺の植物利用、キノコの利用、およびソテツの利用についての話を伺い、仲地に特異的な植物利用があったことを確認するとともに、琉球列島のソテツ利用に関する研究の資料を得ることができた。

キーワード：久米島 仲地 ソテツ 田んぼ 植物利用 聞き書き

## 1. はじめに

2007年、沖縄大学こども文化学科が開設された年、近隣にある寄宮中学校1年生の総合の授業に、当時こども文化学科の学科長であった加藤彰彦教授とともに関わる機会があった。「地元のことを知ろう」という学習内容であったが、都市化した学区内に居住する生徒たちにとっては、地元に対する特別なまなざしは生み出しにくいように思われ、中学の先生方の授業は難航していた。そこで、ある時間に、申し出て、授業をさせていただいた。その折、中学生たちの自然認識を知るために、「普段、通学路などで目にしている生き物はどんなものがいるか?」という発問をしてみた。その答えが、「イヌ、ネコ、ハト、ゴキブリ、草」というものであった。

この、生徒たちの「草」という回答は、特に印象が深いものとして著者の心に残ることとなった。「草」もまた生き物として認識していたということは、理科教育を専門とする著者にとっては嬉しいことであった。一方で、どんな「草」であれ、その「草」にはなんらかの名があるものなのに……という思いも持ってしまつ

た。しかし、この回答から気づいたのは、「都市には自然がない」ということではなく、「都市化される時代の中において、自然は認識されなくなる」ということであった。つまり、中学生たちにとって、目にする植物を「草」とひとからげに認識していることで、何の問題もないくらいしがあるということである。

このことをより認識したのは、夜間中学での授業体験であった。苛酷な地上戦の行われた沖縄においては、その戦中戦後にかけて、満足に義務教育を送れなかつた人々が少なからずいる。そのような人々が学び直す場として、2004年に学校NPO珊瑚舎スコレが夜間中学校を立ち上げた。その夜間中学の場で著者は理科を担当しているが、夜間中学の生徒たちは、豊富な生活体験を持つため、授業の内容が「脱線」するほど、自らの体験に教材や授業内容が結びつく場面がしばしば見られた(盛口 2007, 2011a)。それに対して、現代社会における若者たちの多くは、生活体験を奪われてしまっている。

道端の草は、かつては「草」として済まされる存在ではなかった。それは、田んぼの作業をするうえで欠

\*沖縄大学こども文化学科 kamage@okinawa-u.ac.jp

かせない資材であったり、家畜のための重要な飼料であったり、はたまた子どもたちのおやつになるものであったりした（安渢ほか 2009）。現代の沖縄においても、ある年齢以上の人々は、そのような濃密な自然との関わりの記憶を保持しているが、その逆に、若い人々は、自然との関わりを持たない中でも暮らしていく生活に慣れてしまっている。その両者をつなぐ試みも行ってきた（盛口 2009）が、そのような試みの中で出会ったフリースクールの高校生とのやりとりが、また印象的であった。それは、かつての沖縄の農村での植物の多様な利用について授業で紹介したもの、最初はあまり実感がわかないと言う面持であったのだが、「むかしは、野山がコンビニみたいなものだったんだよ」と苦し紛れに表現をしたら、とたんに「ああ、なるほど」といった表情に変化したことである。

コンビニは文明の象徴であろう。そのコンビニが消し去ったものが、地域ごとの人と自然の織り成す文化や文化的景観であった。

古くから人々の生産活動の影響を強く受けてきた自然を本土においては里山と呼んでいる。琉球列島の島々においても、むろんこの里山的な自然は存在していたわけであるが、戦後、田んぼの消失やサトウキビのモノカルチャー化が進み、里山的な自然はその面影を探すことも難しくなってしまっている。その一方で、琉球列島の里山的な自然に関しては、十分にこれまで紹介されてきたとは言い難い。著者はこれまで聞き書きによってかつての沖縄の島々の里山的な自然の復元する作業を試みてきた。特に重視してきたのは、田んぼと稻作に関連する農作業に関する植物利用である。例えば、かつては田んぼの肥料として、植物の葉を緑肥として踏み込むことがみられたのだが、その植物の種類は何で、田んぼ周辺のどこにその植物が生えていたのかといったことに関する聞き取りを行った。その作業の中から見えてきたのは、島や、場合によってはシマと称される集落ごとによってさえ異なる多様な文化や文化的景観の存在であった（盛口 2011b）。さらにこの研究は、琉球列島の人と自然の共同研究「日本列

島における人間一自然相互関係の歴史的・文化的検討」（総合地球環境学研究所のプロジェクト 代表：湯本貴和教授）のうちの奄美沖縄班（代表：安渢遊地教授）の一員として研究を進めてきたものなのだが、その中で共同研究者の一人、安渢貴子先生より琉球列島の里山的自然において、ソテツの重要性を教えられた。そこで、里山的自然の復元に関しても、あらためてソテツに着目して、聞き取りを行い直すこととした。

それ以前の聞き取り調査や、現地調査において、奄美大島と沖縄島においては、ソテツの扱いが異なっていると言う印象を受けていた。端的に言えば、奄美大島は里山的自然においてソテツは重要な位置を占め、聞き取りの中においても「ソテツは恩人であった」という発言に出会うほどであった（盛口ほか 2009）。一方、沖縄島においては「ソテツ地獄」と言う言葉も耳にするし、沖縄島南部においての植物利用の聞き取りにおいてもソテツは登場することがなく、現地においてもソテツの姿を全く見ないというありさまであった。ところが、あらためて聞き取りをし直してみると、実は沖縄島南部においても里山的自然の中でソテツは重要な位置を占めていたことが判明した（盛口 未発表）。聞き書きによる里山の復元は、聞き手に十分な知識が必要であること再確認するに至った次第である。

本稿では、久米島におけるソテツ利用を中心とした、里山的自然の中における植物利用の聞き取りを紹介し、今後、ソテツに注目した里山的自然の復元の一つの資料したいと考えている。

## 2. 久米島・仲地の昔のくらし

—本永政子さん、本永恒子さんのお話から—

著者のゼミ生の一人である安里若菜さんが久米島出身であることから、彼女を通じて、久米島の昔の暮らしを語ってくださる話者の方を紹介してもらう機会を得た。お話をしていただいたのは、久米島町仲地にお住いの、昭和4年生まれ、本永政子さんと、昭和11年生まれ本永恒子さんである。仲地は、集落の背後にはすぐに森が広がり、集落から海に向かっての斜面地を

利用して、かつては広い棚田がひろがっていた（現在でもわずかながら田んぼは残されている）。また、仲地には、君南風御嶽があり、6月ウマチーという神事が執り行われる集落もある。お話を伺ったのは2011年12月27日と年の瀬もおしえまったくころであったため、お話を伺った恒子さんのお宅では、ご主人が豚の頭の解体におおわらわといった状態だった。また、聞き取りには、安里若菜さんと、彼女の母親である安里美津子さんにも同席していただいた。さらに、若菜さんの祖母である安里登美子さんからは、話の中にも登場するターチーメー（ソテツのデンプンを使った料理）を差し入れていただいた。アチコーコー（熱々）のターチーメーには、野菜や肉、イカが入っていて、大変おいしく、それまでの著者のソテツ食に対するイメージが大きく変わることになった。

#### （田んぼとソテツ）

— 沖縄の島々で、昔の集落周りの自然がどのようにあったかとか、昔はどんな植物をどんなふうに使っていたかなどを教えていただいている。今のうちに、こうしたお話をうかがっておかないと、どんなふうだったかを、次代に受け継げなくなってしまうのではと思っているのです。

恒子：田んぼもなくなっているからね。

— 恒子さんのところも、田んぼを作つておられたんですか？

恒子：やっていましたよ。モチゴメを作つていた。でも、今度からはやらないよ。あんまりスズメが来るから、田んぼをしても引き合わないんですよ。

— 昔、田んぼには緑肥を使いませんでしたか？

恒子：ソテツの葉とかよ。ユーナ（和名オオハマボウ）の葉とかよ<sup>(注1)</sup>。田んぼに入れて、踏み込んで。ソテツの葉はトゲトゲしているから、田んぼに踏み込むと、足にみんな、トゲが入るさね。夕方になつたら、足が痛くなつてね。昔はふだんから裸足だったけれど。ソテツを踏み込んだ後は、足の裏が、ぶつぶつ、赤くなつてね。

— 奄美大島ではソテツの葉を緑肥にしたという話をよく聞くのですが、沖縄県の島では、やんばるの奥で使つていたよと言う話を聞いたぐらいなので、びっくりです。

恒子：この辺りはソテツの葉を入れたんですよ。ソテツが多かったからね。ソテツは、育てていたから<sup>(注2)</sup>。

— でも今は、ソテツを集落の周辺では、そんなに見ませんね。

恒子：土地改良でソテツは無くなりました。昔は、スティクブリーと言って、ソテツばかり植わつてゐるところがあったよ。自分の山に、ソテツばかり作つて。それぞれのうちにスティクブリーはありました。人のうちのとこから、葉っぱを採つたら怒られるからよ。

— ソテツは食用にもすることはありましたか？

恒子：ソテツの実は、今でも食べてゐるよ。まず、実を割つてから、干すさね。それを一回粉にして、乾燥させる。それから水に漬けてアクを抜いて、水からあげて、こうじをたたせてから、ちゃんと洗つて粉にする。それを野菜と一緒にターチーメーにしてね。野菜をだしと一緒に味もつけて煮て、最後に粉を入れるんですよ。ターチーメーはおいしいよ<sup>(注3)</sup>。ソテツの実を採るのも、自分の所の山から。今は採る人もいないし、残つてゐるソテツから実を採つてくるよ。

— ソテツの幹のデンプンは食べませんでしたか？

恒子：木を食べるというのは、聞いたことはあるけれど、あれは実よりもアクが強いでしょう。木から粉を採るのは、やつたことがないですよ。

— ソテツの実のことは、何と呼びますか？

恒子：スティクンナリと呼んでいました。

— 沖縄島の南部の方の話では、南部には薪を採るような森がないから、ソテツの枯葉は重要な薪替わりだったということなのですが、仲地の場合は、すぐ裏手が森ですから、そういうことはありませんでしたか？

恒子：ソテツの葉が枯れたりしたら、使いましたよ。ソテツの葉は、火がつきやすいから、燃やしよった。昔は、男の人は、大きい薪、女の人は小さい薪を集めてきて、そうした薪のたきつけに使いました。薪は山で枯れ木を見つけて集めてきてね。生木を伐ると、山ビシャに怒られよったよ。枯れ木はみんな、一生懸命採ったよ。木の上の枝が枯れいたら、木の上まで登って採ってね。今でも山に行って枯れ木を見ると、あれ燃やしたいなあと思うことがあるよ。

## (身の回りの植物)

——仲地の集落を歩かせてもらったのですが、家の周りが屋敷林に囲まれている家が、まだ残っていますね。

恒子：屋敷はみんな、木で囲っていたよ。フクギ、アカバナ……。今はみんなブロックだけど。

——シマによっては、畠の周囲も防風林で囲んだりしていたと言う話を聞きますが。

恒子：畠の周りは、あんまり木は植えない。根で畠がやられちゃうから。

——仲地の集落のすぐ裏手の森に行くと、シイの木が生えていたりしますね。

恒子：シイの実は、炒って食べたりしたよ。いっぱい拾ってきてからよ。そういうときは、ご飯に入れて食べたりもしました。

——カシの実は、何か利用したりしましたか？

恒子：カシの実は、何の使い道もないね。昔、子どもたちがコマ回しに使っていただらいで。

——昔は、家々で、家畜を飼っていたので、その草刈もあったのではないですか？

恒子：ほとんどの家に、馬も牛も豚もいました。その草刈をするのは、男の子。いっぱい刈ってこんと怒られる。女の子は、たらいに洗濯物を入れて、川に洗濯に行ったよ。すぐそこにある川が洗濯場だったから。

——ヤギは木の葉も食べますが、好き嫌いはあります

せんでしたか？

恒子：あるある。葉の裏がざらざらして、やすりみたいにして、爪をきれいにする木の葉があるでしょう。チミシャー（和名ホソバムクイヌビワ）と言いましたけど、これをヤギがよく食べる。折ったときに、白い汁ができる木を食べさせると、ヤギがふとると言うよ。

——ヤギの汁に何の葉を入れますか？

恒子：普通、サクナ（和名ボタンボウフウ）を入れる。でも、前はクワの葉を入れよった。

ここで、あらたに政子さんが話に加わってくださいました。集落内で採集してきた、ヤエヤマオオタニワタリの新芽と、ホウビカンジュの葉を見てもらって、話を伺う。

恒子：これ（ヤエヤマオオタニワタリ）はヤマレコッコーといって、新芽は、ゆでて食べるよ。

政子：これを吃るのは、八重山から嫁に来ていたねえさんから教えられてね。こっちでは、もともとそんなに吃るものではなかったよ。

——オオタニワタリの仲間の新芽を吃るのは、やはり、八重山がもともとなんですね。この葉っぱ（ホウビカンジュ）はどうでしょうか。6月ウマチーのときに使われるシダですけれど、ほかに使いみちはありますか？

政子：6月ウマチーのときに、カミニチュが髪につけるもの。ほかに使いみちはないね。

政子：昔は仲地は自給自足だったから。米、イモだけでなく、大豆、アワも作っていたから。

恒子：大豆は何石と作ったね。

政子：土地改良でキビ作盛んになって、田んぼもほとんど畠になってしまったね<sup>(注4)</sup>。私は80歳までは棚田を作りよったけど。モチゴメがおいしかったからね。

——仲地では、この木の葉（ヤブニッケイ）をお葬式のときに使うという話をきいたのですが。

政子：ジクムの葉ね。これはお葬式のときの重箱に入れた団子の間にさすよ。あとね、この木は薪に

したら、一番燃える。山に行って、この木が枯れよったら、これは一番燃える薪だからと、喜んで持って帰ったよ。あとね、この木の葉は、田芋の田んぼに肥料として入れよった。この葉をいれると、おいしくなるって。お米の田んぼに入れるのはソテツの葉だけどね。

#### (ソテツとキノコの話)

——政子さんが来られる前、恒子さんから、ソテツのお話を伺っていました。

政子：それぞれの家の畠のわきにソテツの植えてある山があつて、スティクブリーと言ってたよ。このソテツの実がなるころは、それが主食の替わり。田んぼをしていても、昔は供出とかあったから、米不足だったし、ソテツの実で作ったターチーメーはおいしくもあったしね。ソテツの実は、採って俵にいれて、馬で運んで。それから押切で実を一つ一つ割ってね。ただ事ではないよ。割った実は、20日ぐらい水に入れて、毎日、水を換えて。それを出して、発酵させて。臼でつづいて粉にするのも、ただ事ではないよ。今考えたらね、本当、ただ事ではないね。実を採るのは彼岸あと。寒露ごろには北風が吹くから、乾燥させて。できあがった粉は、今は冷蔵庫があるから、冷凍しておけば、いつまでもとておける。その粉を、田芋の茎と一緒にターチーメーにするとおいしいさ。ほかにも菜つ葉とか入れて。昔はノビルも入れよったけれど、今は農薬まくからね。ノビルも採れないよ。ターチーメーは、一番寒いころに食べるから、体がぬくまっておいしいと言つてね。ウムカシ（サツマイモのデンプンの搾りかす）は団子にして干してから、粉にして、ターチーメーがないときに食べよつたりしたよ。ソテツの粉とモチゴメをまぜてたいたものは、アハダーティーと言って、そういうのも食べました。ソテツの幹から粉を採るというのは、他の島での話は聞いたり見たりしたけど、久米島ではそこまで食べない。

——山から採ってきて食べるようなもの……たとえばキノコとかもあったのでしょうか？ キクラゲ……ミミグイは食べてたと思うんですが。

政子：ミミグイはそんなに採りませんでしたよ。

——えっ？

政子：一番は、キーロナーバ、黄色いキノコです。きれいですよ。これは山の中で、横に並んで生える。生える期間が長くて、4月から6月ぐらいまで生える。あと、シイの木の下に生えるシージナーバというのがあるよ。真っ白なキノコで、いくつもあるから、採れるときは、ザルいっぱいになるわけ。採ってきた後、貯蔵もできる。ただ、採ってくると、色がまっ黒くなる。採ってきたら、ゆがいて冷凍しておいて。ソテツの粉のジューシーに入れてもおいしかったよ。これは旧の5月ごろに出る。それから、同じキノコでも、出る時期が違うものがある。カーチーのころにでるときはカーチーナーバと呼んでいて、白露のころに出るときはシチガチナーバと呼ぶさ。これ、おいしい。このキノコは裏山のカシの木が生えている辺りにでるが、生えるとこにしか生えない。昔は海に行つて、アーサーを採ったりしたが、その行きながら、途中の松林でマツタケ採ったり、クルボーナーバを採ったりもしたよ。マツタケは、マーチナーバ（和名ハツタケ）。茶色いキノコで、これもおいしかった。クルボーナーバも松の所に生えるキノコ。青みがかっていて、これは肉みたいにおいしかった。一日ナーバで、これは一日でダメになるキノコ。

——沖縄の島々で、これだけ野生のキノコを利用していた話は初めて聞くので、びっくりです<sup>(注5)</sup>。

恒子：タケノコも採りましたよ。小さいやつね。力ヤ葺きにする竹（リュウキュウチク）です。

政子：あのタケノコを探るのは、一番の楽しみ。パパヤの木の芯も食べたよ。木灰使ってゆがいてアケを取つて。クバの芯も食べたよ。今では禁止されているけれど、私たちの世代までは食べたよ。咳止めの薬と言って、豚と一緒に炊いてね。海山

に、食べ物、いっぱいあるよ。

恒子：海岸に生えているスンダという、緑のマツバボタンみたいなの葉も食べますよ。ニンジンシリシリーにいれると、色もきれいで。これは、塩をいれなくても、塩味がします。

政子：田んぼのターンナも食べたよ。栄養不足のときは、田んぼのカエルを採って食べたりね。

——今日は、年の瀬のおしこまつたなか、本当にありがとうございました。いろいろなキノコの利用の話を聞けたり、実際にターチーメーをいただいたり……。また、わからないことがあったら、お話をうかがいにまいりますので、よろしくお願いいたします。

## 注

(注1)『仲里村史第6巻 資料編5 民俗』(仲里村史編集委員会編 仲里村役場 2000年)には、緑肥について、以下のような記述がある。「ケージ(注：次期耕作にむけての、2回目の田んぼの耕耘のこと)が終わると土はかなり軟らかくなるので、ユーナの葉やソテツの葉、ブッソーゲ、大根の葉など緑肥を入れた」また、『久米島西銘誌』(久米島西銘誌編集委員会編・発行 2003年)には、緑肥として使用した植物名に、ソテツ、ユーナ、アカバナ、ソウシジュを挙げている。

(注2)『仲里村史』(仲里村史編集委員会編 仲里村役場 1975年)には、以下の記述がある。「台風や旱魃の後には飢餓は免れなかったから、備荒食糧として蘇鉄の植付けが奨励され、しゃりんばい(テカチ)の実や田芋の皮を乾燥させて貯蔵したとも伝えられている。この話は文化・文政頃のことのようである」

(注3)『久米島西銘誌』には救荒食として、ソテツ、シムカシ(サツマイモのデンプンを取ったカス)、シムクジ(サツマイモのデンプン)、フシカブ(大根)を挙げている。また、ソテツの実に関しては「戦後の一時期まで食べた」という記述で紹

介している。その調理法は、割って干した実を数日水に浸してアクをぬき、木臼でついて粉にして、粥状のものを作るとある。このターチーメーと呼ばれる粥は、田芋や米の粉を入れると美味……とも書かれている。

(注4)『久米島西銘誌』には、昭和35年の久米島製糖の設立に伴い、まず天水田がキビ畑に転作され、その後昭和38年の大干ばつで米の収穫が落ち込んだこともひとつのきっかけとなり、昭和52年からの土地改良によって次々に田んぼがキビ畑へ転作されていったという経過が紹介されている。なお、西銘においては、昭和60年～平成3年にかけての圃場整備において、「水田はすべて姿を消した」とある。

(注5)『仲里村史第6巻』には、食用キノコとして、シーザーナーバ、マーチナーバ、ダキヌクチナーバ、アダンナーバ、アサグラーナーバ、ミミグイの名が挙げられている。

## 引用文献

- 安渓遊地・当山昌直編：2009.『聞き書き・島の生活誌①  
野山がコンビニ 沖縄島のくらし』ボーダーインク  
盛口満：2007.「理科の授業と生活体験—夜間中学及び  
フリースクールの授業実践から見えてきたこと」  
『沖縄大学人文学部紀要』10号 157-170頁  
盛口満：2009.「沖縄島南部1万年史の授業化の試み」  
『地域研究』5号 49-53頁  
盛口満：2011a.「夜間中学校の理科の授業から見えて  
くること」『教職実践研究』1号 31-35頁  
盛口満：2011b.「植物利用から見た琉球列島の里の自  
然」安渓遊地・当山昌直編『奄美沖縄環境史資料集  
成』335-362頁  
盛口満・安渓貴子編：2009.『聞き書き・島の生活誌②  
ソテツは恩人 奄美的くらし』ボーダーインク

## 沖縄における団塊世代男性の地域活動への参加と生きがい －高齢期に移行する時期からの地域生活への支援のあり方を考える－

The participation in the regional activities and its meaning for the male baby boomers in Okinawa

玉木千賀子\*・屋嘉比和枝\*\*・島村枝美\*\*\*・國吉和子\*\*\*\*・村田真弓\*\*\*\*\*・上地武昭\*\*\*\*\*

TAMAKI Chikako\*, YAKABI Kazue\*\*, SHIMAMURA Emi\*\*\*, KUNIYOSHI Kazuko\*\*\*\*,  
MURATA Mayumi\*\*\*\*\*, UECHI Takeaki\*\*\*\*\*

### 要 約

高齢期に移行する時期からの沖縄の男性の地域生活の支援のあり方を考察するために、団塊世代の男性を対象に地域活動への参加や生きがい等の調査を実施した。地域活動には約半数の人が参加しており、加齢と共に社会・他者への関心から個人的なことへの関心が高くなるという傾向が認められた。

**キーワード：**団塊世代男性、地域活動、生きがい

### はじめに

少子高齢化が進展する日本において、団塊世代の高齢化は、今後の経済活動や社会保障に影響を及ぼす重要な要因として捉えられている。団塊世代が60歳に達した2007年には、労働力不足や次世代への技術の継承、年金支給における財源確保などの問題が指摘され、定年後の再雇用、年金支給年齢の段階的引き上げなどの対応策が講じられた。今日では、団塊世代が前期高齢者年齢に達する2015年、さらに後期高齢者年齢に達する2025年の状況を見据えて、介護状態の主要因になるとされている認知症の状態にある人へのケア、安心して暮らし続けることができるようにするための居住環境の整備など、地域における福祉の推進（社会福祉法第1条）に重点が置かれている。2011年の介護保険法の改正においても、住民の身近な地域へのサービス提供拠点の設置、介護と看護の一体的提供、賃貸住宅の確保に関する支援などの取り組みが強化された。

このように物理的、人的資源等の充実を図ることは、高齢者の地域生活の維持や可能性を拓げるためには欠かすことができない。しかし、環境的な側面からの支援に併せて、日々の暮らしに喜びや生きがいを感じることができるという精神的な側面にたってQOLを捉え、その充実を図ることも忘れてはならない。個々の高齢者がもつ生きる力（内的資源）を高め、そのうえで高齢者を取り巻く環境上の支援（外的資源の充実）を行うという視点に立って高齢者の地域生活の支援を考えるということは、対人援助の基本に立ち戻るということのみならず、今後の更なる高齢化に対応するうえでも必要である。

### 1. 目的

本研究は、沖縄の男性を対象とし高齢期に移行する時期からの地域生活の支援のあり方を考察することを目的としている。そのために、特に高齢期への移行期

\*沖縄大学福祉文化学科 tamaki@okinawa-u.ac.jp

\*\*浦添市地域包括支援センター houkatsu@city.urasoe.lg.jp

\*\*\*沖縄大学非常勤講師 emi103@mail.plala.or.jp

\*\*\*\*沖縄大学名誉教授 kkuni@okinawa-u.ac.jp

\*\*\*\*\*大妻女子大学 muratamayumi@otsuma-u.ac.jp

\*\*\*\*\*沖縄大学福祉文化学科 uetake@okinawa-u.ac.jp

にあって今後支援の増大が見込まれる団塊の世代を対象に、地域活動への参加状況や生きがいについての調査を実施した。

ところで「地域」をどのように捉えるのかという点については、居住地区や日常生活の範囲、行政区域、用途（住宅、商業等）によるものなど、用いる目的によってその範囲や含まれる要素は異なってくる（杉岡2006）。本研究においては、生きがいという精神的な側面に結びつけて生活を支援するという視点に立つことから「地域」を「日常生活に密接した人や組織等との相互関係が営まれる範囲」と限定する。

高齢期への移行期は、加齢に伴う心身機能の変化や社会的役割の変化等への適応を迫られる時期であり、この時期への対処のしかたがその後の高齢期の生活に大きな影響を与える。就労期には仕事上の人間関係が生活の大部分を占め、地域社会との関係が乏しいと捉えられてきた男性に対しては、退職を迎えたあとの地域への活動や仲間づくりなどの支援が必要であると指摘されてきた（林・葛岡2005,佐藤2006）。

ところが近年実施された団塊世代を対象とした調査によると、男性の方が女性に比べて地域活動の場をもつ人の割合が高いという結果（久留米2011）が示されている。この点からみると、必ずしも退職後の男性は地域との関わりが脆弱であると捉えることはできない。

また、地域活動への参加の状況は地域性や個々の生活特性にも関係することが考えられるため、高齢期に移行する時期からの男性に対する地域生活の支援を考えるために、先行研究を参考にしつつ、沖縄の団塊世代男性の現状を捉えることが必要である。

## 2. 方法

### (1) 調査内容

調査項目は、基本属性（12問）、社会交流（3問）、地域活動（4問）、健康（1問）、役割・活動（3問）、退職後の生活変化（9問）、将来への展望（9問）の7カテゴリーを設定した。カテゴリーの設定に際しては、これまでに行われた団塊世代を対象とした調

査（東村山市2006、久留米市2011など）を参考にした。

### (2) 調査対象

1947（昭和22）年から1949（昭和24）年の間に出生した沖縄に在住する団塊世代の男性を対象にした。団塊世代は、人口論および文化的視点等に基づく定義がなされており、それぞれの定義により生年の範囲が異なる。本調査においては、公的機関で採用されている人口論に基づいた定義を採用する。

### (3) 調査方法

県内の福祉、保健、医療関係者、研究メンバーの知人等から調査協力者を募り、243人に調査票を配布し、記入後に郵送での返送を依頼した。そのうち沖縄本島の18市町村、宮古および石垣に在住する164人から回答が得られた（表1）。

表1 調査対象者の居住地（市町村）

地域	市町村名	人 数
北部（22人）	名護市	14
	本部町	5
	今帰仁村	3
中部（63人）	浦添市	11
	うるま市	20
	沖縄市	1
	宜野湾市	8
	西原町	3
	読谷村	20
	那覇市	15
	南城市	8
南部（35人）	南風原町	4
	八重瀬町	2
	豊見城市	5
	糸満市	1
	与那国町	1
離島（40人）	石垣市	20
	宮古島市	15
	竹富町	3
	平良市	1
不明（4人）		4
合 計		164人

## (4) 分析の対象

配布した243人中、回収された164人の調査結果を分析の対象とした（回収率67.5%）。調査票のなかの自由記述による回答結果については、KJ法でカテゴリー化して集計し、分析を行った。

## 3. 結果

## (1) 基本属性

## ① 出生年（表1）

調査対象者164人の出生年の内訳は、昭和22年が39人（23.8%）、昭和23年が52人（31.7%）、昭和24年が73人（44.5%）である。

## ② 現在の居住地での居住年数

調査対象者のうち無回答の2人を除く162人の現在の居住地での居住年数は、10年以上が14人（8.6%）、10年以上20年未満が18人（11.1%）、20年以上が130人（80.2%）で、20年以上現在の場所に居住している人の占める割合が全体の約8割を占めている。

## ③ 同居家族

調査対象者のうち無回答の1人を除く163人の同居家族の状況は、本人のみが11人（6.7%）、妻と子との同居が61人（37.2%）、妻との同居が44人（26.8%）、妻と子と親との同居が18人（11.0%）、妻と親との同居が13人（7.9%）、子との同居が4人（2.4%）、親との同居が2人（1.2%）等で、妻と子との同居が最も高い割合を占めている。

## ④ 住居の状況

調査対象者のうち無回答の1人を除く163人の住居の状況については、「一戸建ての持ち家」が142人（87.1%）、「アパート、マンション等の借家」が9人（5.5%）、「アパート、マンション等の持ち家」が8人（4.9%）、「一戸建ての借家」が4人（2.5%）で、調査対象者の大半が一戸建ての持ち家に居住している。

## (5) 就労状況

調査対象者164人の就労の状況については、仕事をしている人が110人（67.1%）、仕事をしていない人が54人（32.9%）である。

## (6) 就労形態

仕事をしていると回答した110人の就労形態については、「つとめ人」と回答した人がもっとも多く38人（34.5%）、「農業・漁業等」32人（29.1%）、「自営業」28人（25.5%）、「その他」12人（10.9%）である。

## (7) 最終学歴

調査対象者の最終学歴については、高等学校卒業がもっとも多く63人（38.4%）、大学等卒業45人（27.4%）、中学校卒業34人（20.7%）、短大・専門学校卒業16人（9.8%）、その他6人（3.7%）である。

## (8) 主な収入（生活費）

調査対象者164人の主な収入（生活費）については、「年金」が最も多く110人（67.1%）、次いで「稼働収入」101人（61.6%）、「預貯金の切り崩し」63人（38.4%）、「不動産等の収入」31人（18.9%）、「子どもからの援助」13人（7.9%）、「きょうだいからの援助」「生活保護」がそれぞれ2人（1.2%）、「その他」34人（20.7%）である。「その他」については、記述による回答を求めたが、すべての回答において無記入であったため、具体的な内容を得ることができなかった。

## (2) 社会交流について

## ① 近隣との交流の程度

調査対象者164人のうち近隣の人々と「親しく付き合っている」と回答した人が85人（51.8%）、「挨拶をする程度」が76人（46.3%）、「付き合いはない」が3人（1.8%）である。

## ② 日頃交流がある人（表2）

表2は、日頃交流がある人についての回答結果である。「家族・親戚」が最も多く65.9%、次いで「友人」が61.6%、「仕事関係の人」が42.1%、「同期会（クラス会）関係の人」が33.5%、「サー

表2 日頃交流がある人（3項目を選択）

n=164

選択肢	人数 (%)
家族・親戚	108 (65.9)
友人	101 (61.6)
仕事関係の人	69 (42.1)
同期会（クラス会）関係の人	55 (33.5)
サークルや趣味活動の人	54 (32.9)
模合仲間	51 (31.1)
近所の人	42 (25.6)
その他	5 (3.0)
交流はない	3 (1.8)

「サークルや趣味活動関係の人」が32.9%、「模合仲間」が31.1%、「近所の人」が25.6%、「交流がない」が1.8%、「その他」が3.0%である。

### ③ 外出（月1回以上）の主な理由

主な外出の理由を9項目の中から3つを選択して回答を求めた結果、調査対象者のうち無回答の2人を除く162人から回答が得られた。

外出の理由としては、「買い物」が最も多く93人(57.1%)、次いで「趣味・娯楽」が81人(50.0%)、「食事・飲み会」が80人(49.4%)、「模合」が56人(34.6%)、「子供や孫・親戚に会う」が38人(23.5%)、「受診」が31人(19.1%)、「スポーツクラブ等」が26人(16.1%)、「ボランティア等地域貢献活動」が24人(14.8%)、「その他」が14人(8.6%)であった。なお、ここでは仕事のための外出は対象外としている。

### (3) 地域活動について

#### ① 地域活動への参加の有無

地域活動への参加の有無について回答を求めた結果、調査対象者のうち無回答の2人を除く162人から回答が得られた。「地域活動に参加している」が89人(54.9%)、「参加していない」が49人(30.2%)、「以前は参加していたが現在は参加していない」と回答した人が24人(14.8%)であった。

地域活動に「参加している」が過半数を占め、「参加していない」を上回っている。過去に参

加していた24人(14.8%)を合わせると、概ね7割の人が地域活動に関わっている。

#### ② 地域活動に「参加している」と回答した人の活動内容

地域活動に参加していると回答した89人の活動内容は、「祭りや行事」が70人(78.6%)、「自治会・町内会活動」が64人(71.9%)、「サークル・自主グループ」が41人(46.0%)、「教育・文化活動」が25人(28.0%)、「カルチャーセンターでの学習」が5人(5.61%)、「その他」が6人(6.7%)である。

#### ③ 地域活動に参加していない理由（表3）

表3は、現在および過去において地域活動の経験がない人に対して、不参加の理由を質問した回答結果である。「仕事をしている」が84.4%、「個人的な趣味活動で忙しい」が57.8%、「地域活動についての情報がない」が40.0%、「参加したいメニューがない」が35.6%、「家の中で過ごすのが好き」が31.1%、「地域活動の拠点がない」が26.7%、「家庭内の仕事で暇がない」が22.2%、「人と関わることが嫌い」が17.8%、「地域活動に参加している男性が少ないから参加したくなかった」、「家族の介護・孫の世話」がそれぞれ13.3%、「自分の健康状態が悪い」が11.1%、「その他」が15.6%であった。

表3 地域活動に参加していない理由（3項目まで選択）

n=45

選択肢	人数 (%)
仕事をしている	38 (84.4)
個人的な趣味活動による多忙	26 (57.8)
地域活動についての情報が乏しい	18 (40.0)
参加したい活動メニューが乏しい	16 (35.6)
家の中で過ごすことを好む	14 (31.1)
地域活動の拠点がない	12 (26.7)
家庭内の仕事による多忙	10 (22.2)
人と関わることを好まない	8 (17.8)
男性の参加者が少ない	6 (13.3)
家族の介護や孫の世話を担っている	6 (13.3)
健康状態の不良	5 (11.1)
その他	7 (15.6)

④ どのような条件が整えば地域活動に参加できると思うか（表4）

表4は地域活動への参加を可能にするための条件を質問した回答結果である。「参加したいメニューがあれば参加する」が56.5%、「仕事から解放されたら参加する」が43.5%、「情報があれば参加する」が42.9%、「誘ってくれる人がいたら参加する」が37.0%、「家庭内の仕事が一段落したら参加する」が22.1%、「健康状態が良くなったら参加する」が13.3%、「男性の仲間が増えたら参加する」が11.5%、その他が7.1%であった。

表4 地域活動への参加を可能にするための条件（3項目まで選択）  
n=154

選 �chio 肢	人数 (%)
参加したい活動メニューの設置	87 (56.5)
仕事に拘束されない生活	67 (43.5)
地域活動についての情報提供	66 (42.9)
他者からの誘い	57 (37.0)
家庭内の仕事の一段落	34 (22.1)
健康状態の改善	21 (13.6)
男性の仲間が増えること	18 (11.7)
その他	11 ( 7.1)

(4) 健康状態について（表5）

現在の身体の調子においては、回答数の多い順に「まあまあ良い（普通）」が41.0%、「良い」が35.0%、「やや悪い」が13.0%であった。

健康に関しては、「まあまあ（普通）」、「良い」、「非常に良い」と肯定的な回答が8割以上だった。

表5 身体の調子  
n=159

選 択 肢	人数 (%)
非常に良い	16 (10.0)
良い	55 (34.6)
まあまあ良い（普通）	65 (40.9)
やや悪い	21 (13.2)
悪い	2 ( 1.3)

(5) 家庭内での役割、日常活動、生活への満足について

① 家庭内での役割

調査対象者164人のうち、無回答1人を除く163

人の「家庭内での役割」では、「一家の稼ぎ手である」104人（64.0%）、「家族の相談相手・まとめ役である」100人（61.0%）が6割を占め、「家事（炊事・洗濯、買い物、掃除など）を担っている」が49人（30.0%）であった。

② 家庭内の役割以外で継続して行っていること

無回答1人を除く163人の回答については、「仲間と一緒に使う趣味や娯楽」94人（57.8%）、「健康維持活動（ウォーキングや体操など）」91人（55.9%）で、いずれにおいても5割以上を占めた。次いで「一人で使う趣味や娯楽」が63人（38.7%）であった。

③ 現在の生活への満足度（表6）

現在の生活への満足度については、最も多かった回答は、「まあ満足している」が71.7%、次いで「あまり満足していない」が18.2%、「非常に満足している」が8.2%、「不満である」が1.9%であった。

表6 現在の生活への満足度  
n=159

選 択 肢	人数 (%)
非常に満足している	13 ( 8.2)
まあまあ満足している	114 (71.7)
あまり満足していない	29 (18.2)
不満である	3 ( 1.9)

(6) 退職後の生活の変化について

① 日常生活の変化（表7）

表7は退職者、退職予定者、無定年仕事従事者の「仕事をやめた後、自分の生活にどのような変化が生じたか（あるいは生じると予測するか）」の問い合わせに対する回答結果である。

退職者は、「趣味・学習・スポーツをする機会が増えた」（51.9%）との回答率が最も高く、次いで「夫婦の会話・一緒に行動が増えた」が50.0%、「暇な時間が増えた」が44.4%、「生活への不安を感じる」が35.2%と続いている。

退職予定者の場合は、「趣味・学習・スポーツをする機会が増える」（73.0%）の割合が最も高く、「夫婦の会話・一緒に行動が増えた」が69.9

%、「暇な時間が増える」が40.5%、「生活への不安を感じる」が37.8%の順になっている。

無定年仕事従事者は、「夫婦の会話・一緒に行動が増える」の比率(45.9%)が最も高く、「生活への不安を感じる」が39.3%、「人との付き合いが増える」が31.1%の順になっている。

総じて、退職者と退職予定者は共通して「趣味・学習・スポーツの機会が増える」、「夫婦の会話・一緒に行動が増える」、「生活への不安を感じる」の順で回答率が高い。無定年仕事従事者の場合は「夫婦の会話・一緒に行動が増える」、「生活への不安を感じる」「人との付き合いが増える」の順で回答率が高くなっている。定年のある仕事従事者と定年のない仕事従事者では退職後の生活の変化に関する捉え方が異なることを示している。

表7 退職後の日常生活の変化（3項目まで選択）

選択肢	退職者 (n=54)	退職予定者 (n=37)	無定年仕事従事者(n=61)
夫婦の会話・一緒に行動が増えた	27人(50.0)	24人(64.9)	28人(45.9)
趣味・学習・スポーツの機会が増えた	28(51.9)	27(73.0)	16(26.2)
地域に関心を持つようになった	12(22.2)	10(27.0)	7(11.5)
人との付き合いが増えた	12(22.2)	5(13.5)	19(31.1)
気力が高まった	6(11.1)	2(5.4)	6(9.8)
生活に不安を感じるようになった	19(35.2)	14(37.8)	24(39.3)
暇な時間が増えた	24(44.4)	15(40.5)	17(27.9)
外出が減った	13(24.1)	4(10.8)	13(21.3)
気力が低下した	8(14.8)	1(2.7)	11(18.0)
特に変わらない	2(3.7)	3(8.1)	17(27.9)
その他	0(0.0)	0(0.0)	5(8.2)

注：（ ）内の数値は%を示す。

## ② 退職後の人との付き合いについて（表8）

表8は、退職後の日常生活の変化に関する質問で「人との付き合いが増える」と回答した人に対してどのような人との付き合いか、その内容を尋ねた結果である。

退職者は、「友人」をあげた者が最も多く(75.0%)、次いで「職場関係」が33.0%、「夫婦」が25.0%の順になっている。退職予定者の場合は、「夫婦」、「友人」ともに80.0%、次いで「親戚」、「近隣の人」を60.0%が選択している。無定年仕事従事者は、「友人」(84.2%)、「近隣の人」(57.9%)の比率が高い。

総じて、いずれの群も人との付き合いとして「友人」を選ぶ傾向が強い。そして「夫婦」を選択する人も比較的多い。その他に退職者は「職場関係者」、退職予定者は「親戚」や「近隣の人」が3位内に入っている。無定年仕事従事者も「近隣の人」や「親戚」を選ぶ比率がやや高い。

表8 人との付き合いの内容（複数回答）

選択肢	退職者 (n=12)	退職予定者 (n=5)	無定年仕事従事者(n=19)
夫婦	3人(25.0)	4人(80.0)	5人(26.3)
親子	2(16.7)	2(40.0)	4(21.1)
友人	9(75.0)	4(80.0)	16(84.2)
近隣の人	2(16.7)	3(60.0)	7(36.8)
親戚	1(8.3)	3(60.0)	11(57.9)
職場関係の人	4(33.0)	1(20.0)	4(21.1)
その他	0(0.0)	0(0.0)	1(5.3)

注：（ ）内の数値は%を示す。

## ③ 退職後の生活への不安について（表9）

表9は、日常生活の変化に関する質問で「生活に不安を感じるようになる」と回答した人に対してどのような点に不安を感じるかをたずねた結果である。

退職者、退職予定者、無定年仕事従事者のいずれの群も全員が「経済面」(100%)を選択している。

次いで「健康面」となっている。3群の中では「健康面」をあげる人は退職者が多く、7割

を占め、定年予定者が6割、無定年仕事従事者は4割と比較的少ない。また、「自分の居場所」を選択した者は、全体の選択率は低いが、定年のある退職者、退職予定者で1～2割弱いる。そのなかではすでに退職した者が比較的多い。

表9 生活への不安の内容（複数回答）

選 抹 肢	退職者 (n=19)	退職予定者 (n=14)	無定年仕事 従事者(n=24)
経済面	19人 (100 )	14人 (100 )	24人 (100 )
健康面	14 ( 73.7)	8 ( 57.1)	10 ( 41.7)
自分の居場所	3 ( 15.8)	1 ( 7.1)	1 ( 4.2)

注：( ) 内の数値は%を示す。

#### (7) 将来への展望について

##### ① 退職後の生活において重視したいこと

調査対象者のうち無回答5人を除く159人から回答が得られた。結果は、「健康の維持」が134人 (84.3%)と最も多く、以下「趣味・ライフワーク」が81人 (50.9%)、「家族関係」「生計の維持」がともに79人 (49.7%)、「地域社会との関わり」が36人 (22.6%)、「ボランティア・NPO活動等の地域貢献」が13人 (8.2%)、「特になし」が9人 (5.7%)、その他3人 (1.9%)であった。

##### ② 収入のある仕事を続けたいか

今後も収入のある仕事を続けたいと思うか、という点について回答を求める結果、調査対象者のうち無回答の5人を除く159人から回答が得られた。結果は「続けたいと思う」が110人 (69.2%)、「続けたいとは思わない」が49人 (30.8%) であった。

##### ③ いつ頃まで仕事を続けたいか

「続けたいと思う」と回答した110人に対して、どのような状態（いつ頃）まで仕事を続けたいと思うのか、という点について回答を求めた。結果は、「体力が続く間は続けたい」という回答が66人 (60.0%)で最も多く、「70歳位まで」が26人 (23.6%)、「65歳位まで」「75歳位ま

で」がともに9人 (8.2%) であった。

##### ④ どのような仕事であれば続けたいか

今後も収入のある仕事を「続けたいと思う」と回答した110人に対して、どのような仕事であれば続けたいと思うのかという点について回答を求めた。結果は108人から回答があり「自分の技能を活かせる仕事」が55人 (50.9%)、「気軽にできる仕事」が37人 (34.3%)、「仕事の内容は問わない」が11人 (10.2%)、その他5人 (4.6%) であった。

##### ⑤ 仕事を続けたくない理由

一方、収入のある仕事を「続けたいとは思わない」と回答した49人に対して、なぜ続けたいとは思わないのかという点について回答を求めた。結果は、「仕事のほかにやりたいことがあるため」が18人 (36.7%)、「体力的にきついため」が14人 (28.6%)、「経済的な心配がないため」が9人 (18.4%)、「仕事がないため」が2人 (4.1%) であった。

##### ⑥ 自分自身の生きがい

調査対象者全員 (164人) に対して、自分自身にとっての生きがいは何かということについて、選択肢から主なもの3項目までの回答を求めた。結果は「子どもや孫あるいは親などの家族・家庭」という回答が86人 (52.8%)で最も多く、以下「趣味」が75人 (46.0%)、「自分自身の健康づくり」が74人 (45.4%)、「仕事」が51人 (31.3%)、「配偶者・結婚生活」が42人 (25.8%)、「友人など家族以外の人との交流」が35人 (21.5%)、「社会活動・地域貢献」が30人 (18.4%)、「自然とのふれあい」が29人 (17.8%)、「ひとりで気ままに過ごす」が16人 (9.8%)、「スポーツ」が14人 (8.6%)、「学習活動」が11人 (6.7%) であった。

##### ⑦ 生活において重視すること（表10）

退職後の生活において「自分の生活を充実させる」、「社会に貢献する」、「家族生活を豊かに

する」の3項目について、どの程度のウェイトを置いて過ごしたいと思うのか、という点を3項目の合計の数値が100点となるように、各項目に数値を配分するという方法で回答を求めた。130人から回答が得られ、自分の生活の充実に最も高く配点し、家族生活、社会貢献と続いた。

表10 生活において重視すること

点数	自分の生活を充実させる	社会に貢献する	家族生活を豊かにする
100	2人(1.3)	0人(0.0)	1人(0.7)
90~99	2(1.3)	0(0.0)	2(1.3)
80~89	2(1.3)	1(0.7)	3(2.0)
70~79	5(3.3)	0(0.0)	7(4.7)
60~69	4(2.7)	1(0.7)	8(5.3)
50~59	43(28.7)	2(1.3)	28(18.7)
40~49	32(21.3)	5(3.3)	43(28.7)
30~39	40(26.7)	25(16.7)	33(22.0)
20~29	12(8.0)	61(40.7)	13(8.7)
10~19	3(2.0)	39(26.0)	2(1.3)
0~9	5(3.3)	16(10.7)	10(6.7)

注：( ) 内の数値は%を示す。

#### ⑧ 一般的な生きがい

調査対象者全員に対して、「一般的に人はどのような時に生きがいを感じると思うか」についての回答を自由記述で求めた。130人から得られた回答はKJ法を用いてカテゴリー化し、「健康」「社会貢献」「家族との交流」「家族以外との交流」「趣味」「達成感・充実感」「承認」「経済的安定」の8カテゴリーに分類した。回答の内訳は、「健康」「達成感・充実感」がともに26人(20.0%)、「社会貢献」が24人(18.5%)、「家族との交流」23人(17.7%)、「家族以外との交流」「趣味」「他者からの承認」がともに15人(11.5%)、「経済的安定」が14人(10.8%)であった。

#### ⑨ 今後どのように過ごしたいのか（表11、表12）

「今後どのように過ごしたいと考えているのか」という点について、65歳～69歳、70歳～74歳、75歳以降の年齢区分に沿って自由記述で回答を求めた。それぞれの年齢区分ごとに得られた回答は、KJ法を用いてカテゴリー化し、「仕事の維持」「健康維持」「趣味活動」「のんびり

表11 今後どのように過ごしたいか

カテゴリー	65～69歳	70～74歳	75歳以降	記述内容
仕事の継続	51人(31.1)	12人(7.3)	8人(4.9)	仕事中心の生活。現在の仕事を続ける。可能な限り仕事を続ける。働くまで働く。体力に合った仕事を続ける。死ぬまで仕事を続ける。
健康維持	42(25.6)	30(18.3)	37(22.6)	健康づくり。健康を第一に考えた生活。健康・体力の維持。健康増進。無病息災。健康に暮らす。病気で家族に迷惑をかけない。
趣味活動	35(22.0)	40(24.4)	36(22.0)	趣味に生きる。趣味を楽しむ。趣味の充実。趣味を増やす。ゴルフ。ゲートボール。釣り。庭造り。園芸。カラオケ。ダンス。
のんびりと過ごす	30(18.3)	22(13.4)	25(15.2)	楽をして過ごす。日々自適に暮らす。妻とのんびり暮らす。仕事半分趣味半分。自分のペースで過ごす。自由気ままに暮らす。
社会貢献	22(13.4)	18(11.0)	10(6.1)	ボランティア。地域活動。特技を生かした社会活動。地域のために頑張る。地域貢献。故郷の活性化。地域の年中行事に参加する。
家族との交流	16(9.8)	34(20.7)	19(11.6)	良好な家族関係。子や孫の喜ぶことをする。家族の幸せを考える。家族中心。家族とのふれあい。子どもたちの成長を見守る。
旅行	10(6.1)	10(6.1)	12(7.3)	旅行をする。妻との旅行。
友人との交流	8(4.9)	7(4.3)	8(4.9)	友人とのつき合い。サークル仲間との交流。積極的に人と付き合う。友人と楽しく過ごす。地域での仲間づくり。
畠仕事	8(4.9)	9(5.5)	7(4.3)	野菜づくり。畠を耕して自給する。畠仕事を続ける。
学習	4(2.4)	0(0.0)	0(0.0)	学習活動。知識習得。思考力を高める。外国語習得。

注：( ) 内の数値は%を示す。

と過ごす」「社会貢献」「家族との交流」「旅行」「友人との交流」「畠仕事」「学習」の10カテゴリーに分類した。

65歳～69歳の年齢区分では3割強（35.2%）の人が「仕事を続ける」と回答し、以下「健康維持」、「趣味活動」と続いている。

70歳～74歳では仕事を継続するという回答が大幅に減少（7.3%）し、最も多い回答は「趣味活動」が24.4%、以下「家族との交流」が20.7%、「健康維持」が18.3%へと推移している。

後期高齢者年齢に移行する75歳以降では「健康維持」（22.6%）、「趣味活動」（22.0%）が同等に高い割合を占め、「のんびりと過ごす」が15.2%、「家族との交流」が11.6%と続いている。

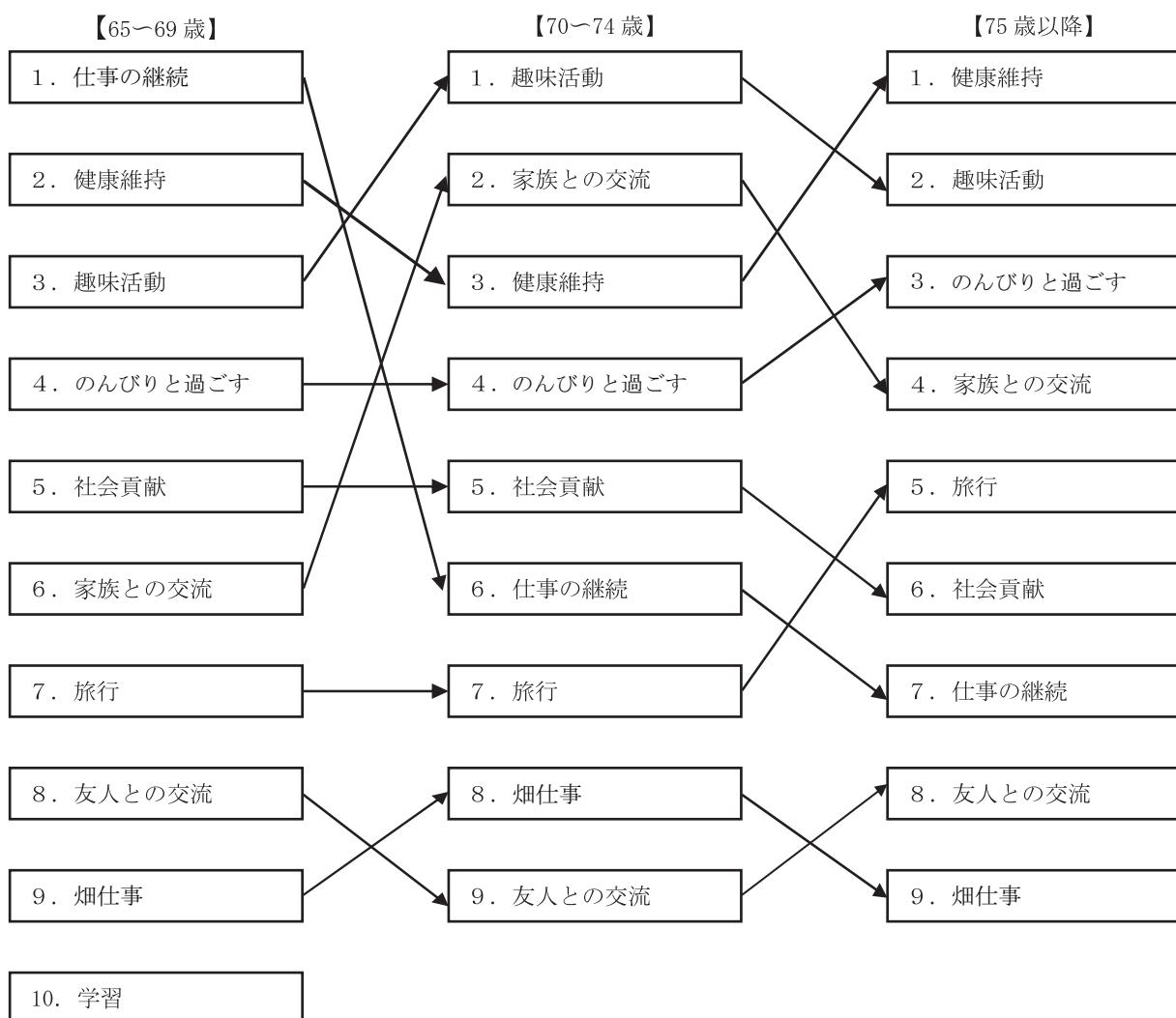
「社会貢献」については各年齢階層ともに、回答割合は低い。その一方で「趣味活動」「健康維持」など活動の関心は個人に向いていることが結果からうかがわれた。

## 5. 考察

調査対象の生活状況については、妻および子どもとも暮らしている人の割合が高い。そして現在の居住地での生活が長く、持ち家率が高いことから、地域での定住志向をうかがうことができる。生計については、年金や稼働収入を生活費に充てている人の割合が高い。

地域活動については、過去に参加の経験があるも含めると約7割の人が参加をしている。地域活動への参加を促進するためには、活動メニューの充実や地域活

表12 今後どのように過ごしたいか（年齢階層間の比較）



動についての情報、男性の参加者が増えることが必要であると捉えている。

退職後の生活変化については、退職者および退職予定者と無定年仕事従事者では、退職後の生活変化の傾向が異なり、退職者の場合には健康面や自分の居場所についての不安を示す人の割合が比較的高い。

退職後に重視したいことについては、健康維持を挙げる人の割合が高く、次いで家族関係を重視するという人の割合が高い。仕事については収入があり、自分の技能を活かせる仕事を継続することを望んでいる。

自分自身の生きがいについては、健康や達成感・充実感など個人的な内容に関するこことを挙げている。また、子や孫の成長やそれらとの関わりに生きがいを求めている人も多い。

一般的な生きがいの問には社会貢献が高い割合を示したが、自分自身の生きがいという問の結果では順位が下がり、健康維持や家族関係が高い割合を示し、両者の間にずれがみられた。

今後の暮らし方に関する展望では、加齢と共に「仕事の継続」が減少し、「趣味活動」「健康維持」などの個人的な側面への関心が高くなるという傾向が示された。

## 6. 今後の課題

研究結果から、沖縄の男性の高齢期に移行する時期からの地域活動や生きがいの支援のあり方について次の課題を提示したい。

第1に地域活動に関する情報提供の内容についての検討が挙げられる。本調査では高齢期への移行期にある男性は、地域活動に関する情報の充実を求めていることが明らかになった。この場合には、活動内容、活動（参加）の方法、場所、構成メンバーなど個々の関心によって必要としている情報の項目が異なることから、地域活動への参加の促進という視点とともに、地域活動への参加を妨げている要因にも留意した情報内容の検討が必要であると考えられる。活動内容については、趣味活動や健康維持への関心が高いことから、志向や活動レベルの多様性に対応できるような仕組み

をつくることが必要になると考えられる。また、退職後の経済的な不安を感じている人が多いことから、地域活動への参加が生計にどのような影響を与えるのかという点についても十分な配慮が必要である。

第2に健康維持に関する関心の高さを具体的な取り組みにどのように結びつけるのかという点である。沖縄の男性の平均寿命は後退しており、その要因には、がんや生活習慣病、自殺等が挙げられている（沖縄県福祉保健部健康増進課2007）。また、生活習慣病の誘因となる肥満度については沖縄の男性は全国一位である。このような状況に対し県内各自治体では、特定健診や二次予防健診の受診率向上、生活習慣病の予防等に関する啓発活動に力を入れている。心身の健康は高齢期のQOLや生きがいの実現を大きく左右するため、健康上注意を要する人びとの関心に適した内容・方法を用いた啓発のあり方を工夫することが必要ではないだろうか。

第3に退職を迎える時期の環境上の変化とその変化への適応についての支援である。調査対象の6割の人びとが体力の続く限りは収入のある仕事を続けたいと考えており、退職後の生活に経済的な不安や自分の居場所についての不安を感じていることが明らかになった。このことから、退職による対人関係や社会的役割、経済的な変化等への対応についての支援が必要と考えられる。離島県という地理的特性をもつ沖縄は、生活圏域が狭く、在職時の活動や人間関係を退職後も継続しやすい。したがって、個々の活動の志向やそれまでの仕事で培ってきた技術、対人関係を生かして退職後の生活の物理的・精神的な充実に取り組むことが、高齢期への移行期にある人びと自身に求められるのではないかだろうか。

本研究の限界として、アンケート票で用いた用語について、その定義を明確に示さなかったことによって回答者の解釈にバイアスが生じた可能性があるという点が挙げられる。具体的には、「地域活動」に関する地域の範囲、「親しく付き合っている」とする場合のその頻度や内容等についてである。また、データ数の

確保が十分ではなかったことや調査対象者の居住地の偏りが生じたことなどから、地域ごとの特性を捉えるには至らなかった。これらの点については今後の研究課題としたい。

## 引用文献

沖縄県福祉保健部健康推進課 2007 「26ショック！沖縄県の平均寿命と死亡状況～平成16年度地域保健推進特別対策事業より～ [増刷版] 平成17年10月」

(<http://www.kenko-okinawa21.jp/kankobutu/26shock/26shock.pdf>, 2012年11月取得)

久留米市 2011 「団塊世代の実態・意識調査結果報告書」 (<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashti/2080koureikaigo/3090keikaku/files/2012-0120-0902.pdf>, 2012年1月取得)

佐藤眞一 2006 「団塊世代の退職と生きがい」『日本労働研究雑誌』第550号：83-93.

杉岡直人 2006 「地域福祉と地域社会概念」『地域福祉事典』 中央法規 50-51.

林信吾・葛岡智恭 2005 『昔、革命的だったお父さんたちへ～「団塊世代」の登場と終焉?』 平凡社新書：88.

東村山市 2006 「団塊世代アンケート調査報告」 (<http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kurashi/shiminkatsudo/chiiki/dankai/dankaianke-to/files/190319.pdf>, 2012年1月取得)

**資料 団塊世代男性の地域活動への参加と生きがいに関する調査 調査票**

1. 基本属性に関する質問 (11項目)

1-1 あなたの出生年は何年ですか。該当する年を○で囲んでください。

昭和 ( 22 · 23 · 24 ) 年

1-2 あなたの満年齢は何歳ですか。該当する年齢を○で囲んでください。

満年齢 ( 61 · 62 · 63 · 64 ) 歳

1-3 あなたの現在の居住地はどこですか。市町村名を記入してください。

( 市 · 町 · 村 )

1-4 現在の居住地でのあなたの居住年数に該当するものを見、番号を○で囲んでください。

- ① 10年未満
- ② 10年以上20年未満
- ③ 20年以上

1-5 あなたが同居している家族に該当するものをすべて見、番号を○で囲んでください。

- |        |           |
|--------|-----------|
| ① 本人のみ | ④ 親       |
| ② 妻    | ⑤ その他 ( ) |
| ③ 子ども  |           |

1-6 あなたの住居の状況について該当するものを見、番号を○で囲んでください。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ① 一戸建の持ち家         | ③ 一戸建の借家         |
| ② アパート、マンション等の持ち家 | ④ アパート、マンション等の借家 |

1-7-1 あなたの現在の就労の状況について該当するものを見、番号を○で囲んでください。

- |           |            |
|-----------|------------|
| ① 仕事をしている | ② 仕事をしていない |
|-----------|------------|

1-7-2 1-7-1で「①仕事をしている」と回答した人におたずねします。

あなたの仕事の形態に該当するものを見、番号を○で囲んでください。(主なものを1つ)

- |        |           |
|--------|-----------|
| ① 自営業  | ③ 農業・漁業等  |
| ② つとめ人 | ④ その他 ( ) |

1-8 あなたの主な収入に該当するもの上位3位を見、順位を( )に記入してください。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ( ) 稼働収入     | ( ) 子どもからの援助      |
| ( ) 不動産等の収入  | ( ) きょうだいや親戚からの援助 |
| ( ) 年金       | ( ) 生活保護          |
| ( ) 預貯金の切り崩し | ( ) その他           |

1-9 あなたの趣味は何ですか。

(

)

1-10 あなたの特技は何ですか。

(

)

1-11 あなたの最終学歴に該当するものを選び、番号を○で囲んでください。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| ① 中学校卒業     | ④ 大学等卒業   |
| ② 高等学校卒業    | ⑤ その他 ( ) |
| ③ 短大・専門学校卒業 |           |

## 2. 社会交流に関する質問（3項目）

2-1 あなたの近隣の人との交流の程度について該当するものを選び、番号を○で囲んでください。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 親しくつきあっている | ③ つきあいはない |
| ② あいさつをする程度  |           |

2-2 あなたは日頃、どのような人と交流をしていますか。多いものを3つまで選び、番号を○で囲んでください。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ① 家族、親戚          | ⑥ 模合仲間          |
| ② 近所の人           | ⑦ 同期会（クラス会）関係の人 |
| ③ 仕事関係の人         | ⑧ その他 ( )       |
| ④ 友人             | ⑨ 交流はない         |
| ⑤ サークルや趣味活動の関係の人 |                 |

2-3 あなたは日頃、どのような事で外出（月1回以上）をしますか。外出回数の多いものを3つまで選び、番号を○で囲んでください。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ① 買い物      | ⑥ 食事・飲み会         |
| ② 受診       | ⑦ 子どもや孫、親戚等に会う   |
| ③ スポーツクラブ等 | ⑧ ボランティア活動等の地域貢献 |
| ④ 趣味・娯楽    | ⑨ その他 ( )        |
| ⑤ 模合       |                  |

## 3. 地域活動に関する質問（4項目）

3-1 あなたは現在、地域活動に参加をしていますか。該当するものを選び、番号を○で囲んでください。

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| ① 参加している  | ③ 以前参加したことはあるが、今は参加していない |
| ② 参加していない |                          |

3-2 3-1で「①参加している」と回答した人におたずねします。どのような活動に参加をしていますか。該当するものを参加の機会の多いものから3つまで選び、番号を○で囲んでください。

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ① まつりや行事など             | ④ カルチャーセンターでの学習 |
| ② 自治会、町内会活動（街づくり・防犯など） | ⑤ 教育・文化活動       |
| ③ サークル、自主グループ活動        | ⑥ その他（ ）        |

3-3 3-1で「②参加していない」、「③以前参加したことはあるが、今は参加していない」と回答した人におたずねします。地域活動に参加していない理由は何ですか。主なものを3つまで選び、番号を○で囲んでください。

- |                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| ① 仕事をしているから                  | ⑦ 地域活動についての情報がないから |
| ② 個人的な趣味活動で忙しい               | ⑧ 自分の健康状態が悪い       |
| ③ 家庭内の仕事で暇がない                | ⑨ 家族の介護・孫の世話など     |
| ④ 家のなかで過ごすことが好き              | ⑩ 地域活動の拠点がない       |
| ⑤ 人と関わることが嫌い                 | ⑪ 参加したいメニューがない     |
| ⑥ 地域活動に参加している男性が少ないから参加したくない |                    |
| ⑫ その他（ ）                     |                    |

3-4 すべての人におたずねします。あなたはどのような条件が整えば、地域活動に参加できると思いますか。主なものを3つまで選び、番号を○で囲んでください。

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| ① 仕事から解放されたら参加する    | ⑤ 誘ってくれる人がいれば参加する     |
| ② 家庭内の仕事が一段落したら参加する | ⑥ 地域活動についての情報があれば参加する |
| ③ 健康状態がよくなったら参加する   | ⑦ 参加したい活動メニューがあれば参加する |
| ④ 男性の仲間が増えたら参加する    | ⑧ その他（ ）              |

#### 4. 健康状態に関する質問（1項目）

4-1 現在のあなたの身体の調子はどうですか。該当するものを選び、番号を○で囲んでください。

- |              |        |
|--------------|--------|
| ① 非常に良い      | ④ やや悪い |
| ② 良い         | ⑤ 悪い   |
| ③ まあまあ良い（普通） |        |

#### 5. 生きがい・幸福感に関する質問（3項目）

5-1 あなたの家庭内での役割は何ですか。主なものを3つまで選び、該当する番号を○で囲んでください。

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| ① 一家の稼ぎ手である                | ⑤ 病気や障がいをもつ家族の世話や介護をしている |
| ② 家族の相談相手・まとめ役である          | ⑥ その他（ ）                 |
| ③ 家事（炊事・洗濯、買い物、掃除など）を担っている |                          |
| ④ 孫の世話をしている                | ⑦ 特に役割はない                |

5-2 家庭内での役割以外で、あなたが日頃から継続して行っていることにはどのようなことがありますか。主なものを3つまで選び、該当する番号を○で囲んでください。

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ① 健康維持の活動（ウォーキングや体操など） | ⑤ 仲間と一緒に使う趣味や娯楽 |
| ② 地域の活動（役員、世話役など）      | ⑥ その他（ ）        |
| ③ ボランティア活動など           |                 |
| ④ 一人で使う趣味や娯楽           | ⑦ 何もない          |

5-3 現在の生活に満足していますか。該当する番号を○で囲んでください。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ① 非常に満足している | ③ あまり満足していない |
| ② まあ満足している  | ④ 不満である      |

#### 6. 退職後の生活の変化に関する質問（9項目）

- ・すでに退職をした人→6-1から6-3までの質問に回答し7-1以降の質問へお進みください
- ・これから退職を迎える人→6-4から6-6までの質問に回答し7-1以降の質問へお進みください
- ・定年がない仕事に従事している人→6-7から6-9までの質問に回答し7-1以降の質問へお進みください

6-1 すでに退職をした人におたずねします。定年退職後、あなたの日常生活に変化が生じましたか。

主なものを3つまで選び、該当する番号を○で囲んでください。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ① 夫婦の会話や一緒に行動することが増えた | ⑦ 暇な時間が増えた |
| ② 趣味、学習、スポーツをする機会が増えた | ⑧ 外出が減った   |
| ③ 地域に関心を持つようになった      | ⑨ 気力が低下した  |
| ④ 人のつき合いが増えた          | ⑩ 特に変わらない  |
| ⑤ 気力が高まった             | ⑪ その他（ ）   |
| ⑥ 生活に不安を感じるようになった     |            |

6-2 6-1で「④人のつき合いが増えた」と回答した人におたずねします。どのような人のつき合いが増えましたか。該当する番号を○で囲んでください。（いくつでもよい）

- |      |          |
|------|----------|
| ① 夫婦 | ⑤ 近隣の人   |
| ② 親子 | ⑥ 職場関係の人 |
| ③ 友人 | ⑦ その他（ ） |
| ④ 親戚 |          |

6-3 6-1で「⑥生活に不安を感じるようになった」と回答した人におたずねします。どのような点に不安を感じるようになりましたか。該当する番号を○で囲んでください。（いくつでもよい）

- |       |          |
|-------|----------|
| ① 経済面 | ③ 自分の居場所 |
| ② 健康面 | ④ その他（ ） |

6-4 これから退職を迎える人におたずねします。退職したら、あなたの生活にはどのような変化が生じると予測されますか。主なものを3つまで選び、該当する番号を○で囲んでください。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ① 夫婦の会話や一緒に行動することが増える | ⑦ 暇な時間が増える |
| ② 趣味、学習、スポーツをする機会が増える | ⑧ 外出が減る    |
| ③ 地域に関心を持つようになる       | ⑨ 気力が低下する  |
| ④ 人とのつき合いが増える         | ⑩ 特に変わらない  |
| ⑤ 気力が高まる              | ⑪ その他 ( )  |
| ⑥ 生活に不安を感じるようになる      |            |

6-5 6-4で「④人とのつき合いが増える」と回答した人におたずねします。どのような人とのつき合いが増えると思いますか。該当する番号を○で囲んでください。(いくつでもよい)

- |      |           |
|------|-----------|
| ① 夫婦 | ⑤ 近隣の人    |
| ② 親子 | ⑥ 職場関係の人  |
| ③ 友人 | ⑦ その他 ( ) |
| ④ 親戚 |           |

6-6 6-4で「⑥生活に不安を感じるようになる」と回答した人におたずねします。どのような点に不安を感じると思いますか。該当する番号を○で囲んでください。(いくつでもよい)

- |       |           |
|-------|-----------|
| ① 経済面 | ③ 自分の居場所  |
| ② 健康面 | ④ その他 ( ) |

6-7 農業や自営業等、定年がない仕事に従事している人におたずねします。仕事を辞めたあと、あなたの生活にはどのような変化が生じると予測されますか。主なものを3つまで選び、該当する番号を○で囲んでください。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ① 夫婦の会話や一緒に行動することが増える | ⑦ 暇な時間が増える |
| ② 趣味、学習、スポーツをする機会が増える | ⑧ 外出が減る    |
| ③ 地域に関心を持つようになる       | ⑨ 気力が低下する  |
| ④ 人とのつき合いが増える         | ⑩ 特に変わらない  |
| ⑤ 気力が高まる              | ⑪ その他 ( )  |
| ⑥ 生活に不安を感じるようになる      |            |

6-8 6-7で「④人とのつき合いが増える」と回答した人におたずねします。どのような人とのつき合いが増えると思いますか。該当する番号を○で囲んでください。(いくつでもよい)

- |      |           |
|------|-----------|
| ① 夫婦 | ⑤ 近隣の人    |
| ② 親子 | ⑥ 職場関係の人  |
| ③ 友人 | ⑦ その他 ( ) |
| ④ 親戚 |           |

6-9 6-7で「⑥生活に不安を感じるようになる」と回答した人におたずねします。どのような点に不安を感じると思いますか。該当する番号を○で囲んでください。(いくつでもよい)

- |       |           |
|-------|-----------|
| ① 経済面 | ③ 自分の居場所  |
| ② 健康面 | ④ その他 ( ) |

#### 7. 将来への展望に関する質問（9項目）

7-1 すべての人におたずねします。退職後の生活において、あなたが重視したいと思うことはどんなんですか。主なものを3つまで選び、該当する番号を○で囲んでください。

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| ① 趣味・ライフワーク | ⑤ 地域社会との関わり          |
| ② 家族関係      | ⑥ ボランティア・NPO活動等の社会貢献 |
| ③ 生計の維持     | ⑦ その他 ( )            |
| ④ 健康の維持     | ⑧ 特にない               |

7-2 すべての人におたずねします。あなたはずっと収入のある仕事を続けたいと思いますか。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ① 続けたいと思う | ② 続けたいとは思わない |
|-----------|--------------|

7-3-1 7-2で「①続けたいと思う」と回答した人におたずねします。あなたはどのような状態(いつ頃)まで、仕事を続けたいと思いますか。主なものを1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ① 体力が続く間は続けたい | ③ 70歳位まで続けたい |
| ② 65歳位まで続けたい  | ④ 75歳位まで続けたい |

7-3-2 7-2で「①続けたいと思う」と回答した人におたずねします。あなたはどのような仕事であれば続けたいと思いますか。主なものを1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① 自分の技能を生かせる仕事 | ③ 仕事の内容は問わない |
| ② 気軽にできる仕事     | ④ その他 ( )    |

7-4 7-2で「②続けたいとは思わない」と回答した人におたずねします。あなたが仕事を続けたいとは思わない理由は何ですか。主なものを1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ① 体力的にきついため         | ④ 経済的な心配がないため |
| ② 仕事がないため           | ⑤ その他 ( )     |
| ③ 仕事のほかにやりたいことがあるため |               |

7-5 あなたの生きがいは何ですか。主なものを3つまで選び、該当する番号を○で囲んでください。

- |                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| ① 仕事             | ⑦ 自然とのふれあい                   |
| ② 配偶者・結婚生活       | ⑧ 学習活動                       |
| ③ 子ども・孫・親など家族・家庭 | ⑨ 社会活動・地域貢献                  |
| ④ スポーツ           | ⑩ 友人など家族以外の人との交流⑪ひとりで気ままに過ごす |

- ⑤ 自分自身の健康づくり      ⑪ ひとりで気ままに過ごす  
 ⑥ 趣味      ⑫ その他 ( )

7-6 退職後の生活で、下記の3つの項目についてどの程度のウェイトを置いて過ごしたいと思いますか。3項目の合計の数値が100点となるように、各項目に数値を配分してください。

- ① 自分の生活を充実させる → 100点のうち ( ) 点  
 ② 社会に貢献をする → 100点のうち ( ) 点  
 ③ 家族生活を豊かにする → 100点のうち ( ) 点  
 合計 100 点

7-7 一般的に、人はどのような時に生きがいを感じると思いますか。

( )

7-8 今後、あなたはどのように過ごしたいと考えていますか。次の年齢区分に沿って自由にお答えください。

年齢区分	どのように過ごしたいか
65歳～69歳	
70歳～74歳	
75歳以降	

## 公民館と大学による防災福祉コミュニティづくりの取り組み —「炊き出し」社会実験から—

稲垣 晓\*

Practice of the community planning based a disaster prevention &  
welfare by the public hall and a university  
— Report of social experiment for distribution-of-cooking —

INAGAKI Satoru\*

### 要 旨

2012年6月に繁多川公民館と沖縄大学「地域共創・まちづくり実践演習」が共同開催した防災協働実験「シンメーナーべで豚汁炊き出し」の記録・検証報告である。地域住民と学生が協働して行い、災害時における公民館の役割および地域内外のセクターと機能を補完しあえる連携の重要さを明らかにした。

キーワード：防災 公民館 炊き出し 地域資源 大学

### はじめに

東日本大震災以降、沖縄でも防災、特に津波への意識が高まっている。町のあちこちに標高が表示され、防災に関する訓練や講演が身近になった。だが「防災活動の参加者が固定され、しかも高齢者が多い」「地域住民が関心を持って取り組める内容にするのが難しい」「マニュアルに沿ったものが多く、何が起こるかわからない状況に対応できるのか不安」といった課題や限界も見られる。

また、防災訓練は事業所単体や関係するエリアだけで行われることが多く、面的な広がりを期待しづらい。若年層や労働世代にとって訓練への関心は低く、生活上の関心や切実な課題にはなっていない。「やらされ感」も強く、生産性のない作業というイメージがあることも否めない。

そこで2012年6月、那覇市にある繁多川公民館と私が担当する沖縄大学の講義「地域共創・まちづくり実践演習」<sup>1</sup>とが連携し、地域での防災や減災に地域住民や事業所が連携して新しい防災活動の方向性を探る

“社会実験”を行った。災害時の炊き出しをテーマに、事前学習2回、本番、事後学習1回の計5回を1ケルとして行った。本稿は、実験のプロセスと成果および課題、今後の取り組みについて記録・報告するものである。

### I 実験の背景にある社会的課題

#### 1 地域防災が高齢者依存の現実・・・「自治会」「自主防災組織」頼み

現在の地域防災は、自治会をベースに組織される「自主防災組織」を主体に進められている。だが自治会は全国的に高齢化が著しく、さらに沖縄では自主防災組織の組織率の低さが課題である。自治会は役員も活動主体も高齢者に偏りがちだ。民生児童委員も加わるが、高齢女性が多い。災害時、高齢者は被災しやすく、支援される側である<sup>2</sup>。

自主防災組織の組織率（カバーする世帯数÷総世帯数）は、全国平均は74.4%で沖縄県は6.6%<sup>3</sup>。自主防災組織を主に構成する自治会は、2000年の資料では人

\*沖縄大学地域研究所特別研究員 nahanohana@gmail.com

口20万人以上の上位100自治体において72%の住民が自治会に加入している<sup>iv</sup>。沖縄では、那覇市の21.9%（2011年）に代表されるように加入率が極めて低い。自治会が存在しない地域や、米軍基地の接收で強制移住させられた住民で作る財産区のように、加入者が制限されている自治会の地縁組織も多い。

沖縄で自治会加入率が上がれば、自主防災組織の組織率や地域防災力は上がるといえるだろうか。防災訓練が高齢者主体の自治会や自主防災組織頼みとなると、参加者は地縁団体関係者に固定されがちだ<sup>v</sup>。また、地域防災活動には次のような質的な課題もある。

- ① 訓練が断片的であったり小地域に偏るなど、災害時～後にかけての時間的・面的な視点に欠ける。
- ② 具体的な状況設定がなく、実際にどのような危機が訪れるかというイメージがない。
- ③ 訓練を成功に終わらせるために終始してしまい、失敗を経験し修正する学びのプロセスが少ない。
- ④ 災害経験者および地域のキーパーソンが活用できていない。

特に災害後の避難生活における「減災」を視野に入れたものが少ない。被災状況は時間経過とともに質的に変化し、とりわけ要援護者は環境変化やライフライン断絶でQOL（生活の質）が著しく低下し生存が危ぶまれる状態になりやすい。また、自治会など最小単位の地縁組織だけで災害を考えると、災害の全体像の中での地域の位置づけや他地域からの避難住民への対応などがおろそかになる。

## 2 災害時における地域の公民館の役割

東日本大震災では、被災地域で公民館が大きな役割を果たした。収容避難所として被災後の生活拠点になったほか、倒壊した町役場の代わりの仮役場、支援物資の設置場所、遺体収容所などさまざまな役割を担い、支援活動を行った<sup>vi</sup>。

那覇市では2012年10月末現在、「小災害時の避難場所」として那覇市民会館と首里・小禄南・若狭・石嶺

各公民館が指定されているが、津波災害時の「緊急避難場所」「収容避難場所」、それ以外の災害での広域避難場所、一時避難場所、収容避難場所に公民館は指定されていない。公民館関係者によると「指定避難所ではないのに、なぜ公民館が防災活動をしなければならないのか」という声もあり、公民館によって温度差があるのが現状だ。

## 3 公民館のニーズ・思い

2012年6月、「災害時における公民館のあり方」を考え、公民館が持つ地域資源「人・もの・知恵」を生かす実践として、那覇市繁多川公民館<sup>vii</sup>と沖縄大学「地域共創・まちづくり実践演習」の共催で防災社会実験「シンメーナービで豚汁炊き出し」を行った。事前学習とワークショップ2回、実技1回、検証1回の計4回のプログラムで構成し、「炊き出し」という住民救援活動を通じ、より実際的な取り組みを目指した。公民館は「市民講座」の一環で、大学は人材育成の「演習」として、社会教育と専門教育の特性を生かしたプログラムを企画した。

## II 実験について

### 1 「実験」の目標

「防災講座」や「防災訓練」ではなく「社会実験」としたのは、災害時に生かすためのデータを集めること、訓練にありがちな「シナリオに沿ってやらされている感じ」を払しょくし、参加者が主体的に問題を発見し解決策を考えながら「新しい事実」を発見することを企図するためである。また、イベントとして成功させるのではなく、「失敗」を積み重ねることを目標とした。

実験では、達成すべき成果目標「タスクゴール」と、実験に関わることで得たい気づき目標「プロセスゴール」を設定した。

#### \*タスクゴール

- ① 「訓練」ではなく「実験」として行う…災害時に生かせるデータを集める

- ② 地域内外の事業所や組織と連携する…公民館の優位性を生かす
- ③ 自ら具体的な被災状況を把握し、行動計画を立てる…参加者が決める
- ④ 地域の「人・もの・自然」を生かす…地域のつながりや資源を生かし共助力を高める

#### \* プロセスゴール

- ① 訓練的な「やらされ感」から脱却する…「率先市民」へのきっかけづくり
- ② やってみて失敗する…臨機応変に対応し、気付きを地域に残す
- ③ 真夏の沖縄で停電・断水下の炊き出しや避難者対応の困難理解…前例や想定、経験則を信じない
- ④ 「記録すること」「見える化」の重要性を理解…何をすべきかを考え、全力を尽くす (Do best)

## 2 「真夏の沖縄」で「豚汁」炊き出しの意味

災害時の炊き出しというと、豚汁など汁もののイメージがある。阪神淡路大震災時、被災者にはとにかく温かいものが求められ、温かいものを口にすることで気持ちが少し落ち着いた。被災後しばらくは配給されるものがおにぎりや菓子パンといった炭水化物に偏らざるを得ず、決定的に野菜が不足し高齢者を中心に体調を崩す人が増えたこと、炭水化物は寒さで老化し消化されにくく、おなかをこわす人が多いことから、野菜を入れビタミンを補充できる点でも豚汁は優れていた。

日本の災害や炊き出し支援は「寒さとの戦い」のイメージがある<sup>19</sup>。真夏の沖縄で災害が発生した場合、平時の防災訓練で行われているような炊き出し手法が通用するのだろうか。炎天下での停電、断水時の避難住民の対応はどうか。実験を通じ、沖縄で夏場の炊き出しのさまざまな課題や避難者対応の問題点を明らかにした。

## III 実験のプログラム

### 1 事前学習 …参加者による具体的な災害想定と避難者の状況把握、資源調達のプランニング

「どういう状況で炊き出しをすることになるのか」「どのような地域資源を利活用できるのか」を事前に周知し、危機感と楽しみを持って本番に取り組めるよう、住民と学生とでワークショップを2回開催し、4チームに分かれ以下の作業や討議を行った。

繁多川公民館の動員で地域リーダーや「那覇市民協働大使」<sup>20</sup>、保育園の保育士、高齢者相談センターのスタッフなど地域のキーパーソン、真和志高校の生徒などが加わった。沖縄大学からは、地域研究所のスタッフのほか防災福祉コミュニティ共同研究班の沖大OBOGや沖縄国際大学の学生、学校給食センターの管理栄養士、教育委員会の指導員、他地域のまちづくり協議会メンバー、社会福祉協議会職員などが加わり、総勢50人で行った。

#### (1) 「炊き出し」意義の理解

阪神淡路大震災での状況から、「食べることは生きること」をテーマに被災・避難生活における食の大切さを学ぶ機会を設けた。避難所での野菜欠乏や炭水化物一辺倒の状況がもたらす生命の危機や、炊き出しがそれらを補う効果を持つこと、体だけでなく心のビタミン補給になることなど講義した。大災害での断水生活は高齢者など要援護者にとって非常に過酷であること、地域の水を活用することが重要性であることなど討議した。また、地域色の強い炊き出しが減災や文化やコミュニティの再生につながることを理解し、戦後の沖縄復興を支えてきたシンメー鍋を使う意義を考えた。

#### (2) 「前日14時46分に 津波襲来」の被害想定と役割の共有

「沖縄本島近海でM7.3の地震が発生。那覇市で震度6強を観測、沖縄県沿岸に大津波警報発令」。この時に起こりうる状況を時系列でまとめた被害

想定を元に、那覇市全体の被災状況のイメージと繁多川公民館が担う役割を考えた（表1）<sup>x</sup>。

被害規模から浸水地域の状況や被災者数・世帯の算出、水際に近い避難所および高台の避難所の状況を予想した。避難者や要援護者、遺体安置の状態を考え、対応すべき避難者数や内容をまとめた。



写真1 町別世帯数・人口表から被災者数および避難者数を算出し、地図に書き込む

### (3) 役割分担・リスクマネジメント・地域資源の明確化

実験は以下の設定で行うこととした。

利用できる資源：シンメーナバ、具材、食器、火、

井戸水、備蓄水、ボランティア

危機的状況：停電、断水、災害経験者がいない

可能性：地域のつながり、公民館コミュニティ

脅威：浸水被災地域から避難者が続々と詰めかけている

保育園や高齢者相談センターなど地域施設のスタッフも参加し、災害時あるいは避難者支援を行う立場になった際、どういう協力体制で行うか話し合った。①想定された状況で必要な対応や役割は何か、それらをどう分担するか②この社会実験で想定される課題・困難は何か③災害時だからこそ生かせる沖縄の知恵は何か、をグループごとにまとめ、発表した。

### (4) 具体的な資材調達計画の立案

以下の課題を提示し、グループごとにプランを立て発表を行った。

① 水は備蓄水40リットルしかない。(2)で割り出した被災者数を元に繁多川への避難者数は最大で2000人と考え、必要な水の量と運搬人数、資機材数を計算し調達および水の再利用計画を立てよ。

② 近隣スーパーおよび地域の菜園は無事と仮定し、2000食分の食材調達と調理計画を立てよ。

③ 社会実験を通じ、想定される課題と得たい成果は何か。

指定避難所ではない繁多川公民館が地域の住民支援拠点やボランティアセンターとして機能できるようプランを立てた。地図に浸水想定した地域を塗りつぶし、市の町別人口表から推定被災者数を書きこんだ。リアルな状況が浮かび上がるにつれ緊張感が高まり、参加者は具体的な被災・避難イメージを持った。

資材調達計画では、断水状況下で炊き出しに必要な水の量や調達方法、運搬や要員を、自治会が管理している共同井戸について地域住民から話を聞いてプランを立てた。近隣スーパーや家庭菜園からの食材調達プランも立てた。



写真2 自治会長に地域の井戸の位置を教えてもらい、水調達作戦を立てる

(表1)

## ●災害想定 ・・・ 真和志地区の住民支援・物資拠点を繁多川公民館に置く設定で

想定者：稻垣 晓

201X年6月15日 真和志地区

14:46 沖縄本島近海でM7.3の地震発生、那覇市震度6強、沖縄県沿岸に大津波警報発令。

古い民家や老朽アパートが倒壊、道路が亀裂陥没、倒壊家屋により路地封鎖。折からの梅雨末期の大雨で地盤が緩み、急傾斜地崩落や地滑り多発、液状化現象。広い範囲で停電、断水、ガス漏れ多発、道路・通信寸断などライフライン壊滅。

15:30 津波到来、那覇市内で推定潮位6~7m。

海岸から県庁周辺、久茂地、牧志、国道507号近辺は浸水と流出物により破壊。ガーブ川、安里川を越上した津波が与儀公園、栄町市場周辺まで浸水させる。住宅密集地や商店街区域で火災発生、消防車と水利が間に合わず燃え広がる。流出物が壺屋、大道まで押し寄せる。新都心の那覇市消防本部に災害対策本部設置。16:00 浸水地域から避難住民が神原、与儀、大道・松川小、真和志中に詰めかける。収容避難所の上間小学校は背後の急傾斜地崩落とともに倒壊、住民は入れない状況。17:00 津波被害の大きい国際通り以西からの負傷者や高齢者が続々と寄宮、松川に。日本赤十字病院、セントラル病院は負傷者や遺体であふれる。泉崎の県庁、那覇市役所とも1階浸水で孤立判明。那覇市民会館が遺体安置所に。20:00 330号線、507号線近隣の学校はどこも1000~2000人の避難者であふれる。高台の学校を目指し徒歩移動する避難者多数。ただし安里川、久茂地川の橋は流出。要介護者、病弱者、障がい者、妊婦など高台の小中学校に運び込まれる。道路の大半は倒壊物で通行不能。大道～首里、三原～繁多川、与儀～識名は大渋滞。小中学生の保護者への引き渡しほぼ終了。保護者のない児童多数、そのまま学校に。330号以西は食べるものが全くない。以東でもコンビニ、スーパー機能せず。

6月16日

6:00 浸水域のうち、水が引き始めた地域で孤立していた学校から高台に避難者が移動。

9:00 浸水地域から、330号線以東の小学校に続々と避難者が詰めかける。石田中学校、識名小学校の体育館を開放。首里高グラウンドが救援ヘリポートに。新都心の災害対策本部は遠く、市役所は浸水被害のため、真和志地区と連携できず。真和志庁舎は危険なため、繁多川公民館に真和志地区住民支援中間拠点化を打診。沖大に真和志地区学生災害ボランティアセンター本部設置、情報班・救援班が出動。10:00 繁多川公民館が真和志地区の中間支援拠点に。近隣から野菜や井戸水、資材提供。繁多川公民館、首里地区に後方支援拠点を要請、沖工・沖大を前線基地として連携。また与儀小・大道小を真和志地区の最前線基地（情報収集・公開拠点）として連携。

11:00 繁多川公民館、浸水地域からの避難民および近隣の倒壊住宅民に炊き出し開始。

繁多川公民館に沖大ボランティアセンターのブランチを設置し、近隣の情報収集と配食・給水情報を広報。

## 2 実験本番…災害想定に沿ったプランを元に炊き出し

沿岸部から大勢の避難者が高台を目指した場合、高台の公的機関や住民は対応すべきか。高台住民も建物倒壊などで被災する可能性がある中で、どう共助を行うのか。2回のワークショップでのプランを元に、6月16日に繁多川公民館で実験本番に臨んだ。チラシや口コミで来た一般参加者も含め200人が参加した。うち、当日の飛び込み住民を入れ50人が避難所運営側にまわった。保育園児20人、車イス利用者2人を含む5人の高齢者施設利用者の参加があった。

地域資源として公民館で栽培しているターンムと備蓄している薪、保管している大きなシンメー鍋4枚および地域の事業所から寄贈された野菜を活用した。災害時の公民館に求められる役割として、要援護者の安全確保まで実験を行った。

### (1) 役割と分担の決定

炊き出し実践は、地域住民20人・学生10人が次の4班に分かれ作業にかかった。

本部：全体統括、各班のボランチ・遊軍、マスコミ対応、安否確認問い合わせ対応。

受付班：場内および炊き出しの案内、要援護者のアセスメントと専門機関へのつなぎ。

生活支援班：要援護者に安心してもらえる環境づくりと誘導、専門ボランティア確保。

水調達班：短時間での水確保、再利用水の管理、トイレ用水の管理、炉など火の管理。

調理班：さまざまな避難者向けメニュー考案、炊き出し活動の指揮、食材調達と管理。



写真3 地域の共同井戸からターゲで水を運ぶ



写真4 公民館のアタイグワーで栽培しているタームとムジを活用



写真5 野菜を洗った水は捨てずに雑用水としてまとめ、トイレ用に貯めておく



写真6 豚汁をよそった後に食器を洗わないで再使用できるよう、ラップで包む工夫。阪神淡路大震災で自然に始まった



写真8 高齢者に教えてもらいながら子供たちが火起こし。薪は公民館が備蓄しているもの



写真7 「見える化シート」で現在の状況と「今足りていないもの」を可視化

(2) 炊き出しや避難者対応の状況を「見える化」  
班ごとに壁に張り出した模造紙「見える化シート」に「進行状況」「今足りないこと」を各班で  
隨時書き込んでもらった。本部スタッフが15分おきに各班を巡回し、「今困っていることはないですか」と声をかけてまわり、返ってきた声を記録。  
被災・避難者のニーズとともに、対応する側の二



写真9 振る舞い風景。スタッフは黄色とピンクの2種のガムテープで「役割」「名前」を表示

ズも「見える化」することで動ける人が足りないものを充足し、現場の混乱を極力抑えるためだ。スピーディかつ臨機応変に動く体制を整え、2次災害を防ぐねらいもある。ライフラインや物流が断絶した想定で、実践を通じ多くの気付きやデータを得た。



写真10 「現在の状況」「今足りないこと」を書き込んだ「見える化シート」で班ごとに課題の整理



写真11 班ごとに問題点や気づきを発表

### III 検証

#### 1 ふりかえり作業

翌週、沖縄大学の教室で検証グループワークを開催し、各班の検証結果を表2のような手順書にまとめた。作業手順と実践してみての気付き・留意点、公民館および地域にある資機材と保有状況、地域できることとして「今すぐできること」と「1~3年後でやるべきこと」を明確にした。



写真12 手順書作成ポイントと「地域で今すぐできること」「1~3年後にできること」の明確化

ができるか課題が残った。生活班との連携が重要だった。

- 実際にやってみないとわからない、見えてこない課題が多かった。「どうすればいい?」と聞く暇などなく、自己判断力が必要だった。災害状況下ではガムテープとマッキーマジックが非常に役に立つことなど、意外な学びもたくさんあった。



写真13 模擬避難所の受付風景。公民館の呼びかけで、乳幼児を抱いた母親や祖母も

**【生活支援班】**暑い中で多くの人が一緒に暮らす困難

- 要支援者が安心して休める場を作り、個別対応を意識した。受付との連携が一番の課題だった。豚汁は、特に高齢者には熱くて食べにくいことがわかった。停電状況の部屋は昼でも暗く、落ち着かない。ボランティアの看護師が血圧測定など対応したが、医療従事者のいないケースではどうするのか考えておく必要がある。要援護者の居場所と

検証で報告された各班の気付きは以下のとおり。

**【受付班】**現場では自己判断がすべて

- 来場者がどっと来たり、止まったりと波があった。
- 非常時の金銭管理の難しさを感じた。実際の災害ではもっとたくさんの人が来るかもしれません、対応

(表2)

2012.6.16 繁多川公民館×沖大まちづくりゼミ「シンメーナービで豚汁を」炊き出し実験 検証

## 給水班 作業手順

(2012.7.11 稲垣作成)

作業目標／実験・検証スタッフ

作業目標	短時間でなるべく多くの水を確保すること、調理用水や再使用のための雑用水管理
沖大ゼミメンバー	宮城有加里・中村春葵(法経学科3年)
地域メンバー	久高さん(繁多川アタイグワープロジェクト)、喜久川さん(相談センター)、嘉数さん(那覇市協働大使)、野原さん(CORe;) ほか

作業手順

手順	実践してみての気付き・留意点
1 水を運ぶ容器や道具を確保する ・今回はバケツとターグを併用	・ターグやバケツが足りなかった。 ・ベルト2つを輪状にしてバケツを運ぶ補助にするなど工夫
2 井戸に行く(坂の上にある井戸の利用を想定した)	・坂の上に井戸はなかった。帰りは坂を上ることになり、体力を消耗した
3 運搬(男3人、女3人で水を運んだ)	・ターグで運ぶ時の姿勢が大切。腰を垂直に保つ <b>【従事者雑感】</b> ・水を運ぶ体力と経験が必要 ・全員男性がよい。2回往復せずにすんだかもしれない。 ・バケツよりターグの方が楽だし、4倍運べる ・入れすぎるとこぼしてしまい、水と労力を無駄にしてしまう
4 運んだ水を大きい容器に移す	・大きい容器が足りないうえに、雑用水と飲用水の区別がつかなかった ・ガムテープにマジックで「飲用水」「雑用水」を書いたラベルを貼って区別することで解決
5 飲用・調理用の給水をシンメーナベに移す	・シンメーナベ1枚につき水 30 リットル(100 食分。鍋の内側にある線の部分まで)
6 シンメーナベの水および火の管理にまわる	・薪の火力だと、鍋の水 30 リットルは 20 分で沸騰した <b>【従事者雑感】</b> ・野菜から水分がかなり出ているようで、煮ても鍋の水分は減らなかった

資材に関する情報

資材	情報	保有状況・個数
ターグ	1斗缶(18リットル) × 2	
ポリバケツ		
井戸(カ一)	実験ではボージガーの水を使った。ウフガーはだめだった	使用できる井戸は集落内に5か所

水	今回は、野菜洗い用を含め190リットルを使用。うち調理には、豚汁300食分として飲食用備蓄水もしくは飲用給水(想定)110リットル使用。調理での1食あたりの水使用料は、約360ミリリットル。洗い水は、主にターンムの水洗いに使った	
一般ボランティア	地域住民で動ける人や学生(近隣高校生、沖大生)、避難住民の中で動ける人、いろいろ言ってくる人(潜在的に関わりを持ちたいケースあり)	

## 地域でできること

今すぐできること	1~3年でやるべきこと
湧水がいつでもキレイに使えるよう、管理しておく	得た学びを次の世代に受け継ぐ
知識と経験を積んでおく	小学校の総合学習で避難所シミュレーションする
地域のコミュニケーションを密にする	9月1日防災の日を「豚汁の日」にしよう!防災意識を高める。緊急時にこそ普段の行動ができるように
地域の事を理解する	
ターゲの使い方を練習しておく	

## 実験でわかった大きなポイント

水の運搬に関して	水を運ぶのは辛かったです。ワークショップでは坂を上ってくみに行き、下りを降りて運んでくることを想定して計画を立てましたが、実際には坂の上に井戸はありませんでした。ワークショップで考えると実際とは違うことを学びました。カートを使うことも想定したが、実際は道がでこぼこで、坂も多く無理だと思いました。作業場では、調理用の水道水と運んできた洗い用の雑用水とでポリバケツの区別がつかず、混乱しました。ガムテープにマジックで書いて区別しました(沖大ゼミ生・宮城有加里さん)
井戸について	繁多川の5つの湧水は、いつも水が使えるよう自治会で分担してきれいに管理していることを知っておいてください(繁多川住民・久高さん)

なった2階は1階の炊き出しで煙たく、食事を運ぶのも大変だった。気を使いすぎて居づらいという話や、甘いものが欲しいという話もあった。

- 非常に暑い状況で、うちわで風を送ると「暑いから気持ちいい」という高齢者と「寒いのでやめてほしい」という高齢者が同時に存在した。いろいろな人が狭いところで一緒に暮らなければならぬ避難所で、個別対応の難しさを感じた。



写真14 避難室の保育園児。「炊き出しの煙が煙たい」の声



写真15 停電・断水状況で、冷房のない室内で過ごす状況に高齢者は音をあげた

#### 【水調達班】机上で考えるのと実際は全く違う

- ・水を運ぶのは辛かった。ワークショップでは坂の上の井戸に水くみに行き、坂を下りながら運ぶつもりで計画を立てたが、使える井戸は坂の下だった。机上で考えるのと実際とは全く違うことを学んだ。スーパーにあるカートを借りて運ぶことも考えたが、実際は道がでこぼこで坂も多く、無理だと感じた。作業場では、調理用の水道水と運んできた洗い用の雑用水とでポリバケツの区別がつかず混乱した。ガムテープにマジックで書いて区別するようにした。
- ・繁多川の5つの湧水がいつでも使えるよう自治会で分担してきれいに管理しているところは、すごい。



写真16 バケツで水を運ぶ女子学生。水を運ぶことの大変さを身をもって知った

#### 【調理班】非常時の食のあり方、経験して初めてわかった

- ・限られた数の皿をどうまわしていくかが課題だった。食器を洗わないで済むように張ったラップの意味がうまく伝わらず、はがしてしまう人がいた。具を切る時、煮崩れしないよう大きく切った方がおいしいので、家でしている切り方をした。しかし、子供や高齢者のみなさんにとっては大きすぎて食べにくく、手をつけない人が多かったという現実を知った。こういうことは、経験して初めてわかるんだと痛感した。
- ・夏の豚汁は特に高齢者に不評だったが、夏場の食中毒を考えると他にどういうメニューがあるだろうか。沖縄の伝統的防災食「ソーミンタシヤー」がよいのではという話が出た。地域にあるものの活用で、公民館で栽培していたターンムとムジ（茎）を入れた。災害時に地域のものを食べると元気が出る反面、ターンムは皮をむく時かぶれるというデメリットがあることを知った。



写真17 災害時、具の切り方によっては高齢者や子供が口に入れられないことを実感した

#### 【本部】施設内と施設外の情報を把握するチームが必要

- ・本部と明示しているにも関わらず、マスコミが本部をスルーして避難者やスタッフを直接取材することがあった。実際の災害下では個人情報が錯綜し人権がおろそかになりがちで、写真撮影などマスコミに慎重な取材を求めることが必要。
- ・本部はクオーターバック（司令塔）&ボランチ

(遊軍・後方支援・兵站・効果的なパス供給) & 情報集積所 (スタッフ・避難者・マスコミなど) としての機能を持つ必要がある。本部に情報チームを組織し、班同志の連携につなげるような仕組みを考える必要がある。

#### IV 実験を通じてわかったこと

##### 1 夏場の炊き出しと避難所運営は、過酷である

###### (1) 夏場の豚汁は過酷である

停電時の真夏の豚汁炊き出しは、避難者特に高齢者にとっては極めて不評で、手をつけない人もいた。熱くて、子供たちも食べたがらなかつた。真夏で冷蔵庫も冷房もなく使える水に限界がある中で、食中毒の危険を避けながら避難者を元気付ける食を提供するにはどのような炊き出し食があるだろうか。少ない湯ができる沖縄の伝統料理「ソーミンタシヤー」がよいのでは、という声が出た。

煮崩れしないよう具は大きく切った方がおいしいと思い、家でのやり方を行ったところ子供や高齢者には大きすぎて口に入らなかつたことを知り愕然としていた女性がいた。平時と災害時とでは状況が異なることを、経験して初めてわかったと語った。高齢者や女性は断水等でトイレが不便なとき、汁物を避けたがることもわかつた。

###### (2) 夏場の狭い空間は過酷である

避難者は公民館2階の部屋で過ごした。停電を想定し、暑くて暗い中でいろいろな人が室内に長時間いることは精神的にも肉体的にも辛く、高齢者から「気を遣うのでしんどい」という声があがつた。

団扇で風を送ると喜ぶ高齢者もいる判明、「寒いのでやめてほしい」という高齢者もあり、体感温度は特に高齢者によって異なることが実感できた。冷房がある個室にいることが当たり前の沖縄では、停電時の避難所生活はかなり厳しいものになると考えられる。

停電でエレベーターが使えない設定のため、2階に設置した避難室に高齢者を誘導するのも食事を運ぶのも大変な苦労だった。上昇した炊き出しの煙が侵入して、咳き込む保育園児や高齢者も見られた。

###### (3) 夏場の水くみは過酷である

繁多川地区は地域で受け継がれてきた共同井戸を自治会が大事に管理しており、災害時も雑用水は困らない。問題は坂道が多いえ、道が凸凹で運び辛いことだった。また水は思ったよりも重いことを初めて実感した。高齢者や女性にはかなりの重労働だった。事前学習では、ある班が近くのスーパーから店内用のカートを借りてきて運べば楽だろうと考えたが、実際には道に段差が多く凸凹も多いためカートではとても運べないことがわかつた。

最も役に立つたのは、天秤棒の両端に1斗缶を固定した「ターゲ」と呼ばれる昔ながらの道具だった(写真3)。地域の資源や先人の知恵が災害時に非常に役に立つことを知つた。

##### 2 公民館の避難所運営で求められるマネジメント

###### (1) 臨機応変な個別対応の必要性

受付担当者は、「対応方法や、どこに連れていくべきいかなどを人に聞いているヒマはまったくなかった」。自分で考えて自分で判断し、ベストを尽くすしかないことを経験した。「個別対応」が必要であり、マニュアル頼みの対応は避難者の立場に立った支援につながらない。また、目の前の課題に率先して向き合える人材が必要であり、こうした「率先市民力」があるキーパーソンを地域で育てることが必要である。

###### (2) 「伝令」「ボランチ」の必要性

避難室での生活支援を対応した班は、受付との連携が極めて重要であることを特記した。現場で

は、班と班をつなぐ情報伝達チームや「伝令」の役割をする人が必要だった。スタッフとスタッフ、スタッフと避難者を上手に情報でつなぐことが必要で、サッカーでいえば「ボランチ」のような、全体を見渡しながら必要なところに的確なパスを供給できる機動力を持ったメンバーが必要である。

### (3) 情報の「見える化」の必要性

(2)の「伝令」「ボランチ」がより効率的に動くには、「誰が今何をしているか」「誰が何に困っているか」を人に聞かなくてもわかる状況が望ましい。避難者がスタッフに何かを依頼する時も、いちいち聞かずして見てわかる状態がベストである。これは、高齢者や障害者といった社会的弱者の対応で特に必要だった。壁に張り出した「見える化」シートに各班で現在の状況や「今足りていないこと」を随時書き出し、それに気づいた人が臨機応変に動くという仕組みは有効だった。また、メンバーは黄色のガムテープに名前を、ピンクのガムテープに役割を書いて胸や腕、背中に張ることで、自ら「私は〇〇をしている□□です」と名乗った。これは不審者対応やマスコミへの対応にも役立った。

## 3 事前学習から実験を通じての成果

### (1) リアルな災害設定=緊張感とモチベーションアップ

被災想定に地名や数字を盛り込んだこと、地域の住民と事業者、学生が顔を突き合わせながら避難状況の予測や支援プランを立てたことが、緊張感に富んだ実験につながった。防災訓練をより実践的に行うには、実技の前後にどれくらい考える時間をとるかで住民や地域への浸透が異なることが実感できた。

役割・現状・課題の「可視化」が有効だった。今どういう役割の人が何をしているかがわかると本部もスタッフもボランティアは自主的かつ率先して動くことができ、避難者の安心につながった。

### (2) 地域つながりの組み合わせ=地域力アップ

地域の高齢者が持つ知恵と行動力を役立て、地域の事業所などにどう主体的に参加してもらうかがポイントだった。地域でのネットワークと資源および情報を持つ公民館と、若い力の動員力があり体系化された知識や情報を供給できる大学が手を組むことで、次の優位性を生かしながら弱みを補完し合い、地域力の向上につながるといえる。

#### \*繁多川公民館の優位性

- ・地域の自治会、高齢者施設、保育園、民生児童委員、地域相談センター、事業所などへの声掛け。
- ・アタイグワー野菜や井戸水、シンメーナベなど伝統的な民具や地域資源の活用。

#### \*沖縄大学の優位性

- ・地域の「知の資源」、若い力、学術的取り組み、地域住民の学びの場など供給。
- ・コーディネート力、検証力、体系化・モデル化といった、客観的かつ学術的関わり。

## 4 課題と今後

沖縄では公民館が指定避難所になっていないことが多く、公民館の地域防災への関わり方に温度差がある。住民にとって公民館は学校と同じように地域のセンターや安全地帯のイメージがあり、災害時は多数の住民が逃げ込むことは間違いない。行政直営公民館や自治公民館に限らず、災害時に果たすべき公民館の役割を職員が考える機会を設け、講座や資金で中央公民館とより積極的な連携を行っていく必要がある<sup>xi</sup>。

過去の大震災では公民館同様に大学にも多数の住民が逃げ込んでいるが、災害時における大学の役割についての認識では住民との間に誤差がある。大学にも平時から救助や避難の拠点になりうる体制づくりが必要であるとともに、災害時にボランティア学生を動員できるコーディネーターとしての教職員の育成が求められる。地域と一緒に防災コミュニティづくりを行える体制づくりも必要だ。

## おわりに

今回、災害時の取り組みには経験則やマニュアルだけでは対応が難しいこと、「やってみて初めてわかる」ことが数多くあることに、参加した多くの住民が気付いただけでも成功だった。タスクゴール（達成目標）と同時に、プロセスゴール（気づきの目標）を明確にしていくことの大切さを改めて感じた。

大津波が発生した場合、繁多川地域は浸水が予想される地域と首里など高台平坦地の間にあり、中間支援的なポジションに立つことになる。今後は、若狭など低地の被災最前線や首里・新都心など後方支援拠点となる場所での実験を中間拠点の?多川公民館と連携しながら行うことや、巨大台風時の対応についての実験を行っていく必要がある。同時に、?多川公民館ではこの取り組みを継続し、気づきを地域に残していくことが求められる。

## 注

<sup>i</sup> 沖縄大学で、将来地域でリーダーシップを持てる人材を育てようと、2010年度から開講。

<sup>ii</sup> 「平成23年版防災白書」では、東日本大震災では死者の65%、阪神淡路大震災では58%が60歳以上である。近年の豪雨災害でも、犠牲者の大半を高齢者が占めている。

<sup>iii</sup> 「平成22年版消防白書」。

<sup>iv</sup> 森谷亮「わが国における自治体行政と地域住民組織（町内会）の現状」（2002年）。稻垣暁「災害時の情報伝達とコミュニティFMの可能性－沖縄での災害時メディアのあり方を考える－」『地域研究第10号』（2012年9月、沖縄大学地域研究所）。

<sup>v</sup> 2011年に行った宜野湾市伊佐地区自主防災組織へのヒアリングでは、2007年に避難訓練のモデル地区に指定された際に自治会を中心に防災訓練を行い2010年には自主防災組織を結成したが、自治会加入率減少や参加者の高齢化、固定化が進んでおり活動に不安があるという。

<sup>vi</sup> 「月刊公民館2012年3月号」（社団法人全国公民館

連合会）の特集「東日本大震災から1年」では、被災地公民館へのヒアリングから「日ごろ住民がよく利用していた公民館だからこそ、非常時の災害時でもうまく運営できたこと、公民館が日ごろの活動を生かした『避難所だより』の発行や避難者の心を癒す活動などの取り組み、公民館の普段の『絆』を築く活動が災害時にも役だったことなどを聞くことができた」とまとめている。平時からの公民館のあり方として「避難所開設の訓練も必要。より実践的な訓練を積んでいれば、心細い思いで避難してこられる市民の方を的確にサポートできる」（宮古市中央公民館館長）。そのためには、日ごろから実践的な訓練を積んでおくべきだという。

<sup>vii</sup> 同公民館は、「N P O 法人なはまちづくりネット」が那覇市からの委託で運営する。市民向け講座のほか、地域住民との協働作業を通じた人材育成や地域資源の開発など、先駆的な取り組みを行ってきた。代表的なものに「あたいぐわープロジェクト」（自治会や学校と連携して在来の大豆を育てる）、「すぐりむん」（その大豆を使って豆腐を作る住民などを地域のスペシャリストとして認定）などがある。

また、街路樹のクチナシを使った染物や「パナマ帽編み」再現など、さまざまな活動を通じて住民との双方向のつながりを保ち、地域の拠点としての役割を發揮している。地元自治会も昔から地域にある井戸など伝統的な生活文化の資源を大切に管理したり、これら生活文化財のマップを作ったりするなど、公民館と一体となって歴史・文化や景観の保存、住民つながりに尽力している。

<sup>viii</sup> 阪神淡路大震災（避難者数31.7万人）と東日本大震災（同33万人）が雪の舞う冬場の、新潟県中越地震（同10.3万人。いずれも最大値）が晩秋の発生だった。また、台風や豪雨災害では被災者がびしょ濡れになって震えている映像イメージが強い。これらの印象が、夏場の炊き出しについてあまり議論されない素地になっていると考えられる。実際のところ、特に湿度が高い沖縄の夏場で災害が発生した場合の炊き出し

では、食材の腐敗や病原菌によるもののほか仮設トイレ等の衛生状態の悪さが避難所での食中毒集団発生や感染を引き起こす可能性がある。また、断水・停電下での暑さによる食欲低下や脱水症状で炊き出しに手をつけないことで、さらに体調を悪化させる避難者が多く出ることも考えられる。衛生管理やメニュー選択など、夏場の炊き出しには検討すべき課題は多い。

<sup>ix</sup> 那覇市が平時から地域活動に率先して従事している市民を選定しているもの。

<sup>x</sup> 被害想定は、昨年3月11日に石巻市の高台部分に開設された避難所の状況と、阪神淡路大震災時の神戸の状況から想定した。

<sup>xi</sup> 「月刊公民館2012年3月号」（社団法人全国公民館連合会）の特集「東日本大震災から1年」で、石巻市教育委員会生涯学習課の坂本忠厚氏が体験して「公民館職員として身につけておくべきと感じた知識、技能」として次の3点を上げている。

- ① 命を守ること…最低限の救急法、避難経路や避難場所など重要な地理。
- ② 施設を守ること…備品管理、ロープワークやテント・タープの設営方法。
- ③ 避難所として維持すること…基本的な避難所運営のノウハウ、地域を知る。

## 編集後記

『地域研究』最新号をお届けいたします。ご寄稿いただいた皆さんに心より感謝申し上げます。

〈3・11〉以後、昨年の政権交代を含め、日本は大転換の時期にあたっているとしばしば言われます。しかし、変わらないことは、また、そうした変動によってさらに浮き彫りになっているのは、ごく普通の、いわば生活者の視点で社会を、そして世界を見る姿勢の重要性です。

大震災における被災、あるいは放射能被災によって、報道によれば30万を超す人びとが故郷を離れ、もしくは元の場所に戻ることが叶わない状況のまま、震災以来二度目の冬を迎えたとされています。3月初旬、沖縄大学を訪れた福島原発訴訟団の団長である武藤類子さんは、沖縄に避難された福島の友人の方々と再会し、「よく今日の日まで、生きていてくださいました」と声をかけられました。その言葉の向こうには、震災や放射能被災の被害が一時的なものでは決してなく、多くの生活者の生活基盤を破壊し、経済的なことだけでなく、精神的にも苛酷な条件をもたらし続けているという現実が想像されました。マスメディアからはかき消され、政策から取り残され、あるいは国家と資本の威信によって人びとの尊厳が奪われているということが、福島の人びとを深く傷つけているのではないかと感じたところです。

では、大きな声を出せば、そうした権力や国民の無関心や無視、傲慢さを変えることができるのか、そんな冷笑的な声も聞こえています。しかし、武藤さんは尚、「声を上げ続けよう」と呼びかけておられました。その姿勢に強くうたれると同時に、その言葉の重さに言葉を失いました。沖縄では、この問いは多くの人にとって、ときに心に浮かび、しかしまともに答えようとすれば全身を駆け巡るような怒りがわくか、あるいは無力感を避けようともがくか、とにかく、ある種の葛藤をもたらさずにはいないと思います。武藤さんのスピーチは深いところで沖縄の社会と共振するものだったのではないかと想像します。

韓国を代表する知識人で文学者の白楽晴さんは、東アジアの平和の条件、とりわけ、ご自身が深くかかわっておられる朝鮮半島の分断体制の克服の文脈として、韓国の内面的な民主主義の発展が南北関係の平和的状況を押し上げると主張しています。白さんは、一人ひとりの生活者の望む安寧の確保こそが、迂遠なようであっても、社会全体の安定をもたらし、結果として北朝鮮との敵対関係を変化させる鍵となると述べています。この場合、安寧とは、物質的豊かさという以上に、「安心して暮らす」ための条件のことです。「福祉」という言葉もそこに関連するでしょう。

現在、東アジアは、中国大陸、そして、中露やヨーロッパとの経済関係が活発化する北朝鮮も含め、物質的な面では、世界で最も高い生産力と市場をもつ地域です。しかし、そうした経済面とは対照的に、実際には朝鮮半島のみならず、日本（日米安保体制）と諸国家間の軍事外交的緊張は高い状態です。白楽晴さんの言う、安寧、すなわち「安心して暮らす」条件とは、単なる経済発展よりも包括的で全体的なものであり、ごく普通の生活者が国家や資本、軍事の剥き出しの暴力に晒されないというものです。白さんの言葉から、東アジア、とくに日本は、見た目は豊かではあっても、その実、政治と外交は本当に貧しい状態です。他方、武藤類子さんらが「取り返そう」とするのは、白楽晴さんの言葉で言えば、安寧に重なると思います。

生活者の視点とは、必ずしも生活者や民衆がすべて正しいとすることではありません。むしろ、権力から遠いところにいる人びとの立場を想像し、社会や世界を脱中心化して、人びとの安寧を考えることだと思います。権力や中央の視点ではない、中心と周辺という不均等な関係をひっくり返して見るヴィジョンということです。沖縄の視点のなかに、福島だけでなく、東アジアや世界に貢献するところがあるとすれば、そうした脱中心化の想像力も含まれるだろうと思います。

若林千代（編集委員）

# 『地域研究』投稿規定

## 1. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および本誌編集委員会が投稿を依頼した者とする。

## 2. 投稿原稿

投稿原稿は、原則として琉球列島およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告　—現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など
- (5) その他　—書評、資料紹介、翻訳など

## 3. 投稿の採否

投稿の採否については編集委員会が決定するものとする。

## 4. 査読

投稿の採否について、とくに2に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取扱いについては別途定める。

## 5. 原稿の執筆

- (1) 原稿は、日本語または英語で書かれたものに限る。
- (2) 原稿は、執筆要項にしたがってワードプロセッサーで作成し、記録したCDおよび印刷された原稿2部に投稿票を添付して編集委員会宛に送付する。
- (3) 原稿の種分けの最終的な決定は本研究所がおこなう。
- (4) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (5) 掲載された論文等は、本研究所ウェブページにおいて、PDFファイルで公開される。

## 6. 抜刷

抜刷は30部を執筆者に提供する。これを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

## 7. 原稿送付先

〒902-8521 沖縄県那覇市字国場555

沖縄大学地域研究所 『地域研究』編集委員会宛

(tel : 098-832-5599 fax : 098-832-3220 e-mail : chiken@okinawa-u.ac.jp)

## 8. 規程の改廃

本規程の改廃については、編集委員会が決定し、本研究所運営委員会の承認を経たうえでおこなう。

## 附則

本規程は、2009年10月1日より施行する。

# 『地域研究』執筆要項

## 1. 使用する言語

日本語または英語のみとします。それ以外の言語による場合は、日本語あるいは英語による全訳をつけて下さい。

## 2. 表題と著者名

和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。

## 3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ

### (1) 要旨

原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。

### (2) 要約

和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。

### (3) キーワード

各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。

### (4) 原稿の長さ

原稿の長さは、基本的に以下の範囲内とします（いずれも400字詰原稿用紙換算。表題、図表、注、文献リスト、和文要約を含みます。要旨、要約は字数に含みません）。

#### （400字詰原稿用紙換算）

- ・「論文」：50枚
- ・「研究ノート」「判例研究」「調査報告」：30枚
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：15枚

## 4. 書式

原稿の書式は以下の原則に従って下さい。

- 原稿はA4判の用紙を使って、各頁には、通し番号を明記して下さい。
- 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
- 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
- 原稿は印刷されたものを2部作成し、データCD、投稿票とともに提出して下さい。その際、注および図表の位

置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書きして下さい。また使用したハードウェア、ソフトウェア、外字や特殊機能の有無を通知して下さい。

## 5. 表記法

- 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。. . 。( ) = などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- 節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1. (1) のように記して下さい。
- 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク（Freiburg）」のように記して下さい。
- 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合は、「昭和63年（1988年）」のように記して下さい。

## 6. 図表、写真

- 図表、写真是そのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい（図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます）。
- 図表の頭に、「図1 世界の人口（1992年12月末現在）」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「（出典）厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- 図表、写真的挿入位置を原稿中に明記して下さい。

## 7. 注、文献引用

- 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名（発表年）」を記して下さい。文献リストは、著者名（五十音順もしくはアルファベット順）、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

## 8. 校正

著者校正を1回行います。（万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります）。

## 9. お問合せ

ご不明の点は、地域研究所事務局にご連絡下さい。

※原稿番号：\_\_\_\_\_

## 『地域研究』投稿票

発送日： 年 月 日

※受付日： 年 月 日

※は編集委員会記入

著者名(連名の場合は全著者について)

① 和文

② 英文

所属(連名の場合は全著者について)

表題

① 和文

② 英文

柱用表題 (20字以内)

(ページ上部に記載される原稿タイトルです)

原稿の種分け(著者希望)

- 1. 論文
- 2. 研究ノート
- 3. 判例研究
- 4. 調査報告
- 5. その他 ( )

著者連絡先

住所：〒

氏名：

Tel: Fax:

E-mail:

著者紹介 (執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mail を執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。)

著者名：

- ①
- ② 〒

- ③

注) 1) 原稿は執筆要項にしたがって、作成してください。

2) 原稿は印刷されたものを2部作成し、データCD、本投稿票とともに下記へ送付してください。

送付先：〒902-8521 那霸市国場555 沖縄大学地域研究所 編集委員会

Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chiken@okinawa-u.ac.jp

## 『地域研究』 No.11

編集委員長 緒方 修（沖縄大学・地域研究所所長）

発 行 日 2013年3月

発 行 沖縄大学地域研究所  
〒902-8521 沖縄県那覇市字国場555  
電話 (098)832-5599  
FAX (098)832-3220  
E-mail : chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本 株国際印刷  
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9  
電話 (098)857-3385  
FAX (098)857-3892  
E-mail : kokusai@herb.ocn.ne.jp

# **Regional Studies No. 11**

## The Institute of Regional Studies, Okinawa University

---

### **March 2013**

## **CONTENTS**

### **Articles**

An examination of the role of local government for mainstreaming biodiversity —Focusing on the development of local biodiversity strategy by Okinawa prefecture— .....	1
Vern Sneider's <i>The Teahouse of the August Moon</i> —A Lesson Disregarded by the U.S. Military Government— .....	17

### **Reports**

An Essay on the Poverty in Okinawa —Welfare Aided Society and "Alternative Modernities" in Postwar Okinawa— .....	35
Follow up survey of the deaf students by congenital rubella syndrome —Focus on students' lives of Okinawa university — .....	43
An analysis of Okinawan commercial enterprises .....	53
A Survey of recent studies on the rural land ownership of China (2) .....	63

### **Field Notes**

Blue Crab Fisheries in Visayan Sea, Philippines .....	75
Interaction of Human and Environment in Okigahamada, Anno, Nishinomote-shi, Tanegashima Island, Ryukyu Archipelago, Japan —From Mr. Mitsuo Mochida's story— .....	87
Notes on an interview of useful plants in Nakachi, Kume Island .....	95

### **Cooperation Study Notes**

The participation in the regional activities and its meaning for the male baby boomers in Okinawa .....	101
--	-----

### **Practical Study Notes**

Practice of the community planning based a disaster prevention & welfare by the public hall and a university —Report of social experiment for distribution-of-cooking— .....	119
--	-----